令和８年　２月２４日開会

令和８年　３月２６日閉会

令和８年　第　１　回
大分県議会定例会会議録

大　分　県　議　会

日 程 と 目 次

会期３１日間〔本会議９日間、休会２２日（議案調査３日、委員会９日、議事整理１日、県の休日９日）〕

月　日	曜	議　　事	ページ
２．２４	火	**本　　会　　議（第１号）**	
		１　清水労働委員会会長の就任挨拶……	1
		１　鈴木教育委員会委員の再任挨拶……	2
		１　岡田教育委員会委員の再任挨拶……	2
		１　平松警察本部長の就任挨拶……	2
		１　開会……	2
		１　諸般の報告（令和７年度の行政監査結果、１２月及び１月の例月出納検査結果、議員派遣報告）……	2
		１　会議録署名議員の指名……	2
		１　会期決定の件……	2
		１　第１号議案から第５１号議案まで及び第１号報告を一括議題……	2
		１　佐藤知事の提案理由説明……	4
２．２５	水	休会（議案調査のため）	
２．２６	木	休会（議案調査のため）	
２．２７	金	**本　　会　　議（第２号）**	
		１　第５２号議案から第６２号議案までを一括議題……	13
		１　佐藤知事の提案理由説明……	14
２．２８	土	休会（県の休日のため）	
３．　１	日	休会（県の休日のため）	
３．　２	月	休会（議案調査のため）	
３．　３	火	**本　　会　　議（第３号）**	
		１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案までを一括議題……	17
		１　猿渡議員（日本共産党）の質疑……	18
		・令和７年度一般会計補正予算（第５号）について	
		１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案までを所管の常任委員会に付託……	21
		１　付託表……	21
３．　４	水	**本　　会　　議（第４号）**	
		１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案までに対する各常任委員長の報告……	24
		１　今吉福祉保健生活環境委員長の報告……	24
		１　小川商工観光労働企業委員長の報告……	24
		１　森農林水産委員長の報告……	24
		１　阿部（長）土木建築委員長の報告……	24
		１　清田文教警察委員長の報告……	25
		１　太田総務企画委員長の報告……	25
		１　猿渡議員の討論……	25

		1　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案、第５２号議案から第５９号議案まで及び第６２号を委員長の報告のとおり可決… 26 1　第６０号議案及び第６１号議案を委員長の報告のとおり可決…… 26 1　代表質問…… 26 1　麻生議員（自由民主党）の質問…… 26 ・県政の基本方針について ・防災・減災対策について ・医療提供体制の確保について ・経済成長に向けた政策展開について ・農林水産業の成長産業化について ・地域の元気づくりについて ・交通政策について ・今後の高校教育の在り方について
３．　５	木	**本　　会　　議（第５号）** 1　代表質問…… 47 1　高橋議員（県民クラブ）の質問…… 47 ・県政運営について ・県民生活の安心・安全について ・防災・減災について ・中小企業におけるＤＸの推進について ・本県の農業戦略について ・教育行政について ・スポーツの振興について ・手話通訳者の確保・育成について ・横断歩道での運転マナーの向上について 1　戸高議員（公明党）の質問…… 62 ・大分県の未来像について ・商工観光労働行政について ・サイバーセキュリティ対策について ・環境政策について ・防災対策について ・農林水産物の輸出促進について ・文化財の保護について ・警察行政における諸課題について ・教育行政における諸課題について ・地域公共交通計画の改定について ・がん対策について

３．　６	金	**本　　会　　議（第６号）** １　一般質問及び質疑…… 81 １　穴見議員（自由民主党）の質問…… 82 ・佐賀関大規模火災について ・救急安心センターについて ・大分こどもまんなかプランについて ・産業振興について ・産業競争力の強化に向けた道路ネットワークについて １　玉田議員（県民クラブ）の質問…… 92 ・地方分権について ・ＴＳＭＣ進出を契機とした振興策について ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについて ・地域福祉の推進について ・農業振興について １　中野議員（自由民主党）の質問…… 104 ・社会的養育の推進について ・防災・減災対策について ・県勢の発展に向けた取組について ・県有施設における諸課題について １　吉村（哲）議員（公明党）の質問…… 114 ・誰もが安心して暮らせる社会づくりについて ・「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進について ・教育現場における諸課題について ・大分市東部地域の道路整備について
３．　７	土	休会（県の休日のため）
３．　８	日	休会（県の休日のため）
３．　９	月	**本　　会　　議（第７号）** １　一般質問及び質疑…… 125 １　御手洗（朋）議員（県民クラブ）の質問…… 126 ・多様性が尊重される社会について ・中九州横断道路について ・障がい者活躍日本一について ・貧困への対応について ・ＳＮＳを利用した児童生徒間の性暴力への対応 ・若年層の投票率向上 １　阿部（長）議員（自由民主党）の質問…… 138 ・一次産業の振興について ・障がい者活躍日本一の取組について ・企業誘致について ・クラサスドーム大分へのアクセスについて １　佐藤議員（無所属の会）の質問…… 149 ・防災対策について

		・国東半島地域の振興について ・豊後高田地域の防災対策工事について １　小川議員（自由民主党）の質問…… 159 ・きめ細かな対応が必要なこどもたちへの支援について ・次世代人材の育成について ・農林業の振興について ・小規模集落等の生活用水の確保について
３．１０	火	**本　　会　　議（第８号）** １　諸般の報告（人事委員会の意見聴取結果）…… 171 １　一般質問及び質疑、委員会付託…… 172 １　宮成議員（自由民主党）の質問…… 172 ・中九州横断道路を生かした大分県づくりについて ・持続可能な市町村行政運営について ・農林水産業の成長産業化について ・芹川のかわまちづくりについて １　堤議員（日本共産党）の質問…… 182 ・憲法第９条について ・災害対策について ・部落差別解消施策について ・中小企業等への賃上げ支援について ・教職員の働き方改革について １　福崎議員（県民クラブ）の質問…… 195 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組について ・公契約条例について ・空き家の適正管理について ・公共交通について ・道路環境について ・県職員のヘルメット着用について １　今吉議員（自由民主党）の質問…… 205 ・世界から選ばれるおおいたについて ・空き家の利活用について ・青少年の健全育成について ・安全・安心な道路環境について ・歯科健診について １　第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告を所管の常任委員会に付託…… 216 １　付託表…… 217 １　特別委員会設置の件…… 218 １　予算特別委員会を設置し、第１号議案から第１３号議案までを付託…… 218 １　予算特別委員の選任…… 219

３．１１	水	休会（予算特別委員会のため）
３．１２	木	休会（予算特別委員会のため）
３．１３	金	休会（予算特別委員会のため）
３．１４	土	休会（県の休日のため）
３．１５	日	休会（県の休日のため）
３．１６	月	休会（予算特別委員会のため）
３．１７	火	休会（予算特別委員会のため）
３．１８	水	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）
３．１９	木	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）
３．２０	金	休会（県の休日のため）
３．２１	土	休会（県の休日のため）
３．２２	日	休会（県の休日のため）
３．２３	月	休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため）
３．２４	火	休会（予算特別委員会のため）
３．２５	水	休会（議事整理のため）
３．２６	木	**本　会　議（第９号）** １　諸般の報告（２月の例月出納検査結果、１３４か所の定期監査結果、７か所の臨時監査の結果、令和７年度包括外部監査結果）…… 222 １　第１号議案から第１３号議案までに対する予算特別委員長の報告…… 222 １　堤議員の反対討論…… 223 １　森議員の賛成討論…… 226 １　成迫議員の賛成討論…… 229 １　第２号議案、第４号議案から第８号議案まで、第１１号議案及び第１２号議案を委員長の報告のとおり可決…… 231 １　第１号議案、第３号議案、第９号議案、第１０号議案及び第１３号議案を委員長の報告のとおり可決…… 231 １　第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案、１号報告、継続請願１５に対する各常任委員長の報告…… 231 １　今吉福祉保健生活環境委員長の報告…… 231 １　小川商工観光労働企業委員長の報告…… 232 １　森農林水産委員長の報告…… 232 １　阿部（長）土木建築委員長の報告…… 232 １　清田文教警察委員長の報告…… 232 １　太田総務企画委員長の報告…… 233 １　猿渡議員の討論…… 233 １　第１４号議案から第１８号議案まで、第２０号議案、第２１号議案、第２５号議案、第２６号議案、第２８号議案、第２９号議案、第３１号議案、第３３号議案、第３７号議案から第３９号議案まで、第４２号議案から第４４号議案まで、第４６号議

			案、第４７号議案、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告を委員長の報告のとおり決定…… 235
		1	第１９号議案、第２２号議案から第２４号議案まで、第２７号議案、第３２号議案、第３４号議案から第３６号議案まで、第４０号議案、第４１号議案及び第４５号議案を委員長の報告のとおり可決…… 235
		1	継続請願１５を委員長の報告のとおり不採択…… 235
		1	第６３号議案を議題…… 235
		1	佐藤知事の提案理由説明…… 235
		1	第６３号議案に同意…… 235
		1	議員提出第１号議案（脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書）を議題…… 236
		1	澤田議員の提案理由説明…… 236
		1	議員提出第１号議案を可決…… 236
		1	委員会提出第１号議案（大分県議会会議規則の一部改正について）を議題…… 236
		1	御手洗（吉）議会運営委員長の提案理由説明…… 237
		1	委員会提出第１号議案を原案のとおり可決…… 237
		1	常任委員の選任…… 237
		1	議会運営委員の選任…… 238
		1	諸般の報告（各委員会の正副委員長互選結果）…… 238
		1	議員派遣の件…… 238
		1	堤議員の反対討論…… 239
		1	閉会中の継続調査の件…… 239
		1	副議長辞職の件…… 240
		1	副議長の選挙…… 241
		1	森副議長の就任承諾及び就任挨拶…… 241
		1	大友前副議長の退任挨拶…… 242
		1	閉会…… 242
付		1	継続請願…… 243

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第１号）

令和８年２月２４日（火曜日）

議事日程第１号

令和８年２月２４日
午前１０時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期決定の件
第３　第１号議案から第５１号議案まで及び第１号報告
（議題、提出者の説明）

本日の会議に付した案件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期決定の件
日程第３　第１号議案から第５１号議案まで及び第１号報告
（議題、提出者の説明）

出席議員　４３名

議長	嶋　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　学		御手洗吉生
	桝田　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　誠一		井上　明夫
	木付　親次		三浦　正臣
	古手川正治		元吉　俊博
	麻生　栄作		阿部　英仁
	御手洗朋宏		福崎　智幸
	吉村　尚久		若山　雅敏
	成迫　健児		高橋　肇
	木田　昇		二ノ宮健治
	守永　信幸		原田　孝司
	玉田　輝義		澤田　友広
	吉村　哲彦		戸高　賢史
	猿渡　久子		堤　栄三
	末宗　秀雄		佐藤　之則
	三浦　由紀		

欠席議員　なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
公安委員長	久家　里三
人事委員長	和田　久継
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	清水　立茂
総務部長	若林　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
財政課長	小野　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時

嶋議長　皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、先般就任されました清水立茂労働委員会会長ほか２名の方々から御挨拶があります。清水立茂労働委員会会長。

清水労働委員会会長　２月１９日付で労働委員会会長に就任いたしました清水立茂でございま

す。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

嶋議長　鈴木恵教育委員会委員。

鈴木教育委員会委員　２月１日付で再任されました鈴木恵です。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

嶋議長　岡田豊弘教育委員会委員。

岡田教育委員会委員　昨年１２月２２日付で教育委員会委員に再任されました岡田豊弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

嶋議長　次に、先般新たに警察本部長に就任された平松伸二警察本部長から御挨拶があります。

平松警察本部長　１月２３日付で警察本部長を拝命いたしました平松伸二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

――――――→…←――――――

午前１０時３分　開会

嶋議長　ただいまから令和８年第１回定例会を開会します。

――――――→…←――――――

嶋議長　これより本日の会議を開きます。

――――――→…←――――――

諸般の報告

嶋議長　日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定により、令和７年度の行政監査の結果について、また、同法第２３５条の２第３項の規定により、昨年１２月及び本年１月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、会議規則第１２５条第１項ただし書の規定により、お手元に配付の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

――――――→…←――――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第１号により行います。

――――――→…←――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

嶋議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、後藤慎太郎議員及び木田昇議員を指名します。

――――――→…←――――――

日程第２　会期決定の件

嶋議長　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から３月２６日までの３１日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は３１日間と決定します。

――――――→…←――――――

日程第３　第１号議案から第５１号議案まで及び第１号報告

（議題、提出者の説明）

嶋議長　日程第３、第１号議案から第５１号議案まで及び第１号報告を一括議題とします。

――――――→…←――――――

第　１号議案　令和８年度大分県一般会計予算
第　２号議案　令和８年度大分県公債管理特別会計予算
第　３号議案　令和８年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
第　４号議案　令和８年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第　５号議案　令和８年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
第　６号議案　令和８年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第　７号議案　令和８年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第　８号議案　令和８年度大分県県営林事業特別会計予算
第　９号議案　令和８年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
第１０号議案　令和８年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
第１１号議案　令和８年度大分県病院事業会計予算

第１２号議案　令和８年度大分県電気事業会計予算
第１３号議案　令和８年度大分県工業用水道事業会計予算
第１４号議案　包括外部監査契約の締結について
第１５号議案　大分県公告式条例の一部改正について
第１６号議案　大分県公益認定等審査会条例の一部改正について
第１７号議案　職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
第１８号議案　特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について
第１９号議案　大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
第２０号議案　大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
第２１号議案　大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
第２２号議案　大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第２３号議案　大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第２４号議案　大分県国民健康保険条例の一部改正について
第２５号議案　権利の放棄について
第２６号議案　大分県男女共同参画計画の策定について
第２７号議案　おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第２８号議案　大分県環境影響評価条例の一部改正について
第２９号議案　大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について
第３０号議案　大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について
第３１号議案　大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止について
第３２号議案　大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３３号議案　令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
第３４号議案　大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３５号議案　大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３６号議案　大分県漁港管理条例の一部改正について
第３７号議案　令和８年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
第３８号議案　工事請負契約の変更について
第３９号議案　大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
第４０号議案　大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４１号議案　河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について
第４２号議案　海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について
第４３号議案　大分県港湾施設管理条例の一部改正について
第４４号議案　港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について
第４５号議案　工事請負契約の変更について
第４６号議案　大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について
第４７号議案　工事請負契約の変更について

第４８号議案　大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
第４９号議案　大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について
第５０号議案　大分県地方警察職員定数条例の一部改正について
第５１号議案　大分県暴力団排除条例の一部改正について
第　１号報告　令和７年度大分県一般会計補正予算（第４号）

――――――→…←――――――

嶋議長　提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。令和８年第１回定例県議会の開会にあたり、県政執行の方針とともに、ただいま上程されました諸議案の説明を申し上げ、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

社会経済を取り巻く環境は、人口減少の進行や人手不足の深刻化に加え、物価上昇と賃上げの動きが同時に進み、先端技術が社会構造を急速に変えつつあるなど、大きな転換期のただ中にあります。また、国際情勢においても、不確実性が高く、先行きを見通すことは容易ではありません。

こうした中、国は、物価高への対策や国土強靱化、成長分野への投資などを通じ、新しい時代を切り開く施策を積極的に進めようとしています。本県においても、国の動きと連携しつつ、観光や物づくり、農林水産業といった基幹産業の振興に加え、災害対応力の強化や未来を担う人材の育成など、地域の将来を左右する課題に正面から向き合い、県民生活の安心確保と成長の土台づくりを進めていく必要があります。

社会経済が大きく変化し、地域が直面する課題が重なり合う中、私は、知事就任以来、県政が進むべき方向を定める上で、現場を自分の目で見ることが何より大事であると考え、ふれあい対話などを重ね、各地に足を運び続けてきました。その中で、地域の活性化に尽力されている方々や、中小企業の現場で活躍されている皆様、さらには、地域福祉や農林水産業を支える担い手の方など、多くの県民の声に直接耳を傾けてまいりました。

そこでは、日々の暮らしや事業活動に対する不安とともに、本県の将来に期待を寄せ、挑戦を続けようとする思いも数多く伺っています。こうした声を県政にしっかり反映し、安心・元気・未来創造ビジョン２０２４に掲げた施策を軸として、県民が安心して暮らし、意欲を持って活躍できる大分県づくりに全力を挙げてまいります。

以上の考えの下で編成した令和８年度一般会計当初予算案は、喫緊の課題である物価高騰対策を充実するとともに、ビジョン２０２４の実現を加速させるための諸施策を積極的に盛り込んだ結果、予算総額として過去最大となる７，３００億５，８００万円、前年度当初予算と比較しますと３．９％の増としたところであります。また、必要な取組を強力に推進するために設けたおおいたビジョン加速枠には、過去最大となる昨年度と同規模となる３４億円を計上しています。

他方、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加に加え、官民を通じた人件費の上昇、県土強靱化の推進や金利動向を背景とした公債費の増嵩など、義務的経費の負担は一層重みを増しています。

このため、予算編成にあたっては、事業の必要性や効率性を改めて精査し、既存施策の見直しや重点化を通じて、限られた財源の有効活用を徹底するなど、財政規律を重視したところであります。あわせて、国の交付金や有利な財源の最大限の活用により、財政調整基金の取崩しは、可能な限り抑制しています。また、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高についても、引き続き目標を堅持できるよう、適切な管理に努めています。

県財政を取り巻く状況は、引き続き様々な動向を見極めていく必要がありますが、不断の点検と改善を重ねながら、財政の健全性を確保しつつ、将来への投資と県民生活を支える施策を着実に推進してまいります。

以下、予算案について、新規、重点事業を中

心に、その概要を説明申し上げます。

まず、足元の大きな課題である物価高騰への対応についてであります。

今回の予算編成にあたっては、各事業において、物価の影響を丁寧に見極めた上で、必要な見直しを行ったところです。例えば物価上昇で支援効果の減少が懸念される事業については、補助上限額を引き上げ、実効性の確保を図っています。加えて、施設の維持補修や道路等の草刈り費用などについても、経費の増加により実質的な事業量が目減りしないよう、必要な事業費を措置しており、県内中小企業を下支えする官公需の確保にもつなげています。

こうした対応に加え、企業が賃上げや人材確保に取り組める環境も整えます。国の業務改善助成金に対する県独自の上乗せ補助について、補助率と上限額を現行から引き上げ、生産性向上を通じた賃上げをさらに後押しします。また、賃上げを行った企業に対し、県事業における補助内容を手厚くする賃上げ枠についても、その対象事業を１１事業から２４事業に拡大いたします。

あわせて、物価高騰の影響を受ける家計の負担を軽減するため、市町村によるプレミアム商品券の追加発行に備えるとともに、小学校の給食費や高校の授業料の無償化についても、国の方針を踏まえ、着実に実施してまいります。

このほか、医療機関や社会福祉施設等への支援など、早期に執行すべきものについては、令和７年度２月補正予算に計上する予定であり、物価高に対して、切れ目なく対応してまいります。

続いて、県民が安全で安心して暮らせる大分県づくりであります。

昨年１１月には、大分市佐賀関で大規模火災が発生しました。多くの方が被災される中、迅速かつ的確な対応と平時からの備えの重要性を改めて認識したところであります。県民の命と暮らしを守るため、災害への対応力を着実に高めてまいります。

まず、佐賀関地区の復興に向けて、大分市や国と連携し、確実に取り組んでまいります。交流会や居場所づくりなど、既に講じているコミュニティの維持に向けた取組に加え、地域の再建に欠かせない道路や上下水道等の復旧、整備についてもしっかりと支援してまいります。さらに、県外の量販店や飲食店においてフェアを開催し、佐賀関の基幹産業でもある水産業を応援するとともに、地域の状況を丁寧に把握しながら、大分市が策定する復興計画を支えてまいります。

将来の災害への備えも大事です。見直しを進めている南海トラフの地震の新たな被害想定を自分事として捉えていただけるよう、生成ＡＩを活用した個人ごとの地震被害想定ツールを全国で初めて構築します。また、感震ブレーカーや家具固定器具の購入助成を行い、日常生活の中での防災対策を後押しします。

被災時の対応では、市町村による住家の被害調査をデジタル化し、罹災証明発行までに要する時間を大幅に短縮することで、迅速な生活再建へつなげてまいります。加えて、応急仮設住宅についても、県内１７８か所の建設候補地で、事前調査や概略設計を実施することで、災害発生後の迅速な供給に備えます。

県民の安全と安心を確保するため、社会インフラの老朽化対策にも注力します。漏水等により道路の陥没につながるおそれがある水道管については、ＡＩを活用して管路情報や交通量などを分析し、更新の優先度を判断することで、市町村による計画的な更新、耐震化につなげてまいります。また、水道管と同様に老朽化が懸念される港湾施設については、空洞化による事故を防ぐため、緊急空洞調査を行い、必要な対策を講じてまいります。

災害に強い県土づくりも欠かせません。日田市の三郎丸橋など、過去の災害に係る改良復旧を着実に進めるとともに、河川改良や農業用ため池の改修、緊急輸送道路の整備、維持などの公共事業予算を増額し、県土強靱化を推進してまいります。

将来世代につながる持続可能な環境づくりも進めてまいります。環境負荷の低減に向けては、移動や通勤といった日常の行動を見直すことが

重要となっています。そこで、公共交通の利用促進のほか、時差出勤やテレワークなど、多様な働き方を通じて、賢い移動を呼びかける大分県版スマートムーブキャンペーンを県内企業やイベント主催者等と連携して展開します。１２月の地球温暖化防止月間には、県下一斉スマートムーブデーや一日バス無料デーを実施し、脱炭素に向けた行動が日常に根づくよう促してまいります。また、産業分野では、廃棄物の再資源化に資する高度選別処理設備の導入等を支援し、資源循環システムの構築を図ってまいります。

誰もが安心して住み続けられる温かな大分を目指し、三つの日本一への取組を着実に積み重ねていきます。

少子化や人口減少が進む中、県の未来を担うこどもを安心して産み育てられる環境を整えることは、ますます重要になっております。子育て満足度日本一の実現に向け、出会いの機会づくりから、様々な事情を抱えるこどもや家庭への対応まで、子育てに関する施策を総合的に進めてまいります。

今年度は、知事公舎での開催を皮切りに、各振興局の観光資源をいかした婚活イベントを実施したところ、募集を上回る応募の中から、２９３名の男女に参加いただき、８３組のカップルが誕生しました。こうした成果をさらに広げるため、若者層を中心とした広報に力を入れ、出会いサポートセンターの会員拡大を図ります。あわせて、ハーモニーランド等での県主催のイベントに加え、各地域で商工団体などが実施する取組についても、市町村と連携しながら後押しすることで、出会いの機会を広げ、結婚を希望する若者の選択肢を充実させていきます。

出会いや結婚への対応と並び、こどもを安心して育てられる環境整備も重要です。子育て世代の住宅リフォームに対する補助を拡充するほか、県営住宅についても、子育て世帯に配慮した改修を一層進めてまいります。

さらに、子育てに伴う様々な課題にも丁寧に向き合ってまいります。自宅等での医療的ケアを必要とするこどもが増える中、短期入所施設や保育園等を対象に、小児の医療的ケアに精通した看護師による指導、研修を行い、現場を支える人材を育てます。あわせて、短期入所に必要な医療機器の整備を助成し、家族が一息つけるレスパイトの受入れ体制を整えてまいります。

社会的養育を必要とするこどもへの取組も欠かせません。全国トップクラスの委託率を実現している本県の里親養育を支える体制をさらに充実させるため、新たに里親支援センターを設置します。里親の掘り起こしやマッチングから、養育期間中の相談、委託児童の自立支援まで、切れ目なく支えることで、里親と委託児童の双方が安心して生活できる環境を整えてまいります。また、組織においては、こども・子育て施策を一元的に推進するために、新たにこども政策局を設置いたします。加えて、児童相談所の定員を大幅に拡充しまして、こどもの安全政策を強化してまいります

高齢化の進行や生活習慣病の影響などを背景に、健康寿命のさらなる延伸と医療、介護の充実が課題となっております。県民一人一人が生涯にわたり元気で自立し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康寿命日本一に向けて施策を推進してまいります。

まず、県民総ぐるみの健康づくりとして、健康アプリ「あるとっく」を活用し、観光施設でのスタンプラリーなど、日常の中での健康づくりを促します。あわせて、働き世代の健康管理の重要性を踏まえ、モデルとなる社員食堂を選定し、表示や陳列の工夫により、自然と健康的な選択につながる取組を進めます。

次に、在宅で安心して療養を続けられる体制を整えるため、訪問看護の機能強化を図ります。新たに訪問看護総合支援センターを設置し、訪問看護ステーションの機能強化型への移行支援に加え、医療機関とステーション間の連携を支える調整機能を強化します。

昨年の県内における障がい者雇用者実数は、過去最高を更新した一方、雇用率は、全国順位を下げており、法定雇用率の引上げも控える中、的確な対応が求められています。このため、医療分野で行っている人事担当者向け研修交流会

を、建設、運輸分野にも拡大するとともに、立地場所にとらわれず、障がい者を雇用できる仕組みを構築するため、算定特例制度を活用したモデル事業を実証します。あわせて、就労継続支援事業所の設備整備や企業からのお試し発注への支援を通じて、工賃向上と安定的な業務受託を実現してまいります。

芸術やスポーツの分野における活躍も大切であります。障がい者アートについては、企業での活用や販売の場を確保することで、創作活動が収入や社会参加につながる取組を促進します。パラスポーツでは、学校や福祉事業所等と連携した体験機会の創出や、指導人材の育成に注力することで、参加者の裾野を拡大してまいります。

次に、県民が元気に活躍できる大分県づくりであります。

農林水産業においては、気候変動などの課題にも的確に対応しながら、収益性の高い産地づくりに取り組みます。

農業分野では、生産性向上を目指す経営体のチャレンジを後押しします。労働力不足を補うため、農作業の受託などを担う農業支援サービス事業体に対し、スマート機械等の導入助成を拡充し、分業化を進めてまいります。また、水田農業では、繁忙期の省力化が可能となり、規模拡大につながる乾田直播の導入に向け、必要な機械整備を助成するとともに、栽培状況の展示、紹介により普及を促してまいります。

農作物の気温上昇への対応も喫緊の課題です。そこで、ベリーツなど１０品目を対象に、温度制御技術などを活用した栽培方法の実証を行うほか、遮光資材や貯蔵設備の導入を促進し、高温環境下での安定生産を図ります。また、露地ピーマンといった収益性の高い品目を組み合わせた経営により、酷暑による減収を補えるよう、施設整備に係る補助要件を緩和し、生産リスクを軽減してまいります。

畜産では、おおいた和牛の評価向上に向け、肥育技術の研さんに取り組む農家を対象に、県内外で行われる枝肉共励会への出品支援を拡充します。加えて、令和９年度に北海道で行われる全国和牛能力共進会を見据え、長距離輸送の実証を行い、円滑な出品と高評価の獲得に向けた準備を進めてまいります。

林業では、無人伐倒機など先進的な林業機械の現地実証を通じ、効率化と安全性の向上を両立する作業システムの構築を進めます。伐採後の再造林については、早生樹による造林面積拡大に向け、気候変動に対応した育苗施設の改良を支援します。また、大径材の非住宅分野での利用拡大に向け、市場へのテスト出荷等を後押ししてまいります。

水産業では、海水の高温化への対策を強化します。暖かい海でも生息が可能で高単価なキジハタについて、種苗の大量生産技術の早期確立により、漁業環境の安定を図ります。また、日本一の生産量を誇るヒラメなどの陸上養殖では、水温上昇に伴う酸素濃度の低下により減産の懸念が生じています。そこで、酸素発生器の導入を推進し、飼育環境の改善を支援してまいります。

販売促進にも力を入れます。増加する観光客の消費を取り込むため、飲食店や宿泊施設において、県産食材のフェアやおおいた和牛のキャンペーンを行います。また、需要が旺盛なＡＳＥＡＮ市場への輸出拡大に向け、タイで開催される食品見本市へ出展し、販路開拓につなげてまいります。

県内経済は、住宅投資が減少しているものの、設備投資は高水準で推移しており、緩やかな回復基調が続いています。一方、日本銀行の政策金利が引き上げられる中、長引く物価高や賃上げなどを背景に、県内中小企業等の資金繰りや投資行動への影響が懸念されます。このため、県制度資金のうち、特に経営環境の変動などに対応可能な融資枠の増額を行い、県内企業の経営を下支えいたします。

その上で、県経済の持続的な成長には、成長意欲の高い企業を育てていくことが欠かせません。国が中小企業の成長を地域経済の推進力として位置付ける中、県内で売上高１００億円を超える中小企業は５０社程度にとどまっており、さらなる取組が必要です。こうした状況を踏ま

え、成長意欲の高い企業を複数年にわたり支援する地域牽引企業創出事業について、採択枠を拡大し、１００億円企業の創出を後押しします。また、中小企業の新規事業立ち上げや企業へのサポートを強化するため、ビジネスモデルの構築段階から専門家が伴走する体制を整え、新たな挑戦を次の成長へとつなげてまいります。

観光産業は、本県にとって成長が期待される重要な基幹産業であります。昨年の宿泊者数は、県調査の速報値で５３７万人と、過去最高を記録し、好調に推移しています。さらなる成長に向け、長期滞在の促進を通じた観光消費の拡大と来訪につながる戦略的な情報発信を進めます。

具体的には、広域で観光関連事業者が参画するコンソーシアムを立ち上げ、各地で磨いてきた資源を結びつけた広域周遊観光コースを造成します。モニターツアーなどを通じて、訴求力の高い商品へと高めるほか、愛媛県と連携した豪州サイクリストの誘致にも取り組みます。あわせて、夏場のインバウンド需要の落ち込みへの対応として、県内の涼を楽しめる観光資源を活用したクールサマーインおおいたについて、この夏に向け展開できるよう、２月補正予算案に盛り込むこととしております。

情報発信については、大阪・関西万博を機に実施した本県観光のデジタル広告の閲覧データを分析し、旅行関心層に的確に届く情報発信を展開するほか、直行便の運航期間が延長された台湾等への魅力発信を強化します。

また、万博会場や大分空港、県立美術館などで展開したサンリオキャラクターを活用したキャンペーンは、国内外から高い関心を集めました。こうした反響を県全体の魅力発信につなげるため、キャラクター利用に係る包括的なライセンス契約を締結し、イベントや広報など、様々な場面で活用してまいります。基本構想が発表されたハーモニーランドのエンタメリゾート化については、県のブランド力の向上や大きな波及効果が期待されることから、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、関係市町とも連携し、その構想の具体化をしっかりと後押ししてまいります。

さらに、持続可能な観光地域づくりに向け、推進体制の強化を図ります。ツーリズムおおいたへの業務援助職員の拡充などにより体制を強化するとともに、観光局における政策立案や調整機能のさらなる向上を図り、官民一体となった観光誘客活動を展開いたします。

国際交流については、米国と台湾でのプロモーションを継続するとともに、大阪・関西万博を契機に交流が進んだ国、地域との友好関係をさらに発展させてまいります。例えば昨年、友好交流の意向表明書を締結したカナダのプリンスエドワードアイランド州とは、民間における交流の動きとも連動し、同州の物産や本県とのつながり等を紹介するイベントを開催いたします。

また、県内での在留外国人の増加を踏まえ、振興局に留学生ＯＢ等を活用した外国人共生コーディネーターを配置します。多言語に対応した情報ポータルサイトの充実と併せ、外国人を含め、地域の方々が互いに安心して暮らせる環境を整え、多文化共生社会の実現に努めてまいります。

芸術文化やスポーツを通じて人を育て、地域の魅力を高めていくことも欠かせません。本県が世界に誇る別府アルゲリッチ音楽祭の活動を支えるしいきアルゲリッチハウスについては、芸術文化の発展と安定的な運営を図るため、今年９月から県の施設として管理することとし、今定例会に関係条例案を提出してまいります。今後は、音楽祭のレガシーもいかしたフィルムコンサートの開催や、県内のこどもたちが一流の音楽家から学べる取組を通じ、県民が質の高い音楽に触れる機会を広げるとともに、次代を担う人材の育成につなげ、芸術文化の拠点としての役割を高めてまいります。

スポーツの分野では、全国的にスポーツ施設を核としたまちづくりが進んでおります。本県においても、地域活性化につながるスポーツ施設の在り方を検討するため、有識者会議を設置し、将来を見据えた議論を進めます。

県民がスポーツに親しむ環境を整えるとともに、こどもたちが夢に挑戦できる機会を確保す

ることも大切です。そこで、海外のスポーツ教育機関が主催するサマーキャンプへの参加支援や大分スポーツ公園での多岐にわたる種目を対象としたスポーツ教室の開催を通じ、挑戦意欲と競技力の向上につなげてまいります。

安心、元気の取組を着実に前進させながら、将来に向けた成長の芽を育てる未来創造の大分県づくりにも挑戦してまいります。

まず、基盤となる交通ネットワークについてであります。

政府の来年度当初予算案において、新幹線の基本計画路線に係る事例研究の実施が初めて盛り込まれ、東九州新幹線の進捗への期待が高まっております。そうした中、先月２２日には、私が発起人となり、全国の基本計画路線の期成会等に加え、国会議員をはじめとする多くの関係者が一堂に会する総決起大会を開催いたしました。大会では、整備計画策定に向けた法的調査の開始や、整備財源の確保などを国へ求める要望事項が決議され、出席した関係者が強い決意と期待を共有する場となったところであります。こうした流れを確かなものとするため、東九州新幹線４県１市期成会等をはじめ、県議会議員の皆様や県選出国会議員とも連携し、さきほど述べた国の事例研究に選定されるよう、国への働きかけや広報活動を強化するとともに、来年度も引き続き総決起大会を開催したいと考えております。

豊予海峡ルートについては、昨年、専門家による検証において、ルート上に活断層が確認されなかったことに加え、旧日本鉄道建設公団が建設可能とした当時と比べ、地質条件に大きな変化は見られないとの見解が示されました。引き続き、技術的課題について専門家の意見もいただきながら、安全性の検討も重ね、愛媛県など関係地域との連携を深めつつ、国のプロジェクトとして位置付けられるよう取り組んでまいります。

人や物の流れを支える基盤として、幹線道路の整備も着実に進めております。中九州横断道路については、竹田阿蘇道路の整備促進や、大分－犬飼間の早期事業化を国に強く求めてまいります。また、中津日田道路についても、日田山国道路や耶馬溪山国道路の事業進捗を図り、産業活動を支える交通機能の確保につなげてまいります。

こうした交通基盤の整備と併せ、企業立地の推進にも力を入れます。日田市や中津市などで官民連携による用地確保の動きが広がるとともに、国内でも有数の自動車製造拠点である九州北部では生産台数の増加も見込まれています。こうした動きを本県産業の振興につなげるため、投資を検討する企業への働きかけを強化してまいります。具体的には、企業間取引情報等のビッグデータや誘致関連のデジタル広告の閲覧情報を分析し、本県への進出可能性のある企業を抽出した上で、効果的な個別訪問につなげます。あわせて、都市圏などで経営層をターゲットとした企業誘致セミナーを開催し、幅広い企業の関心喚起と誘致機会の拡大を図ってまいります。

県民の暮らしに目を向けると、持続可能な地域づくりも重要であります。人口減少と高齢化の進行により、県内各地で地域の支え合いの仕組みの維持が難しくなりつつあり、特に高齢者の日常生活への支援が急務となっています。

このため、特にニーズの高い移動や買物支援については、アドバイザーの派遣などにより、市町村の検討を後押しするとともに、実際に移動販売に取り組む事業者等の初期費用を助成します。さらに、振興局に地域おこし協力隊を配置し、地域の取組をサポートする体制を整えます。また、複数の集落で生活や集落の機能を補完するネットワークコミュニティでは、メンバーの高齢化などにより、担い手不足が深刻化していることから、組織の再構築を支援する専門家派遣や活動への補助を拡充します。

地域活性化の担い手としても期待される移住者への支援については、就業面での対応を強化します。移住者が医療、介護や建設業など人手不足が深刻な９分野に就職した場合に、移住応援給付金を加算するとともに、移住者に好評な就業支援であるＩＴスキルアップ移住に、企業ニーズの高い生成ＡＩの活用コースを新設します。医療事務などの資格取得助成やアドバイザ

ーによる伴走なども実施し、就職と一体となった移住につなげてまいります。

将来を見据え、先端技術への挑戦にも取り組みます。大阪・関西万博で実証フライトを行ったスカイドライブとＪＲ九州が共同で商用運航に向けた検討を県内で進めており、次世代モビリティーの取組を加速させる好機となっています。今後の事業化を見据え、市場参入を目指す県内企業等の技術開発やサービス創出への助成に加え、離発着場整備に向けた候補地の環境調査を支援します。あわせて、デモ飛行等の関連イベントを通じ、県民の理解を深め、機運の醸成を図ってまいります。

変化が激しい時代にあっても、全てのこどもたちが未来へ踏み出す力を育めるよう、教育県大分の創造に取り組んでまいります。

高校の授業料無償化など、高校教育に関わる制度改革が進み、多様な進路選択が可能となる中、県立高校の魅力向上は、これまで以上に重要となっています。そこで、地域と協働した学校づくりや、きめ細やかな学びの環境づくりに力を入れてまいります。

まず、地域と学校が一体となり、魅力ある学校づくりを進めるため、学校運営協議会の設置校を拡大するとともに、地域や大学、企業などと高校をつなぐコーディネーターを新たに設置し、特色ある探究学習や地域活動の充実を図ります。また、台湾をはじめとする海外の学校との現地交流を進める高校への支援を拡充し、国際感覚を育む取組を推進してまいります。

学びの環境づくりでは、ＡＬＴを全ての全日制普通科高校に配置し、英語力の向上や異文化理解の促進を図ります。今年度から本格運用を開始した遠隔授業については、実施校を４校から１２校に拡大し、新たに物理、化学を科目に追加します。また、全県立高校を対象に、学習でつまずきやすい内容に特化した動画教材の配信もスタートさせます。

熱中症対策として重要な体育施設の空調整備については、全ての県立学校の第１体育館での整備を完了させ、第２体育館等への整備に着手いたします。

いじめや不登校といった課題に対処するためには、教育相談体制の充実も大切であります。高校での相談需要の高まりを踏まえ、スクールカウンセラーの配置時間を延長します。また、教室に入ることが難しいこどもに対し、学習支援や相談を行う登校支援員を大規模小学校へ追加配置できるよう制度を拡充し、安心して登校できる環境を整えます。

公立学校とともに本県教育を担う私立学校については、地域と協働した探究活動などを通じて、生徒の主体的な学びや課題解決能力の向上を図る取組を新たに支援します。あわせて、スクールバスの運行に対する補助制度を創設し、通学面からも教育環境を充実してまいります。

次に、予算外議案について、主なものを説明申し上げます。

第１９号議案、大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、物価上昇に伴う経費の増大等により、使用料及び手数料の額の見直し等を行うことについて、所要の改正をするものであります。

第３０号議案、大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定については、物価高騰対策等に関係する県制度資金の信用保証料補助の財源とするため、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して基金を設置するものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようにお願い申し上げます。

嶋議長　これをもって提出者の説明は終わりました。

――――――→…←――――――

嶋議長　以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明２５日及び２６日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、明２５日及び２６日は、休会と決定しました。

次会は、２７日定刻より開きます。

日程は、決定次第通知します。

――――――→…←――――――

嶋議長　本日は、これをもって散会します。

午前１０時４０分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第２号）

令和８年２月２７日（金曜日）

議事日程第２号

令和８年２月２７日
午前１０時開議

第１　第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、提出者の説明）

本日の会議に付した案件

日程第１　第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、提出者の説明）

出席議員　４１名

議長	嶋　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　学		御手洗吉生
	桝田　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　誠一		木付　親次
	三浦　正臣		古手川正治
	麻生　栄作		阿部　英仁
	御手洗朋宏		福崎　智幸
	吉村　尚久		若山　雅敏
	成迫　健児		高橋　肇
	木田　昇		二ノ宮健治
	守永　信幸		原田　孝司
	玉田　輝義		澤田　友広
	吉村　哲彦		戸高　賢史
	猿渡　久子		堤　栄三
	末宗　秀雄		佐藤　之則
	三浦　由紀		

欠席議員　２名

井上　明夫	元吉　俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第２号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、提出者の説明）

嶋議長　日程第１、第５２号議案から第６２号議案までを一括議題とします。

―――――→…←―――――

第５２号議案　令和７年度大分県一般会計補正

予算（第５号）
第５３号議案　令和７年度大分県公債管理特別会計補正予算（第１号）
第５４号議案　令和７年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第５５号議案　令和７年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
第５６号議案　令和７年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
第５７号議案　令和７年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
第５８号議案　令和７年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
第５９号議案　令和７年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第１号）
第６０号議案　令和７年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第１号）
第６１号議案　令和７年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第２号）
第６２号議案　令和７年度大分県病院事業会計補正予算（第１号）

――――――→…←――――――

嶋議長　提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案は、第５２号議案から第６２議案までの１１件であります。

その主なものとしまして、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）について説明を申し上げます。

先日提案いたしました令和８年度一般会計当初予算案に加え、今回の補正では国の補正予算を積極的に受け入れ、物価高騰や人手不足への対応、災害への備えを一段と充実するとともに、安心・元気・未来創造ビジョン２０２４の実現に向けた来年度の取組を前倒しして実施いたします。

以下、主要な内容を説明申し上げます。

まず、物価高騰や人手不足の影響を大きく受ける医療・福祉分野への対応です。国の補正予算において、今年６月の報酬改定までの対応として、医療・介護等緊急支援パッケージが措置され、病院へは国が直接、賃上げや物価高騰に伴う負担軽減を実施しています。県としては、国の直接支援の対象外となる診療所などの医療機関や介護サービス事業所等に対し、職員の賃上げ相当額の支給を行うとともに、診療材料費の負担軽減など、事業継続に必要な対応を講じてまいります。また、これまで独自に累次の緊急対策を実施してきた社会福祉施設等に対し、国の支援策を補完し、電気代や食材費等の上昇分の一部を引き続き助成することで、運営を下支えいたします。

加えて、病院や介護現場の深刻な人手不足に対応するため、ＩＣＴ機器や介護ロボット等の導入を促進し、業務の効率化と働きやすい環境づくりを進めることで、人材の確保、定着を図ってまいります。

産業面では、企業の経営環境の変化を踏まえた支援が重要となります。物価高騰や賃上げを背景に高まる保証料率ゼロの県制度資金の需要増加に確実に対応できるよう、保証料補助の財源となる基金を造成し、制度の安定運用を通じて、中小企業の資金調達を支えてまいります。

県民の命と暮らしを守るため、災害に強い県土づくりも一段と前に進めます。昨年の１２月補正に続き、国の第一次国土強靱化実施中期計画関連予算を受け入れ、河川改修や砂防・治山対策、防災重点農業用ため池の耐震化などに集中的に取り組みます。また、災害発生直後の円滑な救援・復旧に不可欠な優先啓開ルートについて、落石対策等を着実に進めるとともに、日田山国道路など、高規格道路の整備促進により、代替経路の確保を図り、交通ネットワークの面でも災害への備えを厚くしてまいります。

大規模災害発生時の受援体制も強化します。応援部隊が円滑に活動・宿営できる環境を整備するため、脱炭素先行地域に選定された広域防災拠点である大分スポーツ公園エリアにおいて、

太陽光発電設備や高効率給湯設備等の導入を進めます。また、避難所における良好な生活環境の確保に向け、テント型パーティションの備蓄を進め、いざというときに避難者の心身の安心につながる備えを充実させてまいります。

加えて、足元では小雨による渇水リスクも顕在化していることから、農業用水確保に向け、土地改良区等が取り組むボーリング工事や揚水ポンプの導入などを支援してまいります。

あわせて、事業効果の早期発現を図るため、ビジョン２０２４の取組を前倒しし、観光や農業などの成長産業化を加速してまいります。

観光産業の持続的な発展には、旺盛なインバウンド需要を取り込むことが重要となりますが、酷暑の影響を受ける夏場の誘客が課題となっています。

一方、県内には高原や滝、鍾乳洞など、夏でも涼しく過ごせる魅力的な観光資源が数多くあります。そこで、この強みをいかし、クールサマーインおおいたとして、大分の涼を楽しむ旅を国内外に向けて展開いたします。さらに、観光事業者等の暑さ対策を支援することで、夏季の誘客を強化してまいります。

農業では、生産基盤の底上げを図ります。園芸産地の規模拡大に向けた水田の畑地化等を推進するとともに、輸入飼料の高騰などの影響を受ける畜産農家の経営安定のため、自給飼料用作物の生産拡大や牧草の高温耐性品種への転換を支援いたします。

また、林業では、早生樹による再造林を推進するため、採穂園の造成や苗木の増産に必要な施設整備等を助成し、森林資源の循環利用を促進してまいります。

以上が歳出の主な増額分ですが、他方、今年度の災害発生状況に応じた災害復旧費の不用見込みや県制度資金の執行状況を踏まえた所要額の精査及び予算執行段階における節約等の結果、補正予算額の合計は９０億４，５３６万３千円の減額となります。

このほか、特別会計では、公債管理特別会計など９会計で合わせて４億５４０万８千円を減額するとともに、病院事業会計では、国の緊急支援パッケージ予算の受入れなどにより、６億７，８７１万４千円を増額いたします。

以上をもちまして提出しました議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようにお願い申し上げます。

嶋議長　これをもって提出者の説明は終わりました。

―――――→…←―――――

嶋議長　以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。３月２日は、議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。よって、３月２日は、休会と決定しました。

なお、２月２８日、３月１日は、県の休日のため休会とします。

次会は、３月３日定刻より開きます。

日程は、決定次第通知します。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日はこれをもって散会します。

午前１０時７分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第３号）

令和８年３月３日（火曜日）

議事日程第３号

令和８年３月３日
午前１０時開議

第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、質疑、委員会付託）

本日の会議に付した案件

日程第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、質疑、委員会付託）

出席議員　４０名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		三浦　正臣
	古手川正治		麻生　栄作
	阿部　英仁		御手洗朋宏
	福崎　智幸		吉村　尚久
	若山　雅敏		成迫　健児
	高橋　　肇		木田　　昇
	二ノ宮健治		守永　信幸
	原田　孝司		玉田　輝義
	澤田　友広		吉村　哲彦
	戸高　賢史		猿渡　久子
	堤　　栄三		末宗　秀雄
	佐藤　之則		三浦　由紀
	井上　明夫		木付　親次
	元吉　俊博		

欠席議員　３名

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第３号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで

（議題、質疑、委員会付託）

嶋議長　日程第１、第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案までを一括議題とし、これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕（拍手）

猿渡議員　日本共産党の猿渡久子です。

令和７年度一般会計補正予算（第５号）について、質疑をさせていただきます。

診療報酬の削減が繰り返され、全国で約７割の病院が赤字に苦しんでいます。ある日突然、まちの病院がなくなることを危惧する声など、大幅改定を求める医療・介護関係者をはじめとした皆さんの声と運動の力で、来年度の改定では診療報酬全体で３．０９％の引上げとなりました。また、介護報酬は本来３年に一度の改定であるところ、臨時改定として２．０３％引き上げられ、６月１日に実施される見込みです。

しかし、現場からは、全く不十分だといった声が上がっています。コロナ禍以降も医療・介護・障がい者福祉の現場で働く皆さんは、患者さんや利用者さんの命を守るために奮闘してきましたが、この３年間で全産業の賃上げ平均額との差は約２万円に広がっているなど、賃金が上がらず、現場では離職が絶えない状況です。

看護師の離職が相次ぎ、休みが取れず疲弊し、さらなる離職につながりかねないといった声や、若い人はケースワーカーやケアマネになっていき、ヘルパーは６０代から７０代が中心、障がい福祉の現場では人材不足が加速している、重度訪問介護のヘルパーが見つからず、１か月探し続けている、これまでも限界ぎりぎりで探してきたが、ここまで見つからない状況はなかったという声、また、賃上げは大事だが、それだけでは人は集まらない、介護人材の育成にもっと大分県としても力を入れてもらわないと現場は崩壊してしまう、そこまで深刻ですよといった声など、悲鳴が上がっています。

こうした中、この報酬の引上げが始まるまでの半年間、昨年の１２月から今年５月分についても、医療機関や介護事業所などが賃上げや物価高騰に対応できるよう、今回、県の２月補正予算案が提出されたところです。これは総額１兆３，６００億円規模の国の補正予算で措置された医療・介護等支援パッケージを受けたものとなっています。具体的には、例えば介護従事者については、賃上げに取り組む事業者に対し、職員１人当たり月１万円相当の給付金を支給する、さらに、生産性向上等に取り組む事業者には上乗せもあり、月１万９千円相当が支給される内容となっています。

しかし、生産性向上とか効率アップとか言われても、在宅の場合は難しいと、介護認定を申請してからケアプランをつくってサービス開始までの流れこそ、効率化してほしいといった声も聞かれるところであり、今回の事業が医療・介護・障がい者福祉の現場の環境改善につながるよう取り組んでいく必要があると考えます。

そのためにも、介護職員や看護師のみならず、ケアマネジャー、訪問介護スタッフ、訪問リハビリ、コメディカル、事務職員など、管理者も含めた介護や医療の従事者全般の処遇が改善されるとともに、物価高騰による食費や居住費の経費上昇への対応も図らなければならないと考えます。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。特に厳しい状況下にある訪問介護における対応も含め、対象となる従事者の範囲や物価高騰への具体的な対応内容など、今回の事業により、医療・介護・障がい者福祉の現場の改善に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、今回の事業は、医療費や保険料など、患者をはじめとした利用者や国民の負担増につながらないのか、併せて伺います。

〔猿渡議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの猿渡久子議員の質疑に対する答弁を求めます。首藤福祉保健部長。

〔首藤福祉保健部長登壇〕

首藤福祉保健部長　令和７年度一般会計補正予算（第５号）に関する猿渡議員からの質疑にお答えいたします。

今回の賃上げ支援では、医療・介護・障がい

福祉の各分野とも、事務職員等を含む、雇用されている全ての従事者が支援の対象となっております。

また、物価高騰への支援については、まず、診療所や薬局には、診療材料費等の高騰分に対し、給付金を支給いたします。

次に、介護事業所については、サービスが円滑に継続できるよう、災害備蓄物資の購入費や訪問に伴う経費などに対し、補助を実施いたします。特に訪問や通所の事業所については、訪問回数などに応じ、補助上限を引き上げるなど、実態に即した支援を行います。

加えまして、国の支援策を補完いたしますため、電気、ガス、食材費の高騰分について、施設類型ごとに人数や箇所当たりの単価を設定し、重点支援交付金も活用した県独自の補助を補正予算に盛り込んだところでございます。

あわせて、介護サービスの効率化を図るため、介護事業所間のケアプランのやり取りをデジタル化する取組も加速いたします。

なお、これらの事業は、いずれも保険料などを財源といたします報酬改定ではなく、医療機関などへの補助事業でありますことから、患者や利用者の負担増を伴うものではございません。

嶋議長　猿渡久子議員。

猿渡議員　ありがとうございます。補助事業なので利用者等の負担増にはならないということで、よかったと思います。

訪問介護について、訪問回数などに応じていうことがあったんですけれども、地域によっては近くに訪問介護事業所がなくて、この地域で暮らしていけるのかと、もうここでは住めないっていうことだよねっていう声も上がっているというふうにお聞きしているんですが、長距離を運転して訪問介護に訪れる場合、今の世界情勢の中で、ガソリン代の値上がりなど気になるところなんですけれども、そういったガソリン代の値上げなども応じることができるのか、対応していかなければならないことかと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

それと、全ての従事者が対象ということでありがたいと思います。小さい事業所では、特に管理者の方が自分自身の給料を非常に苦労されている面があると思うんですね。そこで管理者も含まれているのか、確認をしたいと思います。

それともう１点、物価上昇に見合った賃金水準を求める声が上がっている、これは当然なんですけれども、医療提供体制の維持に向けて、診療報酬１０％の引上げ、あるいは１０％以上の引上げが現場の皆さんから求められています。

また、介護保険の国庫負担、これを１０％引き上げて、公費で医療・介護労働者の賃金を全産業平均並みに引き上げて、介護報酬、介護崩壊に歯止めをかけることが必要だと考えます。このことを国に働きかけるべきと考えますが、見解を求めます。

介護の現場の皆さんからは、介護従事者の社会的地位が低過ぎると、仕事内容は非常に大変で、専門性が高いものが求められる、また、どんなときにも欠かせない大事な、日々を支える仕事なんだけれども、この仕事に対価が見合っていないという声が上がっていますので、是非異次元の賃上げをという声もいただいていますので、国にしっかり働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

まず、訪問介護等の移動を伴うサービス、長距離のガソリン代等は対象になるのかということでありますけれども、今回の補助金、そういう移動に伴う経費、対象となっておりますので、さきほど申し上げたように、回数に応じて、出かける、訪問の回数が多いほど、単価が高くなるという設定になっており、その中で移動に係る経費も見られるということになっております。

それから、賃上げ支援の対象となる小規模事業所等の管理者はどうなのかという話ですけれども、さきほど答弁したとおり、雇用されている従事者全てが対象ということになっておりますので、経営者そのものは対象にならないと考えておりますけれども、雇われている方は全て対象ということであります。幅広い職種を今回対象にするということで、職種の区別はほぼなく、全てのいろんな職種の方が想定されている

ということでございます。例えば障がい福祉サービスのサービス提供責任者、サービス管理責任者等も対象、雇われている方であれば対象になるというふうに伺っております。

それから３点目、診療報酬の１０％引上げ等を国に訴えるべきだというお話ございました。県から国に対しましては、全国知事会を通して、今回の厳しい経営環境にある医療・介護の現場の実態を踏まえ、今回の厳しい実態を踏まえて、診療報酬、それから介護、障がい福祉サービスとも、臨時的な改定を行うこと、あるいは緊急的な財政支援を行うことなどを要望してまいりました。結果、その要望がかなった形で、介護については臨時の改定が実現できたし、今回のパッケージによる財政支援も実現されたということで、反映はされているのかなと。

一方、この物価や賃金の上昇というこの急速な上昇に応じて、適時、適切にスライドさせるような仕組みを設けるべきだということについても要望しておりますので、そこについてもしっかりと、今後も地域の実態を伝えてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長　猿渡久子議員。

猿渡議員　地域の実態、伝えていただけるということなんですけれども、特に小規模の事業所ですね、経営者の方も経営だけやっているっていうんではなく、事務もしながら現場にも出て、例えば休みの日にでも何事かあったら電話かかってきてすぐ飛んでいかなきゃいけないとか、本当に夜、昼なく働いていらっしゃるような状況の方、お見かけするわけですね。ですから、やはり、小規模事業所については経営者の方含めた賃上げを考えていかないと、いつまでやっていけるんだろうかと、これ長くは続けていけないっていうふうな声もお聞きします。ですから、そういう声も是非国に向けても届けていただきたいし、大分県としても何かできること考えていただけたらというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。その点だけ、ちょっともう一回答弁お願いいたします。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　地域の厳しい実態は、私も医療関係者、介護関係者等からいろいろお伺いしています。そういった実情も踏まえ、今回、国においても報酬改定、それからパッケージによる財政支援、かなりこれまでにない、踏み込んだ対応、引上げ率も過去にない引上げ率ということもありますし、パッケージの内容もかなり様々な政策的な配慮がされているのかなというふうに考えておりますので、我々としては、今回の補正予算で計上した支援の内容を速やかに現場に届けるということをまずしっかり取り組んでいくということで、また、さらにその状況を見ながら、まだ国に伝えていくべきことがあれば、しっかり伝えていきたいと考えております。

嶋議長　猿渡久子議員。

猿渡議員　是非よろしくお願いいたします。介護、医療に携わる皆さんから、もう今の状況はボランティア搾取と言えるんじゃないかという声も伺っていますし、コロナの初期の頃、どんな病気かも全く分からないような状況の中で、マスクなども非常に値上がりをした中ででも、やっぱり日々の生活支える利用者様っていらっしゃるから、現場放棄するわけにはいかないから、もう本当に怖かったけど頑張ってきたというふうな声も伺っています。本当にどんなときにもなくてはならない、止めることができない日々の生活支える仕事が、保育分野含めたエッセンシャルワーカーの方々の仕事ですので、この重要性、専門性に見合った待遇を改善していかないと、やはり我々みんなが、これからお世話になるわけですから、将来困ることになると思います。

日本共産党は、社会保障の財源は大企業や富裕層に応分の負担を求めて、格差と不公平を是正する税制改革や、５年で４３兆円の軍事費や大企業補助金の削減など、歳出の改革で確保することができると財源を示しています。その方向で是非頑張っていただきたいと思います。私たちも一緒に努力したいと思います。どうもありがとうございました。

嶋議長　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております各案は、お手元に配付の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

―――――→…←―――――

付　　託　　表

件　　名		付託委員会
第　３０　号議案	大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について	商工観光労働企業
第　４８　号議案	大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について	文　教　警　察
第　４９　号議案	大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について	文　教　警　察
第　５２　号議案	令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）	全　委　員　会
第　５３　号議案	令和７年度大分県公債管理特別会計補正予算（第１号）	総　務　企　画
第　５４　号議案	令和７年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	福祉保健生活環境
第　５５　号議案	令和７年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）	福祉保健生活環境
第　５６　号議案	令和７年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第１号）	商工観光労働企業
第　５７　号議案	令和７年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）	農　林　水　産
第　５８　号議案	令和７年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）	農　林　水　産
第　５９　号議案	令和７年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第１号）	農　林　水　産
第　６０　号議案	令和７年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第１号）	土　木　建　築
第　６１　号議案	令和７年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第２号）	土　木　建　築
第　６２　号議案	令和７年度大分県病院事業会計補正予算（第１号）	福祉保健生活環境

―――――→…←―――――

嶋議長　以上で本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日は、これをもって散会します。

午前１０時１８分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第４号）

令和８年３月４日（水曜日）

議事日程第４号

令和８年３月４日
午前１０時開議

第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

第２　代表質問

本日の会議に付した案件

日程第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

日程第２　代表質問

出席議員　４２名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		井上　明夫
	木付　親次		三浦　正臣
	古手川正治		麻生　栄作
	阿部　英仁		御手洗朋宏
	福崎　智幸		吉村　尚久
	若山　雅敏		成迫　健児
	高橋　　肇		木田　　昇
	二ノ宮健治		守永　信幸
	原田　孝司		玉田　輝義
	澤田　友広		吉村　哲彦
	戸高　賢史		猿渡　久子
	堤　　栄三		末宗　秀雄
	佐藤　之則		三浦　由紀

欠席議員　１名

元吉　俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第４号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案及び第５２号議案から第６２号議案まで

（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第１、日程第１の各案を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕

今吉福祉保健生活環境委員長　おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案４件であります。

委員会は、昨日開催し、部局長ほか関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分、第５４号議案令和７年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、第５５号議案令和７年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）及び第６２号議案令和７年度大分県病院事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

嶋議長　商工観光労働企業委員長小川克己議員。

〔小川議員登壇〕

小川商工観光労働企業委員長　おはようございます。

商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案３件であります。

委員会は、昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第３０号議案大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分について及び第５６号議案令和７年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

嶋議長　農林水産委員長森誠一議員。

〔森議員登壇〕

森農林水産委員長　おはようございます。

農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案４件であります。

委員会は、昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分、第５７号議案令和７年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）、第５８号議案令和７年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）及び第５９号議案令和７年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

嶋議長　土木建築委員長阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕

阿部（長）土木建築委員長　おはようございます。

土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案３件であります。

委員会は、昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分、第６０号議案令和７年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第１号）及び第６１号議案令和７年度大分県港湾施設整備事業特別会計補

正予算（第２号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

嶋議長　文教警察委員長清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田文教警察委員長　おはようございます。

文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案３件であります。

委員会は、昨日開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第４８号議案大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について、第４９号議案大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について及び第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

嶋議長　総務企画委員長太田正美議員。

〔太田議員登壇〕

太田総務企画委員長　おはようございます。

総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案２件であります。

委員会は、昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第５２号議案令和７年度大分県一般会計補正予算（第５号）のうち本委員会関係部分及び第５３号議案令和７年度大分県公債管理特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

嶋議長　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がございますので、これを許します。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員　日本共産党の猿渡久子です。

今回上程された補正予算案等に対して討論を行います。

まず、第５２号議案２０２５年度大分県一般会計補正予算（第５号）について、意見を述べて賛成します。

医療・介護・障がい者福祉関係者をはじめとした皆さんの声と運動が実を結び、来年度の改定では、診療報酬は３．０９％、介護報酬は臨時改定として２．０３％引き上げられ、６月１日に実施される見込みです。

こうした中、県では、国の医療・介護等支援パッケージを受け、報酬の引上げが始まるまでの半年間分の賃上げを前倒しで実施できるよう、必要経費を２月補正予算案に計上しています。一時的な加算ではなく、基本給の引上げを求める声が多い中で、介護従事者に対する月１万円の支給などをはじめとした今回の支援策は、施設に従事するほとんどの職種を対象とした基本給の底上げを目的としたものですが、現場からは、全く不十分だ、異次元の賃上げが必要だ、介護士の社会的地位が低過ぎる、高い専門性が必要な仕事内容に対し、対価が合っていないといった声が聞かれます。

日本医療労働組合連合会からは、医療提供体制の維持に向け、診療報酬１０％以上の引上げを求める声が上がっています。介護保険の国庫負担を１０％引き上げ、公費で医療・介護従事者の賃金を全産業平均並みに押し上げ、今、医療崩壊、介護崩壊に歯止めをかけることがどうしても必要です。そのために国に強く働きかけることを要望し、賛成討論とします。

次に、第４８号議案大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定については、教育の本旨は人格の形成であり、競争をあおることになら

ないように留意すべきだと申し添え、賛成します。

第６０号議案２０２５年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第１号）、第６１号議案２０２５年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第２号）については、大企業優先の予算であり、反対します。

以上で討論を終わります。

嶋議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第３０号議案、第４８号議案、第４９号議案、第５２号議案から第５９号議案まで及び第６２号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第６０号議案及び第６１号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、可決でございます。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立多数でございます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――→…←――――――

日程第２　代表質問

嶋議長　日程第２、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。麻生栄作議員。

〔麻生議員登壇〕（拍手）

麻生議員　おはようございます。自由民主党の麻生栄作です。所属会派２４名を代表して、佐藤県政１期目最終年、仕上げの年の知事の基本方針、県政運営について質問させていただきます。

令和８年ひのえうま年は、中東国際情勢の急変により激動の幕開けとなりました。それに先立って衆議院解散総選挙もありました。高市総理は、安全保障環境の激変、急速な少子高齢化など、これまでとは全く異なる局面にあるとして、未来を切り拓くための大胆な政策転換を掲げ、国民の皆様に信を問いました。

高市早苗総理が御来県された街頭演説では、挑戦しない国に未来はない。未来は与えられるものではなく、自らの手で切り拓くもの。日本列島のどこに住んどっても安全に生活できる、必要な医療や福祉、質の高い教育を受けられる。働く場所がちゃんとある。そんな当たり前の豊かさを実感できるようにすることが大事であり、そのために、責任ある積極財政へ大きくかじを切る政策転換を表明されました。高市総理は、今始めればまだ間に合う、今始めんかったら間に合わんとも言っておられ、まさしく大分の実態そのものであります。

我々が見ているのは大分の未来であり、２２世紀を生きる次の世代であります。アメリカの神学者ラインホルド・ニーバーは、変えられるものを変える勇気、変えられぬものを受け入れる冷静さ、そして両者を見極める知恵がこうした激動の時代には大事と言っています。日本では、松尾芭蕉の俳諧の理念、不易流行、つまり変えてはならない本質的なもの、不易と、時代の変化に応じて変えていくべきもの、流行、何よりこれらを見極める力が不可欠と言っています。

私は、平松、広瀬、そして佐藤知事と３代にわたり論戦をさせていただく機会を得ました。平松さんは、一村一品運動を提唱、県民の依存心を自立心に変えようと鼓舞されました。広瀬さんは、ラグビーワールドカップを誘致、県民に品位、情熱、結束、規律、尊重という五つのラグビー精神を植え付けようと鼓舞してくれました。いずれの知事も大分の未来を希望に変えるために必死に真剣に取り組んでいただいた誇れるリーダーでありました。目指すものが大きければ大きいほど失敗もつきもので、評価の分かれるところも正直ありますが、その挑戦され

る気概はすさまじいものでありました。国の積極財政と緊縮財政といった時代の変化にも腐心しておられました。

佐藤知事は、その基本姿勢として継承、発展を掲げておられます。安心・元気・未来創造ビジョン２０２４のほか、各種部門計画の定めた目標達成に向け、各般の施策を講じておられますが、その際、各種計画のこれまでの取組や成果を踏まえ、見極める力をもって思い切って見直していくことも重要です。その上で、佐藤知事の描く大分の未来を希望へ変えるビジョンを明確にかつ分かりやすく県民に示し、その効果が実感できる、より実践的な施策の展開を期待いたします。

スペインの世界遺産、１４０年以上も建設が続けられているサグラダ・ファミリアの専任彫刻家として活躍されております日本人、外尾悦郎さんは、その著書「ガウディの伝言」の中で次のように言っています。物をつくる人間を駄目にする確実な方法は、全体を考えさせず、細かい作業をひたすら義務としてやらせること。そうすると、現場での新しい発想が生まれてこなくなるだけでなく、作業を急がせれば急がせるだけ、いかに手を抜くかということばかり考える人が現れ、図面どおり１００％のものすらできなくなり、ずさんなものになる。これは人間が作っている限りどうしても起こること。サグラダ・ファミリアのように何百年も造り続ける建物の場合、小さな手抜きの積み重ねがやがて致命傷となり、建物を崩壊させることも考えられる。手作業の時代から今まで死亡事故が１件もないことは、職人かたぎを大事にしてきた現場の誇りである。

つまり、県づくりにおいても長時間をかけた終わりのないその時代に合った全体像、ビジョンを示し、暮らしや地域、職場の現場との一体感なくしてよいものはできないでしょう。加速度的に進む人口減少や深刻な担い手不足に苦しむ現状及び急変する国際情勢なども踏まえ、常に未来を希望に変える全体像、ビジョンが不可欠であります。

国は、強い経済の実現に向け、ＡＩ、半導体や宇宙、造船など、１７の戦略分野に投資を集中的に行うとともに、地方発の成長戦略として地域未来戦略の策定も加速しており、本県としても一段の取組が求められます。

このたびの総選挙において、我が党は県内三つの全ての選挙区及び九州比例にも国会議員が誕生し、国への大分の未来を希望に変える窓口を開くことができました。おごることなく謙虚に丁寧に県民皆様からの地域や現場の声を届ける窓口として、しっかりと連携を図り、中央政府に届くよう努めてまいります。その際には、特に例年６月頃に行っている政府予算等への要望、提言の中身が問われてまいります。

こうしたことを踏まえ、社会経済が大きな転換点を迎える中、佐藤県政１期目の最終年度、仕上げの年に臨むにあたり、どのように県政を運営していくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、見極める力は今後の財政運営においても重要となります。国内の経済は、賃上げ率が２年連続で５％を上回るなど、デフレ・コストカット型経済から新たな成長型経済に移行できるかどうかの分岐点に立っています。現在、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高や中東情勢による先行き不透明感も影響し、個人消費や民間需要の力強さを欠く状況にあります。

こうした中において、成長型経済へ移行するために重要なことは、大胆な国内投資により力強い経済成長につなげ、税収増を通じてさらなる投資を可能にする投資と成長の好循環を生み出すことであります。

本県の令和８年度の一般会計当初予算案を見ますと、予算総額は７，３０１億円、対前年比２７４億円、率にして３．９％増となっており、地域の活力創出、足腰の強い県経済を実現することが期待されます。

一方、財政調整用基金の８年度末残高見込みは、今回の取崩しにより約２４８億円となり、行革目標を８２億円程度下回り、臨時財政対策債等を除き実質的な県債残高は約５９億円増の６，１７９億円となっています。金利や人件費

の上昇などに伴う義務的経費の増加、公共施設管理経費等への適切な価格転嫁への対応などに加え、高校の授業料無償化など新たな取組も必要となっており、引き続き財政支出が増加していくことが予想せざるを得ません。加えて、政府が積極財政を掲げる状況の中、地方財政計画における国の地方自治体への手厚い支援や産業投資政策、複数年度予算の活用など、国の動向を注視しつつ、積極的に本県ビジョンを示し、国へ働きかけ県経済の活性化に向けた取組と財政健全化の両輪の取組が求められてまいります。

そこで、知事にお伺いいたします。国の責任ある積極財政に向けた政策転換に対応し、県段階でも実践していく必要があると考えます。行革目標の達成も含め、今後の財政運営についてどのように考えておられるのか、またその見通しについてもお聞かせください。

次に、防災・減災対策について、１点目は国土の強靭化についてであります。

昨年１１月、大分市佐賀関は大規模火災に見舞われました。被災に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げます。一日も早い復興に向けた取組が望まれます。我々自民党としても、いち早く党本部に設置されました災害対策特別委員会の古賀篤委員長と共に、県連役員、地元議員とで現地調査に赴くとともに、関係省庁への働きかけを行うなど、積極的に取り組んでおります。市や県におかれましても、迅速かつ機動的な対応をお願いします。特に超高齢化が進む被災地域のコミュニティ維持に寄り添うとともに、佐賀関のこどもたちの未来を希望に変える特段の配慮を求めます。

さて、言うまでもなく、県民の生命や財産を守る防災・減災対策は重要であります。本県の地理的、地形的、気象的な特性から、これまで多くの大規模自然災害を受けてきました。高い確率で発生が見込まれる南海トラフ地震への備えも忘れてはなりません。

こうした中、国は昨年６月、新たに第１次国土強靭化実施中期計画を閣議決定しました。今回の計画は、法に基づく初めての法定計画として策定したほか、前計画である５か年加速化対策から５兆円以上拡大し、２０兆円を超える規模の対策を講じていただいております。また、緊急輸送用道路の無電柱化を２０３０年度までに完了する重点区間を次期推進計画に盛り込むなどの国交省の動向にも注視しつつ、積極的な取組が必要です。

本県においては、新たな計画の初年度となる国の強靭化対策予算を活用し、早速１２月補正予算において強靭化関連事業を計上するなど、事業効果の早期発現も期待されるところであります。加えて、２月補正予算においても引き続き対策を措置されたところであります。頻発・激甚化する豪雨災害や切迫する巨大地震等から県民の生命と財産を守り、安全・安心の未来を創造していくためにも、その手綱を緩めるわけにはまいりません。

そこで、知事にお尋ねいたします。県土の強靭化について今後どのように進めていかれるのか、見解をお伺いいたします。

また、強靭化に向けた取組の中でも住宅の倒壊は命に直結する問題であります。

そこで、住宅の耐震化について聞きます。

１９８１年以前に建てられたいわゆる旧耐震基準の住宅に加え、１９８１年から２０００年の間に建てられたいわゆる新耐震基準の住宅においても、能登半島地震において大きな被害があったことが昨年１２月に取りまとめられた国の報告書で明らかになりました。この報告書によれば、２０００年以降に建てられた柱と土台、はりの接合部の強度や壁の配置、バランスなどが強化された現行基準に適合している木造住宅では被害がほとんど発生していません。これは新耐震基準で建てられた住宅を現行基準へと改修することの有効性を裏づけるものであります。しかし、本県の住宅耐震化総合支援事業においては、低コスト工法や国の簡易な耐震検証法等のリフォーム業者への周知徹底などに注力はしているものの、補助は旧耐震基準住宅のみに限定されていることから、新耐震基準でも一部現行基準から取り残された住宅の耐震化を後押しする施策が必要であると考えます。

そこで、１９８１年から２０００年までに建

てられた新耐震基準の木造住宅の耐震化の必要性に対する認識と今後の取組方針について、土木建築部長に伺います。

３点目は、医療提供体制についてです。

県内のどこに住んでいても医療や福祉を受けられることは不可欠であります。増える高齢者を若々しい「幸せ」の字を使う「幸齢者」に変え、子育て世代の負担軽減を図ることも急がれています。今後も少子高齢化は急速に進行し、高齢者数は８５歳以上を中心に２０４０年頃のピークまで増加すると見込まれています。このため、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者の増加に伴い、緊急搬送や在宅医療需要など、医療需要自体は急激な増加が予想されます。

他方、人口減少により、医療従事者の不足や偏在といった課題も深刻化しています。医師や看護師は都市部に集中しやすく、本県においても中部や東部医療圏に偏在しています。加えて、医師の働き方改革が令和６年度から実施され、時間外労働の上限規制も適用される中、医療従事者の確保、育成に向けた早急な対策が求められています。

さらに、最近注目されているのは医療機関の経営悪化です。公立、民間を問わず、多くの病院で赤字が常態化、深刻化しており、総務省によれば、公立病院の実に８３．３％が赤字となるなど、医療提供体制の危機が指摘されています。

こうした中、本年６月に予定される診療報酬の改定について、政府は昨年末、実に３０年ぶりとなる大幅な引上げを決定しました。また、その効果を前倒しする緊急措置として、医療・介護等支援パッケージが創設され、早速本県においても２月補正予算として計上、たった今可決されました。

こうした対策が地域の医療提供体制の確保に資することを期待する一方で、人件費や物価の上昇は依然として続くことが懸念されます。少子高齢化、人口減少が急激に進む中、中山間地域が多くを占める本県のような地域では、医療の在り方を見直す転換期に差しかかっているのではないでしょうか。高齢者の移動の自由と利便性の確保、散歩などによる健康法及び栄養学の導入、総合診療医の育成などにも期待がかかります。正に不易と流行を見極め、今後の医療提供体制が維持可能なものとなるよう対策を講じていく必要があります。

そこで、知事にお尋ねします。まず、本県における医療提供体制について、その現状認識と今後の医療提供体制の確保についてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

４点目は、経済成長についてであります。

大分の未来を希望に変えるためには、地域経済の成長が欠かせません。国は、圧倒的に足りない国内投資の促進に徹底的にてこ入れをするとして、官民連携による投資促進を掲げています。特に地域経済を支える中小・小規模事業者などの稼ぐ力の強化には、プッシュ型の伴走支援に加え、官公需での対策を含めた価格転嫁、取引適正化の徹底が求められます。

しかしながら、足元では少子高齢化が進み、生産年齢人口を中心とした担い手不足は一層深刻な状況にあります。働き方改革進めてはいるものの、やはり人手を確保することが困難な中、働く現場は苦しい状況が続いています。高市総理は、挑戦する人が評価される国を目指すとされており、こうした状況の中でも成長を目指し産業を振興していくこと、その結実として県民の可処分所得につながることが物価高騰対策にとっても肝要であり、政策の最優先課題の一つと言えます。

まずそこで、観光について伺います。

観光産業は、地域経済の活性化や雇用創出を図る上で一層重要な分野となっております。１月２７日、九州観光振興議員連盟等が主催、第８回九州観光振興大会が本県において開催され、ヨーロッパやオーストラリアなどの市場に注目すべきとの指摘がありましたが、現下の中東情勢の影響も見過ごせなくなりました。

一方で、課題も顕在化しており、観光客の一部地域や時期への集中による混雑や地域住民の生活への影響、いわゆるオーバーツーリズムへの対応が求められています。また、宿泊、交通、飲食など、観光産業全体における人手不足や事

業者の高齢化が持続的な観光振興の制約となっていることも課題であります。さらに、外国人観光客の増加に伴い、多言語対応や受入れ環境の整備、文化、マナーの違いへの配慮も一層重要となっています。観光消費が十分に地域に波及していないとの指摘もあり、単なる来訪者数の増加にとどまらず、滞在型、体験型観光を推進し、地域経済への効果を高める視点も求められます。議会提案で制定したおんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例のその後の取組も気がかりであります。

こうした中、本県全体の観光振興に係る施策を将来にわたり安定的に実施するため、宿泊税を導入するとの表明がなされました。また、それに先立って、新たな観光推進体制の発表もありましたが、真に実効性を伴う組織運営の実現に向け、県内の観光関連事業者も大きな期待を寄せていることと思います。

そこで、新たな財源や組織といった変革の動きも踏まえ、宿泊税の導入も含めた本県における今後の観光振興の取組について、知事の見解を伺います。

次に、脱炭素社会についてであります。

政府による２０２０年のカーボンニュートラル宣言以降、本県でも脱炭素に向けた取組を本格化させてきました。しかし、世界最大の経済大国、世界第２位の温室効果ガス排出国であるアメリカ・トランプ大統領によるパリ協定からの脱退や再エネ電力減税の大幅縮小、ＥＶ補助金の廃止、化石燃料の規制緩和、増産など、その予測不能な政策変更は世界に大きな影響を及ぼしています。

一方、我が国では、昨年２月に地球温暖化対策計画を改定し、２０４０年の温室効果ガス排出量を２０１３年度比で７３％削減するという野心的な目標を設定しています。また、高市総理は、危機管理投資の観点から、大胆なグリーントランスフォーメーション、ＧＸ投資を進め、脱炭素を成長につなげるとしており、２０５０年カーボンニュートラルに向け、今後、経済成長も見据えたさらなる取組がスタートいたします。

また、期待される経済政策として、ＧＸは依然上位にあります。本県の大分コンビナートでは、昨年ノーベル化学賞を受賞した北川進教授の研究をいかした次世代の脱炭素技術ＭＯＦ（多孔性金属錯体）を用いたＣＯ２分離回収技術の共同研究を進めており、３０年代の事業化と回収コストの大幅削減を目指し開発が進んでいます。実現すれば、本県はもちろん日本の産業競争力強化につながる有為で先進的な取組となります。

こうした状況の中、本県では、第６期大分県地球温暖化対策実行計画を策定しようとしています。大分市長や経済産業省官僚として経験を積み重ねられ、知見をお持ちの知事として、それぞれの所管における役割分担を踏まえ、効率的に実効性を上げる取組を期待いたします。

そこで、国、県、市の役割分担も含め、脱炭素社会の実現に向けどのように取り組んでいこうとしているのか、知事の見解をお伺いいたします。

３点目は、企業局についてであります。

本県産業の立地競争力を高めるには、企業局の存在も重要であります。本県が経営する企業局は、本県の豊かな水資源をいかした電気と工業用水の２事業を実施しており、その安定的で安価な供給は、本県の産業を支える重要な役割を果たしています。事業の運営に当たっては、指針となる経営戦略に基づき、安定した経営を続けるとともに、利益の一部を一般会計へ繰り出すことで、県の重要施策の推進にも貢献するなど、地域や県政の発展に大きな役割を果たしております。

一方、経営を取り巻く社会経済情勢は、近年大きく変化しております。頻発・激甚化する自然災害など、災害リスクの高まり、更新時期を迎えた発電所や工業用水道施設の老朽化、耐震化への対策、電力改革システムへの対応など、企業局を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。加えて、人口減少に伴う技術職員の成り手不足やデジタル技術の急速な進展、昨今の物価高騰、金利上昇などの経済情勢の変動にも柔軟に対応していく必要があります。再生可能エ

ネルギー活用が叫ばれる今日、経営基盤の強化はもとより、先を見通した、より長期的展望に立った経営戦略も求められています。

そこでお尋ねします。現行の経営戦略は平成３０年に策定され、進化のための１０年間と銘打って様々な取組が進められてきましたが、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後の企業局の経営戦略についてどのような展望を持ち進めていくのか、企業局長の考えをお伺いします。

５点目は、農林水産業についてです。

本県を支える産業の中で、農林水産業は特に地域の基盤を支える重要な産業です。農山漁村地域の元気は農家や林業従事者、漁師の勢い次第と言っても過言ではありません。２０２５年農林業センサスの結果を見ますと、農業経営体の数は5年前と比較して２４万７千経営体の減、率にして約２３％、４分の１近くもの大幅な減少となっています。本県でも２３．８％の減と同様の状況がうかがえます。一方で、１経営体当たりの耕地面積は拡大しており、法人化や大規模化が進んでいる現状も見てとれます。しかし、県内の耕地面積は年々減少傾向にあり、高齢化や離農への対応も含め、担い手の確保対策は今ならまだぎりぎりで間に合うけれども、今やらんかったら本当に間に合いません。それは、林業や水産業においても同様です。

そこで、期待されているのはスマート農林水産業ですが、デジタル化や自動化などの最新技術を広く生産者等に行き渡らせるためには、さらなる取組の加速が必要です。また、近年では、国際情勢の変化等に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや各種資材、労務費の高騰などといった課題への対応も不可欠であります。食料自給率の向上はもちろん、海外市場をさらに意識した生産・流通体制の構築、肥料原料などの輸入依存度の引下げも必要となってまいります。

加えて、気候変動による影響も見過ごせません。特に猛暑は高齢者担い手の離農や若年新規就農者の壁になっています。私の実家集落では、昨年お元気だった中核農業者お二人が猛暑の作業中やその後に急逝されました。深刻な状況です。農産物や水産物などの高温による生育障害や品質低下はもちろん、観測記録を塗り替える高温や豪雨等による大きな災害も農山漁村の生産や生活の基盤を揺るがしかねません。

このように、農林水産業は正に大転換期を迎えており、高市政権では、５年間の農業構造転換集中対策期間を設定し、別枠予算の確保により、農業の大区画化や中山間地域の整備などを進め、全ての田畑をフル活用、需要と供給の両方の強化による食料安全保障の確立を目指しています。

現在、本県においては、おおいた農林水産業元気づくりビジョン２０２４として令和１５年度を目標とする長期振興計画を定めています。しかし、計画の推進に当たっては、現下の農林水産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、不易と流行を見極めつつ、必要な施策を講じていくことが重要となります。

そこで、豊かな本県の食を支え、地域の元気を支える農山漁村のためにも、農林水産業の成長産業化に向けた大分の未来の農業を希望に変える一層の取組が必要と考えます。知事の見解をお伺いいたします。

６点目は、地域の元気づくりについてであります。

地域の元気づくりについて三つの視点から伺います。まず、スポーツ施設であります。

近年、スポーツ施設を核としたまちづくりが全国的にも注目されています。本県においては、スポーツ施設の大半が老朽化し、複数の競技団体から早期の改善を求める声が寄せられています。

こうした中、競技団体からは、屋内５０メートルプールの新設では１０万人、新たな野球スタジアムの整備では１２万人を超える署名がそれぞれ知事に提出されています。このような動きはスポーツ振興に力を入れる佐藤知事への期待の表れではないでしょうか。先月には地域活性化に資するスポーツ施設の在り方に関する調査報告書が県に提出、公表されたところであります。今後はこの調査結果をたたき台としながら、様々な立場の方の意見なども踏まえ、本格

的に検討が進むものと思います。

一方で、既存の県有施設をいかす取組もあります。大分スポーツ公園においては、昨年１１月にクラサスドーム大分の開閉式屋根の復旧を進めることが発表されました。また、最大の課題であるドームへのアクセスとして、松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化も検討されていると聞きます。

ドームはスポーツだけでなく、昨年８月に開催されたＯＮＥ　ＯＫ　ＲＯＣＫのコンサートのようなイベントに際しても、一度に４万人という九州有数の収容力を誇ります。公園全体を見れば、箱根駅伝３連覇を成し遂げた青山学院大学陸上競技部が毎年合宿地として選ぶなど、スポーツ合宿誘致を進める上でも重要な拠点となっています。特に２００２サッカーワールドカップやラグビーワールドカップ２０１９の開催地でもあり、それぞれの大会のメモリアルギャラリーは世界に誇れる観光拠点にもなります。このようなポテンシャルを最大限に発揮し、試合やイベントなどの開催時以外の活用をさらに進めていくことで、先進自治体のように周辺のにぎわいを創出し、地域全体の活性化につなげることができるのではないでしょうか。

今回の調査結果を踏まえつつ、多くの方々から集まった署名にも応えられるように、スピード感を持って事業を進めていく必要があると考えます。新設や改修などを速やかに進め、地域経済の活性化や交流人口の拡大につなげるためにも、その全体像、ビジョンを示す知事のリーダーシップに大いに期待を寄せています。

そこで、大分の未来を希望に変える投資を呼び込む具体策として、スポーツ施設による地域の活性化を実現するため、今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いします。

２点目は、ジュニアアスリートについてであります。

新年早々、柳ヶ浦高校の女子サッカー部が県内初の全国制覇を成し遂げてくれました。このうれしい知らせは、県民に元気と勇気を与えてくれました。スポーツには人を魅了し、感動させる力があります。近年、サッカーや野球など、多くの日本人選手が国内だけでなく、世界を舞台に活躍する姿は、人々に感動を呼び、活力や希望をもたらし、こどもたちには夢や憧れの的となっています。２０２１年開催の東京オリンピック、野球・侍ジャパンの金メダルは、本県出身の甲斐、源田、森下の３選手が活躍したことにより、スポーツで世界に羽ばたける可能性を大分のこどもたちが身近に感じた瞬間となりました。

このように、世界で通用する本県アスリートが誕生していくためには、その土壌として本県のスポーツ環境が充実していることが大事であります。県が検討を進めているスポーツ施設について、ジュニアアスリート育成の観点からも大いに期待されます。完成を待つまでの間、こどもたちに対し、将来への夢や希望を提供し、世界を舞台に活躍できるような指導環境を整えることが大切です。

そうした中、テニスの錦織圭、マリア・シャラポワ選手をはじめ、野球、サッカーなどのトップアスリートを数多く輩出したアメリカの国際的選手養成機関ＩＭＧアカデミーの幹部が大分スポーツ公園を今年の１月に視察したこともあり、このこどもたちのスポーツ環境の向上となる県との連携に期待が高まっています。

そこで、今回の視察の受入れによって明らかになった課題なども含め、ジュニアアスリートの育成に向けた環境づくりについて、今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

３点目は、芸術文化です。

大分の未来は明るいと自信を持って言える大分県をつくり上げたいものであります。多様性に富んだ芸術文化は、人々に感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらし、人生を豊かにしてくれます。また、地域の魅力向上や交流人口の拡大などにつながるなど、伝統芸能や文化財の活用なども含め、芸術文化振興の重要性はますます高まっています。

こうした中、今議会には大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例案が提出されました。マルタ・アルゲリッチさんが別府

アルゲリッチ音楽祭の総監督に就任して３０周年となる今年、本県との長年にわたる交流の象徴であるしいきアルゲリッチハウスが県有化されることは大変意義深いことであり、未来を希望に変える象徴とも言えます。クラシック音楽を通じた芸術文化振興において、今後どのように活用されていくのか気になります。

県内の芸術文化振興の取組を見ますと、昨年４月には大分県立美術館ＯＰＡＭが開館１０周年を迎えました。大変見応えのある特別展が春秋と開催され、好評を博したほか、夏休みのチームラボ展、１月からの「金曜ロードショーとジブリ展」には、幅広い年代と地域から多くの鑑賞者が訪れています。国東市と豊後高田市での国東半島芸術文化祭２０２５や佐伯市のさいき大道芸フェスタなど、県内各地でも取組に広がりが見られます。

加えて、令和１２年には、大友宗麟生誕５００周年を迎えます。大分の顔であり、身近にある大友氏の歴史を学ぶことで、自分たちの住む大分に関心と誇りを持つことができる重要な機会となります。歴史、文化のみならず、観光資源としての活用など、総合的に取り組むことも重要です。

しかしながら、伝統芸能の継承や担い手確保、その地域へのアクセスの改善といった課題はますます深刻になっています。昨年の第２回定例会での我が党、森政調会長への答弁では、１０年が経過する現行の文化振興基本計画について改定が進められているとのことでありましたが、世の中が大きく動く中、時代を超えて変わらない本質と時代とともに変化することをどう見極めるのか注視しています。

そこで、これまでの成果や反省のもと、新たな基本方針の改定を踏まえ、今後どのように芸術文化を振興していくのか、知事にお伺いいたします。

７点目に、交通政策について４点伺います。

本県の活性化や県民の利便性向上の観点から、我が会派として特に重要なのは東九州新幹線の早期実現であり、これまでも様々な要望活動を行うなど、最重点政策として取り組んでまいりました。

こうした中、国の令和８年度予算案を見ますと、基本計画路線に係るケーススタディー等を実施するとの記載がありました。仮に基本計画から整備計画に格上げされてもなお環境アセスなどの手続を経て着工までに最低でも１０年を要すると言われており、新幹線整備については時間軸を丁寧に県民の皆様に説明し、共感を得ながら機運の醸成に努めることも不可欠であります。それでも半世紀を超えて全く進展がなかった東九州新幹線が動き出すと期待し、国への働きかけを強めるときがやっと来ました。

１月２２日、大分県が主導して開催した新幹線基本計画路線全国総決起大会には、我が会派所属議員もでき得る限り全員で参加しました。東九州新幹線建設促進期成会の会長でもあります河野宮崎県知事はもとより、各県や経済界ともしっかりと連携して取り組んでいることを実感いたしました。

一方、ほかの路線の盛り上がり方を目前にして、一層必死に真剣に取り残されている現状に対する怒りの声を上げ、届けるべき肝のところにその声を届けることが重要と痛感させられました。引き続き今後の誘致活動においては、特に福岡県、宮崎県、鹿児島県及び北九州市との連携を強化することはもとより、資金調達手法の模索、提言活動についても政権政党としての使命の下、我が会派も挙げて共に取り組む決意であります。

新幹線については、責任ある積極財政に希望の光が見えたところですが、建設業界の担い手不足等の現実も見据えつつ、東九州新幹線の実現に向け、ほかの路線地域期成会と切磋琢磨しつつ、要望、提言活動をさらに加速することが不可欠であります。佐藤知事におかれましては、半世紀以上進展のなかった東九州新幹線の実現を県政の最重点課題として、大分が取り残されることのないよう全力を傾注して推進していただくよう重ねてお願い申し上げます。

そこで、東九州新幹線の実現に向けどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

２点目は、空飛ぶクルマについてであります。

次世代モビリティーの一つとして位置付けられ、強い経済の基盤となる優れた科学技術として空飛ぶクルマは注目されています。次世代空モビリティーは、高市総理の掲げる１７の戦略分野の一つである航空・宇宙分野に位置付けられ、その市場獲得などに向けた議論が進められています。また、国では、機体の型式証明制度や運航ルール、操縦者資格の在り方について検討が行われるなど、先端技術の社会実装の実現を重視しながら、事業者の予見可能性を高める大胆な措置を講じることとされています。空飛ぶクルマは観光分野における新たな移動手段としての活用に加え、離島や中山間地域における移動の利便性向上、災害時の物資輸送や緊急医療支援などへの活用が期待されており、地方が抱える課題の解決に資する可能性を有しています。

本県においては、西大分と空港にホーバーターミナルを構えていますが、空飛ぶクルマの訓練の場、搭乗手続実証など、様々な活用も考えられるのではないでしょうか。また、機体製造や部品供給、整備、運航管理など、関連産業の広がりも見込まれており、地域産業振興の観点からも注目すべき分野であると考えます。

空飛ぶタクシーは、今年、ＵＡＥや中国で商用化が始まります。ただいま緊迫している様子のドバイ国際空港と観光地人工島パーム・ジュメイラを車で１時間ほどのところを約１０分で４人ほど乗せ、料金も１人約１万５千円ほどを想定していると聞いていました。本県においても大分空港をはじめとする空港インフラ、温泉を核とした観光資源、さらにはものづくり産業の集積といった地域の特性をいかしつつ、国が示す空の移動革命に向けたロードマップとの整合を図りながら、空飛ぶクルマに関する実証や関連産業の動向を注視していくことが重要であります。

そこで、国の動向も含め、本県の空飛ぶクルマに関する現在の取組状況や具体的課題について、知事にお伺いいたします。

あわせて、将来的な社会実装を見据え、今後どのように取組を進めていくのか見解をお伺いいたします。

３点目は、ホーバーについてであります。

ホーバークラフトは昨年７月に空港アクセスの定期航路が就航し、１１月には別府湾周遊から１年がたちました。空港アクセス便については、安全運航を重視した８便という本数、搭乗率は約３割とのことですが、早朝、夜間航行も含め、航空便に合わせたダイヤの増便が不可欠であります。先般運航事業者から今後の見通しが発表されましたが、同時に、船長の担い手確保、育成も図らなければなりません。県民の貴重な財産であるホーバークラフトの搭乗率を向上させ、飛躍させていくためには、民間の運航事業者による様々な工夫も期待していますが、県においてもその利用が伸びるよう、担い手対策を含め、しっかりと支えていただきたいと思います。

一方で、こうしたホーバークラフトの運航とともに、県有施設でありますターミナルの活用を含めた西大分地区全体のにぎわいづくりを進めていくことは、九州の東の玄関口を活性化させることにもつながり、県としても取り組むべき課題であります。ホーバークラフトの希少性と併せ、別府湾を望む西大分地区の景観とそこに映えるホーバーターミナルは、にぎわいづくりを進める上で地域資源として大きなアドバンテージになります。そのあかしにホーバークラフト定期就航以降の別府湾周遊は約９割の搭乗率が続いていると伺っています。また、ホーバーターミナルの近隣には、大分駅から西大分駅を経由する電車と徒歩３６０秒のところに海のリゾート、映画「恋空」のロケ地にもなったおしゃれ人気スポット、かんたん港園があります。絵本作家・荒井良二さんの作ったオブジェ「マッテルモン」君も待っています。これらの価値ある地域資源の有機的な連携にますます期待が高まっております。数年前まで１日５００人ほどだった乗降客が年々増加し、１日１千人を超えるようになった西大分駅なども含めた周辺環境との連携策を講じることによって、ホーバークラフトも含め、この地域全体の可能性はまだまだ伸びると確信しております。

そこで、ホーバークラフト利用促進に向け、西大分ホーバーターミナルを活用したにぎわいづくりなど、ホーバーの今後の展望について、交通政策局長に見解を伺います。

４点目は、安全な道路環境についてであります。

昨年１１月、本県では１２年ぶりの県知事による交通非常事態宣言が発令されました。近年では令和６年まで人身事故も２０年連続の減少を続けており、県内の交通死亡事故としては同年に２８人と１９５２年に統計が始まって以来の過去最少を記録したところであります。しかし、その翌年には４１人と急増したことを受け、こうした発令がなされたものであり、交通事故防止に向け、改めて気を引き締めた取組が求められています。

交通事故防止に向けては、ドライバーや歩行者など、道路を利用する方々の利用の仕方や意識の在り方が重要であることはもちろんですが、もう一つ重要なのは交通事故の現場となる道路環境そのものに安全性が確保されているかという点であります。

また、最先端の自動運転技術では、新車の多くに車線逸脱防止装置が標準装備される時代となりました。国土技術政策総合研究所（国総研）では、令和３年１１月から令和６年３月まで、自動車メーカー、高速道路交通システム研究室及び道路標示事業者と自動運転の普及拡大に向けた道路との連携に関する共同研究を実施し、その報告書を国総研資料第１２７０号としてまとめております。それによりますと、副産物として、区画線の剥離率が６割になると車線逸脱防止装置が機能しないことが判明しています。つまり、白線が半分消えかかっていると、自動運転も機能しないということが科学的に証明されているのであります。

こうした中、改正道路交通法施行令により、本年９月１日から中央線等のない道路の法定速度が時速６０キロメートルから時速３０キロメートルに引き下げられます。これは主に地域住民の日常生活に利用される中央線のない生活道路が対象となりますが、そのほか中央線等のない一般道路も対象となります。一方で、中央線等が設けられている一般道路の法定速度は引き続き時速６０キロメートルのままとなるのですが、経年の摩耗により標示が見えにくい道路も散見されます。夜間においては一層見えにくくなります。また、高齢者や訪日外国人などのドライバーが増加する中、中央線の有無で誤認しかねない状況については、急ぎ解消に向けた取組が必要です。

そこで、命の尊厳に関わる交通事故防止のため、安全な道路環境の確保について、警察当局と道路管理者が協議し、協力しながら、今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

最後の８点目、今後の高校教育の在り方について聞きます。

県内どこに住んでいても質の高い教育を受けられることが大事であります。本年４月からは、私立高校も授業料を無償化される見込みであるなど、高校教育は今大きな変革期を迎えています。高市政権では、特に人材力の強化について言及がなされています。今後の産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーなど、理系人材の不足が懸念されることから、産業イノベーション人材の育成が重要であるとし、そのための高等学校教育改革を強力に推進する方針が打ち出されました。特に産業教育を担う専門高校の機能強化や文理双方の素養を有する人材の強化は重要であります。

本県でも高等学校教育改革を先導する拠点となるパイロットケースを創出するための基金の創設が本議会に提案されています。一方で、私学側でも私立中学高等学校協会において、私学振興プラン２０２５が策定され、建学の精神の強みをいかした魅力向上の取組が今後進められていくものと期待しています。県においても私立学校が持続可能な形で、その教育使命を果たし続けることができるよう、積極的に後押ししていただきたいと思います。

教育をめぐる環境が大きく変わっていく今こそ、公立高校と私立高校がそれぞれの特色をい

かし、地域活性化の観点など、様々な面でのバランスにも配慮しながら、本県全体の教育の魅力とその質を高めることが肝要であります。そして、県全体の教育のあるべき姿を見据えた上で、公私ともに切磋琢磨しながら、その存在価値を高め、こどもたちの未来を創造してもらいたいものであります。

こうしたことを踏まえ、こどもたちの未来を希望へ変えるための今後の高校教育の在り方について、教育における不易と流行において大事なこと及びその両者を見極める知恵の視点を含め、リーダーシップ発揮に期待が寄せられる知事の見解を伺い、私の代表質問とさせていただきます。大分の未来を希望に変える答弁を期待いたします。御清聴ありがとうございました。

（拍手）

嶋議長　ただいまの麻生栄作議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。

麻生栄作議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、県政運営についてでございますが、少子高齢化の進展、物価上昇等、賃上げの進行、そしてＡＩなどの先端技術が社会構造を急速に変えつつあり、また、国際情勢が大変不安定化しております。社会経済の環境は大きな転換点にあると言えるのではないかと思います。

こうした中、本県においては、地域の将来を左右する課題に正面から向き合って、県民生活の安心確保と成長の土台づくりを進めてまいります。

まず、足元の物価高騰の対応については、国の助成金に対する県独自の上乗せ補助を引き上げて賃上げ枠の対象を２４事業に大きく拡大する。そして、市町村によるプレミアム商品券の追加発行なども支援しております。

続いて、県民が安全で安心して暮らせる大分県づくりについては、まず、佐賀関火災からの復興でございますが、大分市や国と連携しながら、道路、上水道等の復旧、基幹産業である水産業の支援などを全力で進めてまいります。また、水道管など社会インフラの老朽化にも急ぎ対策を講じ、河川改良や緊急輸送道路の整備など、県土強靱化を進めていきます。

環境負荷の低減に向けましては、新たに大分県版スマートムーブキャンペーンを展開いたします。三つの日本一への取組では、こども政策局を新設しまして、子育て支援体制の強化を図り、健康を支える医療・介護体制の充実、障がい者の就労や芸術・スポーツ活動への支援等を進めていきます。

次に、県民が元気に活躍できる大分県づくりでございます。

農林水産業の成長産業化に向けて、生産性向上を目指す経営体の支援や温暖化への対策強化、ＡＳＥＡＮ市場への輸出拡大に向けた販路開拓などを行います。国内外から好評価を得たサンリオキャラクターをこれまで以上に活用して、県全体の魅力発信につなげるとともに、全庁横断のプロジェクトチームを立ち上げまして、ハーモニーランドのエンタメリゾート化を支援してまいります。また、この夏には県内の涼を楽しめる観光資源を発信するクールサマーインおおいたを展開するとともに、万博等を契機に結ばれた国、地域との友好関係をさらに発展させて地域の元気を創出いたします。

未来創造の大分県づくりについては、遠隔教育の拡大、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に加えまして、小学校給食費や高校授業料の無償化も国の方針を踏まえて実施いたします。

また、高規格道路の整備を着実に進め、全国総決起大会の盛り上がりを追い風としまして、東九州新幹線等の整備を国に働きかけるなど、広域交通ネットワークの充実を図ってまいります。さらに、移住・定住の促進や空飛ぶクルマなど先端技術の活用にも果敢に挑戦いたします。

ビジョン２０２４の実現を加速させて、県民が安心して暮らし、意欲を持って活躍できる大分県づくりに全力を挙げてまいります。

次に、今後の財政運営についてでございます。

国が進めます物価高から暮らしを守り、雇用と所得を増やして強い経済を実現する成長型経

済への移行、本県にとりましても非常に重要な取組となります。

そのため、８年度当初予算案は、国の政策に呼応して給食や高校授業料の無償化等を盛り込んだほか、施設管理への適切な労務費の反映や業務改善奨励金と賃上げ枠の大幅な拡大など、県独自の施策にも力を入れたところであります。

他方、こうした各種施策を積極的に実行していくためには、財政の健全性にも留意が必要であります。このため、編成に当たっては、財政調整用基金の取崩し額を７年度と同額にとどめるなど、財政規律の保持にも意を尽くしました。加えて、中期的な視野を持って財政運営を行えるように、向こう５年間の財政収支の見通しを国が示した経済成長率等をベースに機械的に試算をしております。

詳細は後ほど総務部長から説明させますが、お手元の資料の左側二つ目の表の一番下にあります財政調整用基金残高を御覧いただきたいと思います。８年度末には目標を上回る３３３億円が確保できる見込みである一方、９年度以降は義務的経費の増嵩に伴い、取崩し額が累増しまして、１２年度末には２５６億円まで減少する見通しとなっております。このため、引き続き金利上昇局面に留意した資金調達や資金運用、国庫支出金の積極的な活用、行政評価に基づく事務事業の見直しなどを進めることで、財政調整用基金の取崩しを可能な限り抑制してまいります。

その下の表に記載の県債残高は、県土強靱化を推進する中でも臨時財政対策債の減などにより減少が続きまして、臨財債等を除く実質的な残高も目標といたします６，５００億円以下を堅持できる見通しとなっております。引き続き交付税措置のない県債の発行をできる限り抑制するなど、県債残高の適正管理を進めてまいります。

今後とも変化が激しい地方財政を取り巻く動向を見極めながら、歳入と歳出の両面から不断の点検と改善を重ねることで、財政の健全性を確保し、将来への投資と県民生活を支える施策をしっかりと推進してまいります。

次に、県土強靱化についてでございます。

大分市佐賀関の大規模火災では、発生直後から大分市をはじめ、国や関係機関と連携を密にしながら被災者支援に取り組んでまいりました。現在、市において８月を目途に復興計画の策定を進めており、特に地域コミュニティの維持は大変重要であることから、県としましても、引き続き情報共有や助言、インフラ整備等への支援に最善を尽くしてまいります。

議員御指摘のとおり、県土の強靱化は県政の重要課題であります。これまで国の３か年緊急対策や５か年加速化対策予算を積極的に活用して玉来ダムの完成や橋梁の耐震化など、県土の強靱化を着実に進めてまいりました。改修が完了した津久見川では、令和６年の台風第１０号の浸水被害を防ぐなど、効果を発揮したところであります。しかしながら、全国的に頻発・激甚化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震などから県民の生命、財産を守るためには、さらなる県土の強靱化に取り組むことが必要であります。

まずは流域治水と土砂災害対策であります。安岐ダムの再生や河川改修、砂防施設の整備とともに、早めの避難行動を促す情報発信力の強化など、ハード・ソフトの両輪で進めていきます。

次に、地震、津波、高潮対策でありますが、大分臨海部の護岸の強化、橋梁や住宅などの耐震化に加え、道路の無電柱化についても、国の動向を注視しつつ、現計画に基づき着実に整備していきます。

さらに、災害に強い道路ネットワークの充実でありますが、中九州横断道路や中津日田道路などの緊急輸送道路の整備とともに、集落の孤立防止に向けて優先啓開ルート上の法面対策を進めます。

加えて、社会インフラの老朽化対策も喫緊の課題であります。ドローンやＡＩを活用した効率的な点検、診断や損傷、劣化が進む前に適切な補修を行う予防保全型のメンテナンスに取り組んでいきます。

これらを着実に推進するためには、安定的な

財源が不可欠であります。そのため、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保について、国に対して強く要望してまいります。

県民の生命、財産を守るため、災害に屈しない強靱な県土づくりに今後も全力で取り組んでまいります。

次に、医療提供体制の確保についてであります。

賃上げや長引く物価高の影響により、医療機関を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、県では、国の支援パッケージを最大限活用した緊急対策を補正予算に盛り込んだところでございまして、さきほど可決いただきました、誠にありがとうございました。

また、少子高齢化や多様化する医療ニーズへの対応は喫緊の課題と認識しております。持続可能な医療提供体制の確保に向けて、次の取組を進めてまいります。

一つは、医療従事者の確保であります。医師については、大分大学医学部地域枠や自治医科大学により地域医療を担う医師を育成し、不足する地域の中核的な病院やへき地診療所に配置しており、今年度は６６名が診療に従事しております。来年度は長時間労働の医師がいる医療機関へ医師を増員派遣する病院への助成も開始いたします。看護師や薬剤師の新規確保の取組としましては、修学資金貸与制度について、看護師の枠を拡大してきたほか、今年度からは薬剤師にも導入しています。加えて、一旦離職した看護師に向けては、柔軟な働き方や復職支援に取り組む医療機関を紹介する動画の配信等を行い、これまで６１名が再就職につながってきました。

二つは、在宅医療提供体制の強化でございます。昨年度から郡市医師会単位で医療・介護従事者の連携会議を順次開催して体制強化に向けた課題の共有や改善策等を協議してきております。また、在宅医療に不可欠な訪問看護については、全医療圏において２４時間３６５日対応可能な機能強化型訪問看護ステーションの設置を促進しております。来年度は医療機関とステーションとの相互連携や機能分化等を支援するセンターを設置して、訪問看護提供体制の充実を図ります。

こうした中、国は、２０４０年やその先を見据えて、入院医療だけではなくて、外来や在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めているところであります。県としましては、その動向も踏まえながら、今後とも誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるように、本県の実情に即した効率的で質の高い医療提供体制の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、今後の観光振興についてであります。

観光振興は、少子高齢化が進む中にあっても、地域経済の成長と雇用の維持に資する極めて重要な政策分野であります。これを持続的に発展させていくためには、時代の変化や多様化する観光ニーズを的確に捉え、機を逃すことなく施策を展開することが必要であります。昨年、インバウンドが全国で過去最多を更新する中、量から質へ、通過型から滞在型へと転換を図り、地域にしっかりと経済効果が波及する観光地域づくりを進めていくことが特に重要でございます。インバウンドに人気の高い国東半島のロングトレイルや豊後大野でのサイクリングなど、価値ある地域資源をいかしたアドベンチャーツーリズムの取組は、条例の後押しもいただきまして、本県において滞在型観光の最たる好例となってきております。こうした取組を継続的に推進するためには、着実に実行する推進体制の整備と安定的な財源の確保が必要となります。

まず、観光推進体制については、県域ＤＭＯであるツーリズム大分と県との役割分担を明確化して、ツーリズム大分にはデータやマーケティングに基づく企画立案、地域マネジメントといった専門的機能を担ってもらいます。あわせて、マーケティングに知見のある専門人材も登用しましてとともに、オフィスを県庁内に移転しまして、官民が緊密に連携できる体制を整えることで、観光地域づくりや戦略的な誘客の取組をより効率的かつ機動的に推進いたします。

次に、観光振興財源については、これまで宿

泊事業者や市町村の皆様と重ねてきた議論に加えて、観光振興財源検討会議からの報告書を踏まえて、宿泊税の導入を決めたところでございます。今後は宿泊者の皆様に制度の趣旨を御理解いただけるように、使途の明確化と丁寧な周知に努めるとともに、宿泊事業者の負担軽減にも配慮した制度設計を進めてまいります。さらに、市町村から一刻も早い制度化を求める声が大きく出されていることから、詳細かつ丁寧に意見を聞きつつ、早期の導入を目指して準備を加速してまいります。条例になりますので、またこれについても議会の皆様から御審議よろしくお願い申し上げたいと思います。実効性の高い観光推進体制と新たな観光振興財源を両輪としまして、本県観光が将来にわたり持続的に発展して県民の誇りと豊かさにつながる産業となるように全力で取り組みたいと考えております。

次に、脱炭素社会の実現についてであります。

脱炭素社会の実現に向けては、国、県、市町村がそれぞれの立場で脱炭素と経済、地域の発展の両立を目指して連携して取り組んでいくことが大切であります。国においては、ＧＸ経済移行債を活用した企業の技術開発の支援や交付金による自治体の後押しなど、多様な政策手法で脱炭素化を進めています。地方公共団体では、地域条件に応じた施策の推進が求められておりまして、特に県では市町村への技術的助言や事業の共同実施、中小企業の脱炭素化の推進が期待されているところであります。

県では、こうした役割分担も踏まえて、次期地球温暖化対策実行計画を策定して、次の三つの方向性の下、施策を展開しています。

一つ目は、県民や企業と一体となった取組の推進であります。環境アプリ「エコふぁみ」のポイントを活用したキャンペーンや県民や企業の太陽光発電によるＣＯ２削減量をＪ－クレジット化する事業等により、環境に配慮する活動が広く評価される社会づくりを進めてまいります。あわせて、温室効果ガスのさらなる排出削減に不可欠な技術革新を進めるため、国の資金も活用しながら、コンビナート企業が行うカーボンリサイクルなどの実証事業等を後押しします。

二つ目は、地域資源の有効活用であります。先月、環境省から採択された脱炭素先行地域事業は、佐伯、臼杵、津久見の３市と共に、防災拠点や避難所へ太陽光発電設備や蓄電池等を導入して、脱炭素化と災害対応力の強化を一体的に進めるものであります。これを一つのモデルに豊富な日照量や地熱などの地域資源を課題解決にいかす取組を県内に広げてまいります。

三つ目は、企業の環境対策をビジネスチャンスにつなげることであります。金融機関等と連携したコンソーシアムの立ち上げや新たな融資制度の創設、遮熱、電化など様々な省ＣＯ２省エネ技術の活用により、中小企業の脱炭素化と企業価値の向上を一体として図り、販路開拓や人材確保などにつなげてまいります。

こうした取組を国や市町村に限らず、県民、企業等とも連携しながら進めて、大分県版カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

次に、農林水産業の成長産業化であります。

本県農林水産業を成長産業として持続的に発展させるためには、急速に進む人口減少や不安定な海外事情、猛暑や豪雨等の気候変動など、幾多の変化に柔軟に対応していく必要があります。そのため、経営規模の拡大やスマート技術の活用、労働力確保対策などによる生産性向上をはじめ、高温環境への対応などの取組を各分野で進めております。

農業では、県内各地に大規模園芸団地を形成し、効率的で競争力の高い営農モデルを構築していきます。加えて、衛星データを活用した自動操舵システムなど、省力化技術の導入を推進するとともに、作業代行や高機能機械のレンタルを行うサービス産業体を育成しております。また、喫緊の課題である猛暑への対策としまして、農作物の温度制御技術の現地実証に加えて、遮光資材や出荷時期を調整する貯蔵設備の導入等を急ぎ進めております。

畜産では、全国和牛能力共進会での上位入賞を目指して、肥育技術の向上対策に取り組むほか、高止まりが続く輸入資材の代替のため、飼料用米など自給飼料の生産拡大を図ります。

林業では、本年１月に佐伯市で本格稼働しましたツーバイ材加工施設を拠点として、大径材利用を促進するとともに、急傾斜地に対応できるラジコン式の無人伐倒機や苗木運搬用ドローン等の導入を推進してまいります。

水産業では、高水温等の影響を受けにくい沈下式生けすを活用して、海中でも生育状況等の監視を可能とするＡＩや衛星通信技術を用いたブリ養殖手法の実証に取り組んでいます。また、漁船漁業において、市場ニーズが高く高水温でも生育が可能なキジハタの種苗生産体制を確立していきます。

こうした取組と併せまして、出口戦略も大切であります。特に成長著しい海外市場を取り込むため、輸出先国の多角化を進めているところであります。来年度は日本食への関心が高いＡＳＥＡＮ地域において、東南アジア最大級の食品見本市への出展など、戦略的プロモーションを展開して輸出拡大を後押しいたします。

これらを通じて元気な産地を育成して新たな担い手を呼び込む好循環を数多く生み出していくことで、成長産業化につなげてまいります。

次に、スポーツ施設による地域の活性化についてであります。

近年、スポーツ施設を核としたまちづくりが全国各地で進む中、本県においてもスポーツを通じた地域活性化を目指して検討を加速しております。先月末には民間調査機関から地域活性化に資するスポーツ施設調査について詳細な報告を受け、公表いたしました。その報告書では、市町村の所管分も含めて県内の主要スポーツ施設では総じて老朽化が喫緊の課題とされる一方で、大分スポーツ公園などでは交流人口の拡大やにぎわい創出につながるポテンシャルの高さも示されております。現在、県が管理する大洲総合運動公園については、老朽化が進む別大興産スタジアムの移転再整備や大分市管理の津留運動公園との一体的な見直しの必要性が指摘されております。また、九州トップクラスの収容力を誇る大分スポーツ公園では、早期のアクセス改善とともに、将来的なエンターテイメントエリア化に向けて民間活力の導入可能性などが提言されているところであります。

なお、関係者から要望いただいた屋内５０メートルプールの新設には多額の整備費用と維持コストが見込まれる一方で、十分な集客が難しく、既存プールの集約化なども併せて関係自治体と共に検討すべきとの助言も書かれているところでございます。県では、こうした提言も参考としながら、諸課題の解決に取り組んでいるところでございます。例えば大洲総合運動公園については、大分市との間で管理主体の一元化に向けて相談を始めているところでございます。これまで複数の競技団体や県民の皆様から多数の署名が寄せられていることは施設の充実によるスポーツ振興への強い期待の表れでありまして、いずれも重く受け止めているところでございます。多くの県民の皆様のこうした期待に応えて、大分の希望ある未来への投資となるスポーツ施設を核とした地域活性化を実現するために検討を進めてまいります。まずは経済や観光、スポーツなど、幅広い分野の有識者で構成いたしますスポーツ施設整備検討委員会を新年度に立ち上げまして、多角的な視点から議論を深めて県としての整備方針をお示しできるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、芸術分野の振興についてでございます。

県では、地域の伝統を継承し、新たな文化を育むために、今年度見直しを進めてきた文化振興基本方針に掲げる三つの基本視点に基づき芸術文化の振興に取り組んでまいります。

一つ目は、豊かな人間性や創造性の育成であります。

開館１０周年を迎えたＯＰＡＭでは、１年を通じて多彩なジャンルの展覧会が開かれ、過去最多の来館者数を先月既に更新しまして、年間７０万人を上回る勢いであります。また、今年で２６回目を数える別府アルゲリッチ音楽祭は、多くのクラシックファンを魅了する大分が世界に誇る言わば大分の宝となっているというふうに感じております。県民が本県に根差した優れた芸術文化に触れて豊かな心を育み、多様性を尊重する社会が形成されるよう、多彩な取組を

進めていきます。

二つ目は、伝統を次代につなぎ、新たな文化が花開く環境づくりであります。

伝統芸能や祭りなど、地域固有の文化は、県民共有の財産であり、長い時代を経て継承されてきました。１月にｉｉｃｈｉｋｏ総合文化センターで初めて開催された民俗芸能まつりでは、中津市の宮園楽等が披露され、多くの参加者が文化を守りつないでいく尊さを再認識したところであります。また、２０３０年の大友宗麟生誕５００周年が郷土の歴史を未来へつなぐ節目となるよう、関係市のこどもガイドの養成を支援し、次代の担い手育成や郷土愛の醸成につなげております。一方で、佐伯市が令和３年度から開催しております大道芸フェスタは、世代を超えて気軽に参加できる大変ユニークなイベントでございます。県では引き続き市町村等と連携しながら地域に芽吹いた新たな文化も大きく育つように支援していきたいと考えております。

三つ目は、創造県おおいたの推進であります。

芸術文化の持つ豊かなポテンシャルを教育や関係人口の創出、国際交流の活性化、障がい者の社会参加の促進などにもいかしながら、地域の魅力を高めてまいります。とりわけ本年９月に県有化を目指すしいきアルゲリッチハウスは、マルタ・アルゲリッチ氏や音楽祭の顕彰を通じて豊かな音楽文化を醸成し、こどもの感性を育む唯一無二の象徴的拠点として、県が主体となり、磨き上げていきます。今後とも本県が誇る豊かな芸術文化資源をさらに活用しながら、文化の香り高いふるさと大分を創造してまいります。

次に、東九州新幹線についてでございます。

東九州新幹線などは、未来創造の大分県づくりや我が国の成長に欠かせないインフラでございます。整備計画路線への格上げに向けて、地方の思いを強く訴え、全国的な機運を高め、国民的コンセンサスを得るためには、関係県等と連携した取組が何より重要であります。

そのため、全国の基本計画路線の関係者が一致団結して声を上げるべく、１月に東京都内で全国総決起大会を初めて開催したところであります。当日は５００名以上の関係者が集まり、８名の知事や多くの国会議員等から５０年越しの非常に熱のこもった発言が続き、正に歴史的な大会となりました。県議会からも嶋議長さんはじめ、多くの皆様が御参加いただきまして、私自身も大変勇気づけられたところであります。この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

大会後の要望活動では、整備新幹線の推進と並行して、基本計画路線の調査を行うことや必要な財源の確保、地方負担の軽減などを政府・与党に対して強く訴えてまいりました。引き続き全国的な動きを活発化し、世論を喚起していくためにも全国各地の期成会等と連携して来年度も総決起大会を開催したいと考えております。

また、国による責任ある積極財政の中で、骨太の方針２０２６に基本計画路線がどのように記載されるかが重要なポイントになります。このため、骨太の方針の策定前にも全国の関係者と共に政府へ働きかける機会を設けたいと考えているところであります。

一方、国が来年度実施する基本計画路線に係るケーススタディーについては、いわゆる法定調査ではありませんが、その前段階の調査として期待しているところであります。そこで、早速１月に、福岡、大分、宮崎、鹿児島県、そして北九州市の４県１市の首長や議長さん等で国土交通省を訪問しまして、東九州新幹線をこのケーススタディーの調査対象とするように強く要望を行いました。今後もあらゆる場を活用し、国への働きかけを強めてまいります。

多くの県民や企業が期待を寄せている東九州新幹線など大分を通る基本路線の整備新幹線の格上げに向けまして、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、空飛ぶクルマについてであります。

近年、空飛ぶクルマをはじめとします次世代空モビリティーは、地域が抱える諸課題の解決に加えて、新産業の創出、新たな価値形成に資するものとして、国内外から大きな注目を集めております。国においても空の移動革命に向けた官民協議会が設置されておりまして、社会実装を見据えた検討が進められています。

こうした国の動きを踏まえて、中山間地域やリアス海岸を多く抱える本県においても、空飛ぶクルマの活用による地域課題の解決や産業振興につなげるため、関係機関と連携しながら、かねてから検討を進めてきました。その結果、ＳｋｙＤｒｉｖｅ（スカイドライブ）社とＪＲ九州が２０２８年度に本県で九州初となる遊覧サービスやエアタクシーの商用運航を目指す取組を進めているところであります。

今年度は、ＪＲ九州等による離着陸場候補地の選定を支援するとともに、県内企業への技術開発支援を行いました。また、昨年１１月に別府湾で開催したデモ飛行を含む機運醸成イベントの空フェスや先月開催した空飛ぶクルマシンポジウムを通じて、社会受容性の向上に努めてきたところであります。さらに、先週には、新たにＡｉｒＸ（エアエックス）社と空飛ぶクルマの活用や産業振興等に関する協定を締結したところであります。同社が２０２９年に導入予定の機体について、本県を運航先の一つとして検討しており、実現に向けて連携、協力を強化してまいります。

一方で、社会実装に向けては、型式証明の取得や離着陸場の整備基準、操縦士の技能証明など、運航に必要な制度整備が途上にあり、一定の時間を要する状況にもあります。加えて、安全性や騒音への配慮、採算性の確保、住民理解の醸成といった点も重要な課題でありまして、本県での社会実装に際しても、共通するものと認識しております。

こうした状況を踏まえて、来年度は引き続き機運醸成イベントの開催や県内での商用サービスを検討する事業者への支援を行います。あわせて、新たに離着陸場整備に必要な基礎調査への支援を行うなど、将来的な社会実装に向けた取組を後押ししてまいります。

今後とも国の動向も注視しながら、関係事業者や地域と丁寧にコミュニケーションを重ねながら、空飛ぶクルマが本県経済成長の新たな牽引力となるように取組を進めてまいります。

最後に、今後の高校教育の在り方についてでございます。

急速な技術革新、少子化の進展など、高校教育を取り巻く環境が変化する中で、公立と私立がそれぞれの特色をいかして切磋琢磨して本県教育の魅力と質を高めていくということが重要であります。

こどもたちの進路選択が多様化する中で、一人一人の個性や能力を最大限に伸ばす教育環境をいかに実現するかが公教育に求められている課題であります。県としましても、現場の声に耳を傾け対話を重ねながら、未来を見据えた教育の在り方を模索しているところでございます。

教育における不易、すなわちいつの時代も変わらない根幹は、知・徳・体の調和が取れた心豊かな人間性を育むことにあると考えます。増加していますいじめ、暴力事案を抑止するためにも、他者の痛みを感じ、思いやる心を育んでいかなければなりません。

一方で、流行、すなわち時代の変化に対応することも大事でありまして、生成ＡＩの進化やグローバル化といった社会の急速な変化に対応するためには、自ら課題を発見して解決する探究的な学びや情報活用能力の育成が求められます。

私は、知事就任以来、対話を県政の中心に据えて現場の課題に向き合ってきましたけれども、この姿勢をこれからも貫いて、教育における不易と流行を的確に見極めながら、教育県大分の創造を追求してまいりたいと思っております。

具体的に申しますと、全ての学校、県立学校に学校運営協議会を設置して、地域や産業界と一体となって魅力ある学校づくりを進めます。また、県内どの地域でも多様できめ細かな学びを提供するために、遠隔教育を拡充するとともに、グローバル人材にも注力いたします。さらには、今般設置します高校教育改革促進基金を活用して、将来を見据えた人材育成に向けた検討を進めてまいります。

私立学校も公教育と車の両輪としまして大きな役割を果たしていく必要があります。教育の質の向上と健全な経営基盤の確保を図るとともに、地域と連携しました探究学習への支援など、個性豊かで特色ある学校づくりを後押ししてま

いります。

これらの取組を通して、こどもたちが変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を身につけることができる教育環境の構築に県教育委員会と共に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問については、担当部長から答弁させていただきます。

嶋議長　若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

若林総務部長　私から、今後の財政運営について補足的に答弁申し上げます。

改めて今後の財政収支見通し（試算）を御用意いただき、右側、作成に当たっての考え方を御覧ください。

まず、１の歳入です。表の２段目、県税については、国の中長期の経済財政に関する試算におけます成長移行ケースの名目成長率を反映して試算しております。その結果、県税収入は、左側の表のとおり、１２年度には８年度と比較して１７５億円増の１，６６３億円となる見込みでございます。

その下の交付税については、１０年度以降も一般財源総額が実質的に同水準で確保されるとの仮定の下、推計をしております。義務的経費など需要額の増加が県税収入の増加を上回ることから、交付税についても１２年度には２，１６６億円まで増加します。また、国の試算において、税収は今後も増加する見込みであることから、臨時財政対策債は８年度に引き続き発行されないものと見込まれております。

このほか、（２）国庫支出金や（３）県債は、社会保障関係費や投資的経費等に連動させて試算しております。

次に、２の歳出です。（１）義務的経費のうち、①の人件費では、給与費の継続的な増加や教職調整額の上昇を織り込んでおりまして、１２年度には８年度と比較して２２７億円増の１，８９４億円になると試算しております。

②の社会保障関係費は、過去の伸び率を踏まえるとともに、後期高齢者人口の上昇や物価高騰を踏まえた診療報酬などの公定価格の引上げを見込みました結果、８年度と比較して８９億円増の１，０４４億円と見込んでおります。

また、③の公債費は、金利上昇や県土強靱化関係費の償還が本格化することによりまして、１２年度には８年度と比較して９８億円増の９４９億円にまで増加いたします。その結果、義務的経費全体では、１２年度には８年度と比較して４１４億円の増となり、３，８８７億円となる見込みであります。

その下の（２）投資的経費は、①の普通建設補助・直轄、②の単独ともに８年度と同額を基本としつつ、大分総合庁舎建設などの大型事業の影響を反映させております。また、第一次国土強靱化実施中期計画に基づく対策予算については、９年度以降当初予算に計上するものとして試算しております。

左側二つ目の表ですが、各年度の歳入から歳出を差し引いた財源不足を補うための財政調整用基金取崩し額と基金残高を記載しております。

８年度末には目標でございます３３０億円を達成できる見込みでありますが、その後は義務的経費が増加し、１２年度には１２６億円の取崩しが必要となります。前年度の決算剰余金や執行段階での節約によりまして、毎年９０億円の積立てが可能と試算し、金利上昇を踏まえた基金運用利息の上乗せも見込んでおりますが、１２年度末の基金残高は２５６億円にまで減少する見通しとしております。

また、一番下の表の県債残高については、総額は毎年減少するものの、臨財債等を除きの残高は、県土強靱化の推進などにより１２年度末には６，４８２億円まで増加する見込みでございます。

ビジョンに掲げる施策を積極的に推進し、必要な投資を行っていくには、財政の持続可能性にも留意が必要でございます。今後も常在行革の精神で、歳入、歳出両面からの取組を徹底し、行財政改革推進計画の目標を堅持できるよう、健全な財政運営に努めてまいります。

嶋議長　小野土木建築部長。

〔小野土木建築部長登壇〕

小野土木建築部長　私からは、住宅の耐震化についてお答えいたします。

国が昨年１２月に公表した能登半島地震の建築物構造被害分析によると、１９８１年から２０００年に建設された新耐震基準の木造住宅においても、約５．４％が倒壊・崩壊しており、耐震化の必要性が明らかになったところです。本県には、令和５年時点で約８万８千戸の新耐震基準の木造住宅がありますが、能登半島地震を契機に、耐震アドバイザー派遣の利用件数が伸びており、所有者の耐震化への意識の高まりを認識しています。

一方、倒壊の危険性がより高い１９８１年以前の建設された旧耐震基準の木造住宅は、県内に約９万１千戸あり、その約５３％についてはいまだ耐震化が図られていない状況にあります。そのため、旧耐震基準への対策を引き続き最優先で進めるとともに、来年度から新耐震基準の住宅についても耐震診断の補助対象に追加することとしております。なお、実施に際しましては、市町村においても予算の確保等が必要なため、密に協議を重ねていきます。

今後とも関係者と連携し、住宅の耐震化をより一層促進してまいります。

嶋議長　渡辺企業局長。

〔渡辺企業局長登壇〕

渡辺企業局長　私からは、企業局の経営戦略についてお答えいたします。

現行の経営戦略は、過去の中期経営計画を継承しつつ、持続可能な経営基盤の確立を目指すことを目的に策定したものであります。この戦略の下、発電所の大規模リニューアルのほか、給水のネットワーク化により可能となった隧道の点検や耐震化を進めるなど、電気、工業用水の安定的な供給に努めてまいりました。

一方で、人口減少による人手不足に加え、賃上げや物価高騰に伴う経費の増嵩が顕著になっており、さらなる経営基盤の強化を図るべく、令和１０年度からの新たな経営戦略を見据えた議論を現在進めているところであります。

新戦略の柱として、一つは、あらゆる方法を駆使した人員の確保と積極的な人材育成による職員の技術力向上やデジタル技術等の活用による業務効率化を徹底して進めます。

二つ目は、計画的な施設の老朽化対策により、安定的かつ持続的な供給体制を構築してまいります。

三つ目は、電力システム改革等の新たな制度への的確な対応や戦略的な資金調達を通じて、強固な経営基盤を確立します。

このような柱の下、新たな１０年に向けて邁進していくことで、地域経済の発展に寄与し、県民に信頼される地方公営企業を目指してまいります。

嶋議長　工藤企画振興部長。

〔工藤企画振興部長登壇〕

工藤企画振興部長　私からは、ジュニアアスリートの育成についてお答えいたします。

本県では、有望なジュニアアスリートの発掘、育成や国際大会への出場支援など、スポーツに打ち込むこどもたちが夢を育み、世界に挑戦する機会を提供しております。

１月にスポーツ公園の視察で幹部が来県しましたＩＭＧアカデミーは、御案内のとおり、アメリカ・フロリダ州に恵まれた競技施設を有し、世界各国から集まるジュニアアスリートの競技力と人間力を育成している教育機関であります。視察では、複数競技での定期的なスポーツクリニックの開催を通じて、有望なジュニアアスリートを見いだすＩＭＧではアジア初の人材発掘拠点として大分スポーツ公園の活用に大きな関心を示されたところでございます。県ではこうした評価を踏まえまして、海外のスポーツ教育機関と連携し、こどもたちが世界に挑戦できる機会を確保するため、海外からのコーチ招聘に要する経費や海外キャンプへの参加費用を支援する予定でありまして、現在、事業の公募に向けて諸課題の調整を進めております。近日、競技団体や大分スポーツ公園の関係者で実行委員会を立ち上げまして、実施体制を整えるとともに、将来的には企業などの御協力もいただきながら、この大分から世界に羽ばたくジュニアアスリートを地域全体が支える体制構築を目指してまいります。

嶋議長　嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長　私からは、ホーバーについてお答えいたします。

ホーバークラフトは、就航以来、これまで安全運航を達成できております。今後は夜間航行も含めた増便などを通じまして、利便性と収益性の向上も目指すという段階に入ってきたものと認識いたしております。

そこで、県としましては、ターミナル施設の魅力的な空間とその周辺地域が有する資源やポテンシャルなどを最大限いかしながら、にぎわいづくりの面で後押ししていきたいと考えております。例えば昨年は、かんたん港園の花火大会と連携したみなとのフードフェスタやウェールズ男子合唱団を招いたディナーショーなど、西大分にぎわい創出イベントとして試行的に開催した結果、大変好評でございました。そのため、来年度は、今回得た知見や課題を踏まえまして、民間の創意工夫を凝らしたイベント開催やホーバー関連の商品開発といった提案を広く募集いたしまして、そうした民間発意による様々な取組に対して支援を行ってまいります。支援に当たりましては、一過性ではなく、継続的な取組となりますよう、最大２か年にわたっての支援可能な仕組みにしたいというふうに考えております。

県としましては、運航事業者に対する赤字補填は行わないという方針を堅持しつつ、県民の貴重な財産でありますホーバーとターミナル施設、この積極的な民間利活用を促すことで、地域のにぎわい創出や魅力向上につなげてまいります。

嶋議長　平松警察本部長。

〔平松警察本部長登壇〕

平松警察本部長　私からは、安全な道路環境の確保についてお答えいたします。

交通事故抑止のため、道路交通の安全を確保するには、車道中央線はもとより、横断歩道や停止線など、路面標示の視認性が極めて重要と考えております。特に道路交通法施行令の一部改正により、本年９月から、最高速度規制のない道路では、中央線の有無により法定速度の扱いが変わるため、摩耗した中央線への早急な対応が必要であります。また、自動運転技術が普及する中、中央線や外側線の濃淡が車線逸脱警報装置等の正常な作動に影響を及ぼすとも承知しております。そのため、来年度から、摩耗した中央線等の緊急的な補修に向け、黄色の中央線を管理する県警及び県管理道路の外側線等を管理する土木建築部において取組を強化する予定にしております。実施に当たりましては、各警察署において路面標示の摩耗状況を調査し、補修が必要な箇所を道路管理者と共有するとともに、可能な限り同時に補修を行うなど、連携しながら取り組んでまいります。

今後とも道路管理者と協力し、道路交通の安全確保等に努めてまいります。

嶋議長　以上で麻生栄作議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りいたします。本日の代表質問はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本日の代表質問を終わります。

――――――→…←――――――

嶋議長　以上で本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

――――――→…←――――――

嶋議長　本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前１１時５７分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第５号）

令和８年３月５日（木曜日）

議事日程第５号

令和８年３月５日
午前１０時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した案件

日程第１　代表質問

出席議員　４１名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		木付　親次
	三浦　正臣		古手川正治
	麻生　栄作		阿部　英仁
	御手洗朋宏		福崎　智幸
	吉村　尚久		若山　雅敏
	成迫　健児		高橋　　肇
	木田　　昇		二ノ宮健治
	守永　信幸		原田　孝司
	玉田　輝義		澤田　友広
	吉村　哲彦		戸高　賢史
	猿渡　久子		堤　　栄三
	末宗　秀雄		佐藤　之則
	三浦　由紀		

欠席議員　２名

井上　明夫　　元吉　俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第５号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　代表質問

嶋議長　日程第１、これより代表質問に入ります。

発言の通告がございますので、これを許します。高橋肇議員。

〔高橋議員登壇〕（拍手）

高橋議員　おはようございます。３０番、県民クラブの高橋肇です。

本日は、県民クラブを代表して、佐藤県政１

期目の集大成である２０２６年度の大分県政について質問させていただきます。どうぞ前向きな御答弁、よろしくお願いいたします。

まず、国際情勢の変化が本県に与える影響についてお尋ねいたします。

今、世界は新たな戦前の中にいるようです。これまで、大国アメリカが世界秩序の維持に一定の役割を果たしてきましたが、自国第一主義を掲げる指導者の台頭により、国際社会は混乱と分断を深め、軍事力という暴力が再び前面に出ようとしています。御承知のとおり、イランの核保有などをめぐり、アメリカは、イランと協議を行っている最中、突如、イスラエルと共にイランへの軍事行動を開始しました。報道などによると、既にイラン全土で多くの方が犠牲になっており、学校をはじめ、多くの民間人も含まれているとのことです。今もなお戦闘は続いており、中東６か国にまで戦禍は拡大しています。さらには、ホルムズ海峡が閉鎖され、日本の船舶４０隻以上が足止めになっており、アメリカの同盟国のタンカーが攻撃を受け、炎上したとの情報もあり、今後の我が国への影響が大変心配されます。

また、ロシアのウクライナ侵攻は、開始から４年が経過しました。ウクライナでは、ロシア軍による電力インフラへの集中攻撃が続き、厳しい寒さの中で暖房は使えず、水道の利用までも制限され、ウクライナ市民の生活に重大な影響が出ています。ウクライナは、ロシアによる侵攻を防ぐため、アメリカに長期的な戦争終結後の安全の保証期間を求めています。しかしながら、ロシアによる侵攻が終わる気配はなく、ロシア・ウクライナ情勢は、世界経済にも深刻な影響を及ぼしている状況です。

２０２３年１０月に始まったイスラエルのガザ地区への侵攻も、依然として終結の見通しが立っていません。多くの罪のない市民が命を落とし、食料不足が深刻化する中、こどもたちの栄養状態は極度に悪化し、多くのこどもが命を失っています。昨年１１月時点におけるガザでの死者数は７万人を超えたとされ、停戦発効後も、イスラエル軍による散発的な攻撃が続き、その後も４００人以上が犠牲になったと報じられています。

こうした戦禍に対して、国連は有効な対応策を打ち出すことができていません。日本もまた、停戦や武力行使の抑制に向けた明確なリーダーシップを発揮できず、事態を静観しているのが現状です。憲法の三原則の一つとして、平和主義を掲げる日本こそ、混乱や分断、戦火に苦しむ人々のために、国際社会でリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。そして、分断ではなく、共生、武力ではなく、対話による解決を優先する社会こそが、これからの世界に必要な条件だと考えます。

日本はもちろん、本県もこうした国際情勢と無関係ではないと思います。エネルギーや食料の価格高騰、円安による輸入コストの上昇は、県内企業や家庭の暮らしに直接影響しています。さらに、外国人労働者や留学生など、海外との人の往来が盛んな本県では、国際的な緊張や分断は、地域社会に少なからず影を落としているのではないでしょうか。こうした情勢の変化を正確に捉え、地域経済と県民生活を守る視点からも、本県のリーダーとして、国際情勢の変化にどのように向き合っていくのか、知事のお考えに大変注目しているところです。

そこで、国際情勢の変化が本県に与える影響について、知事のお考えをお伺いします。

続いて、地方創生の実現に向けた取組についてです。

政府は、２０１４年に地方創生を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある日本社会を維持していくための取組を行ってきました。昨年１２月には、地方創生に関する総合戦略を閣議決定し、本総合戦略で整理された施策を基軸に、強い経済の実現に力点を置いた全体戦略として、地域未来戦略を本年夏をめどに取りまとめることとしています。

この戦略では、全国一律の政策ではなく、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成し、地場産業の付加価値向上や販路開拓を強力に支援

するとされています。また、知事と連携した戦略産業クラスター計画の策定や、知事主導による地域産業成長プランを強力に後押しすることも示されており、実行財源として、２０２６年度当初予算案に地域未来交付金１，６００億円が計上されています。

本県に目を向けると、製造品出荷額等の５０％近くを占める大分コンビナートは、本県の産業を牽引するとともに、九州随一のコンビナートとして、我が国のものづくりの基盤を支えています。さらに、半導体関連産業をはじめ、医療産業、農林水産業、観光産業など、多様な地場産業の集積と発展の可能性を有しています。一方で、それらが必ずしも有機的に結びついているとは言い難く、付加価値の創出や持続的な雇用拡大につながっていない面もあるのではないでしょうか。

こうした中で問われるのは、国の戦略を待つ姿勢ではなく、地域自らが主体的に将来像を描き、実行に移す覚悟であります。詳細はまだ示されておりませんが、戦略産業クラスター計画や、地域産業の成長プランの策定に当たっては、企業、人材、研究機関、金融機関を結びつけていくため、強いリーダーシップの下で全体構想を考える必要があると思います。

そして、地方創生の本質は、地域が自らの強みをいかし、将来世代へと続く豊かな地域経済と暮らしを築くことにあります。しかし、これまでの取組だけでは成果はなかなか見えてきません。本県の地場産業の成長を点ではなく、面として捉え、地域ごとの特性を踏まえた、大分県らしい計画を知事自らが主導して策定していただきたいと思います。

そこで、今後策定される地域未来戦略も踏まえ、地方創生の実現に向けた取組を進めていかなければならないと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、県民生活の安心・安全についてです。

まず、日出生台演習場における演習についてお伺いいたします。

高市総理の存立危機事態に関する国会答弁を機に、対中関係が悪化しています。政府は、それ以前から、南西諸島での自衛隊の増強を図る南西シフトを進めており、陸上自衛隊は、２０１６年に与那国島、１９年に奄美大島と宮古島、２３年には石垣島に駐屯地を開設しました。

大分県内でも防衛施設の整備が進んでいます。大分市では、弾薬庫が建設中であり、湯布院駐屯地には、南西防衛の中核を担う部隊とされるミサイル連隊が新設されました。こうした状況の下、もし武力衝突や有事の事態となった場合、ミサイルや弾薬庫を有する本県が相手国から標的とされる可能性は十分に高いと言えます。

近年、特に日出生台演習場では、アメリカのみならず、イギリスの部隊との共同演習や訓練が増加しており、２０２５年は３回実施され、過去最多となりました。実弾射撃訓練や中距離多目的誘導弾、りゅう弾砲による射撃訓練に加え、地元住民の不安が大きいオスプレイを使った物資・人員輸送訓練などを行われています。訓練の回数、内容ともに、増強傾向が続き、県民の不安が高まっています。

県はこれまで、在沖縄海兵隊の実弾射撃訓練については、将来にわたり縮小、廃止を求めるとの姿勢を示してきました。しかし、現状は、縮小、廃止どころか、拡大、恒常化の傾向にあり、４種類の火器を新たに使用したいとの米軍からの意向も示されています。これに対し、地元住民からは不安と反対の声が上がっています。

これまでも県として、米軍や九州防衛局に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を求めてきましたが、依然として納得できる状況には至っていません。今後も、地元自治体や住民の理解を欠いたまま訓練が拡大するようであれば、県民の安心と安全を守る立場から、訓練そのものを受け入れないという強い態度を示すべきではないかと考えます。

そこで、拡大、恒常化する日出生台演習場における演習について、今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

続いて、大分分屯地の弾薬庫についてです。

陸上自衛隊大分分屯地では、現在、敷戸団地に隣接して、弾薬庫が建設されており、周辺住民の間では大きな不安が広がっています。昨年

の１２月１４日には、１００人を超える市民が弾薬庫建設反対の声を上げました。建設が進められている大分分屯地の周辺には、集合住宅地や五つの小学校や保育所、幼稚園などがあり、約４万人の市民が暮らしています。弾薬庫建設は、有事の際に敷戸地域が危険にさらされるとして、多くの市民が不安を抱いています。

弾薬庫建設の計画が明らかになって以降、工事に関する説明会が開催されていますが、弾薬庫に何が運び込まれるのか、ミサイルとは具体的にどういうものなのかなど、知りたいことは何も知らされないまま工事が進められています。また、２０２３年１２月には、住民説明会の後に、当初の２棟から７棟が追加され、合計で９棟の大型弾薬庫が建設されることが判明しました。周辺住民を中心に、政府や防衛省、自衛隊に対して説明会の開催などを申し入れているようですが、それに応じようとする姿勢が依然として見られないといいます。

今回のアメリカとイスラエルに対するイランの報復攻撃に対し、イギリスの首相が、イランの脅威を取り除く唯一の方法は、ミサイル拠点を破壊することだと述べるなど、有事の際にこれらの弾薬庫が攻撃の対象となる可能性は否定できません。万が一を想定し、避難計画の策定など、周辺住民の安全を守るため、大分市などとのさらなる連携が必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、大分分屯地の弾薬庫の建設について、県として今後どのように対応していくのか、防災局長へお伺いいたします。

次に、防災・減災についてであります。

まず、地域防災力の強化についてお尋ねします。

昨年１１月１８日に発生した佐賀関大規模火災では、強風により延焼が拡大し、１９６棟の建物が被害を受けました。火元となった住宅のお一人がお亡くなりになられましたが、多くの命が守られたのは、日頃からの地域コミュニティのつながりがあったからこそだと感じています。被災された方々は、現在、避難生活を余儀なくされています。基本的には、大分市が責任を持って支援に当たることだと思いますが、県としても、国と連携し、支援と復興に向けた協力体制を整えていただきたいと考えます。

１月から２月にかけて、我が会派は、２０１６年の糸魚川市で発生した大規模火災の復興事例について、国土交通省や消防庁、新潟県庁などの担当職員からお話を伺うとともに、被災状況や再建の記録を伝承し、防災教育などを行っている糸魚川市駅北広場キターレを視察してきました。木造住宅密集地区での復興住宅や防災広場、防火水槽などの整備や、連動型火災報知器の設置、地域での防災教育などの推進に取り組んでおられました。佐賀関復興においても、被災者に寄り添った生活再建支援に加え、地域特性を踏まえた防災性の高いまちづくりと国、県、市の連携が不可欠であることを改めて認識しました。

自然災害はいつどのような形で私たちの生活に影響を及ぼすのか、予測できません。だからこそ、日頃からの地域コミュニティの在り方が極めて重要だと考えます。しかし、一方で、防災意識の高い地域では、訓練が頻繁に行われ、参加者も多く、行政の支援や指導がそうした地域に偏りがちではないかという懸念もあります。県全体の防災力を向上させるためには、地域防災を支える地域コミュニティそのものの地域間格差を埋めていくことが重要ではないでしょうか。県や市町村は、地域コミュニティの育成やつながりの形成を強く意識しながら、防災指導や訓練等に取り組む必要があると考えます。

そこで、地域コミュニティ育成等の視点を含め、地域防災力の強化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、災害時の電源確保についてであります。

近年、日本各地で発生する自然災害は年々激しさを増しており、地震のみならず、局地的豪雨や台風、線状降水帯による強風や河川の氾濫など、想像を超える規模の災害が多発しています。そのため、非常時に備えることの重要性がますます高まっています。中でも、災害時の電源確保の重要性は、繰り返し指摘されているところです。

災害に伴う停電被害は年々増加しており、一度停電が発生すると、照明、空調、厨房、冷蔵庫、エレベーターなどの設備に加え、テレビやパソコン、携帯電話などの情報機器やセキュリティー機器にも支障が生じます。さらに、電力で稼働する給水設備や浄化槽が停止すれば、給水や排水ができなくなるおそれがあります。数日間の断水が続くと、飲料水や生活用水が不足し、住民の生活に深刻な影響を及ぼします。

文部科学省の資料では、避難所となる学校施設等において、太陽光発電と蓄電池を組み合わせて整備し、停電時でも一定の電力を確保する取組が紹介されています。近年では、学校だけでなく、道の駅や社会福祉施設など、公共的施設においても避難所機能を担う可能性が高まっており、再生可能エネルギー設備と蓄電池などを導入する動きが広がっています。

こうした背景から、発電機だけでなく、防災用蓄電池を含めた多様で複数の電源を確保することが、今後の避難所や防災拠点における課題となっています。現在、県内でも蓄電池や太陽光発電などを活用した避難所等の防災対策が進められていると伺っています。

また、自治体庁舎やその関連施設は、被災地の救助や復旧の指揮、国などとの調整を担う災害対策本部として、災害時にもその機能を維持することが求められます。これらの施設に蓄電池と太陽光発電などを整備することで、有事の際でも長時間にわたり対応が可能となります。さらに、電気自動車への電源供給や、上下水道、冷暖房設備などの最小限のライフラインを維持することも可能となります。地域の防災力と災害対応力を高めるためには、災害時における防災用蓄電池など、多様な電源確保は極めて重要だと考えます。

そこで、本県の防災拠点における蓄電池など多様な電源の整備状況を含め、災害時の電源確保に向けてどのように取り組んでいくのか、防災局長にお伺いいたします。

４点目に、中小企業におけるＤＸ推進についてお尋ねいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構が今年２月に発表した中小企業のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する調査では、ＤＸの取組状況について、既に取り組んでいる、取組を検討しているが３９．１０％と、前年の調査とほぼ横ばいとなっており、取り組む予定はない企業も３割以上存在しています。さらに、従業員２０人以下の企業においては、既に取り組んでいる、取組を検討しているが２１．３％と低くなっており、ＩＴやＤＸ推進に関わる人材が足りない、予算の確保が難しい、具体的な効果や成果が見えないなどの理由から、ＤＸの取組はまだまだ進んでいないようです。しかし、ＤＸを推進しなければ、人手不足や賃上げなど、変化するビジネス環境の中で、会社の未来を守り、成長を続けることができない状況になってきているのではないでしょうか。

業務効率化、生産性向上、コスト削減など、ＤＸによるメリットの理解を促進することや、ＩＴツール導入、業務のデジタル化を支援する補助金などを周知することも重要です。県では、これまでも中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やＤＸの推進、インボイス制度への対応等に向けたＩＴツール等の導入を支援する大分県省力化・生産性向上支援補助金や、ＤＸコーディネーターによる課題整理・施策提案等の相談支援などに取り組んできていますが、取組が進んでいない企業などに対して、ＤＸの進め方のアドバイスや補助金の充実など、さらなる支援が必要なのではないかと考えます。

そこで、大分県省力化・生産性向上支援補助金やＤＸコーディネーターによる課題整理・施策提案等の相談支援などのこれまでの取組の成果を踏まえ、今後の中小企業におけるＤＸの推進について、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

５点目に、本県の農業戦略についてお尋ねいたします。

本県の農業は、県土の約６割を占める中山間地域を中心に成り立っており、高齢化や担い手不足に加え、近年は気候変動による高温障害や災害リスクの増大など、かつてない厳しい局面にあります。

先般、我が会派の二ノ宮議員の質問に対する答弁でも触れられましたが、農業には大きく二つの役割があると考えています。一つは、所得を確保するもうかる農業、もう一つは、国土や地域を守る農地を守る農業であります。県内での平坦地や条件の整った地域では、園芸作物など、高付加価値型のもうかる農業を徹底的に追求し、地域全体としてバランスの取れた農業構造を築くべきであると考えています。白ねぎ、ベリーツ、ピーマン、高糖度かんしょなど、本県が誇る品目を中心に、生産力の強化や販路開拓、輸出拡大などをさらに進めることが、県農業の持続的成長と産出額の増加につながると考えます。

一方、中山間地域においては、高齢化が急速に進む現状を踏まえると、機械化や作業効率の面から見ても、持続的に取り組める基幹品目は、米以外に現実的な選択肢がないと考えています。日本の主食である米を中山間地域で守り続けることは、食料安全保障のみならず、水源涵養や防災、景観など、多面的機能の維持にも直結する重要な使命ではないでしょうか。

中山間地域の農業を持続させるためには、高齢者でも取り組みやすい米を中心とした新たな中山間地域農業戦略が急務だと考えます。そして、その戦略を推進する上で重要なのは、米の価格です。これまでの販売価格からの逆算ではなく、生産費、労働対価、土地管理費、さらには、農業が果たす環境保全機能への評価を含め、農業で生活できる価格をどう実現していくのかが課題であります。

かつての食糧管理制度を現代的に再構築するような新制度の検討や、中山間地域等直接支払制度の充実などにより、中山間地域においても農業で生活できる所得が保障されれば、農作業を請け負うオペレーターの移住や、新たな担い手確保にもつながります。これは、主食の安定供給と県土の約６割を占める中山間地域を守るための重要な戦略であると考えます。もうかる農業と農地を守る農業を県内でいかに持続的に両立させていくのか、本県農業の方向性を改めて見直す必要があるのではないでしょうか。

そこで、今後の本県における農業戦略について、知事の見解をお伺いいたします。

６点目に、教育行政についてお伺いします。

まず、最初に、学力テストについてであります。

現在、大分県の公立小・中学校では、国が実施する小学６年と中学３年を対象とした全国学力・学習状況調査、県が実施する小学５年と中学２年を対象とする学力定着状況調査、そして、各市町村が実施する学力調査があり、いわゆる学力テストが全国と県と市町村ごとに年３回行われています。どの学力テストもこどもたちの学力の状況を把握し、先生たちの指導にいかすためという理由で導入されたと記憶しています。

しかしながら、その実態は、学力競争になってはいないでしょうか。平均点を上回った学校名を公表したり、成果を上げた学校に加配の教員を配置したりする県教委の対応が学校間の競争をあおっているように思えてなりません。学校現場では、過去に出題された問題を解かせ、出題傾向を分析して、テストで点数が取れるように指導する。果たしてこれが本来の学力向上につながっていると言えるのでしょうか。

現場の先生方にお話を伺うと、決して現状をよしとしているのではないことが分かりました。点数が平均を下回ると、いついつまでに改善方法を書類にして提出せよという指導が入り、業務がますます増えてしまうそうです。それならば、過去問題を練習させて、点数を取れるようにしようとなってしまいます。こうしたことは、決してよいことではありませんし、これではこどもたちの学力が向上したとは言えないと思います。

しかし、それを責めることはできるせん。現在、学校現場の先生方は、授業や生徒指導等で日々疲労こんぱいしています。教員は、毎日の授業や宿題等を通して、個々のこどもたちの学習の理解度は把握していますので、こどもの学力の実態調査になぜ年間３回もテストを行わなければならないのでしょうか。加えて、こどもたちにもこの学力テストは過大な負担をかけています。勉強が苦手なこどもは、このテスト対

策が嫌なこと、自分のせいで学校の平均点が低くなると思うことなどが、学校嫌いの原因の一つになっているとの声も聞きました。学力テストがこどもの学びの楽しさを阻害していると言えるのではないでしょうか。

こどもたちや教職員に多くの負担と心労をかける学力テストも、実施から２０年以上がたちました。もう十分にこどもたちの実態が見えていると思います。悉皆ではなく、抽出、毎年ではなく、隔年でも十分ではないかと考えます。また、公表の廃止も検討すべきと考えます。学びの多様化を掲げるのであれば、学力テストも、その在り方を考え直す時期に来ているのではないでしょうか。

そこで、今後の学力テストの在り方について、教育長の見解をお伺いいたします。

続いて、教職員の労働環境の改善についてお尋ねします。

これまで何度も質問事項に取り上げてきましたが、学校現場の人員不足は、いまだに解消されていません。学校関係者とお会いとすると、多くが開口一番、人がいない、何とかなりませんかと切実な声を聞きます。あらゆるつてを使って人を探し、退職された教職員に声をかけながら、どうにか人員を確保するということが既に毎年の行事のようになっていると聞いています。なぜこれほどまでに人が足りないのでしょうか。

採用試験の時期や内容を見直し、教職の魅力を発信する取組も進められています。しかし、一番の原因は、学校現場の労働環境がいまだに変わっていないということではないでしょうか。働き方改革として、教育委員会も様々な取組を進めていますが、全然変わっていないというのが率直な現場の声です。保護者からも、先生が忙しそうで相談しづらいといった声も聞きます。

文部科学省も、給特法を改正し、教職員の働き方改革を進めようとしています。さきの定例会において、我が会派の吉村議員の質問に対し、今年度中をめどに、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定作業を進めているとのことでしたが、その内容に現場の教職員の声がどこまで反映しているのか、疑問を感じています。教員が教員にしかできない仕事に専念できるように環境を整えるということですが、教員の業務の一部を事務職員などに移すだけでは、根本的な解決にはなりません。繰り返しますが、授業時間数をはじめとした過度に多い今の業務量を削減することこそが、新たな人員の確保につながると考えます。

そこで、教職員の人員確保に向けて、労働環境の改善にどのように取り組んでいくのか、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、県立学びヶ丘中学校についてです。

県立夜間中学、学びヶ丘中学開校の準備が進んでいます。開校に向けたこれまでの県教育委員会の御尽力に敬意を表します。

様々な事情により十分な義務教育を受けられなかった方や、もう一度義務教育から学び直したい方々の学び直しの場として、夜間中学の果たす役割は大きいと考えています。是非多くの県民の期待に応えられるものになることを願っております。

その中で、今後検討していただきたい事項があり、質問をさせていただきます。

我が会派が夜間中学を検討する際に参考としてお話を伺ったひょうご夜間中学をひろげる会の桜井克典さんは、これまで全国の夜間中学設置に関わってこられた方です。桜井さんからは、今後の課題を御指摘いただきました。

まず、外国人入学希望者の増加への対応です。２月２０日現在の学びヶ丘中学の外国人入学希望者は４人とのことですが、桜井さんは、当初は希望者が少なくても、評判が広がることで、途中から希望者が増える学校があり、外国語に対応できる教職員の確保も視野に入れておく必要があると述べています。人事に関わることですので、すぐに対応は難しいとは思いますが、重要な御指摘だと考えます。

次に、夜間中学の卒業後、高校進学を希望する方への配慮として、卒業式は高校入試の合否発表後に実施するほうがよいという点です。卒業式後の合格発表となると、不合格の際に、もう一度夜間中学に戻り、学び直したくても、そ

れができません。学び直しの機会を確保するためにも、合格発表後の卒業式が望ましいとのことでした。

そこで、来月にはいよいよ県立の夜間中学が開校することになりますが、さきほど申し上げた外国語に対応できる教員の確保や、卒業式の開催時期を含め、よりよい学び直しの場となるよう、どのように取組を進めていくのか、教育長の見解をお伺いいたします。

７点目に、スポーツの振興についてお伺いいたします。

アメリカに本拠地を置く国際的に有名なスポーツ教育機関、ＩＭＧアカデミーが選手発掘の場として本県に大きな関心を持っており、１月には、副社長らが本県を訪れ、大分スポーツ公園を視察したとの報道がありました。来月には、豊後大野市で、ＩＭＧアカデミーの講師たちによるスポーツイベントも開催されるとのことで、スポーツに取り組む大分のこどもたちにとって、世界への夢が広がり、本県の地域振興にも大きく寄与します。県としても積極的に関わっていただきたいと思います。

さて、本県では、スポーツ振興を県民の健康づくりにとどまらず、地域経済の活性化や交流人口の拡大につなげる重要な施策として位置付けており、プロスポーツを活用した地域振興や、スポーツツーリズムの推進にも取り組んでいます。ラグビーワールドカップなど、これまで培ってきた国際大会の開催経験や施設資源は、本県の大きな強みです。

一方で、人口減少や地域の担い手不足が進む中、スポーツを通じた地域づくりをさらに進めていくためには、競技スポーツの支援だけでなく、観光、教育、福祉、産業と連携した総合的な施策が求められます。県内には、温泉や自然環境など、スポーツ合宿や大会誘致に適した地域資源が豊富に存在します。こうした資源をいかし、国内外のチームや団体を呼び込む仕組みを強化することは、宿泊業や飲食業をはじめとする地域経済への波及効果が期待できます。また、スポーツをする、見る、支える、それぞれの機会を県民全体に広げることは、健康寿命の延伸やこどもたちの健全育成にもつながっていくと考えられます。

地域経済の活性化と県民のスポーツ参画の拡大を両立させるため、国際的なスポーツ教育機関の誘致をはじめ、引き続き、大会や合宿誘致に取り組むほか、スポーツによる様々な効果が地域に継続的に残っていくための仕組みづくりも必要だと思います。

そこで、県として、スポーツ振興にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

８点目に、手話通訳者の確保と育成についてです。

本県では、県民が手話についての理解を深め、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は、取得する機会を確保し、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備することにより、障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する社会を実現することを目的として、議員提案により、２０２１年３月に、大分県手話言語条例が全会一致で可決されました。その後、本会議でも手話通訳者を通じ、障がいのある方にも議場での審議のやり取りが分かるような配慮がなされるようになりました。多くの県民が県議会の審議の様子を理解できるようになったことは、大変すばらしいことだと思います。

さて、私の知り合いに、この手話通訳をされている方がおります。最近では、様々なイベントなどに手話が取り入れられており、その方の姿を度々お見かけします。ただ、少し気になるのは、手話通訳をされる方の顔ぶれは大体いつも同じだということです。お話を伺ったところ、県内に手話通訳者は１３０人ぐらいはいると。でも、同時通訳で参加できるのは３０人ぐらいじゃないかなということでありました。

様々なイベントに手話通訳が入るということは、非常によいことだと思いますが、果たして人員は十分なのでしょうか。また、その多くがボランティアに近い状況と聞いています。条例第１０条で規定する手話通訳者等の養成等には、県は、市町村、その他の関係機関と連携し、手

話通訳者等の養成及び確保並びにその技術向上を図るとありますが、その待遇などを含め、実態はどうなっているのか、疑問があります。

共生社会の実現が求められる中、様々なハンデを抱えた方たちも平等で公正に暮らせる社会の実現に向けて、手話言語条例をますます意義あるものとするため、条例のさらなる周知が必要だと考えます。

そこで、条例の周知を含め、手話通訳者の確保、育成に今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

最後に、横断歩道での運転マナーの向上についてお伺いいたします。

日本自動車連盟が毎年行っている信号機のない横断歩道で一時停止する車の割合の２０２５年の調査では、大分県内の停止率は３８．６％で、全国ワースト６番目でした。前年度から２．９ポイント下がり、全国平均の５６．７％を大きく下回っています。同じ九州でも、福岡は７７．７％で、全国３位、熊本も７７．４％で、全国４位、宮崎も７６．５％で全国５位と高い停止率を誇っており、鹿児島や佐賀、長崎と比べても本県は際立って低く、九州で最下位です。

横断歩道は、歩行者優先であり、道路交通法では、運転者に横断歩道手前での減速義務や停止義務を定めており、違反をすれば、横断歩行者妨害となり、反則金が科せられ、違反点数２点が科せられます。事故を起こし、有罪となれば、３か月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金となるにもかかわらず、遵守されていない現状は、看過できないものとなっています。

大分県の停止率は、２０１８年の６．７％から、２４年には４１．５％まで改善されていましたが、２５年は、前年より２．９ポイント下がった状況となりました。この７年間で一度も全国平均を超えたことはない状況で、県全体の交通規範意識の低さを受け止めなければなりません。

また、県警によると、信号機のない横断歩道で起きた事故で、２４年は死者０人でしたが、２５年は既に４人の方が命を落としており、死者数は過去５年間で最多となっているとのことです。歩行者にとって安全であるはずの場所で、命が奪われる事態の増加は、本県の深刻な問題だと思います。県警も取締りを強化しており、２５年に摘発した横断歩行者妨害は１，２８６件と、前年同期比で６９件の増加であるとのことでした。しかし、取締りでは抜本的な改善にはつながらず、やはり運転者の法令遵守意識の徹底こそが最も必要なものだと考えます。

１０年連続で全国１位の長野県の一時停止率は８８．２％となっています。長野県警では、横断歩道ルール・マナーアッププロジェクトを実施し、参加企業・機関・団体と連携して取組を進めているようです。また、ドライバー側に求めるだけでなく、歩行者が手を挙げて意思を示し、止まってくれた車に軽く会釈をする、そんな日常が好循環を生んでいると言われており、行政も、標識にＬＥＤを取り付けて視認性を高め、運転者が止まりやすい環境を整備しているということです。

本県においても、横断歩道でのマナーアップ動画を作成するなど、啓発に努めているようですが、交通教育もさることながら、最も重要なことは、運転者の意識改革だと思います。時間や後続車が気になっても、歩行者優先を遵守すること、ハンドルを握ることの重み、すなわち命の重さを忘れないこと、この二つを徹底していくことが必要不可欠だと考えます。

そこで、横断歩道での運転マナーの向上に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いいたします。

最後になりますが、佐藤知事をはじめ、執行部の皆様には、この１年間、大分県政の推進にお力を尽くしていただいたことに対し、敬意を表したいと思います。また、議会事務局の方々には、スムーズな議会の運営や、私たち議員へのサポート体制など、力強い御支援と御協力に対し、心より感謝を申し上げます。そして、この３月をもって県の職務から退職される皆様方に対しまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上で、県民クラブを代表しての私の質問を

終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

嶋議長　ただいまの高橋肇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。

高橋肇議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、国際情勢の変化が本県に与える影響についてでございます。

昨今の国際情勢を見渡しますと、大国の自国第一主義の広がり、そして、世界各地で勃発しております戦争、地域紛争など、先行きの不透明感が一段と増しております。米国、イスラエルとイランの戦争、また、長引いておりますロシアとウクライナの戦争など、大変心配されるところであります。事態の鎮静化に向けて、日本政府の最大限の外交努力が求められているというふうに認識しております。

また、米国トランプ大統領による追加関税措置は、発動から丸１年が経過しようとしておりますが、先般のアメリカ連邦最高裁の違憲判決もあり、不確実性がさらに高まっている状況でございます。

他方、アジアに目を向けますと、中国政府は、日本への渡航自粛、水産物の輸入規制に加えまして、先月には、２０の日本企業・団体に対する軍民両用品目の輸出禁止など、対日圧力を強めてきております。現時点では、県内産業に大きな影響は顕在化しておりませんけれども、今後の動向には十分注視していく必要があるというふうに考えております。

これらを踏まえまして、次の２点を中心に関係者への支援や対策に万全を期してまいります。

１点目は、特定の国や地域に依存しない多角化の推進であります。農林水産物では、おおいた和牛のＥＵへの輸出を進めるとともに、日本の食文化に関心が高いＡＳＥＡＮ地域での展示会出展など、輸出先国の多角化を支援いたします。また、半導体関連企業には、台湾での国際展示会への出展や商談会等の開催を通じて、販路開拓を後押ししております。観光面では、好調が続きますインバウンドの拡大は、ビジネスチャンスが広まっていく一方で、国際情勢に左右される側面もあります。そこで、県観光に関心を示す国内のターゲット層にも目を向けた効果的な情報発信を行って、旅行会社と連携した国内誘客対策にも取り組んでまいります。

２点目は、国際交流や相互理解の促進でございます。新年度もアメリカと台湾でのプロモーションを継続するとともに、カナダのプリンスエドワードアイランド州をはじめとしまして、万博を契機に交流が進んだ国・地域との友好関係をさらに発展させます。また、県内在留外国人の増加を踏まえて、振興局に留学生のＯＢ等を外国人共生コーディネーターとして新たに配置いたしまして、外国人を含めた地域の方々が安心して暮らせる環境を整えて、多文化共生社会の実現にも努めてまいります。

今後も激動する社会情勢を冷静に見極め、必要な対策を迅速に講じてまいりたいと考えております。

次に、地方創生の実現に向けた取組についてでございます。

県では、昨年３月に策定しました第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、本県の強みをいかした産業振興に取り組んでおります。まず、九州第２位の製造品出荷額で県経済を力強く牽引してきました製造業のさらなる成長促進ということで、その中核を担う大分コンビナートでは、脱炭素化やカーボンリサイクルなど、企業活動を支援して、国内外での競争力を強化してまいります。

次に、後工程などに優位性を持つ半導体関連産業では、ＬＳＩクラスター形成推進会議の人材育成や販路拡大への支援を通じて、県内企業の成長を促進いたします。１月に台北で開催しました企業誘致セミナーでは、６０を超える現地企業等から高い関心が寄せられたところであります。ＴＳＭＣと近接する本県の利点をいかして、台湾からの投資の呼び込みも強化してまいります。

また、県北地域では、ダイハツ九州を核として自動車関連企業が集積しております。業種別

では県内第３位の製造品出荷額を占める主要産業となってきております。県では、１５０社に上る会員で構成されます県自動車関連企業会を通じて、技術力向上や販路拡大、人材育成等に力を入れて、さらなる発展につなげてまいります。

さらに、先端技術への挑戦も加速いたします。今後、成長が期待されます次世代空モビリティの２０２８年頃の運航開始に向けまして、離着陸場候補地についての地盤や気象等の基礎調査を支援いたします。

観光では、全国的に定着してきました日本一のおんせん県のブランド力に加えて、アジア唯一のホーバークラフト、昨年末に発表されました、これも世界で唯一の屋外型ハローキティのテーマパークでありますハーモニーランドのエンタメリゾート化など、他県にはない強みを打ち出して、国内外からのさらなる誘客促進を図ってまいります。

こうした産業の成長が生み出します付加価値や雇用創出の効果を最大限にしていくためには、やはり広域交通ネットワークの充実が必要不可欠であります。中九州横断道路、中津日田道路の整備促進はもとより、地域経済の発展に大きく寄与いたします東九州新幹線、豊予海峡ルート構想の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

これまで推進してきました東九州メディカルバレー構想、そして、著しい成長が期待されるＡＩ分野なども含めまして、力強く元気な県経済を創出する地域産業成長プランを、国の地域未来戦略等も踏まえまして、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、日出生台の演習場における演習についてであります。

昨今の国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえまして、国は普遍的価値観などを共有する同盟国や同志国との協力、連携が不可欠としているところであります。その一方で、地元の方々が他国軍との訓練に対して負担を感じているということについては、私も十分認識しております。

そこで、県では、こうした訓練が日出生台演習場に集中しないよう、国に訓練計画の調整を申し入れるとともに、訓練日程が明らかになった際には、九州防衛局を訪問しまして、情報開示と安全管理の徹底を要請しているところであります。

米軍実弾射撃訓練については、昨年１２月に、国から安全保障環境の変化に伴う訓練の効率的な実施や、沖縄負担軽減のための迫撃砲等の四つの火器を新たに追加したいとの申入れがありました。その背景自体は理解できますものの、この訓練に対する本県のスタンスは、あくまで将来にわたる縮小、廃止でございます。その考えに変わりはありません。

現在、九州防衛局に対しまして、運用方法などの詳細な説明を求めているところでありますが、今後は、回答を受けて、今回の見直しがこれまでの本県の基本姿勢に反するものとならないか、関係市町と慎重に検討してまいりたいと考えております。

外交・防衛政策は、国の専管事項でありますが、引き続き、国際情勢や国の動きを注視するとともに、地元市町と協力しながら、地域住民の不安解消と安全確保に取り組んでまいります。

次に、地域防災力の強化についてであります。

佐賀関の大規模火災では、住民同士の自主的な避難の呼びかけや消防団などによる避難誘導、また、地元の社会福祉法人による輸送協力など、正に地域コミュニティによる共助の重要性を改めて感じたところでございます。

現在、地域での防災訓練の企画や発災時の避難誘導を行う自主防災組織の世帯カバー率は９６．４％でございます。全国平均の８５．４％を大きく上回っております。活動の活性化を図りつつ、今回得られた教訓を基に、地域防災力のさらなる強化に取り組んでまいります。

まず、地域での防災訓練等の実施でありますが、今回被災しました田中地区では、毎年、南海トラフ地震に備えた津波避難訓練を、想定を変えながら、実施してきたと、これが実際の避難行動に生きてきたというふうに伺っております。県内の防災訓練の実施率は、コロナ禍前を

上回る８４．７％まで向上しておりますけれども、訓練に要する費用の助成やアドバイザーの派遣などにより、実施率をさらに高めてまいります。

また、高齢化が進んだ地域や住民のつながりが希薄な地域などでは、実施が難しい避難訓練に代わりまして、まずは、参加しやすい防災学習会の開催を促しており、地域間の活動の差を埋め、県内全域の防災力の底上げを図ってまいります。

地域の防災意識を高めて、災害時の避難行動へとつなげるためには、人材育成も重要であります。今回の火災でも、防災士の資格を持つ区長や民生委員の方々が避難誘導や安否確認などに大変活躍いただきました。県では、防災士を毎年約５００名養成しておりますけれども、来年度からは、学校などとも連携して、高校生防災士の養成にも取り組んでいきます。また、資格取得後、地域での実践力を高められるよう、例えば女性や障がい者といった多様な視点を踏まえた避難所運営などを学ぶ研修を県内各地で開催しておりまして、今年度は６３７名に参加いただいたところであります。

防災における共助の基盤は、地域コミュニティでございます。防災という地域共通の目的を通じた活動が住民同士のつながりを深めて、地域コミュニティの育成、強化にも結びつくとの認識の下、訓練等の実施や人材育成など、地域防災力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小企業におけるＤＸの推進についてであります。

議員御指摘のとおり、ビジネス環境の厳しい変化に対応しつつ、中小企業が事業を継続し、さらに発展していくためには、ＤＸに取り組むことが不可欠となっております。

県が毎年、春と秋に実施しております５００社企業訪問の最新の調査結果によりますと、約５割の企業が文書の電子化や会議のオンライン化など、ＤＸに向けたデジタル化に取り組んでおります。その一方で、経営変革につながるデータの戦略的な活用やＡＩ等の先端技術の活用は、１割から２割にとどまるなど、人材や予算の確保を理由にＤＸへの取組状況は、様々なというのが現状でございます。このため、県では、中小企業の取組段階に応じたきめ細やかなＤＸ支援を行っています。

まず、ＤＸ初期段階の企業に対しては、専門人材による伴走支援や、デジタルツールの導入費補助により、令和５年度から延べ７４５社を支援してきました。しかし、支援窓口が分散し、支援の継続性や最適な制度活用の面で課題があったことから、今後はＤＸ支援窓口を一本化して取組を行います。専門人材を配置しましたワンストップ支援体制で企業の課題整理やＤＸ計画の策定、補助金の実行支援等を切れ目なく行っていきたいと考えております。

次に、より高度なＤＸの取組を行う企業に対しましては、研修を受けた商工団体などの職員が、経営データの整理、見える化を支援するほか、継続的に助言を行うことで、データを活用した経営の定着を後押しいたします。今後は、新たに中小企業診断士なども伴走支援に加わり、より力強く支援してまいります。あわせて、現役のＡＩエンジニアなどの伴走支援によりまして、ＡＩの導入支援や普及、啓発を継続して実施いたします。

さらに、高額なデジタルツールの導入を行う企業に対しましては、充実した資金面の支援が必要となります。国の補助金の県独自の上乗せ支援を行っております。昨年１２月の補正予算では、オーダーメイドのロボットやシステム等にも対応した国の省力化投資補助金のカタログ型ではない、一般型を新たに県独自の上乗せ支援の対象に追加しておりまして、ソフト、ハードの両面から支援を強化しているところであります。

今後も、個々の企業に応じた、ニーズに応じましたきめ細かな支援により、県内中小企業のＤＸ、そして、生産性向上を後押ししてまいります。

次に、本県の農業戦略についてであります。

県内各地で営まれている農業は、地域経済を支え、農村の活性化に欠かせない基幹産業とな

っております。人口減少や不安定な国際情勢など、幾多の変化に直面する中で、成長と持続の両面から魅力ある産業へと導いていくことが大変重要でございます。そのため、農業成長産業化推進本部において、市町や農業団体と共に、産地や地域の課題に即応する解決策を議論して、その実行に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであります。

まず、成長産業化の旗印としましては、効率的で競争力の高い営農モデルとなります大規模園芸団地を計画的に整備しております。各市町が策定する園芸団地化プランに基づきまして、１０ヘクタール以上の集約化された農地と、担い手のマッチングを行い、現在、重点地区２１か所の候補地において、地元の合意形成や基盤整備が進んでいるところであります。

例えば国東市においては、国際的に青果物の生産、流通販売を手がける参入企業が、荒廃農地の再生によりまして、国内最大級となります約２０ヘクタールのナシ園の整備を進めております。いよいよ令和９年度に営農を開始する予定と伺っております。

あわせて、自動草刈り機などのスマート機器の導入、雇用人材の確保、定着につながる共同トイレや休憩所などの環境整備にも取り組み、収益性の高い産地形成を後押ししてまいります。

次に、持続可能な農業・農村づくりであります。耕地面積の約７割が中山間地域である本県では、現行の地域計画において、１０年後には農地の３７％が担い手不足となる見込みとなっております。

そこで、中山間地域の振興に向けまして、大分県中山間地域農業・農村活性化指針を先月策定したところでございます。指針においては、担い手の育成・確保、農地の適正利用と保全、そして、活力ある農村環境づくりを三つの柱としまして、複合的、総合的に取り組むこととしております。

例えば日田市の杉河内地区では、農地の集約と基盤整備によりまして、条件不利地でも白ねぎ等を生産する農業企業の誘致を実現しておりまして、また、杵築市の山浦地区では、高齢者の見守りに併せて農業保全も行う地域組織の活動が進んでいるところであります。

今後も、こうした先行事例を参考にしながら、地域の実情に応じた取組を展開してまいります。

なお、国では、令和９年度から、水田政策を抜本的に見直すということで、中山間地域等直接支払交付金も含めた取組を強化するというふうに聞いているところでございます。米の需給見通しや適正な価格形成に関する動向も注視していく必要があります。

こうした取組を関係機関と総合的に進めまして、本県農業の成長産業化を実現してまいります。

その他の質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

嶋議長　藤川防災局長。

〔藤川防災局長登壇〕

藤川防災局長　私から、二つの質問についてお答えさせていただきます。

まずは、大分分屯地の弾薬庫についてお答えいたします。

自衛隊が行う部隊配備や火薬庫の建設など、防衛に関する事項は、国が責任を持って行うものと認識しています。今回の大分分屯地の火薬庫の整備は、国家防衛戦略等に基づくもので、安全保障環境が厳しさを増す中、自衛隊の継戦能力の維持が目的であるというふうに伺っております。

整備に当たり、国は周辺住民に対し２度の説明会の開催や説明会での意見も踏まえた資料の公表を行っているところです。また、大分市においては、万が一に備えて、弾道ミサイルによる攻撃等に備えた避難実施要領を作成済みであります。

一方で、今なお不安を感じている方々がいることも承知しています。県では、こうした状況を九州防衛局へ伝えているところであり、国においては、防衛上の機密もあるとは思いますが、丁寧な説明や情報提供を行うとともに、安全対策などに万全を期していただきたいと考えております。

今後とも、国の動きや工事の進捗などを注視

し、大分市と連携を密にしながら、情報収集等に努め、県民の不安解消と安全確保に取り組んでまいります。

続きまして、災害時の電源確保についてお答えいたします。

発災時に災害対策本部を設置する県庁舎及び地区災害対策本部を設置する各総合庁舎には、最低３日間発電可能な非常用電源設備と燃料を備えています。

広域防災拠点である大分スポーツ公園にも発電設備等は整備済みですが、今般、環境省の脱炭素先行地域に選定され、太陽光発電設備や蓄電池も導入予定でございます。また、佐伯市や臼杵市の地域防災拠点にも同じ整備される予定です。

市町村の避難所における電力確保も重要です。県では、市町村等による小型発電機や太陽光発電、蓄電池の購入への助成を行っており、一部の避難所では既に導入されております。

さらに、県ＬＰガス協会や自動車販売店と協定を結び、ガスを使った発電や電気自動車からの電力供給など、様々な方法での電源確保の手段を備えているところであります。加えて、発災時における電力の迅速な復旧も重要であることから、電力障害が起きたとの想定で九州電力などと毎年防災訓練も実施しております。

今後ともあらゆる手段での災害時の電源確保に努めてまいります。

嶋議長　山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長　私からは、３点についてお答えします。

まず、１点目は、学力テストについてであります。

正式には学力調査という名称で実施しておりますけれども、この学力調査は、こどもたちの学習状況を段階的に把握し、日々の指導改善につなげるための取組であり、国、県、市町村がそれぞれ必要な学年で実施しております。

近年、本県では、学力下位層の割合が増加傾向にあり、個々の学習状況に応じた指導の充実が喫緊の課題となっております。悉皆で毎年実施することにより、正答率の分布図などの客観的データに基づいて、一人一人の学習のつまずきや課題を早期に把握でき、個に応じた支援が可能となります。また、経年データの比較分析は、教育活動の効果を評価、改善する上で不可欠な根拠となり、県内全ての小・中学校において学校運営協議会や校内研修で活用されているところであります。

一方、議員御指摘のとおり、各教科の点数にこだわって、過去問題への過度な対策など、本来の趣旨に沿わない対応も一部にあると聞いております。そのため、結果の公表については、点数のみを示すのではなく、各教科の解答状況や課題に対する指導事例などを同時に示し、こどもの学びの改善につながるように工夫しているところであります。

今後も、デジタル化等による教員の負担軽減等にも配慮しながら、学力調査を活用した学力向上の取組を進めてまいります。

次に、教職員の労働環境の改善についてお答えします。

県立学校の業務量管理・健康確保措置実施計画は、現場実態に即したものとなるよう、職員団体や校長会等からの意見を踏まえながら、策定作業を進め、２月２６日の教育委員会で決定しました。既に県立学校及び市町村教育委員会に通知したところであります。

計画では、１か月の時間外在校等時間や年次有給休暇の年間平均取得日数等の目標指標を設定し、その達成に向けて、これまで効果のあった取組の強化を図るとともに、新たな取組を追加しました。具体的には、学校運営協議会を通じた学校、保護者、地域の協働促進、保護者対応などの学校問題対応ガイドラインの作成、授業時間数やカリキュラムの見直し、部活動の地域展開、生成ＡＩの活用促進などにより、業務量の削減に努めてまいります。

市町村教育委員会に対しましても、県計画を示しつつ、計画策定に向けた指導、助言を行い、好事例の共有など、適切な情報提供も行っているところであります。

計画の実行に際しては、進捗状況を毎年度確

認して、結果を公表することで、実効性の向上を図り、教職員が真にやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを進め、教職員の人材確保にもつなげてまいりたいと考えております。

最後に、県立学びヶ丘中学校についてお答えします。

現在、入学予定者３１名のうち、外国人は４名ですが、日本国籍を持つ方も含め、外国にルーツを持つ方々が７名で、そのうち５名に日本語指導が必要であると考えております。この対応といたしましては、夜間中学に日本語指導支援員を派遣し、日本語の習熟度に応じたコース別授業を実施するとともに、教職員向けに日本語指導アドバイザーによる指導の在り方等の研修を行い、学校全体の対応力向上を図ります。加えて、学生サポーターによる個別の学習支援や多言語翻訳機の導入、日本語学習の専用教材を整備し、円滑な意思疎通と学習を支援する体制を整えてまいります。

次に、卒業式の時期ですが、さきほどは、生徒に寄り添った温かい御提案をいただき、感謝申し上げます。

学びヶ丘中学においても、高校入試の合格発表後に卒業式を行いたいと考えております。こうして多様な背景を持つ生徒の心情に十分配慮しながら、生徒の学びたいという純粋な思いに応え、未来への一歩を後押しできるよう、卒業後の進路指導についても丁寧に対応してまいりたいと考えております。

嶋議長　工藤企画振興部長。

〔工藤企画振興部長登壇〕

工藤企画振興部長　まず、高橋議員には、この年度末に退職する職員へのお気遣いの言葉を賜りました。退職予定の一人としまして、謹んでお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。当面の課題もまだまだございますので、あと一月弱、しっかりと務めたいと思っておりますが、私からは、スポーツの振興についてお答えいたします。

県では、スポーツの力を最大限にいかした魅力ある地域づくりを推進しております。今年度も、トリニータやＢ－リングスなど、プロチームの選手たちが県内５７校でこどもたちとの交流を深めるなど、引き続き、地域交流の促進や観戦機会の提供により、ファン層の拡大に努めております。

スポーツ合宿では、世界陸上で活躍しましたポルトガル代表など、今年度は既に過去最多の２９件を誘致したほか、バスケットボールやバレーボールなど、新たなプロチーム等への働きかけも精力的に行っているところでございます。

また、別大マラソンや国際車いすマラソンは、毎年、多くの観戦者が訪れ、経済波及効果をもたらしているほか、ツール・ド・九州は、今年１０月には、今回、豊後大野・竹田市と熊本県を結ぶ共同ステージの開催によりまして、沿道のにぎわいを創出してまいります。さらに、フットサル日本代表戦の１１月の本県開催が決定したところでありまして、サッカー日本代表戦の将来的な誘致にも今後つなげていきたいと考えております。加えて、２０３５年以降のラグビーワールドカップ日本再誘致を見据えまして、２０１９年の本県での開催実績などの優位性をいかしまして、日本代表戦の誘致を引き続き働きかけていくこととしております。

今後も、関係者と連携しながら、スポーツによる大分の元気づくり、しっかり加速してまいります。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

〔首藤福祉保健部長登壇〕

首藤福祉保健部長　私からは、手話通訳者の確保、育成についてお答えいたします。

県では、手話言語条例の制定を契機としまして、その趣旨や手話の魅力等について、啓発動画やテレビＣＭ、ＳＮＳなどを通じ、広く周知してまいりました。加えて、昨年６月に施行された手話施策推進法も踏まえ、９月には、手話啓発イベントを開催し、１９１人の方々に手話に親しんでいただいたところです。来年度は、規模を拡大して開催する予定としております。

手話通訳者の確保、育成については、資格取得を目指す方と対象とした受験対策講座を開催しており、昨年度は２３人が受講し、６人の合

格につながったところです。

条例制定後の令和４年度からは、手話サークルで活動中の方などを対象に、手話通訳者へのステップアップを促すための研修を実施しており、昨年度までに３７６人が受講し、このうち２１人が受験対策講座に移行しております。

こうした中、この１０年間で県内の聴覚障がい者が約１千人減少している中、これらの取組によりまして、手話通訳者は、約２５％増の１３４人まで増加しております。

なお、県では、令和５年度に１時間当たりの派遣報酬額を１，７００円から２，５００円に引き上げており、これは九州各県と比べても遜色のない水準となっております。

今後も条例の周知を含め、手話通訳者の確保、育成に努めてまいります。

嶋議長　平松警察本部長。

〔平松警察本部長登壇〕

平松警察本部長　私からは、横断歩道での運転マナーの向上についてお答えいたします。

昨年は、歩行者が犠牲となる交通死亡事故が増加したことから、歩行者の安全確保を図るためには、県民の交通安全意識の向上が必要と改めて認識しております。

そこで、県警では、運転者に対して、横断歩道手前での減速及び一時停止について、地域や企業での交通安全教育に加え、県警ＳＮＳでの広報、啓発を行い、横断歩道における歩行者優先の遵守を周知しているところであります。

その上で、交通事故が多発する時間帯、場所での街頭活動や横断歩行者妨害の交通指導取締りを強化し、歩行者保護を徹底しております。

また、交通安全意識の醸成には、幼い頃から交通ルールや交通マナーになれ親しむ機会を設け、運転免許を取得する世代になった際の下地を養うことが重要と考えております。そこで、県警では、こどもに対して、基本的な交通ルールを理解し、交通マナーを実践できる力を身につけるための参加・体験型の交通安全教育に取り組んでいるところであります。

今後も、関係機関、団体と連携し、県民一人一人の交通安全意識の向上を図り、日本一安全な大分の実現に向けて、交通事故防止を推進してまいります。

嶋議長　以上で、高橋肇議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前１１時２５分　休憩

―――――→…←―――――

午後１時　再開

大友副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。戸高賢史議員。

〔戸高議員登壇〕（拍手）

戸高議員　皆さん、こんにちは。公明党会派を代表し、ただいま提案されております令和８年度大分県一般会計予算をはじめとする諸議案並びに県政の諸課題について、佐藤知事及び関係部局長に質問を行います。

新年度を前にし、私たちを取り巻く社会情勢は、依然として予断を許さない状況にあります。とりわけ、アメリカ、イスラエルによるイランへの大規模攻撃など、緊迫の度を増す中東情勢をはじめとする国際社会の不安定化は、エネルギー価格のさらなる高騰やサプライチェーンの混乱を招きかねず、本県の地域経済や県民の日常生活に直結する重大な脅威となります。これらの国際的な波乱要因に、長引く物価高騰や深刻な人手不足、そして、頻発する自然災害が重なり、県民の不安は計り知れません。このような激動の時代にあって、大分県の未来を切り開くためには、現状維持を乗り越えて、次代を見据えた果敢な挑戦と、県民一人一人の暮らしを守り抜く強靭な備えが大切です。知事並びに執行部におかれましては、県民の負託に応えるべく、思いの伝わる答弁を求め、質問に入らせていただきます。

初めに、今後の公共投資や財政運営の在り方を踏まえた大分県の未来像について伺います。

知事は、令和８年度当初予算案として、一般会計総額７，３００億円余りという、本県予算編成史上過去最大となる予算規模を提示されました。これは、長期総合計画を加速させるべく、各分野にバランス配分された積極的な編成であり、佐藤知事１期目の総仕上げとして、県政の

諸課題に果敢に挑戦し、大分県の未来を切り拓こうとする強い決意の表れであると受け止めております。

現在、本県が推進している安心・元気・未来創造ビジョン２０２４は、県民が安心して暮らし、地域が元気を取り戻し、そして、輝く未来を創造するための指針であります。様々な施策を展開した先に、人口減少にあっても、活力を維持する地域構造、持続可能な公共インフラの在り方、県民一人一人の暮らしの質の向上など、知事はどのような大分県の未来像を描いているのでしょうか。新年度の施策の展開に当たって、まず、知事の考えを広く県民に示していく必要があると考えます。

また、知事は、東九州新幹線の実現や、豊予海峡ルートの構想推進といった本県の形を大きく変えるプロジェクトを掲げておられます。これからの構想を推進することが本当に未来への希望の投資となり得るのか、想定を超えた社会構造の変化に耐え得るものであるのか、そして、県民生活や産業に何をもたらすのかということを改めて知事に問いたいと思います。

一方、予算規模が膨らむほど、財政の持続可能性という議論は避けて通ることはできません。現在、社会保障関係費は増大の一途をたどっています。さらに、長引く物価高騰は県民生活や中小企業の経営を圧迫し続けており、これらへの機動的な対処は焦眉の急であります。加えて、近年の金利上昇局面においては、今後発行する県債の利払い負担増など、公債費が財政を圧迫する懸念も現実味を帯びています。

そこで、伺います。まず、知事の描く大分県の未来像について、考えをお聞かせください。

また、その実現に向けては、増大する社会保障費や物価高対応、そして、金利上昇リスクなどに備えた財政の健全性を確保しつつ、未来への投資を両立させていく必要があると考えますが、併せて知事の考えを伺います。

次に、本県経済の持続的な成長を牽引する商工行政、とりわけ商工観光労働部が担う諸施策の次なる展開について伺います。

まず、県内経済の屋台骨である中小企業への支援についてです。

県は、これまで物価高騰やエネルギー価格の上昇に対し、迅速な資金繰り支援や省エネ設備導入補助など、きめ細かな下支えを行ってきました。しかし、直近の調査によれば、県内企業のコスト上昇分に対する価格転嫁率は約４割にとどまり、依然として収益の圧迫が続いています。また、九州・沖縄の企業欠員率は、卸売・小売業で６％、サービス業でも高い水準で推移しており、深刻な労働力不足はもはや企業の存続を揺るがす深刻なリスクとなっています。

今後は、これまでの維持のための支援から、企業の収益力を高めて、適切な賃上げの原資を生み出す成長へのシフトが不可欠です。そのためには、中小企業が価格交渉力を高め、生み出した付加価値を適正に価格へ反映できる環境を整えていく必要があります。また、デジタル技術による生産性向上を一段と加速させ、企業の稼ぐ力を強化するための次なる具体策も必要であると考えます。

そこで、成長の実現に向けた県内中小企業への支援について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、新産業の創出に向けた支援について伺います。

本県には、現在１００社を超える半導体関連企業が集積し、航空宇宙分野等の技術力が問われる分野に挑戦する企業もいます。ここで強調したいのは、県外からの企業誘致によって新たな産業を呼び込む重要性と同時に、本県を支えてきた地元企業の磨き上げによる新規事業の創出こそが地域経済の自立に不可欠であるという視点です。大手企業の集積という好機を捉え、地元企業が持つ卓越した基礎技術を磨き、次世代の成長分野へと応用、投資することで、県内に高賃金で良質な雇用を生む循環をつくり出さなければなりません。

そこで、お尋ねします。外部からの誘致も重要な施策であります。一方で、地元企業が主役となり、既存技術を新たな成長分野へと転換、投資するための磨き上げ支援を強化していく必要があると考えますが、県内企業の主体的な挑

戦を促し、新産業を創出するための戦略的展望について、商工観光労働部長に伺います。

３点目に、ものづくり産業の人材育成について伺います。

本県の製造業における有効求人倍率は依然として高い水準にあり、熟練技能者の高齢化による技術の途絶への不安は、現場の切実な声となっています。県立工科短期大学校等の修了生の県内就職率は高い実績を誇っていますが、産業構造の変化に伴い、求められる人材の要件は刻一刻と変化しています。これからの現場には、伝統的なたくみの技を継承しつつ、ロボットやＡＩ、デジタルデータを駆使して生産性を引き上げるハイブリッド型の人材が不可欠です。また、若者が県内ものづくり企業の将来性に魅力を感じ、誇りを持ってキャリアを描けるよう、魅力発信と職場環境の改善を一体的に進めるための実効性のある人材確保戦略が必要です。

そこで、急速な技術革新に対応した高度産業人材の育成に県としてどのような戦略を持って取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

４点目に、観光資源の創出について伺います。

昨年の本県への外国人宿泊者数は、過去最高水準まで回復しつつありますが、宿泊単価の向上や特定の地域、時期への偏りの解消が依然として喫緊の課題となっています。おんせん県としてブランドを堅持しつつも、温泉だけに依存しない地域の食文化、豊かな自然、歴史遺産を再定義し、磨き上げることで、滞在時間の延長と消費額の向上を図る必要があります。そのためには、世界の多様な旅行ニーズを的確に捉え、大分ならではの感動体験を提供する高付加価値な体験型コンテンツの開発に取り組んでいかなければなりません。

そこで、お尋ねします。まず、こうした観光資源の創出に向け、どのように取り組んでいくのか。また、創出した観光資源をいかしながら、地域独自の個性を掛け合わせ、年間を通じて選ばれる観光地づくりと全県への波及効果を高める周遊を実現させる戦略が必要と考えますが、滞在時間の延長と消費額の向上に向けた具体的な方策について、知事に伺います。

最後に、不登校に伴う離職や転職を防ぐための環境づくりについて伺います。

文部科学省の調査によれば、本県の小・中学校における不登校児童数は３千名を超え、深刻な社会問題となっています。こうした中、こどものケアのために働き方を変えざるを得ず、離職やキャリアの断念に追い込まれる保護者の問題は、個人の生活だけでなく、企業にとっても働き盛りの貴重な人材流出という甚大な損失となるなど、多大な影響をもたらします。県が推進するワーク・ライフ・バランスの中に不登校という家庭の課題への対応を明確に位置付けるべきと考えます。また、看護休暇の柔軟な運用や、相談、通院のための特別休暇の導入促進など、保護者が安心して仕事を継続できる職場環境の整備に向け、企業への意識啓発や本県独自の具体的な支援策を講じるべきではないかと思います。

そこで、県として、不登校に伴う離職や転職を防ぐための環境づくりに向け、どう取り組んでいくのか、商工観光労働部長に見解を伺います。

次に、サイバーセキュリティー対策、特にサイバー攻撃に対する自律的な対処能力の向上と人材育成の強化について伺います。

今日、サイバー攻撃は、単なる情報漏えいにとどまらず、社会インフラや経済活動を根底から揺るがす安全保障上の重大な脅威となっています。本県においては、昨年から今年にかけて、トキハグループがランサムウエア攻撃を受け、最大約４５万件もの個人情報が流出したというおそれが生じたほか、県外でも、県立精神科医療センターや民間企業でのシステム障害、臨時休業といった深刻な事態が相次いで発生しました。民間調査機関の最新調査によれば、県内企業の約２４％がサイバー攻撃を経験しており、特に大企業では５割に達するなど、事態は極めて深刻です。もはや対岸の火事ではなく、県民生活に直結する危機として捉えなければなりません。

こうした中、外部業者に過度に依存する現状

を脱却し、県内の各組織が自ら脅威を検知し、迅速に対処できる自律的な防御体制の構築が急務であります。二要素認証の徹底やデータの物理的分離など、リスク回避対策も欠かせません。また、高度なスキルを持つ専門人材の育成や、官民連携による即応体制の強化に取り組む必要もあると考えます。特に地方自治体においては、県民の個人情報の漏えいやインフラ機能の停止等によって重大な被害が生じ、県民の安心・安全な暮らしが脅かされてしまう事態となりかねません。

そこで、相次ぐ被害を踏まえ、県民が真に安心できる体制の構築に向け、今後、県として公共部門のサイバーセキュリティー対策にどのように取り組んでいくのか、総務部長の見解を伺います。

次に、持続可能な脱炭素社会の実現と安全・安心な地域社会の構築に向けた環境政策について、２点伺います。

初めに、カーボンニュートラルの切り札である次世代エネルギーの柱となる水素エネルギーの実用化など、水素社会の実現に向けた取組について伺います。

本県には、大分臨海工業地帯のコンビナート群から発生する副生水素という全国的にも極めて高いポテンシャルを持つ資源的優位性があります。県は、こういった強みを最大限にいかし、燃料電池自動車の普及支援や工場での水素の高純度化実証など、水素社会の先駆けとして着実な歩みを進めてきました。しかし、私たちが描くべき未来は、単なる実証実験の成功にとどまるものではありません。水素を本県の基幹エネルギーへと昇華させ、それによって産業の競争力を抜本的に高め、大分の地から新たな雇用と価値を創出する大分発の水素経済圏を確固たるものにすることこそが、本県の果たすべき真の役割であると考えます。

現在、政府は、水素を脱炭素化の最重要項目と位置付け、供給網の構築や価格差支援など、国家戦略として社会実装を加速させています。本県においても、これまでの知見を土台とし、製造から貯蔵、輸送、そして、利用に至る水素サプライチェーンを、より強固かつ広域的に構築していく必要があります。

一方で、本格的な実用化と普及に向けては、化石燃料に対するコストの競争力のさらなる追求や、供給インフラの抜本的な拡充、さらには、県内中小企業を含めた多分野での需要創出といった極めて高く重い課題が依然として立ちはだかっています。

そこで、お尋ねします。本県の強みである副生水素の活用について、これまでの成果と現在直面している具体的課題をどう分析されているのか。また、水素が大分の未来を拓くエネルギーとして、社会の隅々にまで浸透し、産業全体のグリーントランスフォーメーションを力強く牽引していくために、今後どのような戦略と決意で実用化を加速させていくのか、水素社会の実現に向けた知事の所見を伺います。

次に、リチウムイオン電池の適正処理と資源循環について伺います。

スマートフォンやモバイルバッテリー、電動アシスト自転車など、今やリチウムイオン電池は私たちの生活を支える不可欠な存在です。しかし、その一方で、これらの電池の不適切な排出に起因する火災が全国的に急増している現実に目を向けなければなりません。

防災庁の発表によれば、２０２４年に全国の消防機関が把握したリチウムイオン電池関連の火災は９８２件に達し、前年の１．３倍と、極めて深刻な増加傾向にあります。特にモバイルバッテリーから出火が全体の３割を占めるなど、身近な製品が予期せぬ重大事故につながっている実態があります。

本県においても、昨年８月、大分市福宗環境センターにおいて大規模な火災が発生しました。この火災では、県民の生活環境を守る要であるごみ処理施設が深刻な影響を受けました。公共インフラが一時的にでも機能を損なうことは、県民生活全体の安全を揺るがす重大な事態であります。このような事案を未然に防ぎ、公共サービスを安定的に継続させることは、行政にとって最優先の事項の一つです。

火災予防には、県民一人一人が、リチウムイ

オン電池は正しく排出しなければ、重大な事故を招くという認識を自分事として徹底することが不可欠です。ごみ収集は、市町村の事務でありますが、広域的な安全の確保の観点から、県がリーダーシップを発揮し、全県的な安全意識の底上げを指導するべき時期に来ていると考えます。

さらに、この問題は、安全の確保にとどまりません。リチウムやコバルトといった希少金属を含むこれらの電池を適正に回収し、再び資源として活用する資源循環の仕組みを構築することは、資源の有効活用を目指すサーキュラーエコノミーの推進において極めて重要な意義を持ちます。

そこで、お尋ねします。県内全ての自治体と連携し、リチウムイオン電池の特性や適正な排出方法に関する広報、啓発活動を県としてどう強化していくのか。また、自治体間の連携を深め、より安全で分かりやすい回収体制の構築や、県民の協力が得やすい回収・処理マニュアル等の作成、周知について、生活環境部長の見解を伺います。

次に、県民の命と暮らしを守る最優先課題である防災対策について伺います。

初めに、共助の要である災害ボランティアの育成と平時からの教育の必要性について伺います。

本県は、これまで度重なる豪雨災害を経験する中で、ボランティアの力が被災地の復旧、復興にどれほど大きな役割を果たすかを目の当たりにしてきました。県においては、中間支援組織であるおおいた災害支援つなぐネットワーク、Ｏ－Ｌｉｎｋの構築など、支援体制の整備を進めてきました。しかし、こうした組織的な仕組みを真に機能させ、被災地でのボランティアの力を最大限にいかすためには、県民一人一人が平時から自分には何ができるのかという意識を持ち、基礎的な知識を備えておくことも重要になります。災害後に、安全対策を講じた上で、ボランティアを募りますが、日常の教育や活動を通じて、ボランティアの意義、安全管理、被災者への適切な接し方を学ぶボランティア教育の場を広げていくことも必要であると考えます。特に次代を担う若者が自律的に行動できる担い手として成長することは、地域の防災力を維持する上で不可欠な視点です。

そこで、将来的な防災の担い手を育成するため、学校教育や地域活動の場において、県民一人一人が災害時に自分にできることを理解し、主体的に行動できるよう、ボランティア教育を推進していくことが重要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

次に、避難所運営における個人の尊厳を守る対策と物資提供体制の整備について伺います。

能登半島地震の教訓が示すとおり、避難所での苛酷な生活環境は、被災者の心身に深刻な影響を与え、関連死のリスクを高める大きな要因となります。これからは、避難所は単なる風雨をしのぐ場ではなく、国際的な人道支援基準であるスフィア基準も念頭に、被災者の個人の尊厳が最優先で守られるべき生活空間へと抜本的に改善されなければなりません。

本県では、民間企業との供給協定や段ボールベッドやプライベートテントなどの備蓄を進めてきましたが、依然として多くの現場ではプライバシーの確保、温かい食事の提供、そして、衛生的なトイレの環境維持を改善すべき課題が山積しています。特に女性、高齢者、障がい者など、多様な背景を持つ方々の尊厳を現場でいかに具体的に守り抜くかが問われています。被災者が人間として尊厳を持ち、健康を維持できるよう、避難所の環境改善に取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、配備が予定されているトイレカーの迅速な運用に加え、民間企業と提携したキッチンカーやランドリーカーといった動くインフラの活用強化や、物資提供体制の拡充が求められます。また、一人一人の尊厳を尊重する避難所運営の指針を市町村と共有し、現場の対応力を底上げすべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、良好な避難所運営の実現に向けたこれまでの取組と今後の方向性について、生活環境部長に伺います。

変動する国際情勢に対応した県産農林水産物の輸出について伺います。

本県は、おおいた和牛や養殖ブリ、ナシやかぼすなどをはじめとする高品質な農林水産物を有しており、県もこれまでトップセールスを行うなど、海外販路の開拓に積極的に取り組んでこられました。その成果は、数字にも現れており、本県の農林水産物輸出額は年々増加傾向にあります。過去最高水準を更新し続けております。着実な成長を続けていることに高く評価いたします。

しかし、昨今の国際情勢を冷静に分析すれば、輸出を取り巻く環境は光と影が交錯する極めて予断を許さない状況にあります。まず、好機としては、世界的な日本食ブームの定着に加え、円安基調による海外市場での価格競争力の向上が上げられます。さらに、インバウンド需要の回復により、本県を訪れた外国人が帰国後に大分県産品を求める旅アト消費の拡大も期待できる状況です。これらは、本県が優れた産品を世界に売り込む絶好の追い風と言えます。

一方で、看過できないリスクも顕在化しています。特定の国との政治的な緊張関係に起因する突発的な輸入規制の強化や、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰、それに連動した物流コストの上昇などは、我々の努力だけではコントロールできない外的要因です。また、為替の乱高下は、利益構造を大きく揺さぶる要因ともなり得ます。

こうした不安定な情勢下において、今後も安定的に輸出を拡大していくためには、特定の国や地域に依存し過ぎない輸出先市場の分散化によるリスクヘッジや、鮮度保持が難しく検疫リスクの高い生鮮品だけではなく、保存性が高く付加価値を乗せやすい加工品の輸出強化など、国際環境の変化に左右されにくい強靱な輸出構造へと転換していく必要があります。

そこで、知事に伺います。現在の好機を逃さず、同時に地政学リスクやコスト高といった脅威を回避しつつ、大分県の農林水産物やその加工品の輸出をいかに促進していくのか、これまでの実績を土台としつつ、新たな市場開拓の視点や加工品によるブランディング戦略を含め、今後の輸出促進に向けた県の具体的な方針を伺います。

歴史的価値のある建造物の保存について伺います。

本県には、城下町の風情を今に伝える杵築城下町の武家屋敷群や商家建築が残る日田豆田町の町並みなど、江戸期から続く貴重な木造建築群が現存しています。また、近代建築としても国内に存在する扇形機関庫として名高い旧豊後森機関庫や、戦前の洋風意匠を残す別府市公会堂など、本県の近代化の歩みを物語る建築物が各地に残されています。これらは、観光資源であるとともに、地域の歴史や文化を今に伝える生きた教科書であり、地域アイデンティティーの核となる存在です。特に豆田町の町並みなどは、国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定され、保存と活用の好循環が図られていますが、その一方で、文化財指定を受けていない建築物については、保存の仕組みが十分と言えない現状があります。

これらの建築物の多くは、現在の建築基準法が制定される前に建てられたものであり、老朽化に加え、現行の耐震基準や防火基準を満たさない既存不適格建築物となっているのが実情です。所有者が保存や活用を望んでも、現行法規への厳格な適合を求められれば、歴史的価値を失う大規模改修を迫られるか、あるいは、多額の費用を負担できず、やむなく解体を選択せざるを得ないケースも見受けられます。例えば中心市街地の古民家や近代建築をカフェや宿泊施設として再生しようとする際、防火区画や耐震補強、用途変更に伴う法適合のハードルが高く、事業化を断念する例も少なくありません。これは、県内各地で共通する切実な課題であります。

国は、文化庁の下、文化財保護法の改正を通じて保存と活用の好循環を掲げ、歴史的建造物については、代替措置による柔軟な運用を認める方向へとかじを切っています。スプリンクラーの設置や避難計画の工夫などにより、安全性を確保しつつ、歴史的価値を守る制度設計も進みつつあります。

しかしながら、現場レベルでは、建築基準法や消防法との関係整理、適用除外制度の活用判断などが極めて複雑であり、市町村や所有者だけで対応することは容易ではありません。専門的知見の不足や制度理解の差によって、結果的に保存の道が閉ざされてしまう事例も懸念されています。

そこで、お尋ねします。現行の安全基準には適合しないものの、高い歴史的・文化的価値を有する木造建築物や近代建築物といった文化財の保護について、解体の危機から救い、未来へと継承していくために、県としてどのような保存の道筋を構築していくのか。また、市町村や所有者が建築基準法の適用除外制度などを円滑に活用できるよう、県が専門的な知見を持って技術的助言やサポートを行う体制を強化すべきと考えますが、現状の課題認識と今後の具体的な取組について、教育長に伺います。

次に、警察行政における諸課題について伺います。

初めに、自転車の交通違反に対する反則金制度、いわゆる青切符の導入について伺います。

自転車関連の事故増加を背景に、来月、４月１日より、１６歳以上を対象として青切符制度が導入されます。これにより、信号無視や一時不停止、携帯電話を使用しながら運転など、１１３種類の違反行為が反則金の対象となり、これまで以上に厳格な取締りが行われることになります。しかし、制度の目的は、決して検挙や罰則を増やすことではなく、あくまで悲惨な交通事故を未然に防ぐことにあります。特に今回の対象年齢は１６歳以上とされており、通学で自転車を利用する多くの高校生が対象となる点は重大です。また、言葉や交通ルールの理解にハードルがある外国人住民への周知も欠かせません。ルールを知らないまま違反を重ねる県民が出ないよう、制度開始前の今こそ、徹底した周知が必要です。

そこで、自転車の交通反則通告制度に関して、県民全体への広報はもとより、高校生に対する教育現場での指導や、外国人への多言語による周知など、ターゲットを絞った啓発活動などが必要と考えますか、その具体的な方針について、警察本部長に伺います。

次に、特殊詐欺による被害の未然防止について伺います。

県警や関係機関の懸命な努力にもかかわらず、本県における詐欺被害は極めて深刻な状況にあります。２０２５年の１年間で特殊詐欺だけでも認知件数は４００件を超え、被害総額は実に８億５，８００万円に上ると報告があり、危機感を抱いております。特に近年は、手口が巧妙化、多様化しており、昨年の第３回定例会でも取り上げましたが、ＳＮＳ型投資詐欺やロマンス詐欺の被害が急増しています。これらは、高齢者に限らず、ＳＮＳになれ親しんだ若年層や、働き盛りの現役世代も標的となっており、全世代を通じた対策が急務です。

こうした中、県警が地域に出向き、寸劇などを通じて、詐欺の手口を分かりやすく伝える啓発活動は、県民の心に直接響く取組として、非常に好評であり、高く評価いたします。

こうした地道な対面活動は、今後も継続すべきですが、デジタル空間で広がる新たな詐欺に対抗するには、広報の在り方も進化させる必要があります。先進的な他県の事例では、ＶＲ技術を活用して、詐欺の被害を疑似体験させる取組や、生成ＡＩを活用した啓発動画の作成など、先端技術を駆使した広報活動が展開されています。本県においても、従来の紙媒体や寸劇といったアナログのよさと、先端技術を活用したデジタルの発信力を組み合わせ、被害件数の減少を図っていくべきではないでしょうか。

そこで、全世代の県民の財産を守り抜くため、過去最悪の被害状況に対する分析も含め、特殊詐欺被害等の防止に向けてどう取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

最後に、警察組織の根幹に関わる警察人材の確保に向けた採用試験受験者数の減少対策について伺います。

本県の警察官採用試験の受験者数は、年々減少の一途をたどり、１０年前と比較して約６割も減少しております。これは、本県のみならず、全国的な傾向ではありますが、治安維持の担い

手不足は県民の安全に直結する深刻な課題であり、対策は待ったなしの状況です。

こうした中、昨年実施された中学生を対象とした仕事体験会は、報道等でもあったように、若年層に警察業務の魅力を伝える上で、非常に有用な取組であったと評価しているところであります。また、他県では、警察学校の規則緩和で、入校へのハードルを下げるような柔軟な取組も始まっています。

人材の確保は、全ての警察活動の基盤となる課題であり、その対策は今まで以上に求められます。これまでの固定観念にとらわれない抜本的な魅力向上策が必要と考えますが、本県における優秀な警察人材の確保に向け、今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長の所見を伺います。

次に、教育行政における諸課題について伺います。

長期総合計画、ビジョン２０２４では、安心・安全で質の高い教育環境の確保が掲げられており、子育て満足度日本一を目指す本県において、学校がこどもたちにとって最も安心できる居場所であり、かつ個性を豊かに伸ばせる学びの場であることは、全ての施策の土台となる重要な観点です。その中でも喫緊の課題であるいじめ対策、学習環境の基盤であるトイレの洋式化、そして、新たな学びの形であるビブリオバトルの推進について、３点伺います。

初めに、県内のいじめ対策について伺います。

２０２４年度、本県の小学校から高校までを対象とした調査において、いじめの認知件数は７，７７１件と報告されており、全国平均を大きく上回る結果となりました。この数字は、見過ごされがちな事案を早期に発見できているという側面もあり、認知そのものを否定するものではありません。しかし、これほどの多くの事案が発生している現実は、重く受け止める必要があります。

現在、県では、大分県いじめ防止基本方針に基づき対策を進めておられますが、この方針の最終改定は平成２９年であり、ＧＩＧＡスクール構想の進展やＳＮＳの普及など、こどもたちを取り巻く環境が激変する以前のものです。基本方針という枠組みが変わらない中にあっても、いじめの手口や人間関係のトラブルは日々、複雑化、潜在化しており、数年前の常識が通用しないケースも増えています。

こうした中、市町村や学校現場では、対応マニュアルの見直しが行われていますが、最も重要なのは、形式的なルールの改定以上に、今どのような事案が起きているのか、どういった初期対応が功を奏したのかといった生きた最新の事例を現場の教職員が共有することです。マニュアルをなぞるだけではなく、具体的な事例を共有し、教職員一人一人の気づきのアンテナを高く保つことが早期発見、早期解決の鍵を握ると考えています。

そこで、お尋ねします。まず、変化の厳しい現代のいじめに対応するため、県教委として、直近の具体的な発生事例や効果的だった指導事例などをどのように収集、分析しておられるのか、お聞かせください。

また、その結果を踏まえ、基本方針の精神を現場で具現化し、教職員の認知の感覚と対応力を抜本的に強化するための具体的な取組について、教育長の所見を伺います。

次に、公立学校におけるトイレの洋式化について伺います。

令和５年の文部科学省の調査によれば、本県の公立小・中学校におけるトイレの洋式化率は６４．２％であり、全国平均の６８．３％を下回っています。一方で、県立特別支援学校では９２．２％と全国平均を大きく上回っており、この格差は早急に是正すべき課題です。

現在のこどもたちの多くは、家庭に和式トイレがない環境で育っており、学校では排せつを我慢することで健康を損なうケースも指摘されています。こどもたちが健やかに過ごすためにも、トイレの洋式化は待ったなしの課題です。また、児童生徒のみならず、教職員のトイレ環境についても改善が必要です。多忙を極める教職員が少しでも快適に過ごせるよう、全洋式化や化粧設備の完備など、職場環境としての質的向上も求められます。

本県の小・中学校における洋式化率を全国平均並み、さらには、それ以上の水準へと引き上げるため、教職員の労働環境改善の視点も含め、県として市町村を支援し、整備を進めていただきたいと考えます。

そこで、公立学校におけるトイレの洋式化について、教育長の見解を伺います。

教育行政、最後に、若者の活字離れの対策として、ビブリオバトルの普及について伺います。

デジタル機器の普及により、若者の活字離れが懸念される中、自分のお薦めの本を５分間でプレゼンテーションし、聴衆がいかにその本を読みたくなったかを競うビブリオバトルが４７都道府県で行われており、本県でも１０年ほど前から取り組まれております。これは、単なる読書活動にとどまらず、本を読み込むインプットと、その魅力を他者に伝えるアウトプットを両立させ、正に現代に求められる探求心と表現力を育む教育手法であります。

文部科学省、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画にビブリオバトルが掲載され、大分県子ども読書活動推進計画にも、本の魅力を同世代に伝える取組の推進として位置付けられ、本県でも毎年、大分県大会が開催されています。一部の読書好きな生徒だけの活動にとどめるのではなく、より多くの中学生が体験できるような取組も期待しております。

そこで、議論や質疑応答を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力、主体性を実践的に訓練できるビブリオバトルの普及について、教育長の考えを伺います。

次に、地域公共交通計画の改定に当たっての方向性と交通移動難民の実態把握について伺います。

人口減少と少子高齢化が急速に進む本県において、地域を支える交通ネットワークの充実は、県民が将来にわたって住み慣れた地域で暮らし続けるための生命線です。県の長期総合計画においても、１０年後の目指す姿として、公共交通サービスの維持・確保と利便性の向上が高らかに掲げられております。しかし、足元の現状を見ますと、燃料費の高騰や深刻な運転手不足を背景とした交通機関の運賃値上げや減便、路線の廃止など、公共交通の維持に関する課題は深刻度を増しています。

県内のバス会社でも、大分市内の路線バスが４月から減便するダイヤ改正が発表されています。鉄道路線においては、都市部で交通系ＩＣカードの利用が進む一方で、未対応の駅も依然として多く存在し、地域間の利便性格差が生じています。多くの県民が日常生活において不便を感じているだけでなく、移動手段を持たない高齢者や学生など、いわゆる交通移動難民と呼ばれる方々が増加しており、通院や買物、通学といった日々の暮らしや経済活動に重大な支障を来すおそれがあります。

現行の大分県地域公共交通計画は、令和８年９月をもって計画期間の終了を迎えます。この節目は、本県の交通政策を再構築する極めて重要なタイミングです。次期計画の策定に当たっては、単に現状を追認するのではなく、県民が直面している移動の困難さを正確に把握することが出発点であると考えます。

例えばＪＲ路線でのクレジットカード対応の実証事業も、本格導入するのは福岡エリアのみで、大分では間もなく終了を迎えます。地域においては、デマンド交通等、新たな移動手段の確保も求められます。次期計画の更新に向け、県内における交通移動難民の実態調査を行い、どの地域で誰がどのような不便を感じているのかを可視化する必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、公共交通を持続可能な形で維持し、利便性を向上させるため、交通移動難民の実態把握を含め、地域公共交通計画の改定に向け、どのように取り組むのか、交通政策局長の見解を伺います。

最後に、がん対策の推進について伺います。

先日、国立がん研究センターより、がんごとの５年生存率に関する最新の集計結果が公表されました。全体の生存率は緩やかに改善傾向にあり、医療技術の進歩や早期発見の取組が一定の成果を上げていることがデータからも読み取れます。しかし、部位別に見れば、依然として予後の厳しいがん種が存在し、また、発見時の

進行度によって生存率に大きな開きがあるという現実は変わりません。

このデータが示唆する方向性は明白であり、早期発見こそが最大の治療であるという原点に立ち返り、検診受診率の向上を着実に推し進めること、そして、働きながら治療を続ける世代への支援など、ライフステージに応じた対策の強化が重要です。

そこで、伺います。まず、今回の５年生存率の集計結果について、県はどのように分析されているのか、その認識を伺います。

その上で、この分析を踏まえ、本県におけるがん対策をどうアップデートしていくのか。検診受診率の向上に向けた新たなアプローチや、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に向けた今後の対策の方向性について、福祉保健部長に伺います。

以上で代表質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　ただいまの戸高賢史議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　戸高賢史議員の代表質問にお答え申し上げます。

まず、大分県の未来像についてであります。

私は、知事就任以来、県民との対話を基本姿勢に据えて、１２０を超える地域や団体の方々とのふれあい対話など、様々な機会を通じて、県民の声、思いを伺ってまいりました。その声も踏まえまして、昨年度にはビジョン２０２４を策定しまして、１０年後の姿、未来像を描いた上で、必要な諸施策を掲げ、未来の大分県づくりを進めてきているところでございます。

まず、少子化や人口減少が進む中で、未来を担うこどもを安心して産み育てられる環境の整備こそがますます重要となってきているというふうに考えております。そのため、４月から、こども政策局を新設しまして、県内各地で実施する婚活イベントや、医療的ケア児の支援、里親支援センターの設置など、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。これを通じまして、人口減少対策を強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、こどもたちが未来へ踏み出す力を育めるように、学びの環境づくりも進めております。小・中学校では、ＡＩアプリを活用した授業や、ＡＰＵ留学生との交流を通じて英語力の向上に取り組んでおります。今年度から、県立高校４校で本格実施しております遠隔授業について、次年度から１２校に拡大して、また、あわせて、弱点補強動画の配信を、これは県下の全学校に行う予定にしております。

さらに、将来を見据えて、先端技術の実装にも挑戦いたします。県内企業等の技術開発や離発着場の整備に向けた候補地の環境調査の支援など、次世代空モビリティーの取組を加速させたいというふうに考えております。

また、議員御指摘の東九州新幹線の実現や豊予海峡ルートの構想については、正にこのような取組が地方創生に向けた未来への投資と考えております。広域交通ネットワークの整備は、人と物の流れを支える基盤となります。また、県民の利便性の向上はもとより、産業の活性化、企業立地の推進、観光客のさらなる交流による呼び込み、移住、定住の促進など、幅広く喚起されることが見込まれます。また、災害時のリダンダンシーの確保、電力の安定供給など、様々な波及効果をもたらしまして、九州の中で一番東側に位置する大分県の位置の優位性を最大限に発揮して、本県の発展に大きく寄与するものと考えております。

ビジョンに掲げます施策の積極的な推進を支える持続可能な財政基盤の確保も重要でございまして、行政改革推進基本計画に基づきまして、歳入、歳出、両面から不断の点検と改善を重ねまして、財政調整用基金の確保、県債残高の適正管理にも努めているところでございます。

今後とも、１０年後、ビジョンは１０年計画というふうになっておりますので、１０年後の目指す姿はもとより、その先の未来も見据えまして、本県を夢と希望あふれる新たなステージへと発展させるべく、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

中小企業の支援についてでございます。

本県経済が持続的に成長していくためには、県内企業の大宗を占めます中小企業、小規模事業者の稼ぐ力、収益力を強化していくことが重要でございます。

議員御指摘のとおり、県内では、深刻な労働力不足への対応が課題となっておりますし、人材の確保、定着のためには、魅力ある労働環境の整備、そして、これは今全国を挙げての課題でございます持続的な賃上げの環境づくりが重要でございます。

このため、県において、賃上げを実施する企業に対して、補助内容を手厚くいたします賃上げ枠を１１事業から、次年度、新年度は２４事業へ拡大することとしております。あわせて、国の業務改善助成金に対する県独自の上乗せ奨励金についても、補助率、それから、上限額を引き上げまして、賃上げをさらに後押しいたします。

加えまして、賃上げ原資の確保については、コストの削減だけではなくて、売上げの拡大も重要であることから、地域を牽引する地場中小企業の育成、県産加工食品の高付加価値化支援などによりまして、県内企業の収益力の強化を図ってまいります。

また、中小企業が適切な価格交渉に臨みやすい環境づくりということで、構造的な価格転嫁の実現を目指すために、いわゆる下請法が昨年改正されまして、本年１月に、また、中小受託取引適正化法が施行されました。この法制の変化についても、県としても、昨年１０月に続きまして、公正取引委員会と連携しながら、価格転嫁セミナーを開催するなど、周知の徹底を図っております。そして、政労使会議でございますとか、価格転嫁のための会議等を開催いたしまして、価格転嫁の円滑化に向けた取組を今後もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

こうした取組と併せまして、労働力不足という構造的な課題に取り組むために、企業の稼ぐ力を抜本的に高める上で非常に有力な手法でありますデジタル技術のさらなる活用による生産性の向上というところにも取り組んでおります。中小企業のＤＸに関するワンストップの支援窓口を新たに設置するとともに、専門家による伴走支援を行うなど、きめ細かく企業の状況に応じた取組を後押しいたしております。加えて、国の補助金に対する県独自の上乗せ補助によりまして、ロボットやデジタルツール等の導入を支援しまして、県内企業の省力化、生産性向上を後押しいたします。

引き続き、国や商工団体、金融機関など、関係機関と緊密に連携をしながら、県内中小企業の成長実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光資源の創出についてであります。

本県の外国人宿泊者数は、国が現在の調査対象で統計を開始しましたのが平成２３年、この年の約３６万人から、令和６年には１５７万人まで増加しておりまして、過去最高となっております。そして、今後も増加が見込まれるインバウンドを含めまして、多様化する旅行ニーズを的確に取り込んでいくということが重要でございまして、観光による持続可能な地域づくりと県経済の成長につなげていくことが重要というふうに考えております。

他方で、観光消費額や宿泊日数が全国平均よりも、大分県の場合、低いということに加えまして、宿泊者の約８割が大分市と別府市と由布市の３市に集中しております。県内全域への周遊促進が求められているところであります。そのため、地域に根差した魅力ある観光資源を最大限活用するとともに、その価値を高めて、長期滞在を促す仕組みを整える必要があります。

その鍵の一つがストーリーの構築ということでございまして、例えば国東半島では、古代から現代につながる歴史、文化に触れられるアドベンチャーツーリズムの魅力の発信、そして、１３００年の歴史を誇ります宇佐神宮や、修行僧が歩いた峯入りの道をたどるロングトレイルなど、まだ全国的に十分知られていないところもあります日本の歴史、文化との出会い、こういうものが旅行者に人気を博しつつあるというふうに言われております。こうした観光資源の背景にあります歴史や文化を物語として加えて

いくことによりまして、価値を高めて、訪問意欲の高まりや周遊の促進につなげてまいりたいと考えております。

あわせまして、今回補正でもお諮りいたしましたけれども、夏場の誘客、九州の夏、日本の夏は暑いという、そういう評判がありますけれども、夏場の誘客を図るためには、渓谷でございますとか、滝、鍾乳洞、実は真夏でも涼しい本県の高原等、ございます。そういう本県の観光資源をクールサマーｉｎおおいたということで、まとめてキャンペーンを行いまして、そして、体験できるモデルコースの提案にも努めていきたいというふうに考えております。

このような広域周遊観光の推進に当たりましては、市町村、観光事業者など、多様な方々としっかり連携していくということが重要でございます。そのために、来月からスタートします県とツーリズムおおいたの組織再編で、ツーリズムおおいたに地域とのコミュニケーションを密にします地域マネジメント部というのをつくってもらいまして、市町村等と連携を一層深めていただきます。そして、消費単価の高いインバウンドのニーズを的確に把握するためのマーケティングにも強化をさらに取り組んでいくということにしております。

このような取組で、本県の多様な地域資源の価値を最大限に発信して、訪れたいと思われる持続可能な観光地域づくりを推進するために、市町村、観光関連事業者等と力を合わせて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、水素社会の実現についてでございます。

持続可能な脱炭素社会の実現に向けまして、水素は必要不可欠なエネルギーと位置付けられておりまして、大分県においては、二つの取組を進めております。

一つは、大分コンビナートにおけますカーボンニュートラルの取組の中での水素の取組でありまして、県はこれまでも大分県エネルギー産業企業会を通じまして、コンビナートで発生する副生水素を高純度化いたします金属膜の研究開発などを支援してきております。この技術はまだできておりません。開発中でありますけれども、廃棄物を処理する際の水素抽出や、水素を燃料とする船舶の研究開発といった県内企業の新たな挑戦にもつながっているところであります。

また、副生水素は、従来から大分コンビナートの各企業で主に水素への精製や化石燃料の代替ということで、燃料として活用されておりますけれども、今後の水素ニーズ等を踏まえまして、大分コンビナート全体として最適な活用を検討していく必要があるというふうに考えております。そこで、来年度は、大分コンビナート企業の実務者で構成する委員会を立ち上げまして、この副生水素の活用に加えて、ＣＯ２の発生抑制や回収、カーボンリサイクル等について、産学官が連携して、具体的に検討を進めていくということにしております。

県経済を牽引する大分コンビナートの持続的成長、そして、カーボンニュートラルの両立に向けて、その中で水素が非常に重要な役割を果たしますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目は、県内での水素の利活用の取組でございます。水素の製造、インフラ整備に係るコスト、今、まだ高くて、取扱いも難しいということで、なかなかインフラの整備も進まない、厳しい状況が続いているところでございます。そこで、水素エネルギーの普及に向けた啓発イベントでございますとか、水素の利活用に関する民間企業との協議等を進めて、燃料電池車両を県庁でも２台導入しておりますけれども、このような需要の創出でございますとか、そのような取組、さらには、民間の燃料電池車の購入に対する助成制度等を継続して行ってまいります。

引き続き、大分コンビナート企業、それから、県内企業の挑戦を後押しして、また、関係機関とも連携しながら、将来的な水素社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、農林水産物の輸出促進についてであります。

本県農林水産物の輸出については、これまでも海外展開を図りまして、輸出額が着実に伸びてきております。今後も拡大が見込まれる海外需要をさらに取り込んでいくということは、大変重要であるというふうに認識しておりまして、私も昨年ですと、サンフランシスコでございますとか、台湾等に訪問しまして、直接県産品のＰＲを行ってまいりました。大変関心も高く持ってもらいまして、県産品への高い期待を感じたところであります。

一方で、輸出は不安定な国際情勢の影響も受けやすい面がありますので、そのため、やはりリスク分散していくということが重要であります。輸出先国の多角化、高付加価値化が期待できる加工品の輸出強化など、戦略的な取組が必要となっております。

まず、輸出先国の多角化でございますが、昨年、畜産公社がＥＵ向けの牛肉輸出施設の認定を取得したことを契機としまして、ドイツの食品見本市に出展したところであります。現在、現地のバイヤーとの取引開始に向けた商談が進んできております。また、高所得者層をターゲットに位置付けております米国、シンガポールでは、メニューフェア等を通じて、現地の輸入事業者等へ働きかけまして、その後の継続的な取引につながってきております。さらに、先月には、県内で食品加工事業者と輸出商社が参加する商談会を開催しまして、新たな国との取引につながっていくことを期待しているところでございます。

来年度は、こうした動きを一層進めるために、経済成長が著しく、日本食への関心も高いＡＳＥＡＮ地域の展示会にも出展しまして、本県が誇る多様な県産品の魅力を発信してまいります。

次に、付加価値の高い加工品の輸出強化であります。近年、優れた品質を長期間保存できる冷凍技術の普及が進んでおります。海外での冷凍食品の需要が高まっているところでございまして、特にマガキでありますとか、焼き芋が海外でも人気を博しております。今後は、県漁協の蒲江の加工センターを活用した養殖ブリの冷凍加工品などの商品開発も計画しているところでございます。加えて、県産のお酒や調味料などでは、原材料やデザインの見直しによる高所得者層向けのブランディング等の取組も進んでおりまして、そのような取組に対しましても後押ししてまいります。

今後とも、国際情勢の大変厳しい状況、不透明な状況もございますけれども、変化をしっかりと捉えながら、ＪＥＴＲＯ、あるいは、生産者、関係事業者の皆様としっかり連携して、県産品の輸出拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その他の質問については、担当部長から答弁させていただきます。

大友副議長　小田切商工観光労働部長。

〔小田切商工観光労働部長登壇〕

小田切商工観光労働部長　私からは、三つの質問にお答えいたします。

最初に、新産業の創出についてお答えいたします。

県内企業による新たな成長分野への主体的な挑戦を様々な形で力強く支援していくことが本県経済の持続的発展に不可欠であると認識しているところでございます。本県では、宇宙関連ビジネスや次世代半導体、次世代空モビリティー、ＤＸ、ＡＩなど、今後の成長が期待される分野において県内企業の挑戦を後押しているところであります。

例えば昨年１０月のてんこう２の打ち上げは、宇宙関連ビジネスにおいて県内企業が成長分野へ挑戦する象徴的な取組でありまして、本県産業の高度化につながるものと期待しているところでございます。また、先端技術挑戦プロジェクトでは、大学等との連携のもと、次世代半導体やＡＩ、ロボティクスなどの先端技術を活用し、新たなビジネスの創出に挑戦する県内企業を支援しているところであります。今年度は、次世代パワー半導体である窒化ガリウムを用いた電動バイク向け急速充電器の開発に挑戦する大分大学発の県内ベンチャーを採択したところであります。今後、成長市場である東南アジアでの販路開拓が期待されているところであります。

今後とも、こうした企業の主体的な挑戦を力強く後押しし、県内から新たな成長産業が生まれるように取り組んでまいります。

次に、ものづくり産業の人材育成についてお答えいたします。

技術革新に対応できる高度技術人材の育成は、本県のものづくり産業にとって不可欠であります。このため、工科短期大学校では、熟練技能などの専門性の強化とデジタル技術の融合を目指し、令和５年度に既存の学校を統合し、電気エネルギー制御科を新設したところであります。ＩｏＴやＡＩ等のデジタル技術のカリキュラムも拡充した同科は、２年次の選択コースとなっておりまして、今年度、同科を卒業予定の学生には、県内の半導体や製造関係の企業からも内定いただいたと聞いております。

加えて、県内企業の若手人材の育成や在職者のリスキリングを促進するため、希望する科目の知識、技術を働きながら習得できる聴講生制度を導入し、先月から募集を開始したところでございます。

また、産業科学技術センターでは、パワー半導体の開発、評価解析等に加え、来年度から新たにＥＶやドローン等の部品の設計、解析技術等を習得できる研修体系を構築したところでございます。

さらに、大分県工業連合会等と連携し、企業と県内学生との交流イベントを開催するなど、物づくり産業の魅力発信にも注力しております。

今後とも、技術人材の能力開発を総合的に支援するとともに、産業構造の変化を注視し、柔軟で効果的な施策展開に取り組んでまいります。

次に、不登校に伴う離職や転職への対応についてお答えいたします。

不登校のこどもを持つ保護者が安心して働き続けられる環境づくりは、企業の持続的発展と人材確保の観点からも重要であります。山梨県が昨年実施した調査では、こどもの不登校を理由に１割を超える保護者が離職や転職を経験したとの結果が示されたところであります。

現状、本県の労働相談窓口には、不登校のこどものケアを理由とした保護者の離職や転職に関する相談は寄せられてはおりませんけれども、今後も注視が必要だと考えております。

国においては、不登校対策は社会全体が連携して取り組むことが必要との考えの下、経営者と労働者、双方に対し、不登校に関する相談窓口や不登校を理由とした休業制度を導入している事例などを周知しているところでございます。

県においても、企業経営者等を対象としたセミナーや、さらには、個別相談会を通じて、テレワークや短時間勤務などの柔軟な働き方の導入のほか、様々な家庭の事情に応じて利用できる特別休暇制度の整備などを促しているところであります。

引き続き、不本意な離職や転職を防ぐ、働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

大友副議長　若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

若林総務部長　私から、サイバーセキュリティー対策について御答弁申し上げます。

サイバー攻撃は、年々、頻発・巧妙化しており、県民に様々なサービスを提供します行政分野のセキュリティー対策強化は不可欠と認識しております。

県では、国のガイドラインを踏まえ、セキュリティーポリシーを策定及び更新しており、技術的対策と人的対策を行っているほか、市町村等のセキュリティー対策向上を支援しているところです。技術的対策としましては、庁内ネットワークを外部と分離し、攻撃時の被害拡大を防止した上で、セキュリティークラウドにより、最新の脅威情報に基づき不正アクセスを遮断しております。人的対策としては、毎年、全職員にセキュリティー研修を受講させるとともに、無作為に抽出した職員に標的型攻撃メール訓練を実施し、被害の未然防止を図っているところです。市町村に対しましては、県セキュリティークラウドを共同利用するほか、デジタル人材の育成を支援し、また、公立病院や水道事業に対してもセキュリティーポリシーの作成・運用支援を通じ、対策強化を促しております。

こうした取組を通じて、サイバー攻撃への対策の実効性を県全体で高めてまいりたいと考え

ております。

大友副議長　首藤生活環境部長。

〔首藤生活環境部長登壇〕

首藤生活環境部長　私からは、３点についてお答えいたします。

初めに、リチウムイオン電池の適正処理と資源循環についてお答えいたします。

リチウム蓄電池等は、製造事業者が家電量販店を通じて回収するほか、県内では、多くの市町村が一般廃棄物として収集しております。しかし、リチウム蓄電池が使用されている製品、それから、その排出方法が十分に知られていないことから、不燃ごみ等に混入し、ごみ収集車や処理施設での火災事故が県内でも発生しております。

国からは、全国的な事故の発生を受けまして、昨年４月、全ての市町村において、家庭から排出されるリチウム蓄電池等の安全な処理体制の構築を求める通知があったところでございます。

県では、昨年１０月、テレビＣＭを制作し、発火の危険性と正しい排出方法を啓発したところであり、今後はＳＮＳ等でも発信してまいります。また、今月改定する県の廃棄物処理計画には、リチウム蓄電池等の適正処理の推進について、新たに盛り込むこととしておりまして、来年度からは、県や市町村等で構成する協議会において、実情に応じた安全で分かりやすい回収方法の確立とその周知を働きかけてまいります。

２点目は、災害ボランティアの教育についてです。

議員も言われるように、災害ボランティアは、これまでの災害において、被災地の復旧、復興の大きな原動力となっております。今回の佐賀関大規模火災でも、思い出の品捜しなど、被災者に寄り添ったきめ細かな活動が行われたところでございます。

もとより、ボランティア活動は、自発的な意思に基づく社会奉仕活動であり、幅広い世代に対し、意識を醸成する機会を提供していくことが大切と思っております。小・中・高校生を対象に、日本赤十字社が行うリーダー養成研修には、県内２４１校が加盟し、学校での案内や教員の引率などもありまして、多くの児童生徒が参加しております。また、大分大学の研究機関であるＣＥＲＤ（サード）の協力の下、学生団体が被災地で多様な支援活動を行っておりまして、今年も約１００名の学生が活動に臨む心構えや必要な知識を習得しております。社会人に対しては、県が５００人規模の防災士養成講座を毎年開催しているほか、別府市など、七つの社会福祉協議会でも災害ボランティア養成講座を開催し、未経験者が基礎から学べる機会を提供しております。

今後とも、関係機関と連携し、ボランティア精神の涵養や体験ができる環境の充実を図ってまいります。

３点目に、避難所運営についてお答えいたします。

県は、これまでの災害対応や能登半島地震を踏まえた国のガイドラインの改定を受けまして、昨年、避難所運営マニュアル策定のための基本指針を見直しまして、支援の対象を場所から人へ切り替えました。また、国際的な人道支援の基準でありますスフィア基準を指針に反映させたところでもございます。この基準に沿いまして、県で備蓄するパーティションの追加購入に要する費用を、さきの２月補正予算にも計上したところでございます。市町村にも運営マニュアルの改定や県の助成制度を活用した簡易ベッド等の備蓄の充実を促しております。

また、各振興局に新たに配備するトイレカー６台や、ＮＰＯなど８団体が導入したキッチンカー等も活用し、避難所の生活環境の改善を図ってまいります。

さらに、避難所運営に関わる人材の育成、強化も重要でございます。今年度から避難所運営コーディネーターを３年間で１００名養成するほか、支援団体との連携も強化しております。今回の佐賀関大規模火災では、養成したコーディネーター１７名が現地で活動したほか、ＤＷＡＴ（ディーワット）やＪＲＡＴ（ジェイラット）などの保健、医療、福祉の専門チームが被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を実

施したところでございます。

今後とも、避難者の尊厳に配慮した避難所の良好な生活環境の確保に向けまして、市町村や支援団体と連携して取り組んでまいります。

大友副議長　山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長　私からは、４点お答えいたします。

まず、１点目は、文化財の保護についてです。

現行の建築基準法や消防法が定める安全基準に適合しない歴史的建築物をいかにして安全性を確保した上で保存、活用していくかは、重要な課題と認識しています。

県や市町村の指定文化財等で建築審査会の同意を得られた建築物は、建築基準法の適用が除外されます。また、未指定文化財も、地方自治体が独自の条例を制定することで、同様の手続を経て、適用除外が可能となります。このような未指定文化財を含めた歴史的建築物の保存を進めるためには、まずは、前提として、その所在を把握し、価値を明らかにする調査が必要と考えます。

県では、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成支援を通じて、将来、指定の対象となり得る歴史的建築物等の調査や保存の在り方について指導、助言をしてまいりました。建物の所有者には、大分県建築士会に登録され、歴史的建築物の調査、修復を行うヘリテージマネージャー等を通じ、専門的な相談に対応しています。

今後も、市町村や関係団体と連携して、歴史的建築物の調査やヘリテージマネージャーの育成等を進めるとともに、市町村から条例制定の相談があれば、丁寧に対応し、かけがえのない歴史的建築物の保存、活用を推進してまいります。

次に、いじめ対策についてお答えします。

本県のいじめ認知件数が高い水準にある背景には、ＳＮＳの普及等による新たな形のいじめの増加も影響していると認識しています。また、被害者や目撃者が声を上げることができず、学校が把握できていない事案が潜在していることにも留意する必要があります。

県では、先般の大分市の生徒間の暴力事案を受け、全公立学校に対し、緊急調査や相談窓口の周知、加害児童生徒に対する毅然とした対応、情報モラル教育の徹底等の対策を指示しました。加えて、児童生徒や保護者の同意などの要件を満たす県立学校に、校内カメラを設置する補正予算を計上したところです。

効果的な指導事例については、警察や福祉等の関係機関も参加して教育事務所ごとに開催するいじめ対策連絡協議会や、生徒指導主任や教育相談コーディネーターを対象とする研修会等において分析、共有を図っております。

今後は、こうした指導事例を資料としてまとめ、教職員の研修がより実践に即した効果的なものとなるように活用してまいります。こうして生きた最新の事例から学びを得ることにより、教職員のいじめに対する認知の感覚と対応力を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、公立学校におけるトイレの洋式化についてお答えします。

学校施設の管理については、学校教育法の定めにより、各学校設置者が行うこととされています。

県立学校については、校舎等の施設改修を行う中で、教職員用トイレも含め、計画的に洋式化を進めているところです。これらの取組により、特別な配慮を必要とする児童生徒が多い特別支援学校の設置率は９割を超えていますが、高校は、全国平均を上回るものの、６割程度にとどまっており、いまだ道半ばの状況です。

他方、小・中学校については、設置者である市町村が、施設の長寿命化や体育館空調の整備など、多くの課題がある中で、優先順位を定めて取り組んでいるものと認識しています。市町村によっては、学校統廃合等の事情もあり、トイレ洋式化を先送りしている事例もあるようですが、議員御指摘のとおり、洋式化は、児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な環境整備であると考えています。

今後も、国に市町村への財政支援の拡充や、積極的なトイレ改修の事業採択を要望するとともに、市町村とトイレ洋式化についての問題意

識を共有し、着実に取組を進めてまいります。

最後に、ビブリオバトルについてお答えします。

ビブリオバトルは、様々な本に触れ、読書の楽しさを共有できるだけでなく、聴衆との質疑応答を通じて思考を深め、コミュニケーション能力や表現力を育むことができ、中高校生にとって、極めて教育効果の高い手法と認識しています。令和７年３月に策定した第５次大分県子ども読書活動推進計画においても、生徒の読書意欲を引き出す取組の一つとしてビブリオバトルを位置付けています。

県教委の取組としては、平成２７年から高校生の県大会、翌２８年からは中学生の県大会も毎年開催しています。今年度の大会には、中学校１５校、高校２２校が参加しており、これまでの累計参加者数は５２１人に達しています。過去には、全国大会優勝者も本県から輩出しているところであります。さらに、個別の高校や中学においても、県大会予選や文化祭イベント、クラス単位の活動など、着実に広がりを見せています。

今後も、県大会の開催とともに、指導者研修会を通じた優良事例の共有や学校への講師派遣などにより、ビブリオバトルのさらなる普及拡大に努め、読書活動の活性化と論理的思考力等の育成を図ってまいります。

大友副議長　平松警察本部長。

〔平松警察本部長登壇〕

平松警察本部長　私からは、３点についてお答えいたします。

まず、自転車の交通反則通告制度についてお答えいたします。

県警察では、本制度開始に向けて、街頭での直接指導や駐輪場でのチラシ配付のほか、昨年７月からは、自転車ルール学習コンテンツ、湯～チャリトレーニングを活用し、制度導入や自転車ルールの周知に取り組んでいるところであります。

新たな制度は、１６歳以上が対象であり、特に運転免許を持たない高校生などへの交通ルールの周知が重要と考え、教育委員会等と連携し、学校現場でのこの学習コンテンツの活用に重点的に取り組んでおります。

また、外国人の方には、制度の内容や基本的な自転車ルールに関する多言語のチラシ等を活用し、地域での交通安全教育や広報、啓発を行っております。

さらに、制度の理解促進やコンテンツの利用を呼びかける短編動画を制作し、Ｗｅｂ広告や県警ＳＮＳで配信しておりますほか、テレビＣＭや大分駅構内のデジタルサイネージでも放映しております。

県警察としましては、自転車の交通事故を防止するため、今後も、関係機関、団体と連携し、全ての自転車利用者に対し、制度導入や自転車ルールの周知を徹底してまいります。

次に、特殊詐欺被害の防止についてお答えいたします。

令和７年の特殊詐欺の被害については、議員御指摘のとおりであり、これにＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害額と合わせますと、被害額は約２３億円に上り、極めて深刻な情勢であります。

被害の特徴として、高齢者に限らず、幅広い年代が被害に遭っており、働き世代と呼ばれる２０代から６０代前半の被害が全体の約７割を占めております。また、国際電話からの被害は、前年比約２倍に増加するなど、犯罪の手口も複雑・巧妙化しております。

これらを踏まえ、本年度は、働き世代に目を向け、防犯活動アドバイザーを新設し、企業等に直接出向いて講話を実施することとしております。さらに、国際電話からの詐欺電話対策として、固定電話については、発着信を拒否できる国際電話不取扱受付センターへの申請の呼びかけ、携帯電話については、国際電話や詐欺電話をブロックできる特殊詐欺対策アプリの利用を促進することとしております。加えて、テレビＣＭやデジタルサイネージ、ＳＮＳ広告などにより、広く注意喚起を図るとともに、詐欺被害をスマートフォンで疑似体験できるツールを活用した被害防止対策を推進してまいります。

特殊詐欺等の被害者を一人でも減らし、県民

が築き上げてきた大切な財産を守るため、引き続き被害防止対策に取り組んでまいります。

３点目でございます。警察人材の確保についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、警察官採用試験の受験者数は減少傾向にあり、令和７年度も１０年前と比較して約６割減少するなど、厳しい採用状況であったと認識しております。

県警察では、受験者数の増加に向け、職務のやりがいを広く発信するとともに、受験機会を広げる試験制度の見直しや、就職先として選ばれる組織づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、受験者層を対象として警察学校でオープンキャンパスを実施しているほか、ＳＮＳを活用したＰＲ動画の配信をしております。また、特別な公務員試験対策が不要な上、全国で受験可能な基礎能力試験であるＳＣＯＡ（スコア）を導入した試験制度の先行実施枠を令和７年度に新設いたしました。令和８年度は、中長期的な人材確保に向け、中学生に加え、新たに小学生を対象とした仕事体験会などに取り組む考えでございます。

魅力ある職場づくりに向けては、これまで、男性職員の育児休業取得時の業務を他の職員が補完する制度の運用や、オフィスカジュアルを導入してきたところであります。今後は、フレックスタイム制も取り入れる予定にしております。

引き続き、これらの取組をしっかり進めるとともに、必要な対策を幅広く講じて、優秀な人材の確保に努めてまいります。

大友副議長　嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長　私からは、地域公共交通計画の改定についてお答え申し上げます。

次期計画への更新に向けましては、議員御指摘のとおり、まずは、県内のどの地域で誰がどのような不便を感じているのか、実態を把握することが重要でございます。そのため、昨年は、公共交通の利用状況に関する調査、分析を行ったほか、全高校生を含む県民や交通事業者などを対象としたアンケート調査も行ってまいりました。また、住民代表者や福祉関係者も参画した分科会やワーキングについても、県内各地で計８回開催し、多くの方から貴重な生の声をいただいたところでございます。

こうした実態把握の中で整理した課題等を踏まえまして、本県の目指すべき姿を、マイカーに頼り過ぎず、誰もが安心してスマートに移動できる大分県とし、具体的な施策の方向性や内容について、現在検討中でございます。

重要施策の中には、議員御指摘のＩＣカードといったキャッシュレス利用の普及拡大や、ＡＩデマンド交通などのＤＸ化なども含まれております。引き続き関係者で協議を重ね、４月頃に素案を公表する予定でございます。その後、パブコメを通じまして、県民の意見を適切に反映した上で、秋頃を目標に、おおいた地域交通ビジョン２０２６として策定したいと考えております。

地域の実情に応じた公共交通の最適化を目指す上で、本ビジョンが市町村や交通事業者にとっての指針、言わばマスタープランとなりますように、しっかりと検討を深めてまいります。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

〔首藤福祉保健部長登壇〕

首藤福祉保健部長　私からは、がん対策についてお答えいたします。

今回公表されました平成２８年から３０年の３年間のデータでは、定期検診が推奨されております胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの五つのがんにおける本県の５年生存率については、大腸がんを除いて、全国平均を上回っておりました。

この生存率をさらに高めるためには、できるだけ早期にがんを発見することが重要と認識しております。県が独自に行いました調査によりますと、令和３年にがんと診断されました患者のうち、早期に発見できた割合は、検診以外で発見された場合は６３％であるのに対し、検診の場合は８１％と、大きく上回っており、がん検診の受診が早期発見に大変有効であるということが実証されております。そのため、検診受

診率の向上に向けましては、こうした情報をホームページで公表するとともに、市町村と共有し、保健活動に活用しております。

さらに、今年度は、健康アプリ「あるとっく」を活用したがん検診の受診キャンペーンを実施いたしましたが、その応募者のうち２０％の方がキャンペーンをきっかけにがん検診を受診しているということが分かりましたので、来年度も継続して実施する予定としております。

また、生活の質の向上に向けましては、ウィッグ等の購入費や、妊孕性温存治療費を助成するほか、がん相談支援センターでの相談対応も実施しております。

今後とも、こうした取組を強化いたしまして、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を図ってまいります。

大友副議長　以上で戸高賢史議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

―――――→…←―――――

大友副議長　以上で本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

―――――→…←―――――

大友副議長　本日はこれをもって散会します。

午後２時３２分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第６号）

令和８年３月６日（金曜日）

議事日程第６号

令和８年３月６日
午前１０時開議

第１　一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第１　一般質問及び質疑

出席議員　４１名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		木付　親次
	三浦　正臣		古手川正治
	麻生　栄作		阿部　英仁
	御手洗朋宏		福崎　智幸
	吉村　尚久		若山　雅敏
	成迫　健児		高橋　　肇
	木田　　昇		二ノ宮健治
	守永　信幸		原田　孝司
	玉田　輝義		澤田　友広
	吉村　哲彦		戸高　賢史
	猿渡　久子		堤　　栄三
	末宗　秀雄		佐藤　之則
	三浦　由紀		

欠席議員　２名

井上　明夫　　元吉　俊博

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第６号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　一般質問及び質疑

嶋議長　日程第１、第１号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がございますので、順次これを許します。穴見憲昭議員。

〔穴見議員登壇〕（拍手）

穴見議員　おはようございます。４番、自由民主党の穴見憲昭です。今回、質問の機会をいただきました。先輩、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。そして、また本日も傍聴に来てくださっております先輩と友人がいらっしゃいます。

さて、本日、３月６日は大分市内公立中学校卒業式というふうに聞いております。何日か前に娘から、お父さん、卒業式来れると聞かれました。大して日付を確認せず、分かった、行くよと答えてしまいました。行けません、ここにいます。娘の晴れ姿を見たいところではありますが、自分は自分の責務を全うすべく、一般質問頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、佐賀関大規模火災からの復興についてお聞きします。

昨年１１月１８日に発生しました佐賀関の大規模火災から約３か月余りが経過しようとしております。改めて、犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。

被害棟数は１９６棟に上り、焼損面積は約６万平米を超えるという、あまりにも大きな被害をもたらしたこの大規模火災でありますが、県においては、発災当初から速やかに災害対策本部を設置し、大分市と連携しながら、各種の対応に取り組んでこられたと承知しております。

特に被災者生活再建支援法の適用の前提となる自然災害への該当を認めてもらうほか、避難所におけるインフルエンザ流行対策といった災害救助法の柔軟な運用など、国に対する早急な働きかけもあり、迅速な対応も見られたと感じております。

先日の我が会派、麻生議員からの代表質問でもありましたが、我が会派においても、自民党本部に設置された災害対策特別委員会の古賀委員長と共にいち早く現場に赴き、被災地域の現状をじかにお伺いするとともに、地域の声を踏まえた要望を国に対し強く働きかけてきたところであります。

しかし、被災からの復興に向けてはまだまだこれからであります。現在、大分市が損壊した家屋等について、市の費用負担による解体、撤去等を実施する公費解体の申請を受け付けているところであります。また、仮住まいとしましては、一時的に市営住宅を提供するなどの対応で、一旦は落ち着いているようでありますが、今後は２年後の完成を目指して、復興市営住宅の建設の検討などもされているというふうに聞いております。

そして、それら以外にも被災者が元の暮らしを取り戻していくには、ハード面の整備だけでなく、産業の存続や医療・福祉、教育における体制にも影響がないような働きかけ、さらには地域コミュニティが、より以前に近い形に戻れるような支援も必要になってくると思います。

恐らく細部については、大分市が主導となって動き、県としてはそのサポートをするような形になろうかと思いますが、今後も県と市が連携した復興に努めていく必要があると考えます。

今議会にもこの佐賀関大規模火災に関連する事業の予算が提出されておりますが、今後、県としてどのように佐賀関大規模火災からの復興に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以降、対面席にて質問いたします。

〔穴見議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの穴見憲昭議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。穴見憲昭議員の佐賀関大規模火災からの復興についての質問にお答えを申し上げます。

火災発生から３か月が過ぎましたが、現在、多くの被災者が市営住宅や民間アパートを活用したみなし仮設住宅など、慣れない環境での生活を余儀なくされております。

県では被災者生活再建支援本部を設置しまして、大分市にも毎回出席をいただいて、被災者の生活再建と地域の復興に連携して取り組んでいるところであります。

住宅の被害に応じて支給されます被災者生活再建支援法に基づく支援金の基礎部分については、対象となる全世帯への支給を完了しました。義援金についても、引き続き迅速な配分に努め

るとともに、県税の減免等を継続してまいりたいと考えております。

被災者が一日でも早く日常生活を取り戻すためには、被災地の復興を急がなければなりません。大分市が８月を目途に策定する復興市営住宅の建設も含めた復興計画について、国と連携して技術的な助言を行うとともに、道路や上水道等の復旧・整備についてもしっかりと支援してまいります。

しかしながら、被災地の復興には年単位の時間を要することから、その間のコミュニティの維持が大きな課題となっております。そのため、地元自治会等が行う被災者の居場所づくりなど、地元のニーズに沿った取組を支援しているところであります。

その一つであります、地元の田中地区が運営しますカフェ、ＳＥＫＩ　ＢＡＣＫＳは、佐賀関に帰ってきてほしいという願いが込められておりまして、離れ離れになった住民からの交流の場が欲しいという声を受け、先月オープンしまして、大変好評を得ているというふうに伺っております。

佐賀関の基幹産業である水産業への支援も重要であります。被災した八潮工業の事業を引き継ぐ地元漁協に対しまして、漁具の製造再開に必要な施設整備を支援することとしております。

また、佐賀関漁協のりゅうきゅう冷凍パックなど、佐賀関産品の販売を促進するために、現在、県のオンラインショップで応援企画を開催しています。来年度は県外の量販店や飲食店で、関あじ・関さばをはじめとしますフェアを開催するとともに、権現通り商店街や本町商店街でのイベント開催を支援いたします。

県には、支援に役立ててほしいということで、多くの義援金が寄せられましたけれども、これに加えまして、県内外の方から２，６００万円の寄附金も寄せられているところであります。これらの寄附金については、こうした被災地への支援に全額利用させていただきます。

引き続き、大分市や国、関係団体と連携しまして、被災者の気持ちに寄り添って、復興への歩みを力強く支援してまいりたいと考えております。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。本当に今回の火災においては、スピード感持った対応をしていただいていたと思いますし、大分市ともしっかり連携が取れていたというふうに思います。

一回ちょっと話はそれるんですけれども、先日、大分市のほうにも少し話を聞きに行ってきました。その際も、やはり大分市のほうも細かな情報共有とかできていたので、要所要所でスムーズに対応できましたということでありましたし、県から大分市消防局に対しまして、消防アドバイザーをリエゾンとして派遣してくれたのが非常に助かりましたという声がありました。そうした中で、１点だけちょっと気になったのが、県と市の対策本部会議の開始時間がちょっとずれていてというか、県と市で時間が違っていて、その間にやはりタイムラグが発生してしまって、市から県に対して報告した数値と市の時点で、その間でちょっと数値が変わっているっていうケースがあって、その説明が二度手間になったり、ちょっと労力だったりというのがありましたっていう声がありました。ですので、今後、もしまた災害が起こってしまった際に、県と市で対応するというような状況の際に、県が主導で、市が主導でやるのかはまたちょっと別としても、その辺の時間の検討もしていただくといいのかなと感じた次第ですので、ちょっとこの場を借りてお伝えしておきます。

話の筋は、本筋に戻りますけれども、さきほど知事の御答弁の中で、本当にいろんな形での支援をしていただいているということでありまして、すごく個人的にもありがたく思うところでありますが、何にせよ、時間かかるというお話もありました。本当に今からがスタートで、時間がかかっていくことであります。市が主導して、やはり県がサポートするというような形になるんだと思いますけれども、引き続き被災者に寄り添った、そしてスピード感を持った対応をしていただきますよう、強くお願いをしておきます。

では、続きまして、大規模火災を踏まえた消

防力の強化についてお尋ねしたいと思います。

今回の火災では、住宅地にとどまらず、近くの山林や海を隔てた蔦島にまで飛び火し、鎮火に至るまで２週間以上を要するなど、大規模な火災となりました。火災当日、大分市には強風注意報が発表されており、こうした気象条件の下で強い風が延焼を助長し、被害が広範囲に拡大したものと考えられております。

この広い範囲での火災を食い止めるため、県の防災ヘリコプターに加え、知事が派遣要請された自衛隊ヘリや県外の防災ヘリも消火活動に御尽力いただきました。関係機関の迅速かつ的確な対応により、被害の拡大防止に大きく寄与したものと受け止めております。特に、地上からの接近が困難な箇所においては、ヘリによる空中消火が極めて有効であることが、今回の火災を通じて改めて明らかになったのではないかというふうに思います。

そうした中、本県では新年度から新型の防災ヘリコプターを導入するというふうに伺っております。新たな機体により、救助活動のみならず、大規模な住宅火災や森林火災など、様々な災害への対応力が一層強化されることを期待しているところであります。

一方で、佐賀関の事案のような大規模火災においては、ヘリコプターの性能や機能だけでなく、地上からの消火活動との連携も重要かと考えます。迅速な消火活動により、少しでも被害の拡大を食い止めることができるよう、今回の火災で得られた教訓を踏まえ、地上と上空が一体となった消火体制や広域的な応援体制の在り方など、消防力全体の強化につなげていくことが重要であろうかと考えます。

消防行政は市町村が担うものではありますが、県民の安全・安心を守るという観点から、県が果たすべき役割も極めて大きいものがあります。

そこで、今回の大規模火災を今後の消防力強化にどのようにつなげていくのか、県としての考え方と今後の取組について、防災局長にお伺いします。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えいたします。

佐賀関の大規模火災では、大分市消防局などの地上部隊か主に市街地の消火に、県の防災ヘリ等が山林や島嶼部の消火に当たりました。その際、それぞれの活動が重複するエリアでは、防災ヘリと地上部隊が緊密に連携し、一体的な消火活動を行ったところであります。

地上での消火活動では、市町村消防間の相互応援協定に基づき、別府市など６本部が出動し、必要な消防力が確保されるなど、県が支援しております市町村消防の合同訓練の成果が発揮されました。

また、広範囲に及ぶ火災現場の熱源調査には、ドローンによる探査が非常に有効だったことから、ドローンなどの資機材の市町村消防への整備について、国に緊急要望を実施したところであります。

防災ヘリでの空中消火では、消火タンクが移動速度と散水回数に優れ、大規模火災に対し効果的だったことから、来年度に運航を開始する新機体にも導入しまして、バケットと併用することで、消火能力のさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

そして、何より今回の火災では、消防団が迅速な避難誘導と消火活動に大きく貢献いたしました。引き続き地域防災力の要である消防団員の確保に取り組むことも含めまして、市町村と共に総合的に本県の消防力を強化してまいります。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。災害というのはもちろん起こらないにこしたことはないんですけれども、起こってしまった以上は、さきほどの話じゃないですけれども、いかに早く復旧、復興に対応するかということと、その災害を教訓として、いかに次の防災・減災対策につなげていくかという両面が重要じゃないかと思っております。

今回も想定以上の強風というものが影響したと言われております。今後、火災に限らずですけれども、やはり想定以上のというのが容易に起こり得る時代なんだろうというふうに思っておりますので、そこまで踏まえて、今後を見据

えた消防力強化につなげていただきたいなというふうに思います。

それと、最後、防災局長から消防団についても触れていただきました。本当に、私も見ていて、消防団の方々がすごく頑張っている姿を見させていただきました。ただ、以前の質問でも申し上げたとおり、やはり消防団、減少していて、なかなか人手を確保するのに困っているという状況もありますので、やはりそこも含めて、改めて、また考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

では、続きまして、災害時の罹災証明についてお聞きします。

佐賀関の大規模火災では、最大で１２１世帯、１８０名の方々が佐賀関市民センターへの避難を余儀なくされました。県においては、発災直後から被災者支援に取り組んでいただいておりますが、特に被災世帯へ最大３００万円の支援金が給付される被災者生活再建支援法の適用に当たっては、迅速に対応いただいたものと考えております。

一方で、被災者支援に当たっては、被災者生活再建支援金にとどまらず、災害見舞金や生活福祉資金制度による貸付け、地方税の減免、義援金の配分、さらには、みなし仮設住宅への入居など、複数の支援制度が存在しております。これらの支援制度において罹災証明書は、支援対象者であることや被害程度を公的に証明する基礎資料として位置づけられており、正に被災者支援の出発点となる重要な書類であると考えております。

罹災証明書の発行は、基礎自治体である大分市が担っており、今回の佐賀関における大規模火災は、大分市において迅速に罹災証明書が発行されたと伺っております。

しかしながら、南海トラフ地震など大規模火災災害が発生した際には、人的体制や事務処理能力の面で大きな負担が集中することが懸念されます。発行の遅れは支援金の給付や住宅支援など、その後の被災者支援全体の遅延にも直結することとなり、何より、多くの被災者の生活再建が進まない事態に陥ることから、市町村任せにするのではなく、県としての支援も必要だと考えております。

そこで、大規模災害時も想定し、迅速な罹災証明書の発行体制を確保する必要があると考えますが、県としてどのように対応していくのか、防災局長にお伺いします。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えいたします。

本県では全国に先駆け、令和元年の７月から罹災証明書の発行支援を行う全市町村共通の被災者台帳システムを導入し、一括発注による開発コストの低減と継続的な研修による運営の習熟を図ってまいりました。

しかしながら、現行のシステムでは、被災家屋の調査内容は、現地で紙に記入していることから、被災状況のデータ入力や写真整理などに時間を要し、被災地域が広範囲で被害棟数が多くなる場合には、罹災証明書の早期発行が困難な状況であります。そのため、タブレット端末の活用やＡＩの活用などにより、罹災証明書発行までの時間を大幅に短縮できる新システムを来年度、県による一括発注で導入する予定です。新システムには、被災家屋の効率的な調査ルートを自動で選定する機能の搭載を検討しておりまして、地理に詳しくない他の市町村職員や県職員などの応援も円滑に進めることが可能となります。

また、現在、県の呼びかけによりまして、県と市町村によるワーキンググループを開催し、大規模災害時における県内市町村相互の応援・受援体制の確立を目指しているところであります。新システムの導入と併せて、迅速な罹災証明書の発行体制を確立していきたいというふうに考えております。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。以前は現地に行って、紙で、紙媒体でっていうの、私もちらっと聞いたことがあって、やっぱりそれだとすごくマンパワー、時間も要するんだろうと感じた次第でした。この御時世でありますので、いろんなシステムとかツールを駆使すれば、できないことではないんだろうと思っておりまし

たし、正にそういうシステムをこれから取り入れていくという話でしたので、安心しているところではあります。

やはりこの平時のうちにそういった大規模災害が起こっても、速やかな罹災証明書発行できるように、そしてまた、そうすることが被災者への支援が遅れるということを防ぐことになりますので、引き続き努めていただきたいというふうに思います。

今回、佐賀関火災に関連して３点お聞きしましたが、やはり今後も復興に向けて迅速な対応、そしてまた、今後起こるかもしれない災害への備え、体制づくりはしっかり整えていかないといけないという教訓になったと思います。引き続き防災・減災対策にしっかり県として努めていただきますよう、心からお願いをしています。

では、次に、救急安心センターについてお聞きします。

近年、救急車の出動件数は増加傾向にあり、救急医療体制の逼迫が全国的に課題となっております。こうした中、救急車の適切な利用を促すため、医療関係者が緊急性の判断や助言を行う電話窓口、＃７１１９（救急安心センター事業）が全国で展開されております。

本県においては、大分市が令和６年１０月から開始し、その後、全県で取り組んでいく必要に鑑み、昨年の７月からは県が主体となり、全県下で運用されることとなりました。この件は、以前も質問として取り上げさせていただきましたし、ほかの議員さんからもあったと記憶しております。これは、県民の安心確保と医療資源の適正配分の観点から極めて重要な取組であると考えます。

また、大分県医師会からも、医師や看護師、救命隊員の負担軽減の観点からこの事業の運用の要望もありましたし、何より県民からの緊急性が高い１１９番連絡に即座に対応するためには必要不可欠な取組であると考えております。

一方で、ほかの事業、どの事業でもそうですけれども、運用開始直後というのは、何かしらの不具合、トラブルが発生する可能性も高いのではないかと思いますし、また、そうした不具合と等を踏まえた改善点が出てくる時期なのかなというふうにも思います。

加えて、この＃７１１９の事業そのものをまだまだ知らない方が多くいらっしゃるというふうに感じておりますが、県民の命や健康にも関わる重要な事業でありますので、やはり多くの方々に広めていく働きかけも必要かと思います。特にニーズが高いと思われる高齢者や子育て世帯に対する周知啓発のために、保育現場や教育現場、地域包括支援センター等とも連携して広く広報していく必要もあろうかと思います。

まだ運用開始から１年もたたないところではありますが、今日まで運用してきて見えてきた課題等を整理した上で、県民をはじめ、現場で対応される方や医療従事者など、全ての方にとってよりよい事業にブラッシュアップしていく必要があろうかと思います。

そうしたことを踏まえ、課題に対する改善点も含めて、県としてこの救急安心センター＃７１１９事業を今後どのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

いわゆる＃７１１９の事業は、夜間や休日に救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきかなど、迷った場合の相談窓口として運用しているものです。

昨年７月の運用開始から本年１月までの実績を見ますと、入電に対する応答率は９２．６％と高い水準になっております。また、先月行いました利用アンケートでは、８２％の方が相談員の対応に満足していると回答するなど、特にトラブルなく、順調に運用できているものと認識しております。

一方、利用者の３分の２は大分市からの入電であり、県の全域に向けての周知に課題があると認識しております。

これまで名刺サイズの広報カードやリーフレットを各９万枚、医療機関などに配布してきたほか、大分合同新聞の休日・夜間当番医の欄に毎日紹介していただくなど、周知に努めてきているところでございます。引き続きＳＮＳなど

様々な媒体を通じて、利用を促してまいりたいと考えております。

今後も市町村と連携しながら、この＃７１１９が県民の安心につながるよう努めてまいります。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。応答率、そして、その利用者の満足度が非常に高いということで、安心はしたところであります。ですけれども、やはり大分市以外の市町村にもしっかり周知していく、大分市も含めてですね、広く周知していくことが重要なんだろうというふうに思います。

さきほど佐賀関の件のときに大分市のほうに話聞いてきましたと申し上げましたが、あわせて、この事業についてもどうですかということでちょっと話を聞かせてもらいました。通信指令の現場としては、この事業開始したことによって、１１９番通報が減ったと、まだ実感できるほどまではないというのが声としてありました。ですので、やっぱり改めて広く周知していくことが重要だと思いますし、そこに、また各市町村の協力もお願いしてもいいんじゃないかなと思います。せっかくやっているからという言い方もあれですけれども、やはり県民の安心・安全を守るためにやっている事業でありますから、必要な方にしっかり知ってもらって、必要な方に使ってもらうっていうような働きかけを引き続きやっていただければと思いますので、ぜひともお願いしておきます。よろしくお願いします。

では、次に、大分こどもまんなかプランについてお聞きします。

少子化の波はとどまることを知らず、本県の出生数や合計特殊出生率は過去最低を更新し続けております。第二次ベビーブームの頃には２万人近かった出生数でありますが、令和６年には初めて６千人を割り込むまでに落ち込んでおります。合計特殊出生率は、平成２８年には１．６台にまで一時回復したものの、令和６年では４年連続減少、やはり過去最低となる１．３７を記録するなど、少子化の進行は深刻なものとなっております。先月末の報道でも、昨年の出生数が出ておりましたが、やはり過去最低、最少、約７０万人、本県でいうと５，９７５人ということでありました。

そして、その少子化のみならず、全国的に急増している児童虐待ですが、本県においても、１０年ほど前と比べると、児童虐待相談件数は約２倍近くにまで増加しております。加えて、医療的ケア児や発達障がい児が増加傾向にあるなど、様々な困難を抱えるこどもが県内において増えている状況にあろうかと思います。

このように、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、これからの社会を支えていくこどもや若い世代を社会全体で支えていくことが、今後、より一層重要になってくるものと考えます。

県では、これまでも子育て満足度日本一の実現に向けた取組を進められているところでありますが、昨年３月にはその具体的な行動計画として、大分こどもまんなかプランを策定されました。現在、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援などを基本姿勢として、このプランに基づき、様々なこども、子育て支援の取組が進められているものと承知しております。

しかし、こども、子育て支援と一言で言いましても、その内容は非常に多岐にわたると思います。母子の健康づくりはもちろんのこと、ヤングケアラーやひとり親家庭、外国人の親子、障がい児などへの支援のほか、いじめや不登校、ひきこもりへの対応、女性や若者の就労支援、住環境の確保、事故や犯罪から守る環境づくりなど、今、るる述べましたけれども、これら以外も含めて、あらゆる分野における施策の推進が求められているというふうに感じております。

こうした中、先月、こども政策全体のマネジメント機能や支援体制を強化するため、来年度からこども政策局を新たに設置する方針であることが公表されました。正に、大分こどもまんなかプランの着実な実行に向け、その司令塔の役割を果たす組織となるのではないか期待しているところでありますが、一方で、昨今のこどもを取り巻く環境の変化のことも考えれば、さ

きほど申し上げたように、多岐にわたる施策について、より緊密に相互に連携を取りながら、これまで以上にスピード感を持って取り組む必要があり、そのかじ取りは容易ではないものと思われます。

そこで、こども、子育て支援における課題対応や今後の体制強化も踏まえ、子育て満足度日本一の実現に向け、大分こどもまんなかプランの取組をどのように進めていかれるのか、知事にお伺いします。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　県では、大分こどもまんなかプランに基づきまして、全てのこどもが健やかに生まれ育つ、温かい社会づくりを進めております。来年度も次のような取組を行います。

まず、結婚を希望する方には、出会いサポートセンターでのお見合いサービスに加えまして、婚活イベントについて、知事公舎での開催を２回に増やすとともに、ハーモニーランドでも行うなど、充実をさせます。また新たに、地域の団体が開催する婚活イベントにも助成を行います。

共育てを希望する夫婦に向けましては、男性の育児休業取得促進に取り組む中小企業等への助成について、１人当たりの上限を８万円から５０万円に拡充するほか、父親向け家事・育児のガイドブックをリニューアルいたします。

さらに、子育てしやすい住宅を求める方には、ニーズに合わせて、リフォーム費用への助成を５０万円に増額するほか、多子世帯加算も拡充いたします。

様々な困難を抱えるこどもと家庭への支援も重要であります。医療的ケア児については、受入れ体制の強化に向けて、病院等の短期入所施設に必要な機器の整備を助成するほか、ケアに対応できる看護師等の人材も養成いたします。発達障がい児については、市町村が行う５歳児健診後の発達フォロー相談会への助成や、専門職向け研修の開催など、早期発見、早期支援につなげてまいります。

また、虐待などで家庭での養育が困難なこどもたちのために、新たに里親支援センターを設置しまして、里親の募集から委託児童の自立まで、切れ目のない支援を図ってまいります。

そのほか、情報が届きにくい層にも支援情報を届けるために、新たにサンリオキャラクターとコラボした広報を展開する予定にしております。

４月から新設いたしますこども政策局は、複雑化、多様化する課題に一層迅速かつ機動的に対応できるように、障がい児支援や児童相談所も含めて、こども関連施策を一元的にマネジメントするものであります。特に児童相談所については、児童福祉司等を１０名増員するなど、児童虐待対応のさらなる充実を図ってまいります。

先日公表されました人口動態統計の速報で見ますと、本県の昨年の婚姻件数については、前年に比べて１６０組の増加の３，８２５組となっておりまして、その増加率は４．４％、全国平均の１．１％を大きく上回っております。これは都道府県ランキングでいいますと、東京都に次いで全国２位という数字となっているところであります。６年ぶりにこの婚姻件数上回ったということから、これが、今後、出生数の反転増加にもつながることが期待されます。

こうした明るい兆しが出てきております。これを確かなものとするべく、今後とも子育て満足度日本一の実現にさらに力を入れまして、県を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。さきほど私、質問の中で、こども、子育てに対する支援といってもいろんな分野がありますよねっていう質問させていただいて、今、知事の御答弁では、その一つ一つにこういうことやっていきますというような御説明いただきました。それらを一元的に対応するために、こども政策局を設置するんだというお話だったと思うんですけれども、正にそういう司令塔役を担ってくださる組織というのはいるんだろうと思うのと同時に、繰り返しになりますけれども、こども、子育て支援って一言で言っても、本当にいろんな分野があ

るわけでありまして、恐らくその専門の方々を集められて進めていかれるんでしょうけれども、なかなか横の連携を図らないと機能しない、でも一方で、なかなか図るのも難しいっていうのを何となく素人ながらに想像しているところであります。

しかし、かねて、代表質問でもそうですけれども、知事の答弁の中に出てきて、強い思い、熱い思いを持って設置されるのだろうというふうに思いますので、設置後のほうが大変だろうとは思いますが、やっぱりそこがしっかり機能するような働きかけをお願いしたいと思いますし、今後も注視していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、産業振興について、２点お伺いします。

まず、半導体関連人材の確保・育成についてお聞きします。

近年、世界的な半導体需要の高まりを背景に、我が国においても、半導体産業の国内回帰や生産拠点の強化が進められております。また、熊本県におけるＴＳＭＣやその関連企業の進出を契機に、本県においても、半導体関連産業の活性化や企業誘致、又はそのための産業用地や工業用水の確保など、取り組んでいくべき課題が多くあると考えております。私自身も過去の質問でも関連するような質問を何度か取り上げさせて議論させていただきましたが、その際は、どちらかというと、ハード面の整備のお話でありました。そこで、今回は人材の確保・育成という観点から質問させていただきます。

熊本県におけるＴＳＭＣの進出以降、大分県内でも半導体関連企業の誘致をという声がよくよく聞かれるようになったと感じております。

しかし、現在は慢性的な人材不足、とりわけ高度技術者や中堅技術者の確保が課題であるという声が大きく聞かれる中で、改めて本県における半導体関連産業の人材需給の現状をどのように認識しているのか気になるところであります。

人材の確保・育成においては、工業高校や大学、専門学校等との連携を含め、県として明確な人材育成戦略を描いていき、産学官連携による高度人材育成拠点の整備や専門教育プログラムの拡充なども進めていく必要があろうかと考えます。加えて、若年層への早期教育や地元定着の促進も併せて進めていかなければならないとも思います。

特に工業高校や専門学校における実践的な教育環境の整備、又は設備の導入、企業実習の充実などが不可欠と考えます。また、新卒人材の育成のみならず、社会人のリスキリングや異業種からの人材転換支援も重要であります。

そうしたことを踏まえれば、人材の確保・育成においては、若者から在職者へ、また、教育機関から企業へといった幅広い支援、さらには、それぞれが単体で取り組むのではなく、連携して相乗効果を高めていくような働きかけが必要になってくると考えます。

そこで、今後、県としてどのように半導体関連人材の確保・育成に取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

本県の半導体産業のさらなる発展には、今後も関連人材の確保・育成が重要と認識しております。

このため、県では、ＬＳＩクラスター形成推進会議を中心にしながら、産学官が連携し、人材の確保・育成に総合的に取り組んでいるところであります。

若年層への対応でございますけれども、小学生向けに体験型の入門講座、工業高校や高等専門学校、大学生向けには企業の技術者による出前講座やインターンシップを実施しているところであります。加えて、工業高校では、実習機器を整備するなど、実践的な教育環境の充実も図っているところであります。来年度は出前講座に小・中学校を追加するなど、次代を担う人材の関心を高めていく予定でございます。

また、社会人の対応では、県立工科短期大学校の聴講生制度に加え、新任技術者や中堅者などのレベルに応じた研修を実施しております。このほか、産業科学技術センターでは、パワー

半導体の評価解析等のリスキリングにより、高度技術人材を育成しています。来年度は回路設計や品質保証などをテーマに、内容のさらなる高度化を図ってまいります。

こうした本県独自の取組に加え、九州半導体人材育成等コンソーシアムなど、九州全体の取組とも連携しながら、引き続き産学官で半導体関連人材の確保・育成に取り組んでまいります。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。目の前の人材を育成して増やしていくということも大事ですけれども、やっぱり長い目で見て、養っていけるか、育てていくということが大事なんだろうと思いました。小学生向けの体験講座ですとか、小・中向けの出前講座っていうの、すみません、勉強不足で知りませんでしたが、でも、今の時代に本当必要なことだろうと思います。私の時代のこどもの頃は半導体とかいう言葉を聞いたことがなかったんですけれども、今の子たちには恐らく必須なんだろうというふうに思いますので、引き続き幅広い取組をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、スタートアップ支援についてお聞きします。

県経済の持続的な発展を図るためには、既存産業の高度化に加え、新たな価値や雇用を創出するスタートアップが果たす役割はますます重要になってくると考えます。特に人口減少や市場規模の縮小が進む地方においては、地域課題の解決と経済成長の両立を実現する担い手として、スタートアップへの期待は、今後さらに高まっていくものと認識しております。

本県はこれまで、スタートアップセンターをはじめとする支援拠点の整備や起業相談、伴走支援、関係機関との連携などを通じ、起業環境の整備や裾野拡大に取り組んできたものと理解しております。

一方で、全国に目を向けますと、大学や大企業、投資家等との連携を強化することにより、成長するスタートアップを継続的に輩出している地域も見受けられます。こうした中、本県においては、全国的に注目されるようなスタートアップの輩出という観点からすると、なお課題が残されているとも感じております。

また、スタートアップの成長段階に応じた資金供給の在り方をはじめ、人材の確保、実証フィールドの提供、さらには投資家、大企業、大学、金融機関等との連携の在り方についても、より一層の工夫や強化が求められているのではないかと考えます。

そこで、本県におけるスタートアップの現状をどのように認識しているのか、また、今後どのような方向性の下でスタートアップ支援施策を展開していくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

本県経済の活性化には、新たな価値や雇用を生み出すスタートアップの創出が重要だと考えております。

これまで県では、ビジネスチャレンジコンテストなどを通じた創業の裾野拡大の取組ですとか、起業家に対する伴走支援などの取組を実施しております。令和６年度の創業支援件数は７２０件に達し、平成２７年のスタートアップセンター開設以来、過去最高を記録している状況でございます。

また、令和６年１２月には株式上場を果たす企業が誕生するなど、成果も見られる一方で、多くのスタートアップが資金や人材に課題を抱えている状況でございまして、県経済の牽引役となるには、成長支援の強化が必要だと考えているところでございます。

そこで、来年度はスタートアップ推進班を新設し、事業の執行体制を強化するとともに、新たな施策を展開いたします。例えば地域の課題をビジネスで解決する社会起業家の創設ですとか、企業の中の新規事業の立ち上げから拡大までを担う企業内起業家の育成に注力してまいります。

加えて、資金面の支援としましては、県制度資金の創業支援資金の保証料率の引下げも実施するところでございます。

今後も本県のスタートアップを取り巻く局面

の打開に向けまして、関係機関とも連携しながら、ニーズに的確に対応するとともに、未来を切り拓く挑戦者の輩出、さらにはイノベーションの創出を後押ししてまいります。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。１点、今の御答弁を踏まえて、さきほど質問の中でもちらっと触れたんですが、いわゆる県外の企業や投資家、又は関係する機関と連携といいますか、関係強化をどのように取り組んでいかれるのかっていうのを再質問させていただきたいと思います。

やはり、さきほど部長の御答弁にも資金や人材に課題があるというようなところもありました。現状として、本県は県外の投資家ですとかベンチャーキャピタル企業とかに対するアプローチですね、そこに絞ってみますと、やはり関東圏とか、九州でいうと福岡県とかと比べたときに、まだ劣っているのかなというふうに感じております。

しかし、そこをやはりクリアしていかないと、やっぱりこの大分の地でスタートアップ頑張って取り組んでいこうという機運がなかなか高まっていかないのではないかなというふうにも考えております。ですので、質問としましては、地方ではあるんですけれども、そういう関係先、県外の企業、投資家とつながれるネットワークの形成とか機会の構築、そういった部分にどう取り組んでいかれるか、部長のお考えをお聞かせいただければと思います。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

先月、私も出たビジネスコンテスト、大分のゼロイチというものなんですけれども、ここにはベータ・ベンチャーキャピタルという福岡のベンチャーキャピタルが呼んでいます。さらには、スタートアップセンターの資金調達セミナーというのあるんですけれども、その中にも都市部のミライドアという東京の投資家を参加してもらうことによって、県内スタートアップとの連携を推進しているところであります。

また、本県では、都市部、これ、福岡なんですけれども、投資家向けのピッチイベントが福岡にあるんですが、そこに大分から２社、企業が行って、福岡の投資家に対してプレゼンするというようなこともやっておりまして、このような機会の提供ですとか、あとは起業家向けの伴走支援プログラムにおいて、そういったプログラムにも県外の投資家を巻き込むことによって、資金調達を支援しているところでございます。

議員の御指摘を踏まえて、引き続きこういった県外の投資家も巻き込んでいきたいと、こう考えております。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　力強い御答弁ありがとうございます。私も部長とまだ何度かしか話したことないですけれども、恐らく部長の得意分野なんだろうなというふうに勝手に期待をしているところでありますので、そこは引き続き頑張っていただきたいと思いますし、我々としてもそこサポートというか、連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

なかなかやっぱり大分、人口とか地理的状況とか、又は企業の数とかを比べて、やっぱり関東圏とかとは劣る部分がありますけれども、大分にいてもスタートアップ実現できるんだという、そこの仕組みというか、本当に機運を高めていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

では、最後の項目でありますが、産業競争力の強化に向けた道路ネットワークについてお聞きします。

本県の産業競争力を高めるためには、物流機能の強化も欠かせないと考えております。今、中九州横断道路では、熊本、大分の両県で整備事業が進められておりますし、県内では竹田阿蘇道路において、着実に工事などが実施されております。また、我が会派として早期事業化を強く求めている大分犬飼間についても、現在、環境アセスメントや都市計画決定の手続が進められております。

九州を東西に貫く中九州横断道路は、本県の

みならず、九州全体の産業の活性化を支える道路であり、その早期整備、全線開通に大きな期待が寄せられているところでありますが、その整備効果を最大限にいかすことこそ、本県の産業競争力を高めることに直結するものと考えております。

そこで課題となるのが、物流を支える道路ネットワークの充実であります。中九州横断道路が大分宮河内インターチェンジまで接続することで、本県の海上物流拠点である大分港大在地区や臼杵港とのさらなる連携を図ることが可能となってきます。

しかし、双方をつなぐ道路ネットワークが脆弱なままでは、その機能を最大限に発揮することはできません。高規格道路と港湾を結ぶ道路が円滑に結ばれることにより、物流機能は格段に向上し、新たな企業誘致やさらなる産業集積の実現など、本県の産業競争力の強化につながっていくものと考えます。

そこで、中九州横断道路の整備を見据えながら、本県の産業競争力の強化に向け、高規格道路と港湾を結ぶ道路ネットワークの整備が必要と考えますが、土木建築部長の見解をお伺いします。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

物流を支える道路ネットワークにおいては、高規格道路と各拠点等をつなげる道路が一体的に機能することで、定時性や速達性が向上し、さらなる物流の効率化が図られます。そのため、中九州横断道路と大分港大在地区や臼杵港を結ぶ道路ネットワークの整備は重要と考えています。

大分港大在地区へのアクセスについては、大分宮河内インターチェンジに接続する国道１９７号バイパスの２車線区間の４車線化が課題と認識しています。さらに、中九州横断道路が大分宮河内インターチェンジに接続することにより、大在地区方面に加え、大分市街地や佐賀関方面への交通状況の変化に応じた対策も必要となるため、現在、その整備方針の検討を行っているところです。

臼杵港へのアクセスについては、吉野地区の中間インターチェンジとつながる県道臼杵上戸次線において、幅員が狭く、大型車両が中央線をはみ出すなど、通行に課題があるため、現在、拡幅やバイパスといったルートの検討を進めています。

引き続き本県の産業競争力の強化に向け、中九州横断道路の整備を見据えた道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

嶋議長　穴見憲昭議員。

穴見議員　ありがとうございます。時間がないんで一言だけ、とにかく早期の整備、早期の計画をお願いして、私の質問全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長　以上で穴見憲昭議員の質問及び答弁は終わりました。玉田輝義議員。

〔玉田議員登壇〕（拍手）

玉田議員　皆さん、おはようございます。３５番、県民クラブの玉田輝義でございます。改装後、この演壇に立つの初めてありました。ちょっと違和感があるなというふうな思いありますけれども、今日、傍聴の方、どうもありがとうございます。しっかりと頑張ってまいりたいと思います。

質問に入る前に、ちょっと知事はじめ執行部の方に一言だけお願いがございます。今日、傍聴にいらしている方で数名、視覚障がいをお持ちの方がいらっしゃいますので、原稿があるわけでもなくて、耳だけが頼りでありますので、ゆっくりはっきり、いつもよりか少し大きめの声で答弁お願いできればというふうに思っております。かく言う私も早口ですから、ゆっくり心がけながら質問してまいりたいというふうに思っております。

それでは、早速入ります。まず、地方分権についてお伺いします。

今回の衆議院議員総選挙の結果は、今後の我が国の進むべき道、そして何より、我々大分県をはじめとする地方自治体の命運を大きく左右するものになったのではと考えています。私は、まず、この新政権の発足に伴う地方自治のありよう、並びに本県の地方創生への直接的な影響

について伺います。

今回の選挙では、高市首相は自らの信任に加え、いわゆる国論を二分する大胆な政策への審判を仰ぐ考えを示しました。

しかし、ある社説でも指摘されていたとおり、肝心の政策の中身は具体性を欠いたままの選挙戦ではなかったかと思っています。

中でも私が強く危惧しているのは、これからの地方自治の姿です。自由民主党は公約で、地方一般財源の安定確保と地方分権改革推進、地方における人材確保を挙げました。

しかし、２０２４年の地方自治法改正が示すように、分権よりも集権の方向に進んでいるのではないかと私は考えます。

さらに、選挙戦を通じ、真の意味での地方分権が国民的な政策テーマとして深く議論されることはありませんでした。昨年６月に取りまとめられた持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書では、深刻化する人口減少と、それによる行政の担い手不足に主眼が置かれています。

しかし、社会情勢の変化があるものの、この報告書に沿った地方分権改革では、行政の効率化と広域化をさらに加速させ、行政と住民との顔の見える関係の消失、地方自治の形骸化、小規模集落の切捨てなどを招くのではないかと危惧しています。

本県が直面する過疎化、高齢化、そして、歯止めのかからない人口減少、こうした深刻な課題に対し、地方創生をより実効性のある形で強力に推し進めるためには、その大前提として、地方が自律的に判断して行動できる地方分権型社会の構築が不可欠だと考えます。

新政権下の地方分権改革で、分権型社会が進むのか、それとも集権型社会に進むのか、知事はどのようにお考えでしょうか。また、本県が抱える諸課題を解決するための前提として、地方分権型社会が不可欠であると考えますが、知事の見解を伺います。

以後は対面席にて質問いたします。

〔玉田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの玉田輝義議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　玉田輝義議員の地方分権についての質問にお答えを申し上げます。

人口減少や少子高齢化、過疎化の進展など、地方が早急に取り組むべき課題は山積しております。こうした課題の解決には、それぞれの地域がその実情に応じた対策を地域の判断で迅速に行うことが重要であります。そのためには、規制の緩和や権限の移譲が欠かせません。

あわせて、県と市町村が緊密に連携して住民本位の政策を進めて、地方創生の実績を着実に積み上げて、言わば、地方が実績を積み重ねていくということが地方分権を前進させることにつながっていくというふうに考えております。

県では、これまで行政のＤＸ推進やシステムの共同利用、合同研修の充実など、市町村の政策遂行能力を高める支援も行ってまいりました。また、全国初の消防指令センターの共同運用への支援や救急安心センター＃７１１９の県内全域導入など、行政の広域化によるスケールメリットをいかした持続可能な行政運営を支援しております。

技術職員を中心に一段と深刻化しております人材不足についても、県と市町村で協議する場を設けて検討を進めて、今月開催する県の採用説明会には、中津、日田、佐伯の３市が参加するなど、連携して人材の確保に取り組んでおります。

次に、国と地方自治体との関係については、対等、協力関係にあり、今後、さらに地方分権を進めて、国が社会保障などの全国的に統一すべき分野、ナショナルミニマムについて担い、それ以外の役割は、住民に身近な地方が幅広く担うべきと考えております。

高市総理は、先般の選挙期間を通じて、中山間地域を含め、どこに住んでいても働く場所があり、質の高い教育や医療・福祉を受けられる環境づくりを主張しておられます。この夏には新たに地域未来戦略を策定して、地方の産業の成長を果敢に後押ししようとしています。

一方、子ども医療費や保育料の無償化など、

ナショナルスタンダードの確立に加えて、広域交通ネットワークの整備などの大型プロジェクト等については、国が責任を持って進め、正に日本列島を強く豊かにしていくことを期待しているところでございます。

その上で、県は国、市町村と今後も十分に連携しながら、魅力ある地域づくりに取り組んで、創意工夫をしながら自律的に地方創生の推進を図るべきものというふうに考えております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　知事、早速、ゆっくりはっきり、ありがとうございました。びっくりしてちょっと聞き落としたところがありますけれども。

ただ、以前、私が一般質問したとき、地方自治法改正のときに地方分権について質問しましたけれども、そのときと考え方が全くぶれてないなというふうな印象を持ちました。

１月２２日に新幹線基本計画路線の全国総決起集会、私も参加いたしました。地方の声を国に届けることの重要さというのを、あのとき改めて会場にて感じました。その大会に参加したときに、私、当時、役場に勤めていましたから、２０００年の地方分権一括法の理念を改めてそのときのことを思っておりました。というのも、地方創生のこの１０年余り、私の思いですけれども、地方分権という名の下で規制緩和と交付金と人口の獲得競争になっているんじゃないかというふうに少し危惧というか、そういう思っています。２０００年当時の地方分権一括法の理念は、さきほど知事が触れたように、対等、協力、それから自己決定、自己責任、それから、身近な行政はできるだけ住民に近い自治体が担って、そこでできないことを広域自治体や国が担うという補完性の原則が意識されていたというふうに思うんですね。

あわせて、権限と財源の移譲、単に仕事を地方に押しつけるんではなくて、地方が自らの意思で地方経営を行えるようにする仕組みづくりが、やっぱり当時目指されていたというふうに思います。

翻って、地方創生も権限と財源がもっと地方に移譲される一括法の理念、対等、協力、自己責任、自己決定、補完性の原則、これに立ち返って進めれば、より特色のある地域づくりが進んで、より実効性のある地方創生が実現するんではないかというふうな思いがあります。

そういう中で、真の分権型社会の実現に向けて、財源や、それから権限、この移譲を含めて、さらなる地方分権の王道といいますか、そういうところをしっかりと国に知事からも要望していただきたいというふうに考えますけれども、そのことについても、知事の感想も含めて、見解を伺いたいと思います。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　御質問ありがとうございます。

やはりさらに地方分権を進めながら、国がどうも、いろんな交付金等もありますけれども、本来地方がやるべきところに入ってきて、そして、地方創生というふうに言っているような、そういう感想を私も持っております。国には国にしかできない、例えば広域交通ネットワークの整備でありますとか、それから、基本的な医療とか介護等の制度設計でありますとか、ナショナルミニマムを確保するための政策を国は専念してやってもらって、そこはむしろ大胆にしっかりやってもらって、そして、地方は住民に身近なものを幅広くきちっと担っていくと、そういう、そのための権限と財政の措置をさらに進めてもらいたいというふうに考えております。

今までも全国知事会等を通して、様々な提言、地方の声を国に対して要請をしてきておりますけれども、この間の総決起集会もそういう意味では、あれは国がしっかりやるべきだという声を届けたという決起集会でありましたけれども、今後も必要な取組を全国知事会、また、県が独自に取り組んでいき、地方自治として必要なことについては、県の中において、あるいは１８市町村と共に取り組んでいきたいというふうに考えております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございました。その趣旨で是非地方分権に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、ＴＳＭＣ進出を契機とした振興策につ

いてお伺いいたします。

まず最初に、県内産業の振興についてであります。

熊本県菊陽町へのＴＳＭＣ進出は、九州全体の産業構造を塗り替える、正に地殻変動と言えるインパクトをもたらしています。また、中九州横断道路の整備も着実に進んでおり、物流や広域観光の活性化といった面で大きな期待が寄せられています。

本県においても、この歴史的な好機を確実に捉えるべく、おおいた産業活力創造戦略を掲げていますが、私は特に、熊本県と隣接し、今後、物流、産業連携の要衝となる豊肥地区の役割が極めて重要になると確信しております。

豊後大野市が策定した企業誘致推進プランでは、半導体製造など五つの分野を重点産業として定めるなど、中九州横断道路の整備を追い風に、極めて挑戦的な目標を示されました。これは、オーバーかもしれませんけれども、単なる一自治体の計画にとどまるものではなくて、本県全体の経済成長を牽引するフロントラインとして決意表明だというふうに受け止めております。

ＴＳＭＣショックとも呼ばれる波及効果を、熊本県境に接する豊肥地区、さらには県全体の産業へと波及させるため、県として県内産業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　ＴＳＭＣの熊本進出等もありまして、製造業の国内投資が活発化してきております。

本県においても、これまで培ってきました集積の強みをいかしまして、半導体関連産業をはじめとして、より多くの関連投資を呼び込むべく、国内外での企業誘致を積極的に進めているところであります。

議員御指摘のとおり、中九州横断道路の整備の進捗によりまして、熊本方面へのアクセスが飛躍的に向上することが期待されます。豊肥地区は、投資を呼び込む大きな可能性を有しているというふうに考えております。豊後大野市の企業誘致推進プランでは、半導体関連企業の誘致加速が掲げられております。その実現に向けまして、県と豊後大野市が一体となりまして、千歳インターチェンジ付近での産業用地の整備や誘致活動に取り組んでいるところであります。

また、昨年１２月には、東京で企業立地セミナーを開催をしました。私も本県で活躍する企業や大学のキーパーソンと共に登壇いたしまして、県内の魅力や立地環境等をＰＲしたところでありまして、既に複数の企業から立地についての相談、それから、表明も受けているところであります。また、本日の日刊工業新聞にも、同様の趣旨で大分県の魅力について全国に発信するための大分県の産業立地についての特集が組まれておりますので、是非、日刊工業新聞を御覧になっていただければと思います。

これまでの誘致活動の結果、令和５年度から７年度の３年間で、その前の３年間に比べまして１．７倍となります１，８００億円を超える投資が県内に実行、又は計画されております。単年度で見ましても、今年度は２月末時点の比較で、前年の１．４倍を超える金額となっております。

こうした流れをさらに加速して、企業の投資需要を最大限に取り込めるよう、来年度は産業用地と企業ニーズのマッチングの強化に取り組むこととしています。具体的には、民間シンクタンクが提供する企業間取引情報等のビッグデータや、ＳＮＳ等のデジタル公告の情報を分析しまして、本県への進出可能性のある企業をリストアップしまして、戦略的かつ効果的な企業誘致をさらに進める予定にしております。

加えて、新たな企業進出を地場企業の発展につなげることも重要であります。そのため、ＬＳＩクラスター形成推進会議を核とした技術力の向上や人材の確保・育成に加えて、国際競争力を有する生産拠点を目指して、熊本県の工業連合会と合同で台湾企業との商談会を継続するなど、取引拡大をさらに推進をしてまいります。

引き続き半導体関連産業をはじめ、自動車、医療機器、食品関連産業など、県内産業のさらなる振興を図ってまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

資料を用意しましたので、ちょっと御覧になっていただきたいというふうに思います。

確認なんですけれども、これ見ていただくと、菊陽町と、それから大分市を結ぶ中九州横断道路のちょうど真ん中辺に豊肥地区があり、そして、今、知事から答弁いただいた豊後大野市の千歳インターがあるということで、それを一回、皆さんに御確認いただきたい。時々、豊後大野、知らないっていう人がいるもんですから、こういうときにちゃんと言っとかないとですね。

それで、企業誘致プランを見ると、豊後大野市の強みについていろいろ書いてあります。一つは、活断層がないということで、地震リスクは極めて低いという、それから、安定した電力供給ができるということで、特に太陽光発電やバイオマス発電の脱炭素社会を見据えたエネルギーの地産地消に取り組んでいるということ、それから、今申し上げた中九州横断道路、この問題ですね、非常にこれからのアクセスが期待されるということでありまして、今、やはり知事答弁いただいたように、我々もというか、市も非常に力を入れているところでありますけれども、是非豊後大野市のプランに呼応した形で、あわせて、県のおおいた産業活力創造戦略の中で、強力な後押しをお願いしたいというふうに思っておりますけれども、改めて、知事から一言ありましたらよろしくお願いいたします。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　申し上げましたとおり、菊陽町から大分県庁までどんぐらいかかるかなということで計ってみました。ＴＳＭＣの工場見学した後です。今は２時間ぐらいかかりますけれども、滝室坂があくと、約５分早くなると思います。その途中にあるのがまさに豊肥地区でありますので、そういう意味では、今、農業が非常に盛んな地域でありますけれども、工場の立地としても、地域としても非常に有力であると思います。

課題は、工場ができますと、やはり雇用の部分がどの程度期待できるかということもあろうかと思いますので、そういうふうな課題も含めて、しっかり豊後大野市さんをはじめ、豊肥でありましたら、竹田市とかもあると思いますし、そういうところともしっかり連携しながら取組をしていきたいというふうに考えております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

じゃあ、次に、大分・熊本間の観光振興についてお伺いいたします。

ＴＳＭＣ進出や中九州横断道路の整備といった大きな動きを本県の継続的な人の流れや地域活性化につなげていくことが重要だと思います。そのためには、物流や産業の利便性向上にとどまらず、情緒や歴史を感じさせる交流の質を高め、人々が訪れ、滞在し、地域の魅力を体験できる環境整備が不可欠だと考えています。

豊肥本線沿線には白水ダムや百枝鉄橋、スイッチバックなど、世界に誇れる鉄道、土木遺産が点在しています。これらを単体の観光資源ではなくて、歴史遺産マップの作成や観光列車と連動した着地型観光の導入により、沿線全体を一体的な体験型ルートとして磨き上げることで、熊本側のビジネス関係者や観光客をさらに呼び込むことができるんではないかと考えます。

そこで、ＴＳＭＣの進出などを契機に、豊肥地域の観光資源をいかしつつ、大分・熊本間の交流を継続的な人の流れへと発展させる観光振興に取り組んでいくべきだと考えますが、観光局長の見解を伺います。

嶋議長　渡辺観光局長。

渡辺観光局長　お答えいたします。

ＴＳＭＣの進出や中九州横断道路の整備進展に伴う人流の拡大によりまして、本県は熊本県との広域観光圏形成の好機にあると考えております。

この機を捉えまして、県では、稲積水中鍾乳洞でのボート散策ツアーの企画実施やユネスコエコパーク内の自然を巡るサイクルコースの造成など、豊肥地域の観光コンテンツの磨き上げに取り組んでいるところです。

また、阿蘇山周辺の自治体で構成する阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会というの

がありますけれども、ここでは、エリア管内の自然や文化資源を活用した広域観光ルートの形成に向けた取組が進められております。こういった取組がありまして、九州内発着の台湾便を利用した誘客では、大分・熊本両県を訪れる７５件ものツアーが催行されていると伺っております。今後も台湾の旅行会社に向けまして、大分便の利用を含め、阿蘇くじゅうエリアに点在するコンテンツをＰＲし、両県をまたぐツアー造成をさらに加速したいと考えております。

また、タイ、ベトナムに向けましても、両県が連携して、旅行会社向けのセミナーを開催していることに加えまして、豊肥本線沿いの観光コンテンツ等を周遊するモデルコースを現地旅行代理店に直接提案し、これまでに４８件のツアーが造成されたと聞いておりまして、成果も上がっているところです。

引き続き熊本県との連携を密にしながら、両県の人流定着に向けた観光振興に取り組んでまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。ツール・ド・九州の２０２６年大会は豊後大野、そして竹田を通ることは、豊肥本線の沿線の観光振興にもつながるというふうにも考えています。とても期待をしております。

あわせて、１冊の本を持ってまいりました。「豊肥線物語」というこの本でありまして、昭和６２年２月に刊行されたものですけれども、３８年前の本でありまして、この本ですね、豊肥本線が開通から今、１００年以上たっているんですけれども、この本を読むと、駅に汽車が来たということの熱狂ぶりとか、沿線住民の開通前の暮らしとか、開通後にどう暮らしが変わったかとか、暮らしや産業、地域産業に大きな変革が与えられたということが読み取れるものです。例えば中判田駅祝賀の歌とか、歌ができたぐらいですね、開通のときに。それから、三重町駅にもありましたし、緒方、朝地、荻町には、歌が二つずつできたとか、大変な熱狂ぶりだったというふうに思っています。

余談ですけれども、これ読んで、改めて考えたのが、当時は誘致運動や反対運動があって、路線が変更されたんですけれども、開通後の今、１００年後の今を見たときに、我々もやっぱり１００年後の地域振興というのとか地域交通を考えていかなくちゃならないなと、先を見て判断しなくちゃならないなということ。

もう一つは、オーラルヒストリーというんですかね、聞き取りをしっかり残すことですね。駅ができて汽車が来たときの住民の喜びや驚き、それから熱狂、それを今に残すことができたというのは、そのときのインタビューがあったからでありまして、この３８年前まではまだ開通したときを覚えている人たちが生きていた時代ですから、そういう意味で、オーラルヒストリーの重要さというのをありました。後世に残しておく必要があるんだなというふうに思いました。その地域の歴史や文化に光を当てて、観光資源として磨き上げて、点から面へと是非広げていってもらいたいと思います。

沿線を一体的に体験型ルートとして磨いていく上で、やっぱり豊肥本線の利便性向上という課題が一つあります。特にインバウンド対応として、交通系ＩＣカードが駅で使えるようにしてほしいという要望があります。これについて、知事覚えているかと思いますけれども、一昨年の１２月に第８回県政ふれあい対話で、三重総合の高校生から、三重町駅までＩＣカード使えるようにしてほしいと、知事が、はい、頑張りますっていうふうにおっしゃっていましたけれども、是非、これ、すぐには実現できないといういろんな課題がありますけれども、そういう地域の気持ちを酌んで、引き続き要望を続けていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてであります。私たち豊肥地域、県南地域の誇りである祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてであります。

本エコパークは、２０１７年にユネスコの生物圏保存地域に登録され、２０２７年には登録１０周年という大きな節目を迎えます。ユネスコエコパークの理念は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和でありますが、この広大で貴

重な自然資源をいかすため、県としてどのような地域デザインを描き、具体的の施策や取組を展開してきたのか、今、改めて検証すべき時期に来ていると思います。

また、本県では地域固有の自然や文化をいかした体験型観光を推進し、持続可能な地域づくりを目指すおんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例を制定していますが、その理念は、正にユネスコエコパークが目指す方向性を軌を一にするものです。

エコパーク登録当初は、観光振興や環境教育、一次産業の高付加価値化など、分野横断的な波及効果が期待されてきましたが、その成果が県民や地域住民にどこまで実感されているでしょうか。当初描かれたビジョンと現状との間に生じているギャップや、これまでの取組を通じて浮き彫りになった課題も少なくないはずです。

また、２０２７年の登録１０周年を単なる記念行事として終わらせてはならないと思います。そのため、前年となる来年度、２０２６年度からの計画的な取組、言わば仕込みが極めて重要だと思います。

例えば登録自治体である豊後大野市、竹田市、佐伯市に加え、宮崎県側の関係自治体とも連携し、祖母・傾・大崩の自然や文化を一体的に体感できる広域的なエコツアーの構築や、アドベンチャーツーリズム条例の理念をいかした高付加価値な体験型プログラムの造成、さらには、世界を意識した戦略的な情報発信を強化すべきではないでしょうか。

来るべく登録１０周年を見据え、また、アドベンチャーツーリズム条例も踏まえ、交流人口の拡大や地域経済への波及、そして、何よりも地域住民がエコパークに登録されてよかったと持続的に実感できるような取組が必要です。

そこで、登録からこれまでの取組をどのように総括し、そこで生じた課題の解決や目指す姿の実現に向け、今後どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　県では、登録時から掲げる基本方針に沿った取組を関係自治体等と一体となって推進してまいりました。生態系の保全では認定後の調査により、希少種を含む約８千種の動植物が確認されるなど、多様かつ貴重な生態系の現状を示し、保全にもつながる重要な基礎情報が得られております。

環境教育としましては、竹田市のあ祖母学舎など、地域の自然や文化を伝える拠点施設が各地に整備され、自然体験プログラムも充実してまいりました。さらに持続的な発展に向け、案内板や遊歩道の整備など受入れ環境を整えたほか、今年度はトレッキングや自然観察など体験型観光を提供する域内の２３の事業者と連携したスタンプラリーも開催しております。

ただ、一方で、認知度のほうが県内でも、ある調査では４割程度でございます。これを高める取組や地域での滞在時間を延ばす取組などを求める声も上がっております。そこで、さきの補正予算において久住地域と併せまして、地域の魅力や夏の涼しさを国内外に広く発信し、認知度のさらなる向上と滞在型利用の拡大を目指すこととしております。こうした取組と併せまして、令和９年度の登録１０周年に向け、宮崎県を含む関係自治体とともに具体的な取組の検討を加速してまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

是非いい形で進めていただきたいと思います。

一つだけ、再来年度に向けての仕込みという意味で、さきほども申しましたけれども、今年ツール・ド・九州が豊後大野市など、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのエリアで関連として行われるようでありますけれども、そこに少し予算書を見ましたら予算つけていますけれども、その趣旨と狙いについて、今の段階で分かれば教えていただきたいというふうに思います。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えいたします。

ツール・ド・九州ですね、コースはまだ詳細は決まっていないということですけれども、エコパークのエリア、豊後大野市全域と竹田市の大部分でございます。ということで、そのエリアに県内外、それから海外の方もいらっしゃる

かもしれません。ちょうど１０月１１日ということが決まっておりますので、三連休の中日という、とってもいい日、気候的にもいいときでございます。この機を是非捉えて、しっかりアピールをしていきたいと考えておりまして、現在今年度の予算を使いまして、エリア内の日帰りモデルコース、それから１泊２日コースなどを載せたパンフレットを新しく作っております。それに加えまして、万博のときに作りました日英併記のパンフレット、こういうものも用意したいと考えています。

それから、宮崎県と一緒に統一したデザインののぼりを作る、今計画を立てておりまして、１０周年に向けて機運醸成のために、そういうことも考えております。そういうのぼりを関係施設に立てて、そこのエリアに訪れる多くの観戦客の皆さんにアピールをしていきたいと思います。

またとない機会でございますので、しっかりアピールをして、そのエリア内の機運醸成、それからエリア外での認知度の向上、これに取り組んでいきたいと思っております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。ぜひぜひよろしくお願いいたします。

次に、地域福祉の推進についてお伺いいたします。

特に深刻化する高齢者の生活支援と、それを支える体制の持続性についてであります。

まず、急増する一人暮らし高齢者の生活、終活支援についてです。一人暮らしをする高齢者は日常生活の不安に加え、身寄りのない方や親族と疎遠な方を中心に、自分が死んだ後、誰が葬儀や遺品整理をしてくれるのか、周囲の人や行政に迷惑をかけるのではないかといった、いわゆる死後事務への強い不安を抱えております。

私は先日、愛知県の知多地域権利擁護支援センターを視察いたしました。ここでは身寄りのない高齢者が生前に契約を結び、亡くなった後の諸手続に要する費用を保険等で賄う仕組みを構築しており、本人の尊厳を守ると同時に行政負担の軽減にもつながる先進的な取組が行われております。国においても、昨年１２月の社会保障審議会福祉部会報告書で、死後事務支援などを提供する新たな第２種社会福祉事業を社会福祉法に位置づける必要性を示しております。こうした動きを踏まえ、本県においても一人暮らし高齢者が抱える生活不安の実態を把握した上で、死後まで見据えた支援の仕組みを公的又は公助に近い形で構築すべきではないでしょうか。こうしたことを踏まえ、実態把握も含め、県として今後も増加する一人暮らし高齢者についてどのように対応していくのか。福祉保健部長にお伺いいたします。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

本県の一人暮らし高齢者が８万人を超えております中、令和６年に死後８日以上経過して発見された高齢者の孤立死は１０１件あり、頼れる身寄りがいない方への支援が課題と認識しております。各市町村において、一人暮らし高齢者などを対象に介護保険の財源も活用して、いざというときにボタンを押すことで消防署などに連絡が取れる緊急通報装置を貸与しております。また、県では社会的孤立を防ぐための支援といたしまして、公民館など身近な場所に集う通いの場を３千２５８か所整備し、つながりを実感できる地域づくりを促進しているところです。

議員御指摘の死後事務支援については、令和３年度から別府市の社会福祉協議会が「終活あんしんサポート事業」として実施をしておりまして、これまでに１６件利用実績がございます。また、臼杵市においても今年度から国のモデル事業を活用した死後事務支援サービスが開始されているところでございます。

県といたしましては、国の制度化に向けた検討状況も注視しながら、一人暮らし高齢者が安心して暮らし続けられるよう、市町村と連携し、必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

我々、以前、行政の守備範囲としてはゆりか

ごから墓場までというふうに習いましたけれども、最近どうも出会いから墓じまいまでということの守備範囲になっているんじゃないかというふうな気がいたしますけれども、今、部長のほうからお話がありましたけれども、一人暮らしの方のいろんな相談の中で、やはり自分が亡くなった後のことが不安だという声が多いようであります。

その中で、今、部長のほうから別府と臼杵の取組についてお話がありました。私が調査した愛知県のお話を聞きますと、やはり相談では、さきほどの自分が亡くなった後の心配、そして、もう一つあるのは、今現存する事業では預託金が高くて一括で払えないと、そういう中で、民間の生命保険会社と連携して愛知県のほうは、この権利擁護センターとやっていますから、そういう意味で、私は民間の保険会社と連携したこういう取組というのを是非支援の仕組みとして取り組んでみたらどうかと、一遍にそれはもう来年度からという話ではありませんけれども、今、部長がおっしゃったように１０１件の孤独死があるとか、そういうことを考えますと、研究を進めて、そして来年度前半にはもう実態把握しながら一部の市町村でモデル的に取り組めるよう、そういうスピード感を持って進めていただきたいなというふうに思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えします。

実態把握してモデル的にという話ですけれども、一人暮らしの高齢者の方の実態把握については、ちょうど現在各市町村において、来年度の介護保険事業計画の策定に向けたニーズ調査を行っているという状況であり、その中でいろいろ健康状態や社会参加の状況などを把握されているという中で、調べてみましたところ、１６市町が既にもう実施済みということで、そのうち日田市と佐伯市においては、死後事務支援などを含めた終活の必要性やその支援の希望なども聞き取っているというふうに把握しております。こうした情報を、あるいはさきほど答弁しました別府市や臼杵市の取組、実績等も含めて各市町村にも広く共有することで、各市町村における実態把握、あるいは死後事務支援の取組、さきほど御紹介のあった保険の仕組みを活用した、そういう県外の好事例なども含めて市町村に共有し、今後の終活支援の取組につなげられるように努めてまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　是非情報を共有していただいて、そして広げていただきたいというふうに思っております。

次に、過疎地域の在宅介護サービスについてお伺いいたします。

今定例会に上程された新年度予算案には、地域コミュニティ組織による生活支援や地域活性化の取組を後押しする持続可能な地域づくり推進事業として約１億２，４００万円が計上されており、高齢化の進展を踏まえ、移動や買物支援など生活支援の強化が示されています。

本県はこれまでも高齢化集落対策やネットワークコミュニティ事業を進めてきましたけれども、その効果が一層発揮されることを期待しております。一方、県内には住民の半数以上が６５歳以上という高齢化集落が１千９５６存在し、全体の４６％を占めています。こうした地域で高齢者が安心して暮らし続けるためには生活支援に加え、在宅介護サービスの安定供給が不可欠です。しかし、国東市では市社会福祉協議会が運営する地域密着型通所介護事業が経費増大や人材確保の困難さから３月末で廃止されるなど、過疎地域における地域福祉の基盤が揺らぎ始めています。採算確保が難しい地域において在宅介護を担ってきた市町村社協が撤退すれば、集落の存続そのものが危ぶまれます。高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、過疎地域における介護サービスの提供体制確保に県としても取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、市町村社協等による介護サービスの経営状況などの実態把握も含め、今後過疎地域の在宅介護サービスの確保に向け、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

県内の通所や訪問による在宅介護サービス事業所は９３６か所ございますが、このうち市町村社協が運営するのは４％の３９か所であり、その大半は過疎地域に立地をし、近年の人口減少や物価高騰の影響も受け、厳しい経営環境にあると認識しております。このため今年度から市町村社協の運営する事業所も含め、訪問介護事業所に経営コンサルタントを派遣し、報酬上の加算の取得や経営改善に向けた支援を実施しております。また、新人など経験が浅いヘルパーへの同行支援に係る経費を助成しており、特に過疎地域の事業所には補助単価を高く設定しております。

さらに先般御承認いただきました補正予算により、本年６月の臨時報酬改定までの６か月分として、介護従事者に月額最大１万９千円の賃上げ相当額を助成するほか、光熱費や食材費の高騰分の一部も支援する予定です。加えまして、サービスを円滑に継続できるよう、訪問や送迎に伴う経費や衛生用品等の災害備蓄物資の購入費などに対し、新たに助成することとしております。こうした取組を通じ、過疎地域の在宅介護サービスの確保に努めてまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

これも資料を用意しましたんで、これですね、県内の市町村社協のサービス活動の収支を表にしたものです。収益を青、費用を緑、差額を赤で示しておりますけれども、これを見ると、ほとんどの社協がサービス事業では赤字になっているという状況です。要因はインタビューしますと、やはり介護サービス事業の影響ということで、人口が多くて利益が出そうなところは民間参入等があっていいんだけれども、人口が少なくて利益が出そうにないところの在宅介護というのを、今、部長が言ったとおり、担っているということで、これを見ますと、これからの継続性というのを、さきほどの部長の答弁のいろんな施策を打っている中で、来年度以降はやっぱりしっかりと状況を把握しながら見ていっていただく必要があるんだなというふうに思います。社協とそれから社会福祉法人も過疎地に随分行っているところありますけれども、そこが在宅のサービスが撤退するのは、やはり地域崩壊の黄色信号というか、もう赤に近いんじゃないかなというふうに思っています。

それで、いろいろ考えている間に報道が出て、中山間地の介護に特例ということで、国もこれ、考えているということで、来年度、さきほどの介護保険の制度の見直しの中で、これを取り入れるという、一緒に考えるということのようですけれども、部長、今お話のあったように、こういう制度が仮に入ったとして、過疎地を支えている在宅サービス事業者の皆さんの経営状況がどういう見通しなのかということを、一回調べてもらって、次の政策にいかしてほしいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

嶋議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　ありがとうございます。

おっしゃるように、過疎地でサービスを供給する体制というのが危惧されているということで、市町村社協を中心に介護保険できた当時から、そういう中山間地過疎地でもサービスが受けられるようにということで、各市町村においてそれを提供されてきたという歴史がある中で、基本的に県としては市町村が保険者としてどのように体制を確保していくかということを対応されているという中で、今回喫緊の物価高騰、人材確保難等の課題に提供するために補正予算でかなり踏み込んだ対策用意させていただいているので、これをしっかり早めに届けていくというのが私どもの役割、さらに国の動きとしてもそういう中山間地の報酬体系を少し見直す、より人材が少なくてもやっていけるような配置基準の見直しであるとか、あるいは報酬についても中山間地で長距離移動を伴う訪問回数に応じた報酬ではなく、定額制を導入できないかといったことが検討をされているというようなこともございます。

さらには経営実態、今、把握してはどうかという話ですけれども、また、次期報酬改定にら

んで、国においては特に過疎地域の訪問通所事業所の対象にした実態調査も行う方針であるというような情報も得ておりますので、そういったところも注視してまいりたいと考えております。いずれにしても、県としては市町村の対応についてしっかり把握しながら必要な支援考えてまいりたいと考えております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

介護保険、主体が市町村ということで、県の役割も支援の部分で重要ですので、是非よろしくお願いいたします。

それでは、農業振興についてお伺いします。

一つ目は、有機農業の推進についてです。

国が掲げるみどりの食料システム戦略は、２０５０年までにカーボンニュートラルを実現し、持続可能な農業の確立を目指す重要な政策です。本県においても、大分県有機農業推進計画に基づき、普及や技術支援、販路拡大などの取組が進められているものと承知しています。しかし、計画の進捗を見ると、目標の達成には程遠く、有機農業は拡大どころが停滞、あるいは縮小しているのではないかと心配しております。その背景には、技術や経営、流通までを含めて体系的に学べる場が不足し、担い手が育ちにくいという人材面の課題があるのではないでしょうか。有機農業は高度な専門性に加え、安定経営のための知識も不可欠であり、先日、私が調査した兵庫県立農業大学校では、有機農業アカデミーを本年４月から設置するなど、他県では農業大学校に有機農業を専門的に学べるコースなど設ける動きも進んでいます。

そこで、農林水産部長にお伺いします。まず、本県の有機農業が十分に広がらない要因をどのように分析しておられるのか。また、本県における有機農業を推進するために、県立農業大学校に有機農業科を新設し、体系的かつ専門的に有機農業を学べる場を設けてはどうかと考えますが、次世代の担い手をどのように確保していくのか併せて伺います。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

本県の有機農業は、一部健康食品需要の変化によりまして、食品メーカーとの契約量の減少の影響もあり面積の伸び悩みはあるものの、農家戸数や販売額は年々少しずつ増えてきておりまして、最近では、学校給食向け有機米の生産等に取り組む臼杵市の法人が大分県農業賞を受賞するなど、好事例も生まれてきております。

一方、労働力不足や酷暑による生産の不安定化、資材価格の高騰、さらなる販路の確保など、生産拡大に向けたハードルがあることも事実でございます。これらの課題に対応し、県内各地に産地を広げるため、市町や関係団体と大分県有機農業推進協議会を昨年設立したところでございまして、いろんな取組を進めているところでございます。

生産面においては、収穫期等による作業の機械化やかん水設備の整備などの高温対策を支援し、省力化や安定生産を推進しています。

販売面においては、昨年度から開始した県域出荷組織の関東向け販売の拡大を後押ししております。商談の実施や冷蔵輸送体制構築の支援によりまして、出荷品目の増加や高単価での取引につながっております。

また、農業大学校においては、今後カリキュラムなどの大幅な見直しを予定しておりまして、例えば先進的有機農業者による講義や生産現場での実習など、より実践的な学習ができる環境づくりなどを進めてまいります。

今後も市町はもとより、各地域とも連携し、有機農業の生産拡大に取り組んでまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

これも資料を用意いたしました。これを御覧になっていただくと、これは公表されている数字をグラフにしたものですけれども、まず有機農業の取組面積、それと年度ごとに、令和４年、５年、６年とあって、赤いのが目標値であります。やはり今年、令和８年で、これに目標達成するのは今の段階では非常に厳しいんじゃないかなというふうに思っています。

私はずっと有機農業の関係者とも付き合いがありますし、そして、県のほうからもいろいろ

情報を得ていますけれども、決して何もしていないわけじゃなくて、非常に県のほうも頑張っておられる、そして生産者側も頑張っておられる、ただ、この目標値に追いついていかないのはなぜかというところです。今、部長のほうからお話がありましたけれども、一つは、繰り返しになりますけれども、人材確保に向けた取組を本格的にというか、今やっているんですけれども、今以上に取組を進めるということが大切じゃないかなというふうに思うんですが、聞きますと、農業大学校のほうでも、今授業の中で行っているけれども、また違う形で考えているというふうに聞いていますけれども、さきほどの部長もより具体的に考えているとおっしゃっていましたけれども、具体的な取組について、もし発言できることがあれば、よろしくお願いいたします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

人材確保に向けたその他の取組について、少し触れさせていただければと思います。さきほど答弁で申し上げました有機農業の推進協議会立ち上げたところでございますけれども、これは有機農業の面的な広がりを進めるために立ち上げたところでございます。その中で、技術マニュアルとか経営管理指標の作成なども行っておりまして、いろんな課題の解決を図る取組を進めております。そうした取組の中で、最近では西部地域において、各市町で有機農業者の組織化など新たな取組も出てきたところでございまして、そうした地域では今後これまで別の佐伯市とか臼杵市のように、ファーマーズスクールを立ち上げて人材確保につながっている例もございますので、そうしたことにつながっていけばということを期待しているところでございます。加えて、農業大学校では、さきほどもカリキュラムの大幅な見直しというふうに述べましたけれども、今現在科目の一部で環境保全型農業の講義等を行っておりましたけれども、ちょっと現場での実習とか、その辺の不足する部分も中にはございましたので、今後はさきほども言いましたように、より実践的な講座、現場実習ができるように、生産者も含めて参画していただいて、より学べるような形でやっていければと思っております。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

では、最後になりますけれども、環境創造型農業についてお伺いいたします。

本県の農業振興においては、有機農業の普及や人材育成に加え、環境への配慮を農業の付加価値としていかす視点も重要だと考えます。地域の自然環境と農業を結びつける環境創造型農業は国内外で評価され、付加価値の向上や安定的な販路確保につながる事例が各地で見られます。例えば兵庫県豊岡市のコウノトリを育む農業や、新潟県佐渡市の朱鷺と暮らす郷は、地域を象徴する自然と農業を結びつけ、市場から高い評価を得ています。本県においても効率性や生産量を重視した農業を維持、発展しつつ、環境価値を前面に打ち出した農産物ブランドを確立すべき段階に来ていると考えています。

そこで、みどりの食料システム戦略を単なる理念にとどめることなく、本県農業の競争力強化と稼ぐ力につなげていくため、環境創造型農業に取り組むべきと考えますが、農林水産部長の見解を伺います。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

県では、市町村と共同で策定しました大分県環境負荷低減促進基本計画に基づきまして、化学肥料等の使用量低減や有機農業などの環境保全型農業を技術普及、消費拡大の両面から推進しているところでございます。

近年では、環境に配慮して生産された農産物と各地域の地域資源を組み合わせ、ブランド化につなげる取組も進んでおります。例えば臼杵市や佐伯市、豊後高田市では、化学肥料等を使わずに生産した農産物を独自に認証し、ＰＲと消費拡大に取り組んでおります。また、世界農業遺産認定地域では、農村景観や文化を保全、継承しつつ、シイタケや米、七島藺の加工品などを地域ブランド認証品等として販路拡大に取

り組んでおります。加えて、最近では、玖珠町では品質基準を満たした特別栽培米「くす天空の輝き」を新たに販売するなど、県内各地で取組が広がってまいりました。これらの付加価値を高める取組は農業、農村の持続的発展に資する大切な方策の一つでございまして、今後も積極的に推進していきたいと思っております。

一方、急速に人口減少が進む中、地域営農をこれから維持していくためには、経営体と地域全体の生産性向上も重要でございます。省力化技術の導入や多様な人材の活用等も進めながら、地域の実情に応じた様々な選択ができる取組を推進してまいります。

嶋議長　玉田輝義議員。

玉田議員　ありがとうございます。

今、答弁の最後の部分です。それぞれやっぱりしっかりやっていくということでありますけれども、環境創造型農業のメリット、デメリットというのは、私もいろいろ考えておりますけれども、できるだけメリットがいかせるような形で、小さなところから育てる意味を目指しをしていただければと思っています。

２０５０年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、大分県農業の取組として環境に配慮した農業定着化推進事業等を活用しながら、この部分進めていただきたいというふうに思っております。是非よろしくお願いいたします。

あわせて、さきほどエコパークとか、豊肥地区の話もしましたけれども、ユネスコエコパークと連動した認証制度をつくる、やはり近くに教育機関、農業センターもあり、それから高校があり、そういう教育研究のバックボーンもありますので、そういうのを活用しながら、是非お環境創造型農業の柱を打ち立てていただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、最後、私自身が早口になってしまって大変申し訳なかったんですけれども、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長　以上で玉田輝義議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前１１時５０分　休憩

―――――→…←―――――

午後１時　再開

大友副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。中野哲朗議員。

〔中野議員登壇〕（拍手）

中野議員　皆様、こんにちは。自由民主党の中野哲朗でございます。

一般質問の貴重な機会を与えていただきました会派の先輩議員、同僚議員の皆様に心からお礼を申し上げます。

また、遠路、地元日田市から傍聴にお越しいただきました皆様、誠にありがとうございます。

平素からの御支援と併せ、心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。

佐藤知事をはじめ、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

まず、社会的養育の推進について質問します。

大分県中央児童相談所及び中津児童相談所における児童虐待対応件数は、令和３年度以降増加傾向にあり、昨年７月に公表された資料によりますと、令和６年度は１千８４０件と過去２番目の高い水準でした。また、県内には家庭で暮らすことができない児童が約４５０名いるとされています。一昨年、県が策定した「安心・元気・未来創造ビジョン２０２４」の安心分野には児童虐待の未然防止、早期対応と社会的養育の推進が掲げられ、１０年後に様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ないこどもが家庭的な環境で養育され、さらには家庭復帰や自立に向けた支援を受けられている姿を目指すこととしています。その実現のためには、官民一体となった社会的養育を充実させることが重要だと考えます。

平成２８年の児童福祉法改正により、現在は国、地方公共団体の責務として明記された家庭養育優先原則に基づき、全国的に里親やファミリーホームへの委託が推進されるとともに、児童養護施設などの施設の小規模化、多機能化が進んでいます。さて、里親制度は家庭で適切な養育が受けられない場合において、より家庭に

近い環境での養育を行い、こどもの健やかな育成を図る重要な制度であり、国は令和６年３月に発出した里親等委託推進通知により、全ての都道府県等において、令和１１年度末までに乳幼児７５％以上、学童期以降５０％以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定されたいとの方針を示しました。

本県では、児童相談所に里親支援専任部署の設置、独自のモデル的な事業である乳幼児短期緊急里親制度の取組、児童家庭支援センターによる里親のレスパイト支援など、関係者の熱心な取組により、令和５年度末時点での３歳未満児の里親等委託率は６６．７％で、全国２位となっています。しかしながら、国が数値目標とする７５％には到達しておらず、さらなる取組の強化が必要と考えます。加えて、本県が日本財団と協定を締結し、全国で初めてとなった家庭養育推進自治体モデル事業は、今年度が最終年度であるため、この５年間で全国に先駆けて実施してきた様々な里親支援の成果やノウハウを、来年度以降、いかにいかしていくかも重要と考えます。

私ども自民党県議団では、昨年１１月、こども家庭庁を訪ね、独自モデル事業を国の制度として創設することなどを要望してまいりました。こうしたことを踏まえ、社会的養育のさらなる推進のため、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以降の質問は対面席から一問一答にて行います。

〔中野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの中野哲朗議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　中野哲朗議員の社会的養育の推進についての質問にお答え申し上げます。

県では、児童虐待の未然防止と早期対応が何よりも重要と考えまして、この３年間で児童相談所の児童福祉司等を３５名増員いたしました。来年度はさらに１０名増員するほか、大分市を管轄する大分支所の相談支援課を４班に拡充するなど体制を強化いたします。また、被虐待児童等を安全な環境で確実に保護するための一時保護所の増築工事も間もなく完了する予定であります。

また、家庭を離れて暮らさざるを得ないこどもについて、本県ではかねてから家庭的養育の重要性に着目して、県主導で里親委託を推進してきました。こうした中で、令和３年度からは日本財団の支援も受けて、休日、夜間でも乳幼児を確実に保護できる緊急里親のモデル実施や里親の養育負担を軽減するレスパイトケア専任職員の配置などを行ってきたところです。その結果、昨年度末時点の３歳未満児の里親等委託率は７０．８％まで上昇していますが、目標達成に向けてはさらなる取組が必要であります。

そこで、来年度、民間ノウハウを活用した里親支援センターを設置して、児童相談所とともに里親の募集からマッチング、養育中の相談、委託児童の自立までを切れ目なく手厚く支援する体制を整えます。さらに日本財団の支援終了後も乳幼児緊急里親などの事業をこれまで同様に実施できるよう、必要な経費を予算案に計上するとともに、国に対しても引き続き補助メニューの創設を要望してまいりたいと考えております。

昨年、友好関係を結びましたカナダのプリンスエドワードアイランド州は、里親の元で育った「赤毛のアン」の舞台でもあります。来年度に開催いたします同州のフェアでは、啓発ブースを設置しまして、里親制度の一層の理解促進を図ってまいります。他方、被虐待児童等を受け入れる児童養護施設に従事する保育士や社会福祉士等の人材確保も課題となっております。来年度は新たに大学生等を対象とした説明会や施設見学のほか、定着支援として若手職員の交流会や夜間補助職員の配置への助成を行うこととしております。

今後とも関係機関と連携しながら、社会的養育の充実を図り、全てのこどもの成長をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　ありがとうございました。

昨年６月ですか、知事が中央省庁に要望に行

かれていたのと同じ時期に、県議会でも昨年６月定例会で、私ども自民党会派が提出をしました里親制度の充実を求める意見書を全会一致で可決したところでもございます。

そして、新年度の当初予算を見ますと、家庭養護推進事業には、さきほど知事から御答弁をいただきました里親支援センターの新たな設置をはじめ、事業推進への強い思いを感じることができました。あわせて、昨年９月の第３回定例会で質問をさせていただきました。児童家庭支援センター及び子ども第三の居場所の安定的な運営についても、国の事業の補助制度の活用を含めた支援の在り方をしっかり御検討いただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

児童家庭支援センターの運営については、引き続き県の力強いバックアップをお願いするとともに、県と市の緊密な連携を図られますように重ねてお願いを申し上げます。

では、続きまして、防災・減災対策の質問のうち、まず南海トラフ地震への備えについてお尋ねします。

昨年９月、政府の地震調査研究推進本部が、地震活動の長期評価の見直しを行い、南海トラフ地震の今後３０年以内の発生確率は６０％から９０％程度以上となりました。国の被害想定では、最大クラスの地震が発生した場合、全国の死者数は最大２９万８千人、２３５万棟の建物は全壊、焼失するとなっております。本県においても、最大震度は６強、津波の高さは、佐伯市で１４メートル、死者は約１万８千人など、甚大な被害が想定されています。加えて、昨年７月、国の防災対策推進基本計画の改定に伴い、日田市と玖珠町が新たに南海トラフ地震の防災対策推進地域に追加されました。最大震度が従来想定の５強から６弱に引き上げられたことによるものですが、これにより県全体が対象地域となり、一層強固な体制の構築が求められることになります。また、発生確率からも正に切迫した危機として受け止めるべき状況であり、県民の生命や財産を守るためにも南海トラフ地震への対策は喫緊の課題と言えます。

昨年１２月には青森県東方沖を震源とするマグニチュード７．５、最大震度６強の地震が発生し、気象庁は新たな大規模地震の発生可能性が高まったとして、北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表し、すぐに避難できる準備を呼びかけるなど注意喚起を行いました。幸いにも後発地震は発生しませんでしたが、南海トラフ地震臨時情報は過去に２度発表されており、地震に対する備えを日頃からしっかりしておく必要があると認識したところでございます。

本県では、現在南海トラフ地震による被害想定の見直しを進めていますが、地震や津波などによる被害想定は県として取り組むべき防災・減災施策を検討する上での重要な基礎資料であり、見直し後はインフラ整備や避難対策、要配慮者支援など各種施策に的確に反映させていくことが求められます。一方、被害想定は行政内部の検討資料にとどまるものではなく、県民一人一人が自らの地域にどのような被害が想定され、どのような備えが必要となるのかを具体的に理解するための重要な手がかりになるのではないでしょうか。被害想定を県民の日頃からの備えや避難行動に確実につなげていくことが実効性ある防災・減災対策の前提になると考えます。

そこでお尋ねします。南海トラフ地震への備えにおいて、被害を軽減するには何より県民の早期の避難行動が重要であると考えますが、県として、今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　南海トラフ地震への備えについてでございますが、昨年３月に公表されました国の被害想定では、県内の死者は約１万８千人であります。そのうち９割以上が津波によるものでありまして、早期避難が図られた場合には、これを３００人まで減らすことができると推計をされています。今回の佐賀関の火災では、高齢化率が約７０％と高い地域でありながら、これまでの訓練が生かされて早期避難が実現できました。いかなる災害であっても早めの避難が命を守る行動であることが改めて示され、日頃か

らの備えの重要性を再認識させられたところであります。

このように実効性のある避難訓練をより多くの地域で実施してもらうため、訓練の計画から実施までを伴走型で引き続き支援してまいりたいと考えております。また、訓練の中心となります防災士の養成を強化して、資格取得後のスキルアップを図るなど、人材の育成にも努めてまいります。

地震発生時の速やかな避難行動を促すためには、避難時の安全確保とともに、県民の防災意識をさらに高めていく必要があります。このため家具の固定化や倒壊家屋からの電気火災を未然に防ぐ感震ブレーカーの設置に対する新たな助成制度を当初予算案に盛り込みました。あわせて、現在見直しを進めている地震被害想定をより分かりやすく県民に示し、自分事として捉えていただくために、ＡＩを活用した個人ごとの動画生成ツールを全国で初めて提供することとしています。一人一人の状況に応じた避難行動のアドバイスや必要な備蓄物資などを提示することで、自らの命は自ら守るとの意識を醸成していただきます。加えて、被害想定は教育機関や研究機関、民間企業などでも活用できるように、オープンデータ化を図ります。社会全体で共有することで、それぞれの立場から意識啓発を含めた防災対策に役立てていただきたいと思います。

平時の積み重ねが、いざというときの行動につながります。今後も人的被害ゼロに向けて、県民の早期避難につながる取組を進めてまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　昨年６月の第２回定例会で、南海トラフ巨大地震対策、頻発・激甚化するあらゆる災害対策、県土強靱化などについて、調査研究を行う県議会の中に防災減災・県土強靱化対策特別委員会が設置されまして、本年２月には委員全員で能登半島を訪ねまして、発災当時の様子や復興に向けた各種の取組を調査したところでございます。また、発災当時の石川県副知事の西垣淳子さんの最前線での経験を踏まえたお話を聞く中で、大分県での取組というのもしっかり聞くことができました。

私の地元、日田市は、平成２４年７月の九州北部豪雨以来、度重なる災害に見舞われまして、防災シンポジウムなどにおいて、情報そのものには価値がない、情報は活用されて初めて価値を持つというところを学んできたところではございますけれども、大規模災害発生時の行政の役割、市民と県庁をつなぐ県議会議員の役割を再認識する機会となりました。

午前中の穴見議員の質問の中で、想定以上を見据えたという言葉がありましたけれども、正にさきほど知事もおっしゃいましたけれども、行政には想定外を想定し、平素には周到に準備し、有事には冷静に対応することが求められるというのを改めて感じたところでございます。

続きまして、防災・減災対策の中でも中山間地域で急峻な地形の多い本県では欠かすことのできない土砂災害防災対策についてお伺いします。

昨年を振り返りますと、８月上旬に前線の影響で九州北部、南部に大雨が降り、鹿児島県や熊本県では１８０件を超える土砂災害が発生し、人的被害も生じました。本県西部においても線状降水帯が発生し、日田市では観測史上最大となる１時間１１７ミリの記録的雨量を観測し、土砂災害警戒情報に基づく避難指示が発令されました。市内各所で道路の冠水や建物の浸水被害、外水要因に起因しない内水氾濫が発生する一方で、幸いにも人的被害はありませんでしたが、令和５年には県内でも人命が失われる土砂災害があったように、災害に備える大切さを改めて強く感じたところです。

全国の土砂災害件数を見ると、直近１０年の平均と比較して約１．３倍に増加しており、土砂災害のリスクは高まっています。さらに本県の昨年１２月末時点での土砂災害警戒区域は２万５，５６２区域と全国で７番目の規模であるものの、対策は追いついていない状況にあります。これまでも多くの住民から崖崩れや土石流に対する不安の声をいただいており、砂防ダムや急傾斜地崩壊防止施設の整備を一層進めてい

く必要があります。

昨年、第１回定例会の一般質問において、土砂災害防止に向けた一層の対策をお伺いしたところでありますが、ハード対策には多くの費用と時間を要します。こうした中、近年の異常気象を踏まえれば、防災意識を高め、いざというときに早めの避難ができる環境づくりが土砂災害防止対策においても重要であると考えます。

そこで、土砂災害から県民の生命や財産を守るために、これまでも様々な取組に尽力いただいているところではありますが、今後土砂災害防止にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

近年の気候変動により、土砂災害は頻発・激甚化し、県内でも多くの被害が発生しています。警戒区域を数多く抱える本県では、県民の命や暮らしを守り、被害を最小限に抑えるため、ハード、ソフト両面からの対策が重要です。

ハード面では、要配慮者利用施設や避難所等がある区域を優先し、砂防ダムや急傾斜施設の整備を進め、令和６年度から令和１５年度までに要対策箇所の家屋６，８０３戸、全てのリスク軽減を目指します。

ソフト面では、土砂災害警戒区域の指定において、高精度な地形図から潜在的な危険箇所を抽出し、市町村が作成するハザードマップに反映させることで、防災意識の向上を図っています。加えて、避難判断の目安となる土砂災害警戒情報は、さらなる精度向上を図るため、近年の豪雨などを基に危険基準を見直し、本年６月から運用を開始する予定です。

また、こうした防災情報を確実な避難につなげるため、地域に土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施しています。昨年の台風第１０号では、早期避難の効果も確認したところでございます。今後も着実に土砂災害対策を推進し、県土の強靭化に取り組んでまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　昨年４月１日現在、急傾斜地崩壊危険箇所のうちの要対策箇所は３，３００、概成（工事完了・見込）箇所が１，１０３ということで、整備率が３３．４％となっております。これはさきほど質問の中でも申し上げましたように、ハード対策には多くの費用と時間を要するということを裏づけているかと思います。一方で、今、土木建築部長からお話をいただきましたように、土砂災害から生命、財産を守るためにはハード対策とソフト対策の両輪での取組が必要で、重要であることもよく理解できました。この点を引き続きよろしくお願いいたします。

では、ここまで議論をしましたとおり、いつどこで、また、発生するとも限らない災害への備えは官民を挙げて取り組むべき課題であると考えます。中でも要配慮者の避難への備えが課題となっております。令和３年５月の災害対策基本法の改正では、災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がい者などがどこにどのように逃げるかをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。法整備から４年が経過した昨年６月に国が示した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果によると、令和７年４月１日時点の個別避難計画作成率は全国で１４．０％にとどまっています。本県の作成率は４９．０％で全国２位　とトップレベルではありますが、それでも半数以上の要配慮者については、個別避難計画が作成できていない状況にあります。全ての要配慮者について、一刻も早い個別避難計画の作成が求められることは言うまでもありませんが、県としても作成が進んでいない要因を分析し、災害時における人的被害をゼロにすべく、市町村が行う計画作成の取組に対して、より積極的な支援が求められるのではないでしょうか。

加えて、要配慮者の避難に当たっては、受入先となる福祉避難所の円滑な開設、運営が欠かせませんが、県内には開設経験のない福祉避難所が多いと聞いています。令和６年の能登半島地震では福祉施設や職員の被災によって、福祉避難所の開設が滞り、要配慮者への支援が十分

に行き届かなかった事例もあったようでございますが、こうした事態に陥らないよう、常日頃から災害に備えた万全の準備が求められると考えます。

そこで、災害時における要配慮者の円滑な避難について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

本県の個別避難計画の作成率は高い水準にありますが、依然として対象者の半分にとどまっており、その主な要因は計画作成の前提となる御本人の同意が得られないことや、市町村のマンパワー不足によるものと認識しております。このため大分県社会福祉協議会に配置しております専任のコーディネーター３名がケアマネジャーや民生委員など、地域の関係者と連携し、同意の取得や計画作成に向け、引き続き市町村をきめ細かく支援してまいります。

福祉避難所については、県内３８９か所のうち約９割は開設経験がなく、ハザード区域内に立地する施設も約半数あるため、今年度から複数の施設による福祉避難所開設の合同訓練を実施しております。参加した施設からは、実際に訓練することで見えてくる課題もあり有意義であったとの声もいただいており、来年度も実施箇所を拡大して受入れ体制の充実を図ってまいります。

今後とも県社協に配置したコーディネーターを核としながら、個別避難計画の作成や福祉避難所開設の支援など、災害時要配慮者の避難に向けた市町村の取組をしっかり支援してまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　福祉保健部における新年度の基本方針には、災害時要配慮者の安全を確保するための取組が掲げられておりました。みんなが助かる、誰一人取り残さないという防災の取組を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

３項目の県勢の発展に向けた取組についての質問のうち、宿泊税についてお尋ねします。

観光産業は裾野が広く、宿泊業や飲食業はもちろん、農林水産業、小売業、交通関係など、多様な業種に経済効果が波及することから、本県にとって非常に重要な成長産業であります。

私の地元、日田市は、緑豊かな森と清流が流れる水郷ならではの自然環境や、長い歴史と伝統に彩られた日田祇園などの文化、小鹿田焼や日田下駄などの優れた伝統産業、さらには進撃の巨人といった新たな素材など、多くの魅力ある観光コンテンツに恵まれています。県内には日田市のみならず、こうした多面的な魅力を持つ自治体が数多く存在します。今後はそれぞれの地域のコンテンツを効果的に結びつけ、大分県全体として魅力を発信することで、国内外からの観光客に県内を広域的に周遊していただき、それぞれの地域経済の活性化につなげていくことが肝要であると考えます。

一方で、観光を取り巻く環境は常に変化しており、時代の潮流を読みながら新たな観光ニーズへ継続的に応えていくことが求められます。そのためには施策を機動的、かつ継続的に実行できる安定的な観光振興財源の確保が欠かせません。こうした中、２月１３日、大分県観光振興財源検討会議から宿泊税の導入が不可欠であるとの報告書が県に提出されました。全国的に宿泊税の導入を検討する自治体が増えている中、既に導入した自治体では、観光プロモーションの強化や受入れ環境の整備、人材育成の推進など、観光振興に資する効果が現れているとも承知をしておりまして、今後の観光振興に大いに寄与するものと期待をしております。

そこでお尋ねいたします。さきの定例記者会見において、佐藤知事が導入を目指すと発表した宿泊税について、一部の地域に観光客が集中することのないよう、市町村とも連携して施策に取り組んでいく必要があると考えますが、どのような施策に当て、観光施策に結びつけようとしているのか、今後のスケジュールと併せて、観光局長に伺います。

大友副議長　渡辺観光局長。

渡辺観光局長　お答えいたします。

宿泊税は、観光振興財源検討会議の報告書な

どを踏まえまして、本県観光を次なるステージへ引上げ、持続可能な観光地域づくりを推進するため全市町村賛成の下、導入するものでありまして、共通経費を除いて市町村へ７割を配分したいと考えております。その使い道は宿泊者の満足度向上に資する受入れ環境の充実でありましたり、地域資源の磨き上げや宿泊事業者の生産性向上に向けたＤＸ支援のほか、データに基づく戦略的な誘客対策、観光推進体制の強化などを想定しております。このうちマーケティングや広域的な施策は県が実施し、市町村には地域ごとの課題に即した取組を行っていただくなど、役割分担を整理した上で効果的に進めていくことが重要だと考えております。また、県内の周遊促進につながる市町村をまたぐコンテンツ造成でありましたり、二次交通対策などについては、県と関係市町村間での連携が不可欠だと認識しております。

今後は、今月末から４巡目となる宿泊事業者との意見交換会を各地で、今のところ１５か所を予定しておりますけれども、行うことにしておりまして、できれば、６月に条例案を提出できるよう、パブリックコメントや詳細な制度設計など丁寧に準備を進めたいと考えております。宿泊税の導入を契機に、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりを一層加速させ、本県観光のさらなる発展につなげていけるよう全力で取り組んでまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　では、宿泊税に関しまして、もう１点質問いたします。観光振興財源については、昨年５月の検討会議設置以来、５回にわたる議論、すなわち大分県の観光の現状、施策の方向性、制度設計の論点整理などを行ったと伺っています。あわせて現場で指揮を執る市町村長と様々な政策課題を議論する場として、知事の就任後に設置をされました新しいおおいた共創会議においても、昨年８月の第５回目の会議において、地域振興の充実と自主財源の確保という議題の中で、観光振興財源について議論した経緯があるとお聞きをしております。

そこで、市町村から出された主な意見をお示しいただくとともに、今後それらにどのように対応していくのか、観光局長に伺います。

大友副議長　渡辺観光局長。

渡辺観光局長　お答えいたします。

新しいおおいた共創会議において、市町村からいただいた主な意見としましては、まずはできるだけ早く進めてほしいということに加えまして、ビジネス客や農泊等の宿泊者にも理解を得られるような丁寧な説明及び十分な周知と広報でありましたり、市町村への配分割合における十分な配慮、宿泊事業者の事務負担の軽減、そして、違法民泊等への対応といったことがございました。

今後は宿泊事業者との意見交換などの機会を通じまして、丁寧な説明を行い、御意見も伺うとともに宿泊者に向けましても丁寧な周知、広報を行っていく予定であります。

配分については、県３割、市町村７割で、全市町村から賛同いただいておりまして、これは市町村がそれぞれの地域の実情に沿った効果的な観光振興施策に充当できるように判断したところです。また、なるべく宿泊事業者の負担が増えないように税率の段階を設定しております。加えまして、システム改修等の補助制度や特別徴収に係る宿泊事業者への報償金交付なども考えておりまして、次の定例会以降になりますけれども、予算案や条例案の中で御協議をお願いしたいと考えております。

最後に、違法民泊については、誠実に納税をしていただける事業者との公平性を確保するために、その適正化を図るとともに実態把握などに取り組む会議体を関係機関とともに早急に設置する予定にしております。そのようなことを含めまして、引き続き丁寧に準備を進めてまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　最初の質問に、局長から御答弁いただきましたように、県が広域的な観点から取り組む施策とともに、基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて取り組む施策等があるかと思います。観光施策の充実によって、住んでよし、訪れてよしの持続可能な温泉県の具現化を

目指して、県経済の活性化、交流人口の拡大という急務の課題に対応できるように情報発信や施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

たまたま昨日なんですけれども、宿泊業者の方から電話がありまして、この宿泊税について、いろいろ御意見を述べたいという話でございました。さきほど宿泊事業者との意見交換というお話がございましたけれども、引き続き丁寧に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域がよくなれば県政は発展するとの思いを込めまして、日田地域の道路整備について質問をします。

大分県土木建築部の長期計画であります「おおいた土木未来（ときめき）プラン２０２４」では、県土づくりの三つの分野として、安心な暮らしを守る強靭な県土づくり、元気で快適に暮らせる地域づくり、おおいたの未来を創造するネットワークづくりが掲げられています。そして、安心な暮らしを守り、おおいたの未来を創造するネットワークづくりの具体的な事業として、日田地域においては中津日田道路の整備が進んでいます。また、昨年１２月２２日には県道栃野西大山線の中津江工区が完成し、走行性や安全性が格段に向上したことに対し、多くの地域住民から喜びの声が上がっています。さらに国道２１２号日田拡幅や都市計画道路銭渕大宮線における高瀬工区の街路改良事業の完成が視野に入るなど、県の継続的な取組に対し、この場を借りてお礼を申し上げます。

あわせて、県道西大山大野日田線など、地域にとって重要な生活関連道路の整備も着実に進んでおり、引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう要望いたします。

一方、日田は、福岡、熊本両県と接する交通結節点であり、物流、観光、農林業の連携強化支援を担う拠点でありますが、幹線道路の中には幅員が狭く、大型車両の離合が困難な区間や災害時の緊急輸送路としての代替機能が十分に発揮し難い路線など、解決が必要な課題は依然として存在しています。観光振興や企業誘致を見据えた場合、定時性、安全性を確保する道路整備は必要不可欠であり、地域の機会損失の回避にもつながると考えます。こうしたことを踏まえ、日田地域の道路整備についてどのような方向性で行っていくのか、土木建築部長に伺います。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

日田地域は、福岡県、熊本県と接する交通結節点として重要な役割を担っており、県では九州北部の循環型ネットワークを形成する中津日田道路の整備を進めているところです。一方、議員御指摘のとおり、地域を支える幹線道路では幅員狭小区間や線形不良箇所があり、大型車両等の円滑な通行や災害時の代替路確保に課題があると認識しています。

そこで、物流や観光の連携強化を図るため、現在国道３８７号川原地区や県道宝珠山日田線小野地区などで道路改良事業を進めているところです。また、災害時に国道２１０号の代替路としての役割を担う県道戸畑日田線では未改良区間が残っており、東有田地区で拡幅工事を実施しています。加えて、中山間地域においては、地域住民の日常生活を支えるため、県道岩戸五馬日田線出口地区などの集落と幹線道路を結ぶ道路整備を進めています。

今後も地域の特性やニーズ、必要性を踏まえ、日田地域の安心・安全を守るとともに、発展の基盤となるよう道路整備に取り組んでまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　具体的な多くの路線を挙げていただきました。地域の幹線道路や生活関連道路の整備については財政的な制約もあり、優先順位をつけながらの整備となることは理解をしておりますが、本日は地域の道路整備を熱望しておられる日田市内各地区の皆様が傍聴席にお越しをいただいております。引き続き一緒に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、もう１点、日田地区の道路整備について、道路改良率に関して質問をさせていただきます。

大分県が管理をする国道、県道に占める車線幅員５．５メートル以上の割合、いわゆる道路改良率は県全体が平均７８．０％であるのに対し、日田地域では６１．６％と１２土木事務所の中で最下位になっている状況です。道路整備が必ずしも道路改良率のみをもって行われるわけではないと認識をしておりますが、一方で、各地域においては道路改良率が道路整備の水準を推しはかる一つの指標となっていることも、また事実であろうと思われます。

そこで、その状況を県としてはどのように評価しているのか、土木建築部長に伺います。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、道路改良率といいますのは、道路延長に占める道路幅員５．５メートル以上の割合でありまして、整備状況を示す一つの指標であります。

日田地域は山間部に存在する集落を結ぶ道路において５．５メートル未満の道路幅員が多く、改良率が低い状況となっております。しかしながら、県では地域のニーズや利用実態に合わせた道路整備を進めておりまして、道路改良率には反映されないものの、都市部においては、例えば国道２１２号日田拡幅などの４車線改良、山間部においても対処設置といった１．５車線改良を行っている状況でございます。今後も改良率の向上とともに、そうした地域の実情に応じた効率的、効果的な道路整備を進めていきたいと考えております。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　ありがとうございました。

今、土木建築部長から御答弁いただきましたように、県には利便性や安全性の向上に資する必要な事業にしっかりと取り組んでいただいていると認識をしております。

一方で、日田地域は急峻な地形を有し、他地域と同様の整備であっても事業費がかさむ実情があるということも理解をしております。道路改良率という一つの指標のみにとらわれることなく、地形条件や地域の実情、要望を踏まえた総合的な視点での道路整備を今後とも着実に進めていただきますことをお願いいたします。

それでは、最後の質問項目となります。

県有施設における諸課題について、まず、県有建築物の老朽化対策について質問をします。

県民が安心して暮らせるために必要不可欠な道路や河川、上下水道など、社会インフラの老朽化については、その更新や耐震化などが国土強靱化計画の重要施策に位置づけられるなど、着実な対策が求められています。他方、県が所有する建築物は教育、医療、福祉、防災、行政サービスといった多岐にわたる県民生活の基盤を支える不可欠な公共インフラであり、社会インフラと同様に日々の生活を営む上でなくてはならない存在です。

しかし、これら多くの県有建築物は高度経済成長期やそれに続く昭和５０年代に集中的に整備されたものが大半を占めています。その結果、現在では築３０年を経過するものが全体の約７割に達し、さらに今から１０年後にはその割合が約９割にまで増加するという深刻な課題に直面しております。

県では、平成２７年７月に大分県公共施設等総合管理指針を策定し、これまでも施設総量の縮小や予防保全型維持管理による長寿命化などを進めておられます。また、今年度はその指針を改定し、社会情勢の変化に適切に対応しつつ、効率的な管理を行うため、多様な主体との連携を進めることも盛り込んだものと承知をしております。これまで策定した指針に基づき、優先順位をつけながら計画的に予防保全に取り組んできたことと思いますが、県立学校なども含め所有する県有施設は膨大であり、加えて、今後県有建築物の老朽化が本格化していく中、労務単価の上昇も見込まれることから、将来を見据えながら、より計画的に予防保全を行うことの重要性が高まってきているのではないかと思います。

こうしたことを踏まえ、多くの課題が控える中、県民生活の基盤を支える重要な公共インフラである県有建築物の老朽化対策についてどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

大友副議長　若林総務部長。

若林総務部長　お答えいたします。

高度経済成長期などに集中的に整備されました学校施設や文化・スポーツ施設、庁舎などの県有建築物が県民生活の基盤として役割を果たしていくためには、御紹介をいただきました指針に基づいた適切な維持管理が必要でございます。

まず、計画的な予防保全による長寿命化を推進しております。施設を８０年使用し続けることを目途に定期的な点検と改修を着実に実施することで、将来的なコストを抑制しながら必要な機能の保持に努めております。近年、労務単価が急激に上昇しております中、保全計画を遅延させないため、来年度予算案では知事部局分を１０億円増額し、４０億円としましたほか、学校施設分についても別に３億円を増額したところであります。また、行革の観点から社会情勢の変化や県民ニーズ、費用対効果等を検証し、施設の廃止や集約化を引き続き図りますとともに、ＰＦＩ手法を導入し、民間事業者の創意工夫による効率的かつ効果的な改修を進めてまいりたいと考えております。さらにドローンを活用した施設点検など、ＤＸの推進にも取り組みながら引き続き県有建築物の適正な管理に努めてまいります。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　県有建築物の老朽化対策を進めるに当たっては、利用者の視点や利便性も十分に踏まえ取り組んでいただけたらと思います。また、昨日も公立学校におけるトイレ洋式化についての議論があったところでございますが、県有施設を利用された高齢の方からもトイレの洋式化についての声もいただいております。施設の機能向上の観点からも計画的に取り組んでいただくようにお願いいたします。

最後に、使用料及び手数料の改定について質問します。

長引く物価高騰や人件費の上昇等により、県が提供する各種行政サービスにおいても、その運営に必要な経費は年々増大しています。県では、県民の方々に提供するサービスの対価として、県有施設等の使用料や各種申請における手数料などを徴収していますが、現行の単価において施設の維持管理費や事務に要する職員人件費などの増加経費を十分に反映できていないケースも生じているのではないかと拝察します。

こうした状況の中、今定例会には増加経費を適切に転嫁するため使用料及び手数料を引き上げる改正案が提案されているところであります。本来使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきものであり、今回の改正案は時宜を捉えた内容だとは思いますが、一方で、県民の負担が大きくなることは事実であると思います。県民生活や事業活動への影響を鑑みれば、単なる一律の引上げではなく、単価ごとに増加経費を試算し、個別に反映するなど受益に応じた経費を適切に反映することが重要ではないかと考えます。県民の負担に直結する内容であるからこそ、どのような考え方で負担をお願いしようとしているのか、県民に対して丁寧な説明や周知が求められると思います。

そこで、使用料及び手数料の改定に当たりまして、どのような考えや基準に基づき適切な価格転嫁を行おうとしているのか、総務部長にお尋ねいたします。

大友副議長　若林総務部長。

若林総務部長　お答えいたします。

御指摘の使用料や手数料はサービス提供に要する経費を、その受益の範囲内で利用者の方に負担いただくものでございます。県では定期的に単価改定の必要性を判断してきておりますが、昨今の物価高騰下においては各種の負担軽減策を講じていることも勘案しまして、検討を重ねてきたところであります。

こうした中、今年度労務費の上昇を施設管理委託料などに反映する、いわゆる賃金スライド制度を導入しましたことや、県の外部有識者委員会での議論も踏まえまして、国の標準例に準拠するものなどを除く５２２件を一斉検証を行ったところです。施設の管理費や役務提供に必要な労務費などを個別に試算しました結果、４１９件が現行単価を上回る結果となりまして、

九州各県で統一しております教員の免許状授与手数料などを除く４１１件の改定案について、今定例会に御提案しているところであります。改定案の平均改定率は約７％となっておりまして、これはおおむね物価や人件費の伸びと同等程度となっておるほか、負担軽減の観点から母子・父子福祉センターにおいて関係者の使用料を無料にするなど、こういった配慮の措置も講じているところであります。

改定の背景や内容については、県民の皆様の御理解が得られますよう、ホームページや申請窓口などを通じまして、丁寧に周知してまいりたいと考えております。

大友副議長　中野哲朗議員。

中野議員　今、丁寧な説明と答弁いただきましたけれども、議案の説明を受けた際に、県のホームページや施設の窓口において、県民の皆様に向けた周知を実施しているということでございました。受益者負担の原則でありますとか、人件費、物価の変動状況など、これまでの経緯や今回の改正の概要についてはよく分かったところではございますが、やはり県民負担が増すことに対しては、部長からの答弁があったように、引き続き丁寧に周知を重ねることが大事であるかと思いますので、しっかり対応していただきますようにお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で中野哲朗議員の質問及び答弁は終わりました。吉村哲彦議員。

〔吉村（哲）議員登壇〕（拍手）

吉村（哲）議員　皆様、こんにちは。３７番、公明党、吉村哲彦でございます。

午前中もございましたが、本日は県内各地の中学校で卒業式が行われております。卒業される皆様、心からお祝い申し上げます。大変におめでとうございます。

また、来週は大分県で初めての取組となります複数校志願制度を用いての高校入試も予定されております。受験される皆さんが力をしっかり発揮できるように、陰ながら応援をしたいと思いますし、そういった若い皆さんがこれからも選んでいただける、そんな大分県になるように、知事はじめ、執行部の皆様方、職員の皆様と一緒に力を合わせていきたいと思っております。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず初めに、誰もが安心して暮らせる社会づくりについて、２点お伺いいたします。

まず、弱者を生まない社会づくりについてです。少子高齢化、物価高騰、地域間格差の拡大など、社会が大きく急速に変化する中で、貧困、孤立、ヤングケアラー、ひとり親世帯、就職氷河期世代など、努力や自己責任だけでは乗り越えられない困難に直面する方が増えているのではないでしょうか。このような課題に直面しているのは、決して少数ではなく、誰もが当事者になり得る問題であります。県としてもこれらの多くの課題に真っ正面から取り組んでいただき、必要な支援策等を進めていただいております。今後も県民一人一人に目を向け、施策を進めていただきたいと思います。

その上で、私は弱者を救う社会ではなく、弱者を生まない社会を目指すことこそ、今後の県政の目指すべき一つの方向であると考えます。そのためには、問題が顕在化してから支援をするのではなく、困難が生じる前に支える予防伴走型への政策転換が必要であると思います。この弱者を生まない社会を目指すということは、慶應義塾大学の井手教授がベーシックサービス論として提唱されており、公明党としても高齢者人口がピークを迎える２０４０年頃を目指し、ベーシックサービスの考え方を取り入れていくことを、公明党２０４０ビジョン中間取りまとめにおいて明記しているところであります。

ベーシックサービス論とは、医療や介護、福祉、教育など、人間が生きていく上で不可欠な公的サービスを無償で提供するという社会保障の考え方であり、生きていくために必要なサービスを無償化することにより、誰一人置き去りにしない社会を目指します。当然、実際に行うとなれば、その財源は大きなものになりますし、本県だけで取り組めるものではなく、国全体と

して議論し、進めるべきものであると考えます。しかし、ベーシックサービスの考え方を県政の中に取り入れていくことで、弱者を生まない社会づくりを一歩前に進めることができるのではないでしょうか。

私は、現在県で進めていただいている遠隔教育もベーシックサービスの考え方と根っこの部分では近いものであると思います。こうしたことを踏まえ、県民一人一人が生まれ育った環境や家庭状況、置かれた社会環境によって将来を左右されることのない、弱者を生まない社会への実現に向け、県としても取り組んでいくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

以下、対面席から行います。

〔吉村（哲）議員、対面横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの吉村哲彦議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　吉村哲彦議員の弱者を生まない社会づくりについての御質問にお答えを申し上げます。

現代社会が抱える課題が複雑化、多様化する中で、ビジョン２０２４においては「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」を基本目標として、誰一人取り残されない社会の構築を目指しております。これは、議員が御提案の弱者を生まない社会づくりと軌を一にするものであります。各施策を着実に推進しまして、その実現を図ってまいります。

誰もが活躍でき、誰一人取り残されない、共に支え合う社会を目指して、これまでこども医療費の助成対象の拡大や第２子以降の保育料免除をはじめ、ヤングケアラーの支援やひきこもり対策など、様々な施策に力を入れてまいりました。新年度からは、こども政策局を立ち上げ、医療的ケア児の支援、里親支援センター設置による全国トップクラスの里親委託の一層の推進など、子育て施策を総合的に進めてまいります。さらに児童虐待対応の迅速化を図るため、児童相談所の児童福祉司等を１０名増員するほか、対応件数の最も多い大分支所の相談支援課を４班体制に拡充いたします。

また、全てのこどもたちが未来へ踏み出す力を育めるよう、小学校給食費や高校授業料の無償化も国の方針を踏まえて実施いたします。今年度から本格運用を開始しました遠隔授業は、実施校を拡大するとともに、基本的なつまずき克服に向けた弱点補強動画を全県立高校に配信いたします。いじめ、不登校に対応するため、小学校への登校支援員の追加配置やスクールカウンセラーの配置時間の延長など、相談体制を充実し、誰もが安心して登校できる環境を整えてまいります。

加えて、県内各地で地域の支え合い機能の維持が難しくなっている中、特に高齢者の日常生活への支援が急務となっております。そこで、移動や買物などの支援とネットワーク・コミュニティの再構築を図ってまいります。また、県内在留外国人の増加を踏まえて、振興局に留学生ＯＢ等を外国人共生コーディネーターとして、新たに配置するなど、外国人を含めた地域の方々が互いに安心して暮らせる環境づくりを進めます。

引き続き年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが生き生きと活躍できる共生社会おおいたの実現に向けて、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ただいまこども、高齢者、そして留学生等、様々、県の取組について答弁いただきました。大変ありがとうございます。

佐藤県政１期目の締めくくりとなる１年であります。弱者を生まない大分県にしていくためにも問題化する前に予防する、また、困ったら来てくださいという形ではなくて伴走型の支援、さらにはあらゆる方、また、様々なグループを包括し、連携していく、そういった寛容さ、さらにいつでも再挑戦できる、そんな希望ある社会づくりなど、力強く進めていただきたいと思っておりますし、このような取組が弱者を生まない大分県をつくっていくのではないかと思っております。佐藤知事の手腕に期待をしております。是非よろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

動物愛護の推進について伺います。

近年、動物愛護の県民の関心は着実に高まっており、ペットは家族の一員として暮らしに深く根づいております。一方で、物価高騰や所得環境の悪化により、飼育費や医療費の負担が増し、やむなく飼育継続を断念するケースや多頭飼育の崩壊、保護団体への依存が深刻化しております。これは動物の命の問題であると同時に社会的、経済的問題でもあります。

大分県内でも、民間の動物保護団体やボランティアの方が限られた資金と人手の中で殺処分ゼロを目指し懸命に活動されておりますが、その多くが寄附や自己負担に依存しており、持続性に課題を抱えております。動物愛護を善意だけに委ねるのではなく、行政として支える仕組みをさらに充実させる必要があるのではないでしょうか。本県では、おおいた動物愛護センターを中心として、「おおいたさくら猫プロジェクト」を推進し、無料で不妊、去勢手術を支援しておりますし、譲渡会の開催などを通じて、情報発信にも努めております。また、大分県猫不妊・去勢手術助成事業に参加する市町村数も１４市町村となり、県内各地で支援が進んでおります。しかし、さきに述べたとおり、各団体やボランティアの方からは、物価高騰による餌代などの負担が大きく、経済的な支援を求める声も大きくなっております。

そこで、こうした声も踏まえ、人と動物が共生できる社会の推進を、ビジョン２０２４で掲げる本県として、持続可能な動物愛護の推進に向け、どのように取り組んでいかれるのか、生活環境部長の考えを伺います。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えいたします。

持続可能な動物愛護の推進のためには、市町村、それから獣医師会、ボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要と考えております。市町村とは、地域猫活動団体が行う猫の不妊・去勢手術に対しまして、県と共同で支援を行っておりまして、来年度には支援を行う市町村数は独自の制度を持っている大分市も含めまして、１７市町にまで拡大する見込みでございます。

それから、大分県の獣医師会は動物愛護センター内に事務所を置いておりまして、さくら猫プロジェクトの手術や収容動物の治療に際し、適切な助言など協力をいただいておるところでございます。また、ボランティアはセンター内での譲渡会や収容犬の散歩などのほか、行政の手が届きにくい多頭飼育崩壊への対応や子猫の保護などにも献身的に取り組んでいただいております。しかしながら、議員が御指摘されるとおり、ボランティアの中には高齢化ですとか、物価高による経済的負担の増加によりまして、経済的な活動に支障が生じているという声も上がっております。そのため県の動物愛護管理推進計画を今年度見直しまして、ボランティア養成講座の開催に加えまして、クラウドファンディングを活用した経済的支援も新たに盛り込みまして、活動を下支えしていくつもりでございます。今後も官民一体となって、持続可能な動物愛護を推進してまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

ボランティアの養成と非常に重要な視点だと思いますし、さきほどありましたクラウドファンディングについても、是非多くの方に知っていただけるよう積極的な広報をお願いしたいと思います。また、熊本等でよく行っておりますが、活用先を動物愛護活動に指定をしたふるさと納税とかも検討を進めていいのではないかなと思っております。

その上で、今行っていただいている取組から、やはりさらに一歩を進めていく必要もあるのではないかと考えます。動物の愛護及び管理に関する法律では、環境大臣が基準を定めるとされております。その基準では、猫の屋内飼養に努めることとされており、屋内飼養に寄らない場合は去勢手術、不妊手術等、繁殖制限の措置を講ずるというふうになっております。このような基準に倣って、条例により猫の屋内飼養や不妊措置を規定している自治体も出てきております。本県においては、いまだそこまでは至って

いないという状況でありますが、いずれ大分県動物愛護及び管理に関する条例の中に、猫の屋内飼養や不妊措置を盛り込むこと、こういったことも視野に入れて、まずは県民向けのアンケート調査等を行ってはどうかなと考えておりますが、生活環境部長、再度お伺いいたします。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えします。

今、議員おっしゃられたこと、国の基準があります。本県では条例ではなくて、さきほど答弁でも申し上げました動物愛護管理推進計画、ここの中にはっきりと明記して、猫を飼養する方に対して屋内飼育、室内での飼育と不妊・去勢手術などの繁殖制限について啓発を進めるということになっております。

動物愛護センターができましたのが令和元年になります。今７年間たっておりますが、この７年間で殺処分の頭数は２，１３４頭から２３１頭まで大幅に減少をしております。この間、さきほど申し上げました啓発も一定程度浸透してきているのではないかと思っております。ただ、一方、猫に関する苦情というのは依然寄せられておりますので、今後必要な対策については、まずは他県の状況を調査するとともに、獣医師会やボランティア団体等の皆様から御意見を伺ってみたいと考えております。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。是非取組を進めていただきたいと思っております。

では、次に、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進について、３点お伺いいたします。

まず初めに、スポーツツーリズムについてであります。

県議会をはじめ、様々な場面において、これまでもスポーツツーリズムは議論となってきました。改めて言うまでもありませんが、スポーツ、またスポーツツーリズムは「する」「みる」「ささえる」を軸にしながら、観光資源の顕在化や観光力の向上などにより、観光地域の経済効果の高まりや交流人口の増加が期待できると考えられております。

本県においては、Ｗｅｂサイト「スポ泊！おおいた」により、情報発信に努め、スポーツ合宿の誘致活動にも力を入れていただいており、誘致した合宿の数も年々増加をしております。さらにはこれまで誘致実績のなかった競技にも誘致活動を積極的に仕掛けていると伺っております。また、本県の温泉をはじめとした地域やスポーツ環境に関する資源に加え、ツール・ド・九州をはじめとする国際的なスポーツ大会を成功させてきた本県の経験が競技者にとって大分県のポテンシャルの高さの再確認につながっているのではないでしょうか。この機を逃すことなく、地域住民やスポーツ団体、観光協会、商店街、民間企業といった多様な主体との協働体制を構築し、支援策や補助金の充実のほか、さらなる情報発信など、県がその中心的役割を果たしながら取組を進めていただきたいと思っております。

一方、本県としても、これまでスポーツツーリズムによる交流人口の拡大や地域経済への持続的な波及など力を入れておりますが、現在ではイベントや大会、合宿等の単発的な取組にとどまり、十分に戦略化されているとは言い難いのではないかとも感じております。他県においては、スポーツ推進計画だけではなくて、スポーツツーリズム推進戦略などを策定し、取組を進めている地域もあります。さらなる地域の元気づくりを進めるため、スポーツツーリズムを本県の政策の柱の一つとして位置づけ、分野の重点化、推進体制の強化を力強く進めていただきたいと思っております。

そこで、本県における戦略の検討も含め、今後スポーツツーリズムにどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

大友副議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　お答えいたします。

県では、スポーツを通じた地域の元気づくりに向けまして、市町村や民間団体等と協働してスポーツ合宿誘致推進協議会を組織しており、今年度は既に過去最多の２９件のトップチームを本県に誘致をし、地域との交流も活発に行っております。昨年１０月のツール・ド・九州の

宮崎・大分ステージにおいても、県境を越えまして沿線自治体や民間団体等が一体となって、県内外から４万４千人を集客いたしまして、大きなにぎわいを創出できたところであります。新年度にはオーストラリアのサイクリストの誘致を促進するため、これは愛媛県と連携をしまして、風光明媚な本県のやまなみ街道、それから瀬戸内の島並みに連なるルートの造成に向けて、旅行会社等の招聘を企画しているところでございます。また、本年１１月に武道スポーツセンターでの開催が既に決定いたしましたフットサルの日本代表戦に向けまして、競技団体等と連携して今後盛り上げを図ってまいります。

スポーツツーリズムの推進は、これまでビジョン２０２４、それからツーリズム戦略において、主要な取組に位置づけており、引き続きこれらに基づきまして、具体的な成果につなげていけるよう、今後も関係団体等と連携しながら交流人口の拡大や地域経済の活性化など、本県の特色を十分にいかしたスポーツツーリズムを推進してまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

現在、県内の各市町村でも多くの取組を行っていただいていると思っております。そういった県内の取組も大分県が一本軸を通すことによって、スポーツツーリズムにおける大分県のブランドイメージも形成できるのではないかと思っております。そして何より、他の多くの自治体がスポーツ誘致に取り組んでいる中で、その中からさらに選ばれる地域になっていかなければならないということを考えると、大分県としても競争力を高める戦略はもうこれは欠かせないと思っております。これからも県の取組に期待をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、大分スポーツ公園の魅力向上について伺いたいと思います。

本年１月、ＩＭＧアカデミーが大分スポーツ公園を視察したとの報道があり、大変驚いたとともに、夢のある話だとうれしくなりました。

ＩＭＧアカデミーは、スポーツ技術向上と学業の両立を支援するアメリカ・フロリダ州の教育機関であり、プロ仕様の施設で、世界トップレベルのコーチ陣が個別指導を行い、競技力、人間力を総合的に育成しております。その種目数も１１種目に上り、大分スポーツ公園でアカデミーのキャンプ等が行われるのではないかと大変期待をしているところであります。大分スポーツ公園は、このようにスポーツ施設としての個々の価値は非常に高いと考えておりますが、スポーツ公園全体としての活用については、まだまだ改善の余地があるのではないでしょうか。

以前、ヤンマースタジアム長居を訪問しましたが、同じ公園内にカフェなども設置されるなど、スポーツ以外でも集客できる手法が取られており、実際に多くの方が利用している状況に感銘を受けました。一方、大分スポーツ公園の現状を見ますと、その広大さゆえにスタジアムと野球場、さらにサッカー場、これらがそれぞれ離れており、ばらばらの施設であるかのように感じてしまいます。また、芝生広場などもありますが、そのよさをいかし切れているとは言えないのではないでしょうか。

そこで、例えばスポーツ公園は広大な自然が残っていますので、サッカー場からスタジアムに向けて歩道等を整備し、その通りにカフェや店舗を誘致したり、森をいかしたアスレチック施設や遊具スペース、また、マウンテンバイクコースなどを設けたりするといったことを検討してみてはいかがでしょうか。自然や動物との共生という大切な観点も取り入れながら、民間活力をいかした取組でさらなる魅力向上、にぎわい創出に力を入れていただきたいと思っております。

熊本県では、県有スポーツ施設の整備の方向性を検討し、既に公表しておりますが、本県においても後れを取ることなく、今後の在り方を検討する必要があると考えております。

そこでお尋ねいたします。さきほど質問したスポーツツーリズムの中心地とも言える大分スポーツ公園の魅力向上に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　大分スポーツ公園の魅力向上についてでございます。

本県では、スポーツによる交流人口の拡大と地域経済の活性化に取り組んでおりますが、大分スポーツ公園は、ＦＩＦＡ基準にも適合した第１種公認陸上競技場のクラサスドームや、アリーナ機能を備えた武道スポーツセンターなど、多様な競技に対応できる施設であります。４万人を収容可能なドームや５千台以上が利用できる園内駐車場を備え、昨年度は県内外から１２１万人が訪れるなど、九州トップクラスの集客力で四半世紀にわたりまして、県経済の活性化と関係人口の拡大にも大きく貢献をしてきております。２００２年にはサッカーワールドカップ、２０１９年にラグビーワールドカップと２度のワールドカップの会場となったほか、昨年の世界陸上で活躍しましたポルトガル代表チームや箱根駅伝初の２度目の３連覇を飾った青山学院大学の合宿でも長年利用されるなど、多くの実績を重ねてきております。

こうした中で、スポーツ公園の視察のために来県をしましたＩＭＧアカデミーの幹部にも、ジュニアアスリート発掘拠点としての可能性を高く評価していただいたところでございます。県としましては、こうしたスポーツ公園のポテンシャルを最大限に引き出して、世代を超えて多くの県民に愛され、スポーツ愛好者以外にも魅力的な空間へと発展させていきたいと考えているところであります。

先日、公表しました地域活性化に資するスポーツ施設調査の報告書では、ひろしまスタジアムパークの事例を引きまして、民間事業者がカフェやレストランなどを設置して、その収益で園路や遊具等を整備するＰａｒｋ－ＰＦＩの導入についても提言をされているところでございます。こうした提言も参考にしながら、スポーツ公園や隣接の高尾山自然公園にＰａｒｋ－ＰＦＩを導入する場合には、さらに周辺の商業施設でございますとか、おかばる花公園などとも連携をしたにぎわいづくりの検討も必要になってくるというふうに考えております。

また、整備から２５年が経過し、老朽化が進んでいる施設の改修も必要であります。クラサスドームの開閉式屋根などの長寿命化対策にも取り組んでまいります。加えて、大規模イベント開催時のアクセス改善に向けまして、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化も関係者と歩調を合わせて進められるように取り組んでまいります。

大分スポーツ公園がスポーツの振興はもとより、県民の誰もが憩い、楽しめる交流拠点として、また、国内外から多くの人々を呼び込める本県のスポーツツーリズム推進の中核となるよう全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　知事、ありがとうございます。

スポーツ公園にとどまらず、その周辺も含めた全体的な答弁、さらには松岡パーキングにも触れていただきました。大変ありがとうございます。

私もスポーツに関心がない方も足を運んでいただける、そういったスポーツ公園となって、それがきっかけでスポーツに関心を持っていただくことができる、そんな施設になれば、これは大変うれしいと、夢があるなと思っております。答弁でもございましたが、地域活性化に資するスポーツ施設調査報告書の中で、Ｐａｒｋ－ＰＦＩも触れられておりました。提案だと思いますので、やるとか、やらないとかということではなくて、これをもし県として検討をしてやるようになれば、これは別府市さんではやっていると思います。大分県としては初めての取組となると思いますし、全国的に見ても大きな総合スポーツ施設でやるとなると、あまり事例もまだないかと思っております。全国的な先進事例になる可能性もあると思いますので、メリット、デメリットをしっかり検討しながら進めていただければなと思っております。

また、ＩＭＧアカデミーについてでありますが、私も知る限り、このＩＭＧアカデミーと同格以上の団体というのはなかなか世界にないと思っております。大分スポーツ公園の価値を向

上させるとともに、何よりも大分でスポーツに頑張るこどもたちの夢が広がるプロジェクトであると思っておりますので、企業誘致と同様の熱量でこの機を逃すことなく、ぜひとも成功をさせていただきたいと思っております。

ジュニアではございませんが、もし大分でキャンプが開かれるとなれば、私もキャンプに参加できるように鍛えていきたいなと思いますし、それがかなわないときは、指導者として端のほうからノウハウを見させていただければなと大変期待をしております。よろしくお願いいたします。

では、３点目に、スポーツ現場における盗撮の防止について伺いたいと思います。

近年、スポーツ大会や部活動、地域スポーツの現場において、選手や児童生徒を狙った盗撮行為が全国的に問題となっております。特に競技中の服装や動きを悪用した撮影が本人の尊厳を著しく傷つけ、保護者や指導者の不安を高め、結果としてスポーツ参加の萎縮につながりかねない深刻な状況であります。

本県においても、部活動、競技会、さらには大規模スポーツイベントなど、多くの場面で同様のリスクが存在していると考えます。スポーツはこどもから大人までが安心して挑戦し、成長できる場であるべきです。現在、カメラの制限や撮影の許可制、撮影スペースの制限などの取組が各競技団体ごとに行われておりますが、その安全と人権を守ることは、行政や主催者等の重要な責務であります。さらに言えば、主催者や学校、競技団体、警察等とも連携した具体的な防止策の強化に加え、啓発活動、ガイドラインの整備、被害発生時の迅速な対応体制の構築が求められます。

こうしたことを踏まえ、スポーツ現場における盗撮防止について、県としてどのような実態認識を持っているのか。また、関係機関との連携も含め、今後どのような対策を講じていくのか、教育長に伺います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

近年、スポーツの現場における不適切な撮影やＳＮＳでの盗撮画像の拡散が全国的な問題となる中で、県教委といたしましても強い危機感を持っており、選手が周囲の視線を恐れず、安心して競技に打ち込める環境を確保することは重要な責務と認識しております。このため高体連等の大会主催者に対し、撮影ルールの設定や場内の注意喚起、監視活動の徹底を改めて要請しているところです。

具体的には、例えば陸上競技においては、撮影を事前の許可制とし、撮影申請者の身分確認を徹底した上で、専用ビブスの着用や撮影エリアの限定が行われております。また、体操競技では、望遠レンズや赤外線カメラの持込み、応援席以外での撮影を禁じるなど、各競技の特性に応じた実効性のある盗撮防止策が講じられているところです。加えて、警察や競技団体等と連携して被害事例や手口を迅速に共有する体制を強化するとともに、異常察知時の即座の通報や被害選手の心のケアなど、発生時及び事後の対応にも万全を期しています。

今後も全ての選手が競技に専念でき、主役として輝ける舞台を守るため、関係者一丸となって総合的な対策に取り組んでまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

他の都道府県でございますが、取組を進めるところにおいては、アスリートの盗撮を性暴力と定義した上で、性暴力の根絶を目指す条例を定めたところもございます。現在、大分県においては迷惑行為防止条例などで対応されているというふうに思いますが、本県においてもスポーツ現場における盗撮を性暴力として明確に禁止するとともに、さきほど様々この対策等、教育長からいただきましたが、その中で一つ大事なのは、やはり県民全体としての意識の向上というものも絶対欠かせないと思っておりますので、それも含め必要な対策を講じるためにも、他県に倣いながら、研究しながら同様の条例が制定できないか、これは教育だけでできるものではないと思っておりますので、関係する部局が是非一体となって検討を進めていただきますよう、これは強く要望したいなと思っておりま

す。よろしくお願いいたします。

では、次に、教育現場における諸課題について、２点お伺いいたしたいと思います。

まず、多職種連携による生徒支援についてであります。

近年、発達障がい、感覚過敏、不器用さ、集団生活への不適応など、学習面、生活面の困難を抱える児童生徒が増加をしています。こうしたこどもたちの困難は学力の問題だけではなく、姿勢保持、筆記動作、身支度、対人関係など、日常生活動作に起因する場合も多く、教員だけでの対応には限界があります。複雑化、多様化した課題を解決するための体制整備と新しい時代に求められる資質能力を育む教育課程を実現するための体制整備を目指し、平成２７年１２月の中央教育審議会において、チームとしての学校の在り方と今後の改善方策についてが取りまとめられて以降、チーム学校という考え方が求められております。このチーム学校には、教員以外の専門スタッフの参画も求められており、この中に作業療法士も含まれております。作業療法士は心身の発達段階や環境要因を踏まえ、こども一人一人のできる力を引き出し、学校生活への適応を支援する専門職であります。医療、福祉分野では広く活躍をしておりますが、学校現場での活用は全国的にも限定的であり、本県においても十分とは言えないのではないでしょうか。

岐阜県飛騨市では、２０２４年より全ての小・中学校に学校作業療法室が設置され、市内六つの小学校と三つの中学校に作業療法士が各校月２回訪問し、授業や相談支援を行っております。授業参加の工夫や学習環境の調整、教員への助言、保護者支援などを行うことで、不登校や二次障がいの予防、教員の負担軽減につながった事例も報告をされております。また、保護者が学校に対し、こどもにどのような支援が必要なのか的確に伝えにくい、このような場合でも作業療法士が間に入ることで、学校と家庭の意思疎通がスムーズになり、その結果、こどもへのよりよい支援につなげることも可能になります。インクルーシブ教育を推進している本県として全てのこどもが安心して学べる環境を整えるため、学校における作業療法士の活用を進めてはいかがかと考えます。

さらに作業療法士による訪問型支援体制を整えることができれば、不登校状態にあるこどもの生活習慣の調整や環境の整備、段階的な学校復帰支援にも力を発揮できるものと考えます。

そこで、県として、作業療法士の活用を含め、医療、福祉などの多職種連携による生徒支援にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

複雑、多様化する学校現場の課題に的確に対応するためには、医療や福祉など、教員以外の外部専門スタッフが参画するチーム学校による組織的な支援体制の構築が有効であると認識しています。本県でも特別支援学校の教員を対象に作業療法士等の専門家が指導、助言を行う派遣事業を年間１３５回実施し、児童生徒の個別の指導計画に反映させ日々の指導に役立てています。また、小・中学校等の教員を対象とした専門家チーム相談会も今年度７か所で１４回開催しました。５名の作業療法士を含む２２名の外部専門家に５９件の相談があり、専門的な見地からの指導、助言を受けたところであります。

例えば、発達の特性により文字を書くことが苦手な児童について、作業療法士から、点と点を線でつなぐ作業により目と手の動きを連動させる訓練が有効といった助言を受け、効果的な支援に結びつけることができた事例があります。こうした成果や他の都道府県の取組状況も踏まえながら、今後も積極的に作業療法士等の多職種連携を進め、全ての児童生徒が安心して学べる教育環境を整備してまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

特別支援学校での活用であったり、専門家チームの相談会ということでお話が今ございました。今大事なのは教員だけではなくて、保護者も、教員と保護者と生徒と三者、また、その間に作業療法士さんが入っていただいて、同じ目

線で相談できる体制というのが非常に重要かなと思っておりますので、なかなか専門家チーム相談会に保護者が一緒に入るというわけにはいかないと思いますが、保護者も相談できる、そんな仕組みづくり、体制づくりも検討をしていただければなと思っております。

私も作業療法士さんと幾度も懇談を重ねてまいりましたが、やはり特別支援学校では当然活躍をしていただけると思っておりますが、それ以上に小・中・高等学校において、いろんな隙間を埋めていただけるのが作業療法士なんだと思っております。ＳＴ（言語聴覚士）やＰＴ（理学療法士）の皆さんとは違った角度で、また、より学校現場にマッチした感じで支援をしていただけるのではないかなと思っておりますので、今後も是非この検討を進めていただきたいなと思っております。

それでは、次に、フリースクールとの連携についてお伺いいたします。

フリースクールは、何らかの理由から学校に行くことができない、また行かない、行きたくても行けないなどといったこどもたちが小学校や中学校、高校の代わりに過ごす場所であります。不登校やひきこもりをはじめ、様々な事情を抱えるたくさんのこどもたちを受け入れ、学びの場を提供しております。個人経営であったり、ＮＰＯ法人やボランティア団体などが運営する民間の教育機関になりますので、それぞれの方針や教育理念の違いによって形態も様々であり、かかる費用も一様ではありません。近年、県内においてもフリースクールを活用される方が増加しており、経済的な負担に対する支援を求める声が多く届いておりました。そこで、私ども公明党としましても、フリースクール利用に係る支援を求めてきたところであります。県としても本年度より利用料に係る経済的支援を行っていただいており、大変うれしく思っております。しかしながら、その事業スキームが市町村が補助を創設した場合にその半額を市町村に対して補助する、このような仕組みとなっております。現在、支援を行っているのは別府市と日田市のみとなっており、せっかくの制度が活用されないと、多くの方が支援を受けられない状況にあります。

当事者の皆さんからは、こどもが心配で買物に行くことさえ躊躇される、そういった声やこどものことを考えると働くことができずに、本当に生活が苦しい、このような切実な声がいまだ多くあります。県で進めるフリースクール等認証制度によって、学びの場としての質は確保されていると思いますので、より県民に寄り添った制度とすべきではないでしょうか。

小学校、中学校を所管する各市町村が検討すべき内容であることは、もう十分に理解をしておりますが、こどもたちの学びの場において地域差があることは望ましくないと考えます。また、三重県や茨城県のように、県が直接支援を行っているところも既にあります。こうしたことを踏まえ、直接支援の検討も含め、フリースクールと連携した学びの支援にどのように取り組んでいくのか、教育長の見解を伺います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

フリースクールは、不登校など様々な事情を抱えるこどもたちにとって重要な学びの場であることから、県ではこれまでもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをフリースクールに派遣できる体制整備やオンラインを活用した学習支援システムの提供等を行ってまいりました。加えて、今年度からフリースクールにおける学びの質の確保を目的に定めたガイドラインに基づく認証制度を創設しました。また、保護者の経済的負担を軽減する観点から認証を受けたフリースクールに通う低所得世帯等を対象に市町村と連携して利用料助成も開始したところであります。

議員御指摘のとおり、現状フリースクール利用者への経済的支援を実施している市町村は別府市と日田市に限られることから、まずはその他の市町村に対し、支援制度の導入を促してまいりたいと考えております。また、市町村を介さない県による直接支援については、今後の国の動向や他県の状況等を注視してまいりたいと思います。

今後も引き続き関係者の声に耳を傾けながら、フリースクールと学校が緊密に連携した誰一人取り残さない学びの保証充実に努めてまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　さきほどもありましたが、事業者さんに直接支援をすることで、保護者負担を軽減できるような方向も検討できるのではないかなと、これは私は個人的に考えております。保護者の方の中には、いつこどもが学校に行ってもいいようにと、給食費や副教材代、学校徴収金を払った上で、その上でフリースクールの利用料金も負担されている、このような方もたくさんいらっしゃいます。県が公表をホームページでしております、フリースクール利用者へのアンケート結果においても、フリースクールにお子さんが通うようになって、家庭の経済状況がかなり苦しい、また、少し苦しいとお答えになった方が８割に上っております。こどもや家庭にとってのフリースクールというのは大切な第三の居場所であると思いますので、家庭の経済的な理由で差がつくことがないように、ぜひとも前向きな検討を進めていただければありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、大分市東部地域の道路整備について伺いたいと思います。

私はこれまでも大分市東部地域の道路整備について質問を重ねてまいりました。しかしながら、渋滞は依然として解消できず、引き続き対策が必要であると考えます。

そこで、本日は特に三つの区間について伺いたいと思います。

まずは、国道１９７号バイパス久土・木田間についてです。この区間は宮河内インターチェンジを中心に現在進められている東九州自動車道の４車線化や中九州横断道路の整備に伴い、広域交通ネットワーク形成のために重要な区間であると考えます。今後、宮河内インターチェンジが交通の拠点となっていくことを考えると、現在でも朝夕の渋滞が著しいこの区間を計画的に整備していく必要があるのではないでしょうか。

次に、臨海道路細・馬場線についてです。臨海産業道路、いわゆる４０メーター道路は臨海部の立地企業を支える重要な道路でありますが、現在は細地区で行き止まりとなっております。そこで、並行して走る国道１９７号に出るためには、細地域の生活道路を経由することになりますが、近年は国道１９７号の渋滞を避けるために４０メーター道路を利用し、その結果、細地区内の生活道路を通って、国道１９７号に出るということから、地域住民からも危険だと声が上がっております。さらに本神崎地区では、木田神崎バイパスや国道１９７号湊バイパスが整備されたことで、臼杵から大分市への交通量が増加し、交通渋滞も発生をしております。このような状況を考えると、臨港道路細・馬場線の整備を早期に完了することが非常に重要であると考えますし、知事のおっしゃられる豊予海峡ルートなどの広域交通ネットワークの推進においても欠かせないと考えております。

最後に、県道鶴崎大南線についてであります。この路線は鶴崎地区と松岡地区をつなぐ重要な道路であり、鶴崎駅前から金の手交差点の区間においては４か所の渋滞箇所が連続して、朝夕の渋滞が常態化しております。また、現在も京が丘周辺はさらに団地開発が進んでおりますので、今後も交通量が増加することが考えられます。加えて、この沿線には小学校、中学校もあることから、通学路としての安全確保も非常に重要な問題であります。平成２７年度には、松岡小学校までの区間が完成をしておりますが、令和５年度に事業化された松岡２工区、施工中である毛井工区についても早期完成が要望をされております。また、県が検討を進めています松岡スマートインターチェンジとの接続においても重要な路線であり、さらなる整備促進が求められます。

大分市東部地域の人口は増加傾向にあり、渋滞解消に対する地域住民の期待は依然として大きいと感じております。そこで、これら三つの区間における道路整備をさらに促進していただきたいと考えますが、今後の取組について、土

木建築部長に伺います。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

大分市東部地域においては、朝夕の渋滞が課題の一つと認識しており、県では重点的にその対策を進めているところです。

議員御指摘の国道１９７号バイパスについては、まずは東部地域の渋滞緩和に効果が期待される国道１９７号鶴崎拡幅の早期完成を目指します。さらに中九州横断道路が大分宮河内インターチェンジに接続することにより、久土・木田間に加え、大分市街地や大分港大在地区方面への交通状況の変化に応じた対策が必要となるため、現在その整備方針を検討しているところです。

次に、臨港道路の細・馬場線については、国道１９７号から臨海部へのアクセス向上を目的に整備を進めています。現在用地交渉と並行して、細地区側から順次工事を実施しており、引き続き事業推進に努めていきます。

県道鶴崎大南線については、渋滞緩和や歩行者の安全確保を目的とした松岡２工区や毛井工区の整備を進めており、まずは事業中区間の早期完成に努めます。

今後も三つの区間を含む東部地域において、道路事業の進捗や周辺の交通状況の変化を勘案しながら、渋滞対策に取り組んでまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

検討中の部分と既に工事進めていただいている部分とあります。是非スムーズな進捗いただけるようにお願いいたします。

そこで１点、お伺いしたいんですが、熊本はスマート交差点という取組を行っております。県においても交差点の改良を行っていただいておりますが、どのように取り組んでいるのか、１点お伺いしたいと思います。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えいたします。

本県においても、国、市や警察などと連携をしまして、熊本市と同様の対策を取り組んでいるところであります。

例えば昨年４月に別府市の県道別府庄内線において、観光シーズンの渋滞緩和を目的に市街地から別府インターチェンジや鉄輪方面へ右折できる車線数を２車線に増やす運用を見直しを実施しました。また、現在右折車が直進車を阻害している大分市の県道大分臼杵線の椎迫入り口交差点では中央分離帯等を活用して、右折レーンの延伸工事を実施しています。

引き続き交差点の渋滞要因を踏まえながら、右折レーンの延伸や信号時間の調整など渋滞緩和の対策を検討してまいります。

大友副議長　吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員　ありがとうございます。

金の手交差点等も是非検討をいただきながら、交差点改良も進めていただきたいなと思っております。

ユースモニターの行事がありまして、若者も移動しやすさが大事だとおっしゃっておりました。是非県としても移動しやすい大分県づくり、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で吉村哲彦議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。

本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長　御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

―――――→…←―――――

大友副議長　以上をもって本日の議事日程は終了しました。

明７日、８日は県の休日のため休会とします。

次会は、９日定刻より開きます。

日程は決定次第通知します。

―――――→…←―――――

大友副議長　本日はこれをもって散会します。

午後２時４０分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第７号）

令和８年３月９日（月曜日）

議事日程第７号

令和８年３月９日
午前１０時開議

第１　一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第１　一般質問及び質疑

出席議員　４２名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		木付　親次
	三浦　正臣		古手川正治
	元吉　俊博		麻生　栄作
	阿部　英仁		御手洗朋宏
	福崎　智幸		吉村　尚久
	若山　雅敏		成迫　健児
	高橋　　肇		木田　　昇
	二ノ宮健治		守永　信幸
	原田　孝司		玉田　輝義
	澤田　友広		吉村　哲彦
	戸高　賢史		猿渡　久子
	堤　　栄三		末宗　秀雄
	佐藤　之則		三浦　由紀

欠席議員　１名

井上　明夫

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
選挙管理委員	角山　光邦
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

大友副議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

大友副議長　本日の議事は、議事日程第７号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　一般質問及び質疑

大友副議長　日程第１、第１号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、これを許します。御手洗朋宏議員。

〔御手洗（朋）議員登壇〕（拍手）

御手洗（朋）議員　２５番、県民クラブ、未来を共に、御手洗朋宏です。練習ではスムーズにいったんですけれど、やっぱりここに立つと緊張いたしますが、一般質問の機会を与えていただいた会派の皆さんに感謝申し上げます。

傍聴においでの皆さんやインターネット中継を御覧の皆さん、いつも御支援ありがとうございます。

佐藤知事をはじめ、執行部の皆さんもよろしくお願いいたします。

まず、多様性が尊重される社会について質問いたします。

一つ目は、外国人との共生についてです。

想定を上回る速さで人口減少が進む中、その対策は大分県にとっても最重要課題の一つと考えます。今年２月に県が発表したデータによると、県内に在留する外国人の数は、昨年１２月末時点で２万２，５９３人であり、過去最多を更新しています。県として、多文化共生の重要性を踏まえ、外国人住民が安心して暮らせる環境整備に取り組んでいる成果の一端であると受け止めています。

大分県在住外国人意識調査では、大分県に住み続けたいと回答した方が６６．６％に上り、また、生活に対して、満足・やや満足と答えた方も７４．０％となっています。外国人住民が大分県を生活の拠点として前向きに捉えている実態が示されています。

一方、同調査では、日本語のコミュニケーションに困っている方が５６．１％、外国語で相談できる場所が分からない方が４７．９％となっており、県内の外国人の相談窓口である大分県外国人総合相談センターを知らないという方も７２．２％存在しています。本人は定住意向があるにもかかわらず、言葉や情報の壁によって、生活支援等につながりにくい状況が生じているのではないかと考えます。

また、全国的には地域とのつながりを深める取組が積極的に行われているところもあれば、生活習慣や文化の違いを背景に、あつれきが生じているところも見受けられます。近年は、外国人排斥を訴える言説も見られ、社会の分断につながりかねない状況も懸念されます。

だからこそ重要なのは、外国人を単なる労働力の補完として捉えるのではなく、地域社会の構成員として、お互いの人権を尊重し、共に暮らす社会を築くことではないかと考えます。外国人に選ばれる大分県であることは、持続可能な地域づくりにも直結します。人口減少が加速する中において、調査で明らかになった課題や地域の実態を踏まえ、人権を尊重した外国人との共生を進めることが大変重要であると考えます。

そこで、外国人との共生について、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以降、対面席で行います。

〔御手洗（朋）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの御手洗朋宏議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。御手洗朋宏議員の外国人との共生についての質問にお答え申し上げます。

近年、毎年２千人を超えるペースで増加が続く県内在住の外国人は、今や地域や産業を支える大切な県民であり、県では、こうした外国人の方々も含め、誰もが安心して暮らし活躍できる環境づくりを進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、昨年８月実施の外国人意識調査では、７割近くの方が本県に住み続けたいと回答した一方で、言語や生活習慣の違いに起因する困り事を抱えている方も確認されました。さらに、約４割の方が対面での相談を希望していながらも、相談先が分からない、情報が集約された信頼できるサイトを利用したいといった声も寄せられております。

こうした課題を早期に解決するため、新年度には二つの取組を進めてまいります。

まず、県内各地での対面相談体制の充実であります。

現在、市が運営する相談センターは、一部地

域に偏在していることから、本県としては初めて、地域おこし協力隊制度を活用して、留学生のＯＢ等を外国人コーディネーターとして、この１０月から５か所の振興局に配置いたします。市町村や相談センター、支援団体などと連携を図りながら、外国人住民と雇用する企業のニーズや困り事に身近な地域で対応するとともに、雇用期間終了後の県内定着にもつなげてまいります。

次に、外国人向け情報ポータルサイトの充実であります。

外国人対応の拠点である県のおおいた国際交流プラザのＷｅｂサイトを秋までに改修し、生活ルールや行政手続、災害情報など、日々の暮らしに必要な情報を分かりやすく集約し、多言語で発信いたします。さきの意識調査では、情報入手先が分からないといった声もあったことから、外国人が転入手続で必ず訪れる市町村窓口はもとより、地域の交流行事など、あらゆる機会を捉えて、Ｗｅｂサイトの利用促進につなげてまいります。

引き続き、地域社会の重要な構成員である外国人住民と地域の方々が、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指してまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

知事のそういう姿勢は、やっぱり地域で暮らす外国人に限らず、全ての住民の皆さんの安心につながっていくかなと思っております。

とはいえ、いろいろな課題があると思いますので、外国人との共生ということで、国のこともありますし、市町村もありますけれど、県が率先してやっていくべきだと思いますけれども、やはりどこの部局がとかいうことではなくて、部局横断的に体制をしっかり構築していかないといけないと思うんですけれども、今後のそういった施策の在り方について、企画振興部長のほうにお尋ねしたいと思います。突然振ってすみませんが、よろしくお願いします。

大友副議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　お答えいたします。

さきほど、知事答弁いたしましたけれども、これまで地域でいろんな課題がありまして、それをどちらかというと本庁の企画振興部の中に国際政策課がございますけれども、ある程度、もうここで対応していこうということで、長年やってまいりましたけれども、やはりこれだけ外国人の県内在住の方が多くなってきますと、地域でいろんな課題も問題も起こるだろうと、困り事も起こるだろうということで、今年の１０月めどですけれども、地域おこし協力隊の制度をうまく活用しまして、外国人留学生の方で卒業していこうとする方を県内にとどめるという意味もありますので、県庁のほうで採用して、５名ほど、各地域に、なるべく近い地域に配属したいということでございます。

振興局の中に配属しますので、今、議員おっしゃっていただいた、どの部署がということなく、地域で横断的に何部局ということなく、振興局で対応していくということが、正にそれにつながるんだろうと思いますので、１０月からしっかりやっていけるように、いい人も選んでしっかりやっていきたいと思います。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

外国人の方を支援対象というわけではなくて、地域を共に支える主体として位置づけて、政策展開していっていただきたいとお願いして、次に移っていきたいと思います。

今度は、多様性を尊重した避難所運営ということであります。

頻発する自然災害に対し、避難所運営の在り方が極めて重要であると考えております。県においても避難所運営コーディネーター養成講座を開始したと伺っていますが、災害対応は、制度や人材育成だけで完結するものではなく、日常の地域の在り方が反映される側面があると思っています。

佐賀関の大規模火災では、地域コミュニティの強い結びつきや日頃からの避難訓練の積み重ねが相乗的に作用し、結果として貴い命が守られたというふうに受け止めております。

現在、地域社会には、さきほど取り上げました外国人住民をはじめ、多様な背景を持った方

々が暮らしております。そのため、災害時には言葉や情報の壁によって支援が届きにくい状況が発生してしまいます。能登半島地震では、長期にわたる避難生活が余儀なくされる中で、避難所運営の在り方が大きな課題として浮き彫りになりました。特に、高齢者や障がいのある方、女性、こども、外国人などの被災者への配慮が十分に行き届かなかった事例や限られた担い手しか避難所運営ができず、負担が集中してしまった事態が各種報道等でも指摘されています。こうしたことから、避難所運営においては、多様な立場の視点を取り入れ、誰もが安心して避難できる体制を整えることが重要だと考えます。

そこで、まず、県が進める避難所運営コーディネーター養成講座のこれまでの成果と課題を伺います。

また、能登半島地震の教訓も踏まえ、多様性を尊重した避難所運営に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお伺いします。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えします。

今年度開始した避難所運営コーディネーター養成講座では、市町村から推薦された防災士や消防団員等、防災の基礎知識を有する２９名が受講し、災害関連死の防止やジェンダーへの対応など、新たな知見を持って学び直しをしました。

このうち、１７名は、今般の佐賀関火災の避難所で１１日間活動いたしました。混在した物資配布スペースにおいて、女性用下着の配置を見直すなど、養成講座で学んだ視点をいかして、適切な助言を行いました。

一方で、経験不足から、どこまで助言すべきか戸惑ったなどの感想も寄せられておりまして、今後も実践的な講座を実施し、継続的にフォローアップすることとしております。

次に、多様性を尊重した避難所運営については、能登半島地震などを踏まえたマニュアル策定のための基本指針の改訂を昨年度行いました。高齢者や外国人のほか、性的少数者など、配慮が必要な避難者への対応を、この中で示しております。

市町村には、担当者会議などを通じまして、マニュアルの見直しとその実践を促しております。

今後も、誰もが安心して過ごせる避難所の実現に向けまして、市町村や支援団体と連携して取り組んでまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

南海トラフが想定される中、今議会においても代表質問や一般質問の中で、こういった災害の対応や避難所のこと、たくさん出ておりますけれども、避難所運営自体は市町村が主体になってくるということは私も理解しているんですけれども、多様な立場の方の支援等については、市町村だけでやっぱりノウハウを蓄積していくというのはなかなか難しいことがあるんじゃないかなと思います。どういったケースがあるのか、あるいはノウハウの蓄積、ほかの都道府県の状況も含めて、やっぱり市町村の後押しというのを県がしっかりしていかなければならないと思っているんですけれども、そこは、ちょっともう少し具体的にお示しいただければと思います。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　さきほど答弁で申し上げまし避難所運営マニュアル策定のための基本指針ですね、この中に個別に要配慮者に応じた対応ということで、高齢者、視覚障がい者、聴覚がい害者、盲聾者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者、それから、知的障がい者、妊産婦、外国人、観光客等、個別に上げまして、留意すべき点を箇条書で示しております。この改定の内容を、さきほど申しました市町村の会議等を通じまして、しっかり市町村の中で、各市町村のマニュアルを見直していただいて、この書かれていることに対応できるようにしていただきたいということを申し上げておきます。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　分かりました。是非、市町村との連携、さらに深めていただきたいと思いますし、コーディネーター養成ですね、いろん

な立場を持った方がコーディネーターになれるといいのではないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

では、次に、中九州横断道路についての質問に移ります。

一つ目は、中九州横断道路の整備についてです。

中九州横断道路は、大分県と熊本県を結び、物流、観光、防災など多方面にわたり効果が期待される高規格道路であり、県土の将来像を左右する重要なインフラです。先日開催された中九州横断道路広域シンポジウムにおいて、知事は、この道路整備が人口減少を反転させる地方創生の切り札になり得ること、また、社会経済の変化の速さを踏まえ、より一層加速して整備していくことが大事であるとの趣旨を述べられています。

さらに、道路整備そのものにとどまらず、沿線地域の発展を含めた取組が重要であるとの認識も示されています。知事自らが中九州横断道路を県政の重要課題として位置づけ、強い決意を示されていることを大変心強く受け止めております。

一方で、中九州横断道路は国の事業であり、整備の進捗には国の判断が大きく関わってまいります。だからこそ、県としてどこまで主体的に関与し、どのような戦略を持って早期完成を実現していくのかが重要になってくると考えています。

そこで、中九州横断道路の整備について、知事が述べられた加速して整備するという決意を具体の行動に移すため、国への要望活動、関係自治体との連携、県庁内の推進体制など、早期完成に向けた主体的な取組をどのように進めていくのか、知事の考えを伺います。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　中九州横断道路の整備についてでございます。

九州の東西１２０キロメートルを結びます中九州横断道路、新生シリコンアイランド九州の実現等に向けました人流・物流の要であるとともに、南海トラフ地震など大規模災害時の代替路としても重要な役割を担っておりまして、早期の完成が求められております。

このため、県としましては、国による整備を後押しするため、次の取組を積極的に進めているところであります。

一つは、機運醸成に向けた熊本県や沿線関係者との連携の強化でございます。

議員からさきほど言及がございましたけれども、昨年１２月に、竹田市において、熊本県の木村知事らと共にシンポジウムを開催しました。会場は６００名を超える参加者の熱気に包まれまして、地域の盛り上がりを強く感じたところであります。半導体関連の株式会社スズキの鈴木社長からは、本道路がつながることで産業集積、電力、人材など様々な効果があるとの基調講演をいただいたところであります。また、パネルディスカッションでは、観光や農業などの幅広い分野の方から、一日も早い全線開通への強い期待の声が寄せられました。

今後も、こうした取組をタイミングを逸することなく、関係者と共に継続しながら、地域の声を国土交通省や財務省などへ、しっかりと届けてまいります。

二つ目は、事業の進捗の支援であります。

事業中の区間であります竹田阿蘇道路では、隣接する濁淵川において、県が橋梁工事を進めております。完成後は、国が工事用道路として活用する予定のため、竹田阿蘇道路の円滑な事業進捗に向けて、早期完成を目指しております。

さらに、県内唯一の未整備区間であります、大分・犬飼間の早期事業化に向けた取組も重要であります。

現在、環境アセスメントと都市計画の手続を並行して進めています。今年１月から、県主催で大分市、臼杵市、豊後大野市において説明会を開催して、具体的なルートを示したところであります。引き続き、一日も早い事業化に向けて、関係部局が連携をしながら、手続の迅速化を図ってまいります。

今後も、県議会をはじめ、熊本県や期成会のお力添えをいただきながら、早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　様々な取り組みしていただいていることよく分かりました。早期完成というのは、本当に多くの県民が期待しているところで、私もその中の一人でありますので、引き続き、知事の強いリーダーシップで国への働きかけ等をお願いしておきたいと思います。

では、続きまして、宮河内インターチェンジ周辺の道路環境についてに移ってまいります。

今述べました中九州横断道路の整備と併せまして、県が進める大分港大在地区の機能強化は、産業や経済の発展に向けた大きな柱であり、知事が提唱する豊予海峡ルートとも結びつく重要な取組です。大分港大在地区の機能が強化され、物流拠点としての役割が高まれば、港と道路を結ぶネットワークの重要性も一層増していきます。港の整備を進める上で、それを支える道路環境が慢性的な混雑を抱えたままであれば、物流の円滑化や地域の発展につながりにくいという現実があります。

東九州道宮河内インターチェンジ周辺では、接続する国道１９７号バイパスの混雑により、朝の通勤時間帯を中心に交通量が集中しており、本線にまで影響する状況が見られます。今後、中九州横断道路が接続されれば、この地域の役割と重要性はさらに高まり、交通量のさらなる増加も見込まれます。令和５年第３回定例会でも、大分外郭環状道路とその一部である国道１９７号バイパスの延伸を含む宮河内インターチェンジ周辺の整備について取り上げました。

これに対し、当時の三村土木建築部長からは、国道１９７号鶴崎拡幅や庄の原佐野線の整備などを当面の対策として進めつつ、バイパス延伸については、国、県、市で検討を続けるとの答弁がありました。その後２年が経過し、鶴崎拡幅や庄の原佐野線など、当面の対策は着実に進捗していると認識しております。だからこそ、次の段階として、久土地区から先のバイパス延伸を含めた宮河内インターチェンジ周辺の環境整備について、今後どのように具体化していくのか示す時期に来ているのではないでしょうか。

中九州横断道路の東九州自動車道への接続を見据え、大分港大在地区の機能強化とも一体となった道路ネットワーク整備が必要と考えますが、宮河内インターチェンジ周辺の道路環境の整備について、今後どのような見通しを持っているか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

大分宮河内インターチェンジ周辺を含む東部地域では、東九州自動車道から物流拠点である大分港大在地区までのアクセス強化や人口が増加している本地域の渋滞緩和に資する道路の整備が重要です。

そのため、東部地域と市内中心部を結ぶ国道１９７号鶴崎拡幅や庄の原佐野線の整備を重点的に進めています。

鶴崎拡幅では、昨年３月、乙津橋が完成したところです。また、庄の原佐野線の下郡工区では、現在、橋梁の上部工事が本格化しており、引き続き、両路線とも着実な事業進捗に努めてまいります。

一方、議員御指摘のとおり、中九州横断道路が大分宮河内インターチェンジに接続することにより、国道１９７号バイパスの交通量の増加が想定されます。

そのため、久土地区から先の佐賀関方面に加え、大分市街地や大分港大在地区方面の交通状況の変化に応じた対策が必要であり、現在、その整備方針を検討しているところです。

引き続き、中九州横断道路の東九州自動車道への接続を見据え、大分宮河内インターチェンジ周辺の道路整備に取り組んでまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

今日は、一般質問の２日目なんですけれども、代表質問、それから一般質問１日目もあって、ここの話がもう既に何回か出ていまして、正直、そんなに答弁変わらないんだろうなとは思っていたんですけれども、ただ、それだけこの道路のことというのは非常に関心が高いということで、今日も傍聴席見ていただけたら分かるんですけれども、私の地元の方がたくさん来ていまして、正に、この宮河内インターチェンジのす

ぐそばに住んでいる皆さんであります。ウオーキングのコースとかになっている方もいるわけなんですけれども、やっぱり渋滞の問題ですね、日々直面しているわけです。

確かに非常に難しい問題で、私も１９７号線、通勤というか使っていますけれども、乙津橋拡張が済みましたが、まだ、もう片方が耐震工事ということで、結局変わらないんじゃないかというようにも、使う者としては正直な心情として、そういう声も聞いているところでありますけれども、本当に道路というのは、いろんなことが関係しているというのはよく分かります。

とはいえ、やはりさきほど知事がおっしゃったように、私も説明会行きましたけれども、東九州との接続で、完成したら、すごいインターチェンジができるんですね。東九州に乗る、降りる、中九州に乗る、降りる、中九州との接続ということで、これがいつ完成するんだというのは地元の方もおっしゃっているんですが、なかなかいつというのは、また、言いづらいと思うんですが、そこで、ちょっと佐藤知事のほうにお願いしたいんですけれども、知事がやっぱり新幹線と豊予海峡、いわゆる交通、道路の問題、大変夢があると。私も、中九州も同じぐらい夢が詰まっているというふうに思っています。新幹線、豊予海峡ルート並みに、知事の中九州に対する熱い思いを、是非、もう一回、言っていただければと思いますので、お願いいたします。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　さきほど来、答弁申し上げておりますとおり、中九州横断道路が、それが東のほうにつながっていくと豊予海峡につながってまいります。そのような意味で、宮河内というのは、ちょうど東九州自動車道と合わせて結節点になりますので、その周辺の整備も含めて、中九州横断道路の整備に、まずは全力を挙げて、そして、その先の豊予海峡につながっていくように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

是非新幹線、豊予海峡、中九州、３本柱で推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。土木建築部長もよろしくお願いします。

では、次に参ります。障がい者活躍日本一についてです。

まず、就労選択支援について質問します。

大分県は、障がい者活躍日本一を掲げ、障がいのある方が希望や特性に応じて働き、地域で暮らし続けられる社会づくりを進めています。その中で、就労支援や職場定着支援の充実は重要な柱とされております。

就労継続支援事業所は、障がい者の働く場として大切な役割を担っており、支援が必要な方にとって欠かせない制度です。その中でも、最低賃金法が適用されないＢ型事業所は、年々増加傾向にあります。例えば大分市のＢ型事業所は２０１９年度の６９か所から、２０２６年１月には１２９か所に増加しています。もちろん本人の状況によっては、Ｂ型事業所での就労を継続することが必要な場合もあります。しかし、本人の希望や状態では、Ａ型事業所や一般就労などの選択肢があり得るにもかかわらず、Ｂ型事業所を利用せざるを得ない実態があるとすれば、支援の在り方に問題があるのではないかと考えます。さらに、Ｂ型事業所が増える中で、利用者を確保しなければ運営が成り立たないという構造が生じているとすれば、本来の目的である本人中心の支援から離れてしまい、本末転倒になりかねません。また、支援付雇用として位置づけられるＡ型事業所の受皿が十分なのかという点も含め、就労支援全体のバランスが問われていると考えます。

こうした中、国は、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する就労選択支援制度を創設いたしました。この制度は、就労支援のサービスの利用に先立ち、本人の意向や就労能力等を整理するアセスメントを行い、その結果を踏まえて、適切な支援につなげることを目的としています。就労選択支援

の考え方は、Ｂ型事業所の利用の長期化や固定化といった課題を解消し、本人主体の就労支援へと転換していく上で、大きな意義を持つものと受け止めています。

そこで、まず、本県のＢ型事業所における利用実態及び運営上の課題を県としてどのように認識しているのか伺います。

また、本人の希望に沿った就労の選択肢が適切に広がるように、創設された国制度の趣旨も踏まえ、県として就労選択の支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

県内の就労継続支援Ｂ型事業所は、平成３１年４月の２００か所から本年１月には約１．５倍の２９２か所にまで増加しており、全国も同様の状況でございます。

特に、別府市を含む東部圏域においては、利用定員数が計画上の見込みを大幅に上回っている状況であり、利用者の獲得競争や質の低下なども懸念されますことから、市町村の意見も踏まえまして、先月、２月１日から新規の指定と定員の増を一時停止しているところです。

また、全国的に不適切な運営を行うＢ型事業所があることを踏まえまして、昨年１２月に厚生労働省が指定の適切な運用に資するガイドラインを示したところです。さらに、高い利益率あるいは給付費の増加などを受けました応急的な措置として、新規指定事業所の報酬の引下げも検討されているところです。

こうした国の動向も踏まえながら、引き続き適切な事業所の指定に取り組みますとともに、研修や実地指導などによりまして、質の向上を図ってまいります。

他方、昨年１０月から開始されました就労選択支援については、現在、六つの市で１１事業所を指定しているところです。

県では、各市町村で１か所以上の指定を目指すという国の方針を踏まえまして、市町村自立支援協議会において、その設置について検討するよう促しているところです。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　一方で、事業所の方に話を聞くと、制度自体がやっぱり目まぐるしく変わって、対応が非常に難しいという声も聞きます。一番重要視されないといけないのは、やっぱりそこで、その施設を必要としている方の立場を考えないといけないんじゃないかなとは思っているんですけれども、さきほど部長からもありましたように、国の方針があって、市町村にお願いするということになるんですけれども、どうしてもこの場合の個別の避難計画、福祉避難所の件もそうですけれど、なかなかやっぱり市町村としては人員不足も含めて、やりづらいなという部分もあると思いますので、そこについては、県としても何らかの手を打つ必要があるのかなと思いますし、やはり本県は障がい者活躍日本一というのを掲げておりますので、その実現のために、あらゆる方法を取っていく必要があると思うんですが、１点再質問いたしますけれども、いろんな課題がある中で、このＢ型事業所、さきほど不適切な部分があるんではないかというようなお話もありましたけれども、県として、この実態把握、どういうふうにされているのか、もう少し詳しく教えてください。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

県内のＢ型事業所、増加を続けているというお話をさせていただきましたけれども、その実態については、まずは市町村の担当部署を集めた指導によりまして、適切に指導を行っていくということについて、説明会あるいは研修等を実施していくこと、さらには定期的な監査に入りまして、実際の運営状況、不適切な運営がされていないかどうか、きめ細かくチェックしているというところでございます。

全国的に、不正受給等の事案が発生しているという中で、本県でも令和３年２月に、直近では、そういう処分事案等が発生をしております。そうしたことがないように、日頃からそういう指導を徹底しているところでございます。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　さきほどからの繰り返しに

なりますけれども、やっぱり利用者の方ですね。そういった方、A型に移行したり、一般就労も行ける方もいらっしゃるんじゃないかと思いますので、そういったところ、しっかりやっていただきたいのと同時に、運営する側の方も、やっぱり高い志を持って、本当に一生懸命やられている方もいらっしゃいますので、特に小規模の方、多いんですけれども、そういったところが今回の制度改正等によって、困ったことのないようにということも心配りしていただければということを要望しまして、次に移ります。

次は、障がいのあるこどもたちの進路についてです。

昨年末、国の教育統計において、特別支援学校の卒業者が進学率の集計の母数から除外されていたことが指摘され、修正されるという事案がありました。本当にあってはならないことだと思うんですけれども、障がいのあるこどもたちが統計上含まれていなかったという事実は、支援の遅れや施策の空白を生みかねず、結果として差別的な構造につながる重大な問題だと考えています。

大分県に住み、学ぶ全てのこどもたちについて、進路の実態を正確に把握し、教育や就労の機会を保障するとともに、一人一人が自分らしく学び、成長できる環境を整えることが重要です。教育行政の使命は、全てのこどもに輝ける場所を用意することにあります。県の特別支援教育推進プラン２０２５においても、学校卒業後までを通じた一貫した支援の重要性が掲げられています。

こうした中、特別支援学校高等部では、ジョブ・コンダクターの配置等による就労支援も行われ、さくらの杜高等支援学校をはじめ、知的障がいのあるこどもたちが卒業後の進路を見通しながら学ぶ環境が整えられてきました。一貫した支援の実現のためには、義務教育段階においても、将来を見据えたキャリア教育や進路情報の提供をさらに充実させていく必要があると考えます。

また、特別支援学級では、知的障がいだけでなく自閉症、情緒障がいのあるこどもたちも多く在籍します。こうしたこどもたちは、義務教育終了後、高等学校への進学を希望する場合がほとんどだと思います。しかし、現実には、高校段階における合理的配慮や支援体制が十分に整っていないため、本人や保護者が進路決定に大きな困難を抱えている状況があると認識しています。多様な進路が保障されているとは言い難く、支援の不足が進路選択の壁となっているのではないでしょうか。令和７年度決算特別委員会では、合理的配慮を要する生徒数が増加傾向にあり、支援員配置の必要性を認識していること、今後はその拡充も含め検討が必要であるとの答弁がありました。検討にとどまらず、自閉症・情緒障がいのある生徒が安心して県立高校を選択できるよう、具体的な環境整備を進める必要があると考えます。

今後は、知的障がいのあるこどもたちへのキャリア教育の一層の充実を図るとともに、自閉症・情緒障がいのあるこどもたちに対しても、義務教育終了後の支援が途切れることのないよう、高校段階を含めた支援体制を整備していくべきと考えます。

そこで、障がいのあるこどもたちの進路実態の現状把握を含め、県として、こうしたこどもたちの希望に沿った進路選択の実現に向け、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

障がいのあるこどもたちの進路選択については、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援が重要です。

このため、県では、卒業後までを見通した個別の教育支援計画の作成・活用を促し、福祉や労働分野の関係機関と連携しながら、一貫した支援を行うことで、一人一人の希望にかなう進路の実現を目指しています。

特別支援学校においては、昨年度から高等部の生徒向け進路講演会に中学部の生徒も参加させるなど、中学生段階から将来の進路選択に役立つキャリア教育を開始しました。

一方、昨年度、中学校の自閉症・情緒障がい

特別支援学級を卒業した生徒１７２名の約９割に当たる１５７名が、高校へ進学しています。

県立高校においては、障がいのある生徒のサポートを行う支援員を配置するとともに、その専門性を高める研修の実施や支援員の知識・経験を教職員と共有することで、学校全体における対応力の向上も図っているところです。

今後も、障がいのあるこどもたちが安全・安心に学ぶことができる学校環境を整えるとともに、希望する進路を実現できるよう、一人一人に寄り添った支援を進めてまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

１点、教育長が冒頭言いました個別の教育支援計画ですね。それ、高等学校での運用状況、どういうふうになっているのかお知らせください。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　個別の支援教育計画は、特別支援学校や小・中学校では、それぞれのこどもについて、計画策定を行っているところでありますが、それが十分に高校に対して引き継がれていない状況にあるという問題意識を持っております。その辺の中学と高校との接続をしっかりと行って、課題を引き継いで、一人一人きめ細かな指導を行う必要があるというふうに考えております。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　課題が明らかになっていると思いますので、よろしくお願いします。

先日、麻生議員が代表質問の中で、今後の高校教育の在り方について質問されたときに、佐藤知事が答弁で、こどもたちの進路選択が多様化する中で、一人一人の個性や能力を最大限に伸ばす教育環境をいかに実現するかが公教育に求められている課題です。県としても、現場の声に耳を傾け、対話を重ねながら、未来を見据えた教育の在り方を模索しているところですと述べられて、私は、もう大変、その言葉に感動いたしました。もちろん、これはいわゆる全日制の高校だけでなくて、定時制、通信制の高校あるいは特別支援学校の高等部も含んだものというふうに認識しておりますので、当然、教育委員会も同じ認識だと思いますので、その知事の言葉のとおりになるように進めていっていただきたいということを要望いたします。

それでは、次に移ります。貧困への対策についてです。

一つ目は高齢者の貧困についてです。

近年、年金額や雇用履歴の差などを背景として、高齢期の生活不安が広がり、老後の生活基盤が揺らいでいる現状が指摘されています。とりわけ女性は、非正規雇用の割合が高かったことや出産・子育て・介護などによる就労中断の影響もあり、年金水準が低くなりやすい傾向にあります。その結果、単身高齢女性を中心に生活困難が顕在化するケースも少なくありません。

厚生労働省による２０２２年国民生活基礎調査を基に、東京都立大の阿部彩教授が独自に集計した結果によると、６５歳以上の単身高齢女性の貧困率は約４４％に達すると報告されています。この数字は、高齢女性が経済的に不安定な立場に置かれやすい現実を如実に示しています。

高齢期の困窮は、住まい、医療、介護、地域での孤立など複数の課題が重なりやすいことが特徴です。高齢化が進む中で、本県においてもこれらの課題を早期に把握し、制度的な支援を途切れなく届けることが重要だと考えます。

そこで、高齢者の貧困、とりわけ女性の生活不安や貧困リスクに対する現状把握を含め、県としてどのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

本年１月時点で、県内では、約１万５千世帯が生活保護を受給しており、このうち約６割が単身の高齢世帯となっております。また、令和５年度の６０歳以上の生活保護受給者は、女性が男性の１．４倍となっており、低収入の単身高齢女性が相当数いると考えております。

こうした中、各市町村の社会福祉協議会などに設置されております生活困窮者の自立相談支援機関には、収入や生活費、健康問題などに関

する相談が昨年度３，２２４件寄せられており、支援員が個々のケースに応じて丁寧に対応しているところです。

例えば別居のこどもの生活費に自分の年金を充て、自己破産した高齢女性に対し、無料弁護士相談への同行やハローワークを通じた仕事の紹介のほか、介護支援センターによる見守りなどを実施するなど、きめ細かく支援しております。

相談者が抱える課題は、貧困問題のほか住まいや医療、介護など多岐にわたりますため、市町村では包括的な支援体制の整備を進めております。また、アウトリーチ支援員の配置も１４市町に広がっており、県もその取組を支援しております。

今後も、市町村や関係機関と連携いたしまして、高齢者一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

前回、私、一般質問で困難女性のことも取り上げたと思いますけれども、福祉保健部もあるし生活環境部のほうも関係してくると思いますので、市町村のバックアップも含めて、やっぱり女性のライフコースの違いを含めて、支援をしっかりやっていただきたいと。

今、もちろん高齢だけじゃないんですけれども、日本国内で一番多い世帯は、断トツで単身でありますので、やっぱりいわゆる家族単位という考えではなくて、単身の人たちをいかにしっかりと支えていくかということが重要になると思いますので、県として引き続き主体的に施策を推進してくださいということをお願いいたします。

続きまして、ひとり親家庭への支援についてに移ります。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持を一人で担うことから、就労や収入が不安定になりやすく、経済的困難に直面するケースが多いとされています。大分県においても令和２年の国勢調査では、ひとり親家庭が８，０６９世帯に上ると報告されています。また、全国的にもひとり親家庭の相対的貧困率は４４．５％とされ、経済的困難が極めて深刻であることが指摘されています。

こうした状況は、保護者の生活不安にとどまらず、こどもにとって必要な体験や学びの機会が確保されず、その後の人生に影響を及ぼす、いわゆる貧困の連鎖につながる可能性もあります。貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもがひとしく成長の機会を得られる環境を整えることが重要です。少し前になりますけれども、平成３０年度大分県ひとり親家庭実態調査によると、県内の母子家庭のうち、就業収入が年３００万円に満たない世帯が８４．４％と高く、当時から厳しい生活実態がうかがえます。ひとり親家庭の課題は所得の問題にとどまらず、住居、養育費、就労支援、相談体制など、多面的な支援を必要とします。

こうした課題に対応するため、県では令和３年度から令和７年度までを計画期間とする大分県ひとり親と困難な生活環境にあるこどもの支援計画を策定し、取組を進めており、令和７年度からは、大分こどもまんなかプランの中に組み込み、ほかのこども施策と一体的に取組を進めていると承知しております。

今年度末で当初の計画を策定してから５年が経過することになりますが、ひとり親家庭やこどもを取り巻く状況が大きく改善したとは言い切れないのが現実ではないでしょうか。

これまでに得られた成果や課題を踏まえ、ひとり親家庭への支援に今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

ひとり親家庭を対象にした児童扶養手当の支給額の引上げや全世帯対象の高校授業料の無償化の拡充など、経済的支援は充実してまいりましたが、一方で、ひとり親家庭の抱える悩みや困難は様々であり、求める支援の情報を確実に届けることが重要と考えております。

そのため、県では、支援制度を網羅した「ひとり親家庭ハンドブック」を毎年作成し、離婚届け出時や毎年の児童扶養手当現況届の際に、

市町村窓口で直接手渡すほか、ＷｅｂやＳＮＳでのプッシュ型の情報発信も行っております。

こうした周知の効果もあり、大分県母子・父子福祉センターにおける昨年度の生活相談は９５８件と、前年度から２０％増加、就労相談は２５７件と１４％増加し、３９名の就業につながったところです。

このように増加いたします相談への対応に加えまして、本年４月からは、共同親権や法定養育費の制度が導入されますことから、センターの体制強化が課題と考えております。そこで、来年度は相談員として、新たに社会福祉士を配置いたしますほか、弁護士による無料法律相談の回数も増やす予定としております。

今後も、市町村や関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の生活の安定と向上が図られるよう、しっかり努めてまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

相談件数とかが増えているということは、情報が行き渡っているという反面、それだけ困っている方が多いということであります。

これも代表質問になりますけれども、戸高議員のほうが、不登校のこどもが出たときの家庭の支援という話がありましたけれど、ひとり親家庭の場合、本当に大変なことになるんだろうなというふうに思いますから、そういったところ、特に今回、こども政策局が新設されるというふうに聞いておりますので、こどもまんなかプランも拝見しますと、非常に守備範囲が広いので、どこまでかというのも難しいところと思いますけれども、しっかりとこれまでの課題を検証して、これからの取組にいかしていただきたいということを要望いたしまして、次に移ります。

それでは、ＳＮＳを利用した児童生徒間の性暴力への対応について質問します。

近年、ＳＮＳやスマートフォンを介して、性的な画像の要求や拡散、さらには脅しにつながるような事案が全国的に問題となっています。児童生徒間であっても、こうした行為は重大な人権侵害であり、内容によっては明確に犯罪として扱われるべき性質のものです。

一方、こうした事案が学校で把握された場合、現場では事実確認や関係児童生徒への聞き取り、保護者への説明など、多くの時間と労力が求められることになります。しかし、教員は捜査機関ではないため、事実の確認や証拠の確保などには限界があります。

また、こうした対応により、教員が本来担うべき授業や学習指導に十分な時間を確保できないなど、学力保障への影響も生じてしまいます。さらに、被害を受けた児童生徒が不登校になったり、転校を余儀なくされたりするなど、被害者側が教育の場から離れざるを得ない状況が生じることは、決してあってはならないことです。

県教育委員会では、盗撮防止ガイドラインの策定や点検を用いた取組を進めていることは承知しておりますが、現場では対応項目が増えるほど点検作業そのものが目的化してしまい、実効性の確保よりも形式的な確認に追われてしまうのではないかという懸念もあります。その結果、教員の負担が増し、肝心の被害防止や迅速な支援につながりにくい状況が生じてしまっては意味がありません。

ＳＮＳ時代の性加害・被害については、学校の努力だけに委ねるのではなく、犯罪性を伴う事案は速やかにしかるべき機関につなげる仕組みを、制度として明確にすることが重要だと考えます。学校は、教育の場としての役割に専念し、犯罪として扱うべき事案については、警察が専門性を持って対応するという役割分担が、こどもを守る上でも、教員の負担軽減の上でも不可欠だと考えます。また、被害届の提出が直ちに難しい場合であっても、こどもを守るという視点から、警察による支援や関与がどの程度可能なのか、あらかじめ把握、そして、共有していくことも必要だと思います。

そこで、ＳＮＳを利用した児童生徒間の性暴力への対応について、警察との連携を含め、今後、どのように対応していくのか教育長に伺います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる卑劣な行為で、決して許されないものです。

本県では、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、情報モラル教育や生命の安全教育等を通じ、ＳＮＳの危険性の理解や他者を思いやる心を育んでいます。

ＳＮＳを介した性的画像の要求など、児童生徒間の性暴力の兆候を学校が認知した場合は、被害者の安全確保を第一に考え、迅速かつ組織的な対応を行うよう、各学校に通知しているところです。

特に、犯罪性を伴う場合は、学校だけの対応では限界があることから、事案発生時には、直ちに警察へ通報・相談するよう、各学校に徹底しています。

性犯罪等の被害を受けた児童生徒の精神的負担を軽減しつつ、法的に信用性の高い情報を得るために、検察庁や警察等の代表者が、生徒への初期の聞き取りを行う代表者聴取の活用を、昨年８月に全公立学校に通知し、学校との役割分担を図ったところです。

また、議員から御指摘のあった被害届の提出が難しいケースなども想定して、警察が、県内８か所の警察署に配置するスクールサポーターや児童相談所等との連携を強化し、全ての児童生徒が安心して学べる環境確保に努めてまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

もちろん、そういったことが起きないということが、一番大事なことでありますけれども、起きてしまったときの準備をしっかりやっていくということであります。

ここで、もう一度確認しておきたいんですけれども、やっぱり学校はこどもを育てる教育の場であって、決して犯罪を捜査する場所ではないということであります。とはいえ、残念ながら、そういった事案が後を絶たないのも事実であります。

県警察に対しても、教育委員会との連携を図っていただきまして、児童生徒間における性暴力に対応していただきたいというふうに思っておりますので、ここで、本部長のほうにお願いしたいと思います。

大友副議長　平松警察本部長。

平松警察本部長　県警察では、これまでもスクールサポーターの訪問活動等を通じまして、日頃から学校等と緊密な連携を取りまして、情報交換、情報共有を図っているところでございます。

性犯罪はもとより、犯罪性を伴う事案を認知した際には、事案の悪質性、重大性、緊急性、被害児童や保護者の御意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応を取り、児童の安全確保等に努めてまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　ありがとうございました。

これからもしっかり連携を取ってやっていただきたいというふうに思います。

では、最後、若年層の投票率向上についてです。

近年、各級選挙における投票率の低下、とりわけ若年層の投票率の低さが課題として指摘されています。政治への関心を高め、主権者としての参加を促していくことは、民主主義の基盤を支える上で重要だと考えます。

その一方で、制度上の仕組みが若者の投票行動の壁となっている現実もあるのではないでしょうか。進学や就職により、４月に住民票を異動する若者は多くいます。しかし、転入後３か月に満たない場合には、新住所地の選挙人名簿には登録されず、選挙が行われた際には、原則旧住所地での投票が必要となります。新住所地で投票したい場合には、郵送等による不在者投票の手続が求められ、時間的・心理的な負担が大きく、結果として投票を断念せざるを得ないケースもあると認識しています。統一地方選が４月に行われることが多いことも踏まえると、進学・就職の移動時期と重なることで、若者が投票機会を失いやすい構造が生じているのではないかと考えます。投票は国民の基本的権利であり、若者が生活環境の変化の中でも確実に投票できる仕組みを整えることは、政治参加の促進という観点からも重要です。

そこで、若年層の投票率向上に向けて、不在者投票制度の利用促進など、投票機会の確保や啓発に取り組む必要があると考えますが、選挙管理委員長の見解を伺います。

大友副議長　角山選挙管理委員。

角山選挙管理委員　若年層の投票率向上についてお答えします。

各選挙における県全体の投票率は約６割ですが、若年層は３割程度と低く、課題と認識しております。

県選挙管理委員会では、選挙時には、若年層に広く浸透しているＳＮＳを活用した広報を行っているほか、市町村選挙管理委員会と連携して、小・中・高校や大学等での選挙出前授業や二十歳のつどいでの啓発パンフレットの配布などに取り組んでおります。

また、投票しやすい環境整備も重要です。利便性の高い商業施設に加え、高等学校内やマイクロバスによる移動式の期日前投票所を設置する取組も行われており、これら優良事例の横展開を進めていきます。

不在者投票制度については、多くの市町村選挙管理委員会において、オンラインで投票用紙等の請求が可能となっており、利用者の負担軽減を図っているところであります。

加えて、全国的な取組として、高校３年生や大学生等には、制度や手続を記したチラシを配布し、利用促進にも取り組んでいます。

これらの取組をより一層周知するため、県の若者向け広報媒体などを活用し、情報発信を強化していきます。

引き続き、市町村選挙管理委員会と連携し、若年層の投票率向上に努めてまいります。

大友副議長　御手洗朋宏議員。

御手洗（朋）議員　選挙管理委員会から来ていただきまして、ありがとうございました。

今、大学の願書とかも全て電子になっているので、そもそも若い人が郵便というものを利用したことが本当にあるのかということもあって、不在者投票は最終的に郵送しなきゃいけないんですけれども、そういったところも含めて、制度自体は国に関わることですけれども、さらに、最初の１８歳が最初の１回目になると思いますので、そこで投票しないとしないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で御手洗朋宏議員の質問及び答弁は終わりました。阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕（拍手）

阿部（長）議員　おはようございます。１１番、自由民主党、阿部長夫でございます。

今回、この質問の機会をいただきました同僚、先輩議員の皆様に感謝を申し上げます。

また、本日は、杵築からいつものメンバーが応援に来ていただいております。しっかりと質問させていただきます。佐藤知事はじめ執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

また、今回も一次産業の振興についてから質問させていただきます。

初めに、水産業の振興についてお伺いします。

令和６年１１月に、全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～が開催されました。この大会の基本理念である、つくり育てる漁業の推進に向け、県内各地で水産資源の造成や環境改善に資する取組が行われているところであります。

また、その年の７月には、生産能力が１．２倍に向上した国東の種苗生産施設が竣工し、現在、本格稼働しているところですが、関係者の方々の不断の努力により、順調に、そして、元気な種苗が生産され、県内各地で放流されているとお聞きしております。

私は、県議会において、これまでも水産資源の回復の必要性を訴え続けてきましたが、地元でもかつてないほど機運が高まっているところであり、私自身、大きな期待と関心を寄せているところであります。海づくり大会の感動が冷めないうちに、水産資源の回復に向けた取組を一層強化していただきたいというふうに思っております。

また、漁船漁業においても、気候変動の影響が心配されています。藻場が減少し、そして、漁獲される魚種にも変化が現れてきています。

今後は、海洋環境の変化をしっかりとモニタリングするとともに、これまで以上に科学的知見に基づいた施策が求められていると思います。

こうした中、温かい海でも生息可能であり、市場からのニーズが高いキジハタは、放流魚種として最適であり、漁業者から強い要望があるものとお聞きしております。是非、新たな種苗生産魚種としての地位を確立していただきたいというふうに思います。

また、近年、若年層を中心に、魚離れが進んでいることに、私は強い危機感を抱いています。言うまでもなく、魚食は健康増進や食育だけでなく、水産物の価格を下支えし、持続可能な水産業を実現する上で非常に大切です。こうした公益的な観点からも、県が主導的かつ戦略的に推進していく必要があるものと考えています。

本県では、平成２８年度に毎月第４金曜日をおおいた県産魚の日と定め、魚売場でのイベント開催などを通じて、県産魚の消費拡大に取り組んでこられたと思います。しかしながら、おおいた県産魚の日の取組が、必ずしも県民に広く認知されていないように感じています。県民の魚離れを防ぎ、魚食を拡大するためには、おおいた県産魚の日の取組に、より多くの県民が関わり、その思いや意義を共感しながら、四季折々の旬の魚のおいしさを楽しんでもらうことが大切ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、水産業のさらなる振興に向け、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

〔阿部（長）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの阿部長夫議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　阿部長夫議員の水産業の振興についての御質問にお答え申し上げます。

水産業のさらなる振興には、海づくり大会で高まった機運を一過性のものとすることなく、つくり育てる漁業の取組を強化し、あわせて、県産魚の消費拡大を進めることが重要と考えております。

つくり育てる漁業については、漁場環境の整備、種苗の拠点放流、資源管理の強化を一体的に進め、マコガレイなど基幹魚種の資源回復に取り組んでまいります。

まず、漁場環境の整備では、今年度から別府湾等で大規模な海底耕うん事業を始めたところであります。効果の早期発現が期待されます。また、海水温の上昇による藻場の減少や魚種の変化などの調査を継続し、その結果を踏まえ、海藻を食べるアイゴ等の駆除など、効果的な藻場造成に取り組んでおります。

種苗放流でも、国東の種苗生産施設を最大限に活用し、環境変化に対応した取組を進めてまいります。高水温でも生息可能なキジハタについては、漁業者の強い要望も踏まえ、新たに主力となる放流魚種とするため、種苗の大量生産技術を開発し、放流方法や資源管理手法の検討も進め、早期の現場展開を目指します。

次に、県産魚の消費拡大でございます。

これまでも、毎月第４金曜日を、おおいた県産魚の日と定め、四季を通じ、魚の魅力をＰＲしてまいりました。

今年度は、海づくり大会のロゴマークを活用して、県産魚のシンボルマークを新たに作成するとともに、県内１４０店舗でのプレゼントキャンペーンを実施して、多くの県民が魚に親しむ機会を創出したところであります。

来年度には、おおいた県産魚の日が１０周年を迎えますので、これまで、かぼす養殖魚で実施していた旬入り宣言をイサキやハモなど天然魚にも広げ、旬の魚の魅力発信をさらに強化いたします。

また、こどもたちにも食べてもらうため、小・中学校で養殖ブリやハモを使用した学校給食の提供や魚を身近に感じてもらうための海づくり教室を併せて実施し、魚の消費を支える将来のファンづくりに取り組んでおります。

今後は、森・川・海のつながりを学ぶ、体験型の海づくり教室の機会も充実させて、より多くのこどもたちの参加を促していきます。

こうした取組を通じ、水産業の振興を図り、豊かな海を次世代へと引き継いでまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　様々な取組をしていただいております。ありがとうございます。

そこで、再質問させていただきますが、部長に、さきほどお伺いしましたキジハタ、国東の種苗センターの現状、それから、今後の見通しについてちょっとお聞かせください。

大友副議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

キジハタについては、今、知事も答弁したとおり、今後の主要放流魚種として取り組んでいこうかと思っておるところでございます。

今、国東の種苗センターで、鋭意、研究も進めておりまして、今後、今まだ、これまではまだ少量の種苗生産技術でございましたけれども、これからは大量の、あそこの大きな生けすを活用しまして、４万尾等、それを超える種苗生産に取り組めるように、大量生産の技術にしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　是非、お願いします。もう２年たちますので、キジハタ、大変期待している魚種でありますので、今言われました４万尾、これはキジハタは大人になると、何か雄になるということなんで、その前に卵を採取しないといけないと、いろんな技術、しっかりと確立していただいて、漁業者の皆さんが喜ぶような取組をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

次に、水産振興の中でも重要な別府湾の漁場環境整備についてお伺いします。

別府湾は、豊後水道の栄養豊かな外洋水と内海水が混ざり合う大分県有数の好漁場となっています。中でも、豊後別府湾ちりめんで有名なしらすや城下かれいで有名なマコガレイをはじめ、県内で漁獲する魚種のほとんどが取れる豊かな環境を誇っています。

しかし、近年は漁獲量の減少が著しいことから、海底を攪拌することで、底質を改善し、海の生き物が生息しやすい環境をつくり出す海底耕うん、今、知事が答弁いただきましたが、海底耕うんをやっていただいています。藻場・増殖場の造成などといった漁場環境の整備が求められていますが、別府湾は湾の奥が深い海底構造であることから、湾内の海底環境が悪化しやすいため、漁場の保全・改善に継続して取り組んでいく必要があります。

そこで、令和６年の第２回定例会において、海底耕うんについて、是非、頻度を上げて取り組んでいただきたい旨、質問させていただいたところ、令和７年度から１２年度にかけて、国の公共事業において、沖合の大規模な海底耕うんに取り組んでいただくことになりました。同一箇所では１０年以上間隔を空けるという国のルールの下、着実に事業実施にこぎ着けていただきまして、感謝を申し上げる次第であります。

しかし、その事業実施に際して気になるのは、漁業者に与える環境も踏まえた地元漁協等との調整です。さきほど申し上げましたとおり、別府湾では様々な漁業が営まれており、休漁期間などを含め、多くの漁業者の理解を得ながら事業を実施する必要があることから、丁寧な調整に努めなければなりません。

また、実施期間も長期に及ぶことから、今後の事業の進め方についても、しっかりとした調整を行った上で、事業効果が最大限に発揮され、漁業者が事業効果を実感できるよう取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、漁業者を含めた漁協などとの協議の状況も含め、別府湾の漁場環境整備にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

大友副議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

別府湾は、静穏な海域に広大な干潟や藻場を有していることから、多くの魚介類の産卵や育成の場となっております。

しかしながら、令和６年に海底調査を実施しましたところ、流木などが堆積しておりまして、マコガレイや車エビなどの生育環境への影響が見られたところでございます。

そこで、今年度から、国の水産環境整備事業

を活用しまして、海底耕うんや堆積物の除去のほか、沿岸域の藻場の造成や魚礁の設置を行い、６年間かけて別府湾全体の漁場環境を改善することとしております。

実施に当たりましては、昨年度から、工事の時期等について、漁協の各支店と事前の協議を丁寧に行いながら進めてきたところでございます。

今年度、計画の１年目を終え、漁業者からは、耕うん後に魚が集まるなどの効果が実感できており、ぜひとも今後継続してほしいとの声もいただいております。

今後とも、実施時期等、漁業者からの要望をしっかりと整理しながら、現場と協議を重ね、事業を推進してまいります。

これら、漁場環境整備の取組を一体的に進め、マコガレイやクルマエビのほか、さきほど申し上げましたキジハタなどの増殖にもつなげ、別府湾における漁船漁業の振興を図ってまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

海底耕うん、非常に環境がよくなっているのか知りませんが、今、タチウオが取れ始めたということを聞いています。本当に、これまた継続してやっていただきたいというふうに思いますし、そこで、１点要望ですが、時期が秋口になると荒れた日が続くので、休まないといけないということで、漁に出れない。１０日間が、それがもっと延びたりするということで、時期をもう少し春先、落ち着いた時期にやってくれないかという要望があります。

それと、日当が安いと。漁に出るよりも、漁に出たほうがいいという漁師の人もいるわけですね。ですが、そこら辺をひとつ考えていただいて、２人で出ないといけないということのようですから、一人漁師の人は人を雇って、日当を払って、海底耕うんに出かけるということですから、そこら辺をまた考慮に入れていただきたいというように思います。

次の質問に移らせていただきます。

漁業の担い手確保についてでありますが、水産振興においては、担い手の確保も重要な課題です。漁業における就業者数は減少の一途をたどっており、漁業センサスによれば、直近のデータである令和５年の全国の漁業就業者数は１２万１千人となっており、２０年前の約２３万８千人から半減している状況です。

本県においては、一層減少が進んでおり、令和５年の就業者数は２，５２４人、同じく２０年前と比較すると５７．６％の減少と、約６割近くもの漁業者が減っている状況です。特に平成３０年から令和５年の僅か５年の間を見ても、約４分の１が減少しているのが現状です。

さらに、他産業と同様に高齢化が著しく、漁業就業者のうち６５歳以上が約５割を占めています。地域の漁業関係者とお話しすると、実態として若年層の新規参入が少ない背景には、収入の不安定さや厳しい労働条件、そして、将来への展望の持ちにくさといった課題があると伺います。

そこで、本県においては、漁業の担い手確保や定着促進に向け、漁業学校の設置や親元での就業支援など、国の長期研修のほかに、県単独で各種施策を講じていただいているところです。特に、平成２７年に設置した漁業学校においては、毎年３名から５名の研修生を受け入れ、これまでの研修修了者のうち約９割の方々が、漁業への就業を継続するなど、担い手の確保に大きな貢献をしているものと実感しています。

こうした施策の展開により、現在は年間７５名程度の新規就業者数を安定的に確保していますが、さきほど申し上げましたとおり、漁業者の高齢化は今後一層進み、漁業者数の減少が加速度的に進むことも予想されることから、新規就業者の確保に向けては、もう一段の取組が求められるのではないでしょうか。

そこで、今後どのように漁業の担い手確保に取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお伺いします。

大友副議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

本県水産業の持続的発展には、新たな担い手の確保が不可欠でございまして、元気な担い手

の育成と収益性の高い産地形成によりまして、担い手を呼び込む好循環を創出するため、安心して就業できる環境の整備に努めているところでございます。

まず、意欲ある担い手のチャレンジを後押しし、生産性向上や収益向上を実現するため、スマート技術や省エネ機器の導入等を進めるとともに、高単価なキジハタの種苗の大量生産技術の開発などを推進してまいります。

新たな担い手の確保では、就業前の段階で、県内の様々な漁法等の情報提供や不安解消のための体験型の短期お試し研修、漁業学校における技術研修などを実施しているところでございます。就業後においては、経営が不安定な初期段階の資金給付や漁船、漁具の初期投資への補助など、定着するための支援にも取り組んでおります。

これらの効果もございまして、中核的漁業者の後継者や県外からの就業者の確保につながっているところでございます。中でも、佐賀関では、県外就業者が若い担い手の中心となっておりまして、最近では、ほかの地域にも波及し、積極的に受け入れる機運も高まってきているところでございます。

また、近年は、漁協の世界でも独立型の就業のほか、雇用型就業の希望者が増えてきていることから、就業フェアを拡充しまして、できるだけ多くの、例えばまき網や養殖などの法人等の参加を促し、マッチングの機会をつくってまいります。

こうして新たな技術の導入を進めるなど、新規就業者が魅力を感じる環境づくりを進め、担い手の確保を促進してまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

様々な支援をしていただいています。それは、私も勉強させていただきましたが、ただ、農業と比べると、漁業はちょっと非常に薄いんじゃないかな。就業する前の漁業学校に入っているときに、県と市町村が７５万円ずつ、１５０万円、そして、今、部長言われました、じゃあ、独立して船持ってやろうかといったときに、３００万円です。農業は、日出町で新規就業者が２，５００万円のビニールハウスを建てて、補助金が８割出るというふうに新聞に載っていましたが、そこら辺の違いですね。これ、しかも農業は新規就業するときに、１５０万円を５年間、今年度から、多少上げて１６５万円になるというふうにいうふうに聞いていますけれど、漁業と農業、これだけ違う。漁業の場合、単発なんですね。この１回限りですね。ですから、その違いは、そこら辺は、どのように部長は考えていますか。漁業をもうちょっとしっかりと応援していこうという気持ちになれば、ここら辺はもう少し手厚くしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺、お願いします。

大友副議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えします。

漁業の担い手に関する支援金ということで御質問をいただきました。

私どももさきほど議員が御心配のとおり、できるだけ安心して就業できる環境づくりが大事と思っておりまして、ちょっと繰り返しになる部分もございますけれども、段階に応じた支援を講じてきているところでございます。

漁業学校の研修中の生活支援としまして、今、議員からお話がありました準備金の１５０万円、そして、経営不安定な時期の支援としまして、親元就業、独立就業でちょっと違いますけれども、２００万から３００万、そして、独自に子育て世帯への給付金の上乗せも行っているところでございます。

加えて、初期投資が高額になるという部分もございますので、最大６００万円の補助も活用できるなど、負担軽減に取り組んでいるところでございまして、今後も段階に応じた支援を総合的に行ってまいりたいと考えております。

とはいいましても、いろんな社会情勢の変化もございます。今、議員からも御紹介いただきました、農業の研修中の１５０万が１６５万円という実態もございます。私どもも今後の状況変化もしっかりと見極めながら、必要に応じて給付金等について、国とも相談をさせていただ

ければと思っております。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

是非、若い人が漁業をやってみようかというように思ってもらえるような支援を、しっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次に、移らせていただきます。農業における気候変動対策についてお伺いします。

昨年末に公表された令和６年農業産出額によると、本県は１，４９８億円で５年連続の増加となっています。特に園芸品目では、これまで関係団体と共に生産拡大に取り組んできた短期集中県域支援品目のねぎが、２年連続で１００億円を超えるなど、着実な成果が見られます。

今後も本県農業の成長産業化に向け、収益性の高い産地づくりを進めていってほしいところですが、気候変動に伴い、これまでは想像ができなかった豪雨や台風など、農業生産において厳しい環境が続いています。県内でも高温が近年続いていますが、全国的に暑さで有名な日田市では、一昨年の猛暑日が５７日、昨年は６２日と２年連続で過去最高を更新しています。大分市においても、６月から８月までの夏の平均気温が２年連続で最高を更新するなど、各地でこれまでにない猛暑が当たり前となってきています。

この常態化しつつある高温環境により、本県の野菜や果樹等の生産にも影響が出ています。野菜では、ねぎに次いで産出額の大きいトマトや、西日本最大の生産量を誇る夏秋ピーマンにおいて、変色や尻腐れなどの障害果が発生しています。果樹においても、ナシの果実の軟化やぶどうの着色不良などが発生していると聞いています。

他方、どこの市場においても県産ブランド品目と認めてもらうためには、市場から求められる質、量の確保は不可欠です。今後も続くであろう高温などの厳しい状況に対応しながらも、生産を拡大していくには、気候変動への対策を講じることは極めて重要であると考えます。

そこで、今後、本県農業においても、高温などの気候変動への対策を講じた上で、生産振興を図っていく必要があると考えますが、農林水産部長にお伺いいたします。

大友副議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

本県の農産物の安定生産には、議員おっしゃられましたように、気候変動、中でも高温への対応が喫緊の課題だと認識しているところでございます。

昨今の高温によりまして、令和６年産におけるピーマンなどの収量の減少や障害果の発生がありまして、それを受け、７年産から遮光資材等の導入を緊急的に支援を行ったところでございます。これにより、被害の大幅軽減につながったことから、こうした支援を今後も継続するとともに、新たな対策も実施してまいりたいと思っております。

具体的には、ぶどうなどの収穫から出荷までの品質を確保する冷蔵保管設備等の導入を推進します。さらに、ナシなどにおいては、品質、量を確保し、需要期に戦略的に出荷できるよう、新たな長期貯蔵技術の実証を支援してまいります。

こうした取組と併せまして、酷暑による減収を補うための対策も重要です。そのため、露地ピーマンやベリーツを他の品目と組み合わせた複合経営を推進するなど、リスクの軽減も図ってまいります。

加えて、試験研究機関等において、トマトやナシなどの高温耐性品種の選定を急ぐとともに、ベリーツの株元の冷却や白ねぎの地温の上昇を抑制するなどの現地実証試験などを進め、高温対策の技術を急ぎ確立してまいります。

これら、取組の一体的な推進に加えまして、やはり大事なんですけれども、働く労働環境の整備や、このたび議決をいただきました２月補正予算で支援を拡充しました渇水対策も進め、気候変動に対応した力強い園芸産地づくりを推進してまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

杵築市の担当者にお聞きしましたが、やはり杵築市でもスナップエンドウとかいちご、みか

んに随分と影響が出ているようです。

そこで、昨年の遮光カーテンは助かったというふうに言っておりますし、県の東部局とも市は協議を重ねて、新年度もまた、そういった形で、今、部長が答弁いただきました遮光カーテン、これ、対症療法的にはこれでいいと思いますが、部長言われました冷蔵保管とか長期貯蔵、さらにはやはり耐性の強い品種改良、これを根本的にやっていただくこと大事だというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。障がい者活躍日本一の取組についてお伺いします。

障がい者の一般就労促進についてでありますが、障がい者が日本一活躍できる大分県を目指す上で、最もその根幹となる施策は、やはり安心して働くことができる環境づくりではないかと考えます。

一般就労の機会を得、経済的に安定した生活を送ることができれば、精神的なゆとりが生まれ、芸術文化やスポーツにも積極的に挑戦していこうと、前向きな気持ちになれると思います。

そうした中、昨年末に公表された本県における民間企業の障がい者雇用率は２．６５％と前年から０．１２ポイント低下し、全国順位は８位から１２位に後退しました。また、法定雇用率を達成した企業の割合も、全国順位こそ５位から４位に上昇したものの、率自体は前年から１．７ポイント下がっています。この結果は、今回の算定から、障がい者の就労が一般的に困難とされている医療や建設など、一部の業種について、企業の従業員数を一定割合控除する優遇措置が厳格化され、新たに対象となった企業が増えたことによる影響が大きいようです。

国は、このように障がい者雇用の促進に向けて、企業に求める水準を厳しくしてきており、今年の７月には、法定雇用率の引上げや対象企業のさらなる拡大も予定されています。加えて、法定雇用率を達成していない企業から納付金を徴収する制度についても、対象を現在の従業員数１０１人以上の企業から拡大することが検討されています。こうした背景には、我が国全体が人手不足で苦しむ中、障がい者雇用に力を入れることにより、多様な人材が活躍する共生社会の実現を目指す動きが、年々強まってきていることもあるのではないかと思います。

本県でも、雇用されている障がい者の実人数は過去最高を更新するなど、これまでの取組の成果はある程度出てきています。障がい者活躍日本一を掲げる佐藤県政においては、さらなる高みを目指して、より対策を強化していかなければならないと思います。

そこで、昨年の結果や今後の制度改正なども踏まえ、これからどのようにして障がい者の一般就労促進に向けた環境づくりを進めていくのか、知事のお考えをお伺いします。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　障がい者の一般就労促進についてでございます。

大分国際車いすマラソンの提唱者であります、故中村裕博士は、障がいのある人は仕事を持ち、自立することが最も必要であるとの信念の下、太陽の家を創設されました。

県においても、障がい者と企業をマッチングする雇用支援アドバイザーの配置や採用が進みにくい医療・福祉分野における理解促進に向けた研修会の開催など、障がい者の就労環境づくりを積極的に推進してきました。

しかしながら、近年は、雇用者数こそ順調に増加をしておりますが、雇用率の全国順位は低下傾向にありまして、今後は、取組を一層充実させていく必要があると考えております。

まず、今回の算定の見直しにより、新たに対象となった企業が多い医療や建設、運輸分野等への対応であります。雇用が進まない企業からは、任せる業務が分からない、他社の事例を知りたいといった声をよく耳にします。

そこで、来年度は、こうした業種ごとに障がい者にあった業務の切り出し方法を説明した動画を制作するほか、新たに建設や運輸分野の人事担当者を対象とした研修会を開催し、企業の理解促進を図りたいと考えています。

また、７月の雇用率引上げ等を見据えた対策も、待ったなしとなっております。このため、

雇用支援アドバイザーに加え、関係部局や労働局で構成する雇用推進チームが、特に企業が集中する中部圏域を中心に、訪問と支援を重点的に行っていく予定にしております。

その他の圏域については、企業が求めるスキルを持つ障がい者の確保に苦慮しているケースも多いことから、事業協同組合による算定特例制度を活用して、圏域を越えてマッチングを行う仕組みづくりに着手いたします。

具体的に申しますと、求人企業を組合員とした事業協同組合が、当該企業の業務を受注して、障がい者を雇用することにより、組合全体で法定雇用率達成を目指す新たな雇用モデルを実証してまいります。

今後もこうした取組を通じて、就労を希望する障がい者が、各人の能力を十分に発揮しながら、地域で暮らし、働くことができる社会の実現を目指してまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

大事なことは、障がいのある人がどのような職種に適しているのか、また、企業がそれを、そういう人をどのような仕事場に就ければ、それが企業として助かるのかというようなこと、これはいわゆる知事が言われたマッチング、これをしっかりと進めていくことではないかなと。やはり雇用推進チーム、この人たちに力を発揮していただいて、いろんな企業と話をしていただきながら、うちも高齢者施設関係していますが、高齢者施設、じゃあ、どういう人が来ていただいたらうちの助けになるのか、このマッチングがなかなか難しいんですね。これを是非、それをしないと、やはり今、知事が言われたようにペナルティーがつくので、業界全体でそれをカウントさせていただけるんであるか、そういったこともこれから含めて、検討していただければ助かるかなというように思います。

それじゃあ、次の質問に移らせていただきます。障がい者芸術の振興についてお伺いします。

佐藤知事は、安心・元気・未来創造ビジョン２０２４の策定に当たり、今申し上げた障がい者雇用に加え、新たに、障がい者芸術やスポーツ、地域生活の分野も含めて、障がい者活躍日本一を目指す目標を掲げられました。このことは、障がい者を勇気づけるとともに、中でも、全国的に注目が集まっている障がい者アートの分野における活躍を後押しするものとして、大変すばらしい目標だと思っています。

早速、今年度は、従来から実施している相談支援やときめき作品展、企画展といった発表・鑑賞の場の提供に加え、新規事業として障がい者アートを活用した商品化を支援する取組がスタートしました。昨年の９月１３日から１０月２６日までの１か月半にわたり、大分駅構内の大型商業施設において開催した実証販売は、その一歩を踏み出す挑戦だったと思います。是非、検証を十分に行った上で、今後の展開にいかしてもらいたいと考えています。

一方、こうした活動を行っている障がい福祉サービス事業所は、まだまだ少ないのではないかと感じています。事業所の皆さんからは、なかなか芸術活動に取り組むきっかけがないといった声をよく聞きます。また、既に取り組んでいる事業所であっても、グッズは作っているが、販売する機会が限られているなどの課題を口にされていました。

障がい者が独自の感性で制作する絵画などは、自己表現の手段としてはもとより、その独創的な色使いやタッチが作品としても高く評価されており、社会とつながる絶好の機会を生み出しています。共生社会の実現に向け、県としても、これまで以上に積極的に支援していただきたいと考えています。

そこで、障がい者芸術の振興に向けた現在の取組状況とそれを踏まえた今後の対策について、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

県では、障がいのある方が芸術活動に参加しやすい環境を整えるため、体験機会の確保や創作・発表の場づくりを進めております。

今年度の公募展には、前年度を上回る５０９作品の応募があったほか、企画展にも、過去最多の５，５０４人に来場いただくなど、着実に

活動の裾野が広がってきています。

引き続き、専門家派遣によります事業所でのワークショップ開催などにも力を入れながら、芸術活動を活性化してまいります。

また、さらに活躍の場を広げるため実施いたしました、アート作品の実証販売では、５千人を超す方々が訪れ、売上げも１７０万円に上りました。

今後、実際の商品化を進めるに当たりましては、事業所職員の理解・協力や企業と連携した体制づくりが欠かせないと認識しております。

そこで、来年度は、こうした関係者を対象に講座を開催し、必要な知識の習得やスキルの向上を図ります。あわせて、企業による障がい者アートを活用した商品製作への支援やふるさと納税・ＥＣサイトでの販売にも挑戦いたします。

このように、芸術活動への参加をはじめ、作品の商品化や販売まで、障がい者芸術の振興に向けて、きめ細かく支援してまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　よろしくお願いいたします。

さきほど、聞きそびれたんですが、ちょっと１点だけ気になっていることが、さくらの杜高等支援学校、この皆さんの、これ、私もできたときに行きましたが、その卒業生がどれくらいの就業率でどういったところに就職をされているか、今分かったら教えていただきたいと思います。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

令和７年度の卒業生は２９名のうち２７名が一般就労、２名が福祉的就労という形になっております。一般就労率９３％ということで、非常に高い率であると評価しております。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございました。

すばらしい、さくらの杜の支援学校は、ビル清掃のクリーニングの訓練をしたり、料理の勉強をしてもらったり、本当に一般就労ができるような環境、そういうのをつくろうとしている学校だと思いますので、また、障がい者の皆さんが活躍できる取組を、しっかりとしていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、企業誘致についてであります。

本県の経済成長を実現するためには、産業の振興が欠かせません。中でも地域ブランドの向上や地元企業への波及効果も期待できる企業誘致は重要な政策です。

昨年度の九州地域戦略会議では、新生シリコンアイランド九州の実現に向けたグランドデザインが示されるなど、ＴＳＭＣの熊本県進出などを契機に、半導体関連産業のさらなる集積や設備投資の拡大などが期待されています。本県の重要なものづくり産業の一角でもある自動車産業も変革の時期を迎えています。

こうした背景などもあり、投資による地域経済の活性化や将来の税収増を見据え、全国的にも企業誘致は競争の様相を呈している状況です。

そこで、本県では、令和６年度から加速化期間として、市町村の産業用地確保の取組を強化しているところです。現在、日田市や中津市において、事業者の公募手続などを進めていますが、これらの用地は現時点では民有地であり、企業の進出状況を踏まえた用地の買収や農地転用などの各種手続が行われるものであります。

一方、既に市有地として工業団地の準備をしている用地もあります。例えば私の地元であります杵築市の八坂・東地区工業団地などは、８７万平方メートルもの広大な用地を確保しており、大規模な企業進出にも有望な産業用地であると考えられます。

ただ、その規模ゆえに、造成費用は高額になることから、レディーメイドで確保することに課題があるところです。企業誘致に重要なことは、そのスピード感だと考えますが、企業ニーズに応えられる産業用地の確保には、様々な課題があると考えます。

そこで、本県における産業用地の確保について、現状どのように認識しているのか。また、そうした現状を踏まえ、今後、どのように企業誘致に取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

大友副議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

企業の投資ニーズに迅速に対応するため、産業用地の確保は喫緊の課題と認識しているところであります。

このため、令和６年度からの３年間を産業用地整備加速化期間としまして、市町村が実施する調査や開発に対して、県が補助率等を引き上げ、集中的に支援しているところでございます。

その結果、今年度の日田市での官民連携による開発や日出町における工業団地の造成など、産業用地の確保が着実に進展しているところでございます。また、用地買収が不要な大規模市有地は、企業から一定の評価を得ておりまして、企業ニーズに沿った開発が必要と認識しております。

用地確保の動きと併せまして、来年度は、企業への働きかけを一層強化する予定でございまして、具体的には、民間シンクタンクが提供している企業間取引情報等のビッグデータやＳＮＳ等のデジタル広告の閲覧情報を分析しまして、本県への進出可能性のある企業をリスト化した上で、効果的な誘致活動につなげてまいります。

加えて、都市圏等で企業誘致セミナー等を開催しまして、企業の関心喚起と誘致機会の拡大を図ってまいります。

こうした取組により、企業ニーズを早期に把握することで、企業誘致を加速し、県内各地の産業用地とのマッチングを促進いたします。

今後ともスピード感を持ち、企業誘致に取り組んでまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　人口減少対策として、これが一番の特効薬じゃないかなというふうに思いますので、しっかりと企業誘致進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。クラサスドーム大分へのアクセスについてであります。

クラサスドーム大分は、年間１０万人を超えるサポーターが訪れる大分トリニータのホームグラウンドであると同時に、サッカーやラグビーのワールドカップ開催の舞台にもなる国内有数の施設であります。加えて、昨年８月には、２日間で約８万人を動員した大規模なコンサートを成功させるなど、多様なイベントにも対応可能な、大分県を代表するスポーツ・文化の殿堂でもあります。

来年度の当初予算案を見ますと、大分スポーツ公園における民間活力の導入可能性の検討など、県としてもさらなる魅力向上に取り組もうとされており、にぎわいの創出により、一層の利用増加が期待されるところです。

一方で、ドームの利活用促進や利便性の向上に向けては、交通アクセスの課題があり、これまでも県議会において度々議論されてきました。私も令和元年の第２回定例会において、大分駅からスポーツ公園までの公共輸送機関として、モノレールを導入してはどうかと提案をさせていただいたところです。

その後、県と大分市を含む２２の関係機関から構成される県都大分市交通円滑化検討会において検討が行われた結果、県都大分市交通円滑化基本方針が定められました。現在、この方針に沿って、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化の実現に向けた協議や床の原佐野線の整備といったアクセス改善に向けた取組が進められているものと承知していますが、大分スポーツ公園のさらなる利用増加を見据えた場合、もっと抜本的な対策を講じなければならないのではないでしょうか。

そこで、クラサスドーム大分へのアクセス改善に向けた今後の取組方針について、お伺いします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

クラサスドーム大分の利活用促進や利便性向上には、交通アクセスの改善が重要な課題であると認識しています。

このため、県では、県都大分市交通円滑化検討会等において、自家用車やバスの円滑な通行や交通分散を図る観点から、ソフト・ハード両面でドームアクセスの改善策について検討を重ねてきました。

その中で、ソフト対策の一つであるパーク・アンド・バスライドについては、昨年開催され

た大規模コンサートにおいて、入場時間を指定したチケット販売と併せて実施し、その効果を確認したところです。

ハード対策としては、大分駅からの主要なアクセスルートである庄の原佐野線下郡工区の着実な進捗により、早期供用を目指します。

また、大分松岡パーキングエリアでは、高速道路からのアクセス向上が期待できるスマートインターチェンジ化の実現に向け、国などとの協議を進めています。

引き続き、整備中の道路事業の効果やイベント時の交通状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、アクセス改善に取り組んでまいります。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

交通円滑化対策で庄の原佐野線、これの行き着く先は明野なんですよね。明野で合流させたら、また、さらにその先が渋滞をして、これは交通円滑化対策にならないんじゃないかなと、私思います。

やはり私はモノレール、これが一番ではないかなというふうに思いますし、これは渋滞緩和が実現できると思いますし、定時性、定速性に優れて、この明野地区のような慢性的な混雑が発生する地域では、移動時間の短縮効果が期待できるというふうに思います。

また、できることなら、モノレールをスポーツ公園から免許センター、そして、下のショッピングセンター、そしてまた、明野のほうに行って、臨海工業団地、それから、臨海工業団地から駅のほうにまた戻ってくる循環線、これを造ることによって、都市内、大分市内の移動や商業施設等へのアクセスが格段に向上するというふうに思います。新たな県民の移動スタイルが生まれるというふうに思いますし、大分の魅力、これが格段に高まるというふうに思っております。これ、さらに言えば、観光資源にも寄与するんではないかなというふうに思いますし、モノレールの導入は建設費用は非常に高いというように思います。運営主体もどうすればいいのかということもありますが、いろんな課題があると思いますけれども、新幹線は是非来ていただきたいんですけれども、新幹線よりも早くできます。新幹線、今決まっても何十年もかかるわけで、モノレールはそんなに、５年も１０年もかからないと思います、やれば。そして、大分の魅力が高まる、そして、転入者が増えるかもしれない。若者がこどもさんを産まないというのは、お金ではないと私は思っています。何がそうさせないのか。やはり便利であるとか、自分たちの生活が楽しければいいとか、そういうことがあるんじゃないかな。若者は便利さを求めたり、楽しさを求めたりするわけで、そこで都会に逃げていってしまう。大分にそういったものがあれば、モノレールがあれば、大分の魅力は高まって、大分はいいな、大分に移って、移り住みたいなと、こういうような人たちが、若い人たちがいっぱい入ってきていただければ、人口減少対策の一番のこれは対策ではないかなと私は考えておりますが、知事はどうお考えでしょうか、そこら辺について。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　必ずそういうプロジェクトの場には、費用対効果の議論もありますので、令和元年にも御提言いただいて、中でも検討してきたんだと思います。

また、引き続き、そのような、いろんな選択肢について検討していくということが必要だと思いますし、また、県都大分市交通円滑化基本方針の内容について、今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長　阿部長夫議員。

阿部（長）議員　ありがとうございます。

行政でよく聞く言葉が費用対効果なんですよ。費用対効果というのは、行政が単年度会計でやっている上で、それはしようがないかもしれません。しかし、我々民間の考えでいくと、長期にわたる投資、これによって大分はどういうふうに変わっていくか。大分の将来の、未来の形を投資をするということで、投資を考える。民間は投資を考えるんですよ。行政は費用対効果で投資はあんまり考えない。未来に向ける投資を考えてくれないような気がするんですけれども、これは大分にとって、非常にこれ、大事な

プロジェクトではないかな。未来への投資ですから、是非検討をいただきたいというふうに思いまして、これ以上の答弁はいただけないというふうに思いますが、要望として終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で阿部長夫議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前１１時５０分　休憩

―――――→…←―――――

午後１時　再開

嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。佐藤之則議員。

〔佐藤議員登壇〕（拍手）

佐藤議員　皆さん、こんにちは。無所属の会、佐藤之則です。

今回の一般質問に当たり、関係の皆様に御協力をいただき、誠にありがとうございました。また、遠くから駆けつけていただきました皆様にも、厚くお礼申し上げます。いつもすみません。ありがとうございます。

早速、質問に入らさせていただきます。

最初に、防災対策について幅広く議論させていただきます。

まず、昨年１１月に発生した佐賀関大規模火災について、亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い回復と地域の復興をお祈りいたします。

今回の火災は、乾燥状態が続く中での強風という悪条件に加え、斜面になった住宅地に木造家屋が密集し、中には空き家も多いという地域特性が重なったことで、１軒の火災が大きな災害に拡大したものと思われます。県内には規模の大小は問わず、同様の条件を有する地域が少なくありません。私の地元、豊後高田市でも、佐賀関の火災を受けて、市長の指示の下、干拓ができる前の沿岸地区の調査を行ったところ、同様の危険性を抱える地区が確認されており、どこでも災害が発生し得ることを改めて認識いたしました。

一方、今回の火災対応を振り返ってみますと、住民の助け合いや日頃の訓練の成果、献身的な避難活動など、地域の取組の重要性を改めて感じたところであります。また、災害対策本部の設置や被災者の救援など、県と大分市の迅速な対応には大変感銘を受けました。消火活動においては、消防車がスムーズに現場に入れなかったことや折からの強風で延焼が広範囲に拡大してしまったことは残念なことであったと思いますが、自衛隊の災害派遣要請や災害廃棄物の早期撤去、さらに、高市総理への緊急要望など、行政の一連の災害対応はかなりうまくいったのではないかと感じています。

能登半島地震の対応については、以前にもお話しさせていただきましたが、発災から３か月たっても、なお復旧が進まない現状を目にし、私としてはとてもショックで、もちろん様々な実情はあるのでしょうが、何で片づけられないのだろうというのが率直な思いでした。結果として、本格的な解体は発災から４か月後に始まり、２年後に完了したようですが、復旧のためには少し時間がかかり過ぎたようにも感じました。今回の火災の瓦礫についても不安な思いがありましたが、被災から２か月後の１月１５日には撤去が始まったとのことであります。もちろん、能登半島地震など、これまで全国の災害対応の経験がいかされたことだと思いますが、佐藤知事を筆頭に職員の皆さんが防災意識を高く持ち、正確な情報収集や状況に応じた判断などを的確に行い、すぐに行動できる組織だったからだと思っています。

そこで、佐賀関の大規模火災については、まだ復旧・復興の途上ではありますが、今回の火災での教訓や課題を知事はどのように受け止めているのかお伺いします。

また、頻発・激甚化する自然災害の脅威から、県民の生命や財産、暮らしを守るため、今回の経験も踏まえ、今後の防災対策にどのように取り組んでいくのか、併せてお聞きをします。

以降の質問は対面席から行います。

〔佐藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの佐藤之則議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　佐藤之則議員の佐賀関大規模火災を踏まえた防災対策についての御質問にお答えを申し上げます。

今回の火災は、住宅密集地で発生しまして、強風で１．４キロメートル先の離島、蔦島まで延焼が拡大する、県内では前例のない災害となりました。一刻を争う事態と判断し、私から自衛隊派遣を直ちに要請するとともに、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用を早急に決定したほか、高市総理をはじめ、関係大臣へ、嶋議長と共に緊急要請を行いました。

その結果、被災者生活再建支援金の早期支給やタミフルの予防投与、公費による解体、又は瓦礫撤去など、迅速な支援が行われておりますが、大規模災害への対応に向けては課題も見えてまいりました。

一つ目は、消火活動についてであります。

大分市消防局と消防団による懸命な消火活動に加え、県内消防の応援協定等に基づく要請や自衛隊の災害派遣が迅速に機能して、一体的な消火活動により、さらなる延焼は抑えることができました。

一方で、離島など、地上部隊による進入が困難な場所の火点を正確に把握することに苦慮しまして、鎮火までに１７日間を要したところであります。

広範囲にわたる火点の確認には、県ドローン協議会による熱源探査が極めて有効であったことから、市町村消防へのドローン等資機材の整備について、国に要望を行ったところです。

二つ目は、避難行動における意識啓発であります。

消防団の避難誘導や平時の避難訓練などにより、人的被害を最小限に抑えられましたが、一部の住民には、避難後すぐに、再び自宅へ戻ろうとする動きも見られました。今後は、一旦避難したら、安全が確認されるまでは戻らない、命を守る行動を徹底する啓発を行ってまいりたいと考えております。

三つ目は、避難所運営の在り方であります。

今回は避難所が１か所のみであったため、行政職員やＤＷＡＴ（Ｄｉｓａｓｔｅｒ　Ｗｅｌｆａｒｅ　Ａｓｓｉｓｔａｎｃｅ　Ｔｅａｍ：災害派遣福祉チーム）等の集中的な対応が可能となり、災害関連死をゼロに防ぐことができたと考えております。

しかしながら、南海トラフ地震のような大規模災害時には、多くの避難所が設置され、公助が行き届かないことも想定されることから、住民同士が助け合いながら避難所を運営できるよう、実践的な訓練を支援してまいりたいと考えております。

今回の課題や教訓も踏まえて、市町村や関係団体と連携し、災害に強い大分県づくりに取り組んでまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。

先日、特別委員会の調査で、輪島市に再度訪問させていただきました。火災のあった朝市の瓦礫は撤去されていましたけれども、市の人口は年間２千人ずつ減少し、経済活動も難しいようで、観光復興には程遠く、復興の大変さを改めて感じたところであります。

災害を未然に防ぐことは非常に困難でありますけれども、復旧・復興は努力できるところもありますので、今回の課題対応も含めまして、万全の体制をお願いしまして、次の質問に移ります。

政府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが、昨年３月に新たな被害想定を公表しました。全国の死者数や全壊焼失棟数が若干減少するとされる一方で、大分県では、死者数が１万７千人から１万８千人、全壊焼失建物も３万１千棟から３万２千棟に増加する想定となっております。

豊後高田市においては、最大震度６弱、最大津波高４メートルは変わらないものの、津波到達時間が１８３分から１７４分と９分早まり、津波浸水面積が３０ヘクタールから３４０ヘクタールと１０倍以上に拡大するなど、被害が大幅に拡大する想定となっております。これにより、干拓地の大半が３０センチ以上の浸水となることが想定されます。

この見直しを受けて、県でも被害想定の見直しに着手し、令和８年度中に公表すると伺っています。また、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しに併せ、周防灘断層からの地震想定の見直しと新たに報告された国東半島沖の海底活断層も調査項目に加えると聞いております。南海トラフ巨大地震の脅威は、県の南部や東部が大きいとされ、これまで重点的に対策が進められてきました。しかし、新たな想定では、県北部の干拓地や沿岸の市街地、農地への被害拡大も懸念されます。特に、周防灘や国東半島沖で地震が発生した場合、津波到達までの時間が極めて短いことが予想され、地域住民が確実に避難できるか、とても心配であります。

豊後高田市では、これまでの想定を踏まえ、干拓地の住民が徒歩で避難することは距離的にも時間的にも困難であるため、自家用車による避難を推奨してきました。そのために、高台の避難場所に駐車スペースを確保し、住民への周知を行ってきましたが、なお、安全な避難が十分に確保されているとは言い切れません。

大規模災害が発生した場合に想定し得る被害の全容を県民に対しきちんと説明することはもちろんですが、私はそれ以上に、一人でも多くの県民の命を守るために、どのような対策を講じなければならないかという点に重きを置いて、検討すべきではないかと考えます。

そこで、南海トラフ地震の被害想定について、有識者会議等で議論されてきた内容を含め、現在までの見直しにおける検討状況を防災局長にお伺いします。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えいたします。

昨年３月の国の南海トラフ地震の被害想定公表を受け、研究者や大学教授等で構成する有識者会議において、本県に影響する七つの地震についての被害想定の見直しを現在進めております。

有識者会議は、先月までに４回開催し、来年度中の公表に向け、議論を重ねているところです。

被害想定では、科学的で客観的な手法を用いるほか、人口や建物など最新のデータを使って定量的に被害を評価します。また、災害関連死の推計なども新たに盛り込む予定であります。

これまでの議論を踏まえ、調査結果を国の調査よりも細かい旧５８市町村単位でまとめるとともに、県民や教育機関、企業などが身近に活用できるよう、オープンデータ化を図ります。

被害想定を単にまとめるだけではなくて、今後の対策強化や県民の行動変容につなげていく必要があります。被害想定を県民一人一人に自分事として捉えてもらうため、ＡＩを活用した個人ごとの動画生成ツールを全国で初めて提供し、防災意識の醸成を図ります。

被害想定の公表に併せ、県民の命を守るという観点を最優先に、さらなる防災対策の強化を行ってまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。

今回も多くの議員が質問に上げましたけれども、佐賀関の大火災においては、日頃の訓練と地域の結びつきが防災に対して非常に有効であると実証できたと思います。これを踏まえまして、今後の自治体の防災訓練などにいかしていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

県の被害想定が見直された後は、市町村は前回と同様にハザードマップの更新や指定避難所の見直し、住民への周知などに取り組む必要があります。

ハザードマップには、地震津波による浸水範囲、大雨による洪水浸水範囲、土砂災害警戒区域などがあり、住民への周知のために印刷物や電子版などを準備しています。さらには、災害ごとに作成したマップを一元化した総合ハザードマップも作成しなければなりません。

そこで提案ですが、今回の被害想定の見直しの後、県自らがハザードマップを作成することを検討してみてはどうでしょうか。これまでは、各市町村それぞれが作成してきましたが、ノウハウの差などにより、作業に時間を要し、市町村間で進捗や内容にばらつきが生じることがありました。県が一括して作成すれば、事務負担

を経費の削減につながるとともに、何より同一規格で見やすくなるのではないかと考えます。

是非、津波による浸水の対象となる市町村の意見を聞いていただきたいと考えます。

また、備蓄物資の確保についても同様であります。以前に比べて補助金の対象範囲が広がり、基本方針で示された備蓄品目と備蓄目標量を、それぞれの自治体がしっかりと確保できるようになっています。これについても県が一括購入することで、スケールメリットや事務の効率化が期待できます。

現に、防災システムについては、県で一括導入していると伺っています。

ただし、これは地元業者への発注分もありますので、市町村の意見をよく聞いていただきたいと思います。

言うまでもなく、災害対応や防災・減災対策は、市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、民間事業者など、数多くの関係機関が連携し、一体となって対応することにより、県民の命を守るという最大の使命が達成できるものと承知しております。

そこで、さきほど申し上げた事例も踏まえ、市町村と連携した防災対策について、今後どのように取り組んでいくのか、防災局長にお伺いします。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えいたします。

まず、議員御指摘のハザードマップについてなんですけれど、住民が適切な避難行動を取るためには、利用者目線でハザードマップを作成することが大切であります。

県では、津波の浸水想定区域や土砂災害の警戒区域、避難所などの基本情報をまとめたハザードマップを防災アプリを通じて、既に提供しております。

さらに、法律で住民への周知義務がある市町村では、国や県のデータを基に、住民の避難に必要な情報を加えたハザードマップを作成しているところです。

例えば豊後高田市では、避難所に加えまして、保育施設や児童クラブを記載するなど、子育て世帯も確認しやすいハザードマップというふうになっております。

また、備蓄物資については、国の防災基本計画において、市町村が必要量を備蓄し、県はその不足分を補完する役割を担うということになっております。

その上で、本県では独自の方針を定めまして、食料や毛布などの主要品目は、市町村と県で同量を備蓄しているほか、孤立可能性集落の物資購入費用を助成し、市町村のほうを後押ししております。

なお、発災時に情報を共有するシステムでありますとか、罹災証明書を発行するシステムなど、事務の効率化やコスト削減が図られるものなどについては、県が一括で導入いたしまして、市町村と共同運用を行っているところであります。

今後も、県と市町村がそれぞれの役割を踏まえ、緊密に連携しながら、防災対策に取り組んでまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。

おっしゃるとおり、国からの流れになると、もちろん県がつくって、そして、市町村がそれぞれつくる、又は市町村が備蓄して、その補充を県が行う、こういうふうになっているのは間違いないんですけれど、結果的には、もう２分の１と決まってしまった備蓄についても、それぞれがやっているわけですし、ハザードマップも県からデータをいただいて、それでまた、市町村がやっているわけですから、ここは少し検討していただければいいかなと思いますし、ただ、市町村の意見を聞いた上でやっていただければいいかなというふうに思います。

今後とも引き続き、市町村との密接な連携をお願いして、次の質問に移ります。

南海トラフ巨大地震による津波浸水範囲の拡大に伴い、その影響が社会資本や防災施設などのハード面にも及ぶことが懸念されます。

これまで、大分県が所管する海岸堤防や河川堤防、護岸などについては、数年から５０年に一度の大雨にも耐え得る設計、構造である旨の

説明を受けてきました。確かに、現行の堤防整備から数十年が経過していますが、一昨年の台風第１０号の際には、あと数十分激しい雨が続けば、市街地が浸水するおそれもあったという状況でした。

こうした状況が発生すると、近年の災害の激甚化に、設計や構造など、従来の技術上の基準では十分に対応できなくなっているのではないかという課題を感じています。そこに、南海トラフ巨大地震が加わり、津波浸水範囲がこれまでの１０倍に拡大する想定となれば、海岸や河川の堤防を越える事態も想定しておく必要があるのではないでしょうか。

これまで多くの災害、特に津波や大雨による洪水において、既存のハード施設が十分に機能しなかった例はいくらでもあります。もちろん、現行の基準を一気に引き上げることは難しいかもしれませんが、想定を上回ったという一言で済ませることはできないと思います。

そこで、国や県の被害想定の見直しを踏まえ、海岸堤防や河川堤防などの防災施設について、技術基準の在り方を見直す必要があるのではないかと考えますが、土木建築部長の見解をお伺いします。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えいたします。

今後３０年以内の発生確率が６０％から９０％程度以上とされている南海トラフ地震などへの備えは重要であると認識しています。

議員御指摘の最大規模の津波に対しては、人命を守ることを最優先に、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御により、被害を最小化させる防災・減災対策を推進しています。

現在進めている南海トラフ地震等の被害想定の見直し結果に踏まえ、関係部局と連携し実効性のある防災対策を進めていきます。

また、気候変動に伴う水災害の頻発、激甚化への対応も重要な課題です。県では、海面上昇を見据えた海岸保全基本計画の改定や、雨量増加を見込んだ河川整備基本方針などの見直しを国と連携し順次行っており、地域特性や優先度を勘案し、計画的に整備を進めていきます。

なお、堤防等の構造設計に用いる技術基準については、国が自然環境の変化など、最新の知見を踏まえて適宜改訂しており、引き続き、県としても適切に反映してまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。そうですね、基準はやっぱり国でつくっているもんですから、そこがもちろん基準ですから基準になることは当たり前なんですけれども、県全体のハード施設のかさ上げなんかというのはやっぱり財政的にも大変困難だと思います。しかしながら、ハード整備というのが防災対策の要になりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思ってます。

それでは、続いて、国東半島の振興について質問いたします。

昨年第２回定例会でもお聞きしましたが、１０月１１日から１１月３０日まで開催された国東半島芸術文化祭について、文化祭が終了した今の時点であえて再度質問をさせていただきます。

オープニングイベントには知事にも御出席いただきまして、また、実行委員会の運営などには県の支援もいただき、盛況のうちに終えることができたと思います。

今回の芸術文化祭も、前回と同様に、国東市と豊後高田市の共催による実行委員会形式で開催されました、実行委員会の会長である松井国東市長肝煎りのラバーダックプロジェクトでは、このイベントの目玉となりまして、周辺道路が渋滞するほどの盛況ぶりでありました。また、写真プロジェクトやアートプロジェクト、国東半島記憶博物館プロジェクトのほか、オープニング、クロージングイベントも、両市の総力を挙げて取り組んだ内容となりました。

中でも、私が興味を惹かれ、今後の国東半島観光に大きな可能性を感じたのは、お寺美術館プロジェクトであります。お寺を美術館に見立て、国東半島を拠点に活躍するアーティストの作品を展示し、国東半島の歴史や文化を発信する取組です。国東半島観光の大きなウイークポイントとも言えますが、半島の産地に点在する

お寺や観光拠点にいかに足を運んでもらうかという課題に対する一つの解決策になり得るものだと感じております。今後、お寺や観光拠点と芸術、文化の融合により、国東半島を巡る中で新たな魅力を発見してもらえる取組として期待をしているところであります。

先日の九州観光振興大会で、観光客に何度も訪れたいと思わせることがよい観光地であるという話がありましたけれども、正にそのとおりだと思います。私も香川県の瀬戸内国際芸術祭に春と秋の２度、訪れましたが、そこでは来訪者が自分なりの行程で地域を巡り、足りなければ再び訪れて別の行程を楽しむという仕組みが根づいており、多くの人を惹きつけていました。

国東半島にも多くの観光資源がありますが、個々の施設だけではなく複数の拠点を巡ることが重要だと思います。そのため、地域全体で何らかの仕掛けを行うことで、まず行ってみようと思わせるきっかけをつくり、訪れた人が魅力を感じれば次も行ってみようとなる好循環が生み出せると考えます。

これまでも国東半島地域では歴史、文化、自然をいかした芸術文化と観光の振興に取り組んできました。今後は他の地域の活動とも連携させ、県全体のレベルを上げていく取組も必要であると考えます。

国東半島芸術文化祭の総括は、今後、主催者である実行委員会が行うものと思いますが、この文化祭が持つ意義や効果について、まず知事の所感をお聞かせください。その上で、国東半島芸術文化祭に代表される取組をはじめ、県内各地域における芸術文化の振興と観光活用することに県としても積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、併せて御見解を伺います。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　地域における芸術文化の振興についてでございますが、国東半島は、古来、六郷満山文化が花開き、近年、世界農業遺産や日本遺産に認定された歴史と文化の薫る地域であります。国東半島芸術文化祭２０２５は、そうした固有の歴史や景観、暮らしをアートと融合させた個性あふれる取組となりました。

特にラバーダックプロジェクトは、世界農業遺産を象徴するため池に巨大なアヒルを浮かべて、見慣れた風景を一変させて日常を見詰め直す独創的な企画でありまして、５万５千人の観客が訪れたというふうに伺っております。このほか、気鋭のアーティストが地域の描写をしました国東半島記憶博物館、あるいはお寺美術館プロジェクトなどもアートの魅力が凝縮した取組だったというふうに伺っております。県としましても、昭和の町や国東市の酒蔵のコンサートを開催しまして、にぎわいづくりを支援したところであります。

このような芸術祭は、関係人口の創出やアイデンティティーの醸成、希薄化が進みますコミュニティの再構築のほか、こどもたちの芸術への興味関心の喚起等、地域に様々な効果をもたらします。一方で、開催後は、地域の皆さんの理解と熱意の下、その成果をどのように将来につなげていくのかが大変重要な課題となりました。是非、今回の芸術文化祭が他の地域に横展開できる好事例となるように、大いに議論を進めていただければというふうに考えております。

こうした中、県では、地域ブランディングの専門家と連携しました市町村支援に取り組んでおります。今年度は、佐伯市が大道芸によるまちづくりで活用しております。また、芸術文化を核とした地域活性化策を自ら企画し、牽引できる高度人材１２名の育成にも取り組んでいるところであります。

さらに、地域における芸術文化の担い手の創出のために、豊後高田市の草地小学校等、小・中学校に演奏家や伝統芸能団体等を派遣して、こどもたちの感性の育成にも努めているところでございます。

振興局において、地域未来創造総合補助金で地域の取組を柔軟に後押しをしております。昨年度は、竹田市での豊後南画の日本遺産認定に向けたイベントや、日田市の「進撃の巨人」を活用した観光ＰＲ等を支援いたしました。

是非こうした様々な支援策を市町村の事業に最大限に活用していただきたいというふうに思っております。

今後も、県内各地で地域色豊かな芸術文化が大きく花開くよう、市町村や関係団体と連携をしながら、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。知事が芸術文化の分野にすごく興味がおありなのもよく分かりましたし、いろんな取組をやっていただいているというのももう認識しておりますので、ぜひとも引き続きお願いします。ただ、大きなイベントには課題がたくさん出てきます。そこで一つ、私が、今後のイベントに対しまして要望をさせていただきたいと思います。

国東半島芸術文化祭に多くの方にお越しいただいたことは大変ありがたいことでありました。一方で観光客の移動手段の確保というのはやはり大きな課題となりました。もともと両市においては鉄道の駅はありませんし、豊後高田市においては自動車専用道もありません。一般客にとっては、半島内部を巡るには基本的に自動車しかない状況にあります。以前は団体の観光バスや観光タクシーの利用もありましたけれども、今回の芸術文化祭のイベントには不向きだと思います。必然的に自家用車、若しくはレンタカーであります。

そこで要望ですけれども、今回のようなイベント期間中は手軽に安価でレンタカーを借りることができる取組と、あわせて、全国で駐車場を運営する会社のカーシェアや、都会で見られる電動キックボードシェアのようにネットで申込みをして最寄りの駅や空港など、またイベント会場などで直接、簡単に借りられる仕組みづくりの取組を是非県で支援していただきたいと思います。当然ながら、まずはそのイベントの主催者、市町村が多いんですけれども、そういったところが判断すべきことになると思いますけれども、県等の支援があれば導入しやすくなると思いますので、今後、御検討をお願いいたします。

続きまして、これまでの国東半島芸術文化祭でも感じたことですけれども、豊後高田市においては、芸術文化に精通した職員が少ないことが課題の一つとなっています。私自身もそうでしたけれども、市の職員の多くは事務職として採用されており、興味があっても専門的な知識を得る機会が限られている上、相談できる人材も市内には乏しいという状況であります。

財政や法規、税務、会計、防災などの行政分野であれば、実務や研修を通じてスキルを補うことは可能でありますけれども、芸術・文化の分野はより高度で専門的な知識や経験が求められるため、独自に人材を育成することは難しいというのが実情です。

国東市や竹田市などのように、芸術家や音楽家などが多く居住し、地域の芸術文化活動を支えている地域では、行政が日頃から相談できる環境も整っているのかもしれません。しかし、多くの市町村では、そうした人材を地域づくりの担い手として確保、育成するまでに時間と労力を要し、十分な体制を整えられないのが現状ではないでしょうか。

そこで、例えば、県内のアーティストや芸術文化に精通した人材と行政担当職員が一堂に会し、交流や情報共有を行う機会を設けることを検討してみてはどうでしょうか。こうした場を通じて交流を深めることにより、人材不足に悩む市町村への支援につながるだけでなく、県内全体の芸術文化の振興にも大きく寄与すると考えます。また、アーティストにとっても自身の活動を広げる新たな出会いや協働の機会が生まれ、地域と芸術文化をつなぐ持続的なネットワーク形成にもつながると思います。

そこで、県内の芸術文化のさらなる振興に向けた専門的な人材の確保、育成について、県としてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いいたします。

嶋議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　お答えいたします。

県では、文化振興基本方針に基づきまして、芸術文化の振興を活力ある地域づくりにつなげていける、そうした人材育成に力を入れております。

今年度は、佐伯市ならではの大道芸の企画から実施、さらには改善点の検証まで、県から派

遣しました外部の専門人材が佐伯市の市の職員を伴走支援しまして、今後の事業の充実、それから関係職員の企画実践力の向上を後押ししているところであります。

新年度は、郷土ゆかりの版画の普及、発信を行っていく中津市など、３市の芸術文化事業を県も一体となって応援する予定としております。

また、県では、１０年前から芸術文化に関わる人材育成講座を開講しており、これまで豊後高田市さんも含めて市町村職員や地域おこし協力隊の方々など延べ４００人余りの皆さんが受講され、それぞれ地域活動にいかしていただいております。

さらに、さきほど知事答弁にもございましたが、今年度から新たに芸術文化活動で将来的な起業を志す１２名の方々、県内外から集めて、公募で集めて、３年計画で育成するというセミナー、これ芸術起業塾という名前でありますが、これを３年間にわたり開講しておりまして、その修了後は県内在住を促しまして、地域の芸術文化のキーパーソンとしての活躍を期待しているところでございます。

市町村におかれましては、こうした県のもろもろの支援策を大いに活用されまして、地域色豊かな芸術文化の振興に是非つなげていただきたいと考えております。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。いろいろ取組を行っていただいているのが理解できました。今後とも市町村職員などのスキルアップの機会をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、今回の国東半島芸術文化祭に合わせて、私も久しぶりに国東市のお寺巡りを楽しみました。以前に何度か訪問したことのある両子寺、文殊仙寺、岩戸寺、泉福寺に加えて、今回初めてでありましたけれども興導寺などを１日かけて巡りました。以前も両子山周辺で迷ったことを思い出し、カーナビをセットして巡りましたけれども、文殊仙寺や岩戸寺から豊後高田市に抜ける道路がうまくつながりませんでした。また、一昨年の台風第１０号で被災した県道はいまだ復旧していない箇所もあり、地元では、はちまき道路と呼ばれる県道も道幅が狭く、以前とあまり変わっていませんでした。国東半島の中心部に位置し観光地を結ぶ主要なルートは、急カーブや急勾配が多く、観光バスなどの大型車の通行は厳しいのではないかと思います。

そこで、国東半島中心部の県道について、現時点の整備計画とその進捗状況、また今後どのような方針をもって整備していくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

国東半島には、両子寺に代表される六郷満山ゆかりの寺院や風光明媚な景勝地など、多くの観光地が存在するため、半島内の県道は生活道路であるとともに、観光周遊ルートとして活用されています。現在、大分空港や東九州自動車道などからのアクセス強化のため、２車線改良として豊後高田国東線一畑地区など、５か所で幹線道路の整備を進めているところです。

また、両子寺周辺の急峻な山間部等に点在する観光地や集落を結ぶ道路では、観光バスや地域の方々が安全に通行できるよう、交通状況や地形条件などを勘案しながら事業を実施しています。例えば、新城山香線梅木地区では２車線改良、夷堅来線小畑地区では待避所を整備する局所的改良など、計７か所で実施しています。

今後も、国東半島全体の魅力をさらに高めるため、観光事業者や地域住民の意見を伺いながら、観光振興や地域の暮らしを支える道路整備に取り組んでまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。国東半島の中心部は行政区分が分かれるところがありますし、地形的にも整備が難しいところだと思われますけれども、今後とも観光振興の役割を踏まえまして整備をお願いしたいと思います。

続きまして、道の駅なども含めた直売所は県内にも多く整備され、地域の農林水産物の販売拠点として重要な役割を果たしています。私もよく利用していますけれども、場所によってそ

の魅力やにぎわいは大きく異なります。設置当初はどこもそれなりににぎわい、地域の拠点として人が集まります。しかし、年月の経過とともに、販売力や運営体制に差が生じているように感じます。商品は豊富で新鮮、施設が清潔に保たれている直売所がある一方で、魅力が薄れ来訪者が減少している施設も少なくはありません。

先日、宮崎県の道の駅都城を訪れる機会がありました。数年前に訪れたときには直売所スペースは商品も少なく、古い小さな施設という印象でしたが、２年前の建て替えにより、敷地、建物ともに数倍の規模に拡張され、地域の特産物を使った魅力ある商品が数多く並んでいました。また、イートインスペースや観光案内所、キッチンスタジオ、屋内遊具スペースなども整備され、とても魅力的な施設に生まれ変わっていました。この再整備では、市内事業者が中心となり、施設の維持管理から運営までを担う新たな事業体を設立し、５１名の雇用を創出したとのことでした。平日でも多くの車が出入りし、地域のにぎわいの拠点となっています。

また、近隣県の人気の道の駅では、福岡県の道の駅むなかたや、山口県の道の駅萩しーまーと、道の駅センザキッチンなどが漁港近くに整備され、県外からの来客も多く、にぎわい、海産物を中心に大きな売上げを上げていました。

一方、豊後高田市でも遅ればせながら、香々地地区に道の駅を建設中であります。海産物を中心とした直売所やカキ小屋風の食堂を設け、長崎鼻や夷谷など周辺観光拠点との連携による地域活性化が期待されています。また、宇佐市でも国道２１３号沿いに道の駅を建設中であり、相乗効果が見込まれています。

このように道の駅などに設置される直売所が地元住民や観光客のにぎわいの場となり、地元農林水産物の魅力を発信する拠点として活性化すれば、生産者の販売機会の拡大や所得向上につながります。

そこで、豊後高田市と宇佐市で整備が進められている新たな道の駅においても地域の農林水産物を販売する直売所の活性化に向け、県として後押ししていただきたいと考えますが、農林水産部長の見解をお伺いします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

直売所は農林水産物や加工品の販売の拠点であり、地域経済の循環を支える重要な施設でございます。令和６年度の県内における販売額は１４７億円に上り、近年増加傾向で推移しておりますが、中には品ぞろえや情報発信などが課題で集客力の低下が懸念される店舗もございます。

そこで、直売所の運営者等を対象に、販売実績の活用による売れ筋商品作りなど、県内外の優良事例を共有するセミナーを開催しているほか、直売所間で産品を補い合う広域流通の構築や店内装飾の充実、そして郷土料理教室の開催などを支援しているところです。

さらに、直売所の運営改善を直接支援しますコンダクターを今年度新たに設置したところでございまして、課題解決に意欲的な直売所の取組を後押ししてまいります。

例えば、豊後高田市のＡＦＦネットワークが運営しております直売所「夢むすび」では、栽培研修会の開催や地域特産の食材を使った新商品、豊後高田カレーの開発を支援したところでございます。

また、県内には道の駅なかつの春夏秋冬（ひととせ）、そして道の駅きよかわの夢市場において、遠隔地で産品の持込みが困難な生産者のため、定期的に集荷に回り所得向上につなげているなど、地域とともに発展する好事例も生まれてきております。

こうした取組を横展開し、多くの観光客などが集う魅力ある直売所となるよう支援してまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。地域の特徴的で魅力的な農林水産物と加工品を品ぞろえすることが直売所、道の駅などの生産者の売上げにつながり、ひいては地域の観光拠点となると思います。ぜひとも今回の豊後高田、それから宇佐市の道の駅についても御支援いただきた

いと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

一昨年の台風第１０号では、県内各地で大雨による浸水をはじめ、河川堤防や農業用施設の損壊など甚大な被害が発生しました。一昨年の第４回定例会でも被災施設の復旧についてお尋ねし、早期復旧に取り組む旨の答弁をいただきました。その後、豊後高田市内では、県土木事務所等の尽力により、国道や県道、河川施設についてはおおむね復旧したと伺っています。改めてお礼を申し上げます。

一方で、農業用施設については、被災施設の利用状況を所有者に確認した上で復旧の必要性を判断したこと、それから、河川の治水機能に対する安全性の調査、さらに発注工事の増加による事業者不足などから、復旧が遅れているという状況にあるともお聞きしているところであります。

さきほど申し上げた国東半島道路の件も含め、完全復旧には至っていない箇所があるのが実情です。ぜひとも関係市と連携し、必要に応じて技術的支援なども行いながら、早期の復旧をお願いしたいと思いますので、改めて要望させていただきます。

また、早期復旧もさることながら、今後、予想される災害を未然に防ぐための対策を講じることも喫緊の課題であります。特に私が優先して対策すべきと考える場所が２か所あります。

１か所目は、県道豊後高田安岐線の田染横嶺地区の被災箇所であります。ここは、河川と県道が並行し、周囲の山地から雨水が谷状地形を通じて道路を越えて川に流れ込み、台風第１０号の際には、通行中の自動車が流される事案も発生したところであります。大雨のたびに通行止めになる箇所で、以前から根本的な冠水対策が求められていた場所でもあります。ここでは、令和４年１２月に交通死亡事故が発生したこともあり、令和６年度から歩道設置事業が行われていますが、その事業に併せて冠水対策も実施できないでしょうか。

２か所目は、同じく台風第１０号の際、市街地が浸水寸前となった桂川の堤防施設であります。以前の質問で、桂川水系は５０年に一度の降雨を想定して対策を講じているが、河床掘削を検討するとの答弁を部長からいただきました。その後、以前から浸水が危惧されていた２か所、堤防が切れて河川に降りられるようになっている斜面部分と、沈み橋を通る市道部分について、開閉式の止水板の設置が可能かどうか、豊後高田土木事務所と協議をしてまいりました。これら２か所は、いずれも堤防より１メートル程度低く、越水のおそれがあるため、河川増水時には地元消防団が土のうを積み上げ水流に備える状況となっています。一つ間違えば人命に関わる行動であり、危険な状態であります。止水板の整備は次の大雨までに実施可能な即効性のある有効な対策でありますので、ぜひとも早期に着手いただきたいと思います。

いずれの事業も今後に必要な防災対策工事だと考えますけれども、その対応方針について土木建築部長の見解をお伺いいたします。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

台風第１０号で被災した公共土木施設では、県及び市町村の全体で約７割が完成しており、着実に復旧が進んでいます。

また、市町村管理の橋梁や河川と隣接する農業用施設の災害復旧については、施工範囲や発注時期等の情報共有に加え、河川法の手続に関する技術的助言などを行っており、今後も連携を密にして取り組んでいきます。

議員御指摘の県道豊後高田安岐線の田染横嶺地区では、台風第１０号の際、山地からの雨水の流入や隣接する河川の増水により道路が冠水し、浸水被害が発生しました。このため、昨年度に事業化した歩道整備事業に加え、河川の流下能力の向上等を図る河川改修事業と連携した対策に着手しており、現在、測量と設計を進めています。

次に、止水板については、地元からの要望も踏まえ、裸祭りの御神幸の川渡しなどの利用に支障を来さぬよう、取り外し可能な止水板の設置を予定しています。

引き続き、当該２か所の対策を確実に進め、

豊後高田地域の防災対策を一層推進してまいります。

嶋議長　佐藤之則議員。

佐藤議員　ありがとうございました。二つの事業とも災害対策に直接役立つ事案でございますので、ぜひとも早期整備をお願いしたいと思っております。

今回は防災関連の質問が主体となりました。私も市の職員時代には長く防災担当をしました。空振りでもいいから早めの対応をすることが基本ということはよく分かっていても、その判断が多くの人の行動を促すことになるというものでありますので、大変躊躇するものだと思います。今回の佐賀関の大火災について、そのときの話を聞くと、短い時間に多くはない情報でおのおのの立場での判断ができたことが伺えました。改めて感謝させていただきたいと思います。

また、芸術文化の振興については、佐藤知事がこれまで実施されていますＯＰＡＭの１０周年記念事業、アルゲリッチの音楽祭、ツール・ド・九州など、それから国東半島芸術文化祭も含めて大好評の取組だったというふうに思っております。観光振興にもつながる取組でありますので、引き続き国東半島地域、それから県北地域にも継続してこういうことをまた実施していただきますようにお願いいたしまして、私の一般質問終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長　以上で佐藤之則議員の質問及び答弁は終わりました。小川克己議員。

〔小川議員登壇〕（拍手）

小川議員　最後になりましたが、よろしくお願いしたいと思います。１２番、自由民主党、小川克己です。

それでは、早速ですが、一般質問にこれから入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず１点目です。きめ細やかな対応が必要なこどもたちへの支援について。

我が国の少子化は急速に進行しており、この１０年間で出生数は約３割減少しています。その一方で、医療的ケア児や発達障がい児など、きめ細やかな対応が必要なこどもたちは増加傾向にあり、厚生労働省の調査によると、在宅の医療的ケア児数は、平成２６年の１万６，５７５人から、令和６年には２万１，１２６人と、この１０年間で３割近い増加となっています。

発達障がい児の人数について正確な統計はありませんが、文部科学省の調査によると、通常の学級に在籍する小・中学生のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が、平成２４年度の６．５％から、令和４年度は８．８％まで増加し、大きな話題となりました。また、注意欠陥多動性障害や学習障害、自閉症といった発達障害を理由として通級指導を受けている児童生徒数も、平成２５年度の３万３，４０１人から、令和５年度は１２万５，６７４人と、こちらは実に４倍近い増加となっています。

そうした中、県ではこれまで、令和４年度に開設した医療的ケア児支援センターみつわでの当事者に寄り添った支援をはじめ、発達障がい児の早期発見、早期支援体制の整備など、諸施策に取り組まれています。

しかしながら、このように医療的ケア児や発達障がい児が年々増加傾向にある状況にある中では、子育て満足度日本一の実現を掲げる本県として、これまで以上に施策を充実させていく必要があるのではないかと思います。

例えば医療的ケア児については、昨年度からレスパイト目的の訪問看護に対する助成が開始されたところですが、家族からは、自身が病気になった際の預け先の確保など、さらなる負担軽減を図ってほしいとの声も聞かれます。

また、発達障がい児については、こども家庭庁が市町村５歳児健診の全国展開を打ち出したことから、５歳児健診を契機とした発達障がい児の早期発見、早期支援体制をさらに整備していく必要があると思います。

そこで、医療的ケア児や発達障がい児など、きめ細やかな対応が必要なこどもたちの支援について今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いしたいと思います。

以下、対面席にてお願いします。

〔小川議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの小川克己議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　小川克己議員のきめ細やかな対応が必要なこどもたちへの支援についての質問にお答えを申し上げます。

県では、医療的ケア児や発達障がい児など、きめ細やかな対応が必要なこどもたちと家族への支援の充実に努めているところでございます。

まず、医療的ケア児への支援については、県庁内に設置しております支援センターが家族等からの相談に対応するとともに、地域の相談支援事業所や医療機関で支援調整を担うコーディネーターをこれまで１０８名、養成をしてきております。

また、令和６年度から、家族が一息つけるレスパイトを目的としました訪問看護の利用に対し助成をしており、昨年末までに延べ６９名に御利用いただきました。

来年度は、病院等の短期入所施設が医療的ケア児の宿泊を受け入れる際の経費や、受入れに必要な医療機器等の整備費を新たに助成をして、レスパイト支援の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、短期入所施設や保育所等を対象に、小児の医療的ケアに精通した看護師によるＯＪＴ研修を実施するなど、人材育成を強化いたします。

発達障がい児への対応では、これまで５歳児健診等への専門医の派遣や、保護者がこどもとの関わり方を学ぶ研修会の実施など、早期発見、早期支援に努めてまいりました。

今年度からは、県内４か所の児童発達支援センターを支援拠点と位置づけ、専門的な見地から保育所や障がい児支援事業所等に助言を行う体制を整えております。

さらに来年度は、市町村が行う５歳児健診後のフォロー相談会に要する経費への助成や、相談を受ける作業療法士や言語聴覚士向けの研修を行うなど、支援の一層の充実を図ってまいります。

こうした医療的ケア児や発達障がい児への支援に当たっては、子育て支援と一体的に行うことが重要であります。そこで、来年度の組織改正では、新たに設置するこども政策局に障がい児支援の業務を移管し、障がいの有無にかかわらず、全ての子ども・子育てに関する施策を一元的に推進することとしております。

今後とも、これらの取組を通じて、きめ細やかな対応が必要なこどもたちへの支援に力を尽くしてまいりたいと考えております。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　ありがとうございました。特に本当に今、子育て真っ最中の皆さん方にとっては深刻な課題だろうというふうに思っております。一人一人の特性を理解することや、こどもたちの発達のスピード、得意、苦手がそれぞれに違うわけであるわけで、この問題は学校だけで抱え込まない支援、そしてまた先生だけではなく保護者やスクールカウンセラー、そういったところのやっぱり対応が欠かせないと、そしてまた連携も欠かせないというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

また、できないことよりできることを伸ばすという、この支援という、補うことについて目が向きがちですけれども、それぞれに得意なこと、興味のある事をそれぞれがやっていただける、そしてまた、今、知事のほうから新年度でこども政策局等々を新たに設置しながらこどもを連携して育てていくというような話もありました。私も今、近くに学びの多様化学校があるわけでございますけれども、そこに本当にすごいこどもというんでしょうか、非常に能力的にはすばらしいものを持っておるんですけれども、やっぱりクラス単位といったこと等になるとなかなかなじめない、クラスに溶け込めないということで不登校とかいうようなことになったわけですけれども、そのような事例も交えながら、今後とも是非これについては御理解と御協力を賜りたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、次世代人材の育成について、移らせていただきたいと思います。

まず１点目は、遠隔教育についてです。

県では、県内のどの地域でも生徒の可能性を伸ばし、個人に応じた多様できめ細やかな教育を提供できるよう、遠隔教育に力を入れています。希望する大学に進学するために、地域から大分市内に通学又は転居する方の話を聞いたことがありますが、自分の住み慣れた地域においても希望する進学先に必要な授業が受けられるということは大変ありがたく、また本人の負担軽減にもつながることから、是非進めていってもらいたいというふうに思うところであります。

令和７年度については、臼杵、宇佐、日田、佐伯鶴城の４校から開始されました。私も遠隔センターから遠隔授業の様子を見せていただきましたが、本県では２校合同で授業を行うことがその一つの特徴であり、生徒からは、相手の意見を聞くことで自分の考えをより深めることができたとか、レベルの高い授業を受けられるのは自分にとって得られるものが大きくてよいなどといった肯定的な声が寄せられていると伺いました。

本県の未来を担うこどもたちからこのような声が聞けることは正に頼もしいことであり、早期のさらなる展開を期待するところであります。加えて、夏季の特別授業は、対象校だけでなく県内各地から２３校、３００名以上の生徒が参加したとのことであり、今後の可能性に手応えを感じられているのではないでしょうか。

しかしながら、難関大学向けの講座が多いと聞いており、成績上位層向けの対策に傾注しているのではないかと少し気になっています。公教育の場であり、公金を使っている以上、多くの生徒に効果がある施策に取り組んでもらいたいところでもあります。また、遠隔授業の開始からもうすぐ１年がたとうとしていますが、現場から見えてきた課題もあると思います。ただ単純に対象校を拡大するだけではなく、人的資源や財源は限られているわけですから、絶えず効果を検証し、工夫を加えながら次なる展開を進めていってほしいと思います。

こうしたことを踏まえ、遠隔教育の現在の状況と今後の展開について教育長に伺いたいと思います。

嶋議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

遠隔教育は、生徒が居住する地域にかかわらず、個に応じた多様できめ細かな学びを享受する機会を提供するための重要な取組であり、受講した生徒からも肯定的な評価を受けています。

また、夏休みに続いて冬休みに実施した特別授業も、２３校から２７０名の生徒が参加するなど、確かな手応えを感じているところであります。

県民の皆様からも、県の広報誌の特集に対し、３９件の感想が寄せられ、その全てが地域間格差の是正に貢献するものといった前向きな意見で、期待の大きさを実感したところであります。

一方、より幅広い生徒を対象に遠隔教育を実施してほしいという声があるのも事実です。来年度は実施校を１２校に拡大するほか、専門高校を含む全県立高校を対象に、学習のつまずきを克服するための弱点補強動画を配信し、個々の学力に応じた支援を強化したいと考えています。

今後も、成果や課題、現場のニーズを丁寧に分析し、限られた資源を最大限に生かす工夫を重ねながら、文系生徒や大分市内の高校への展開も視野に入れ、遠隔教育のさらなる充実に努めてまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　新年度については８校増やしてやっていくというようなお話も伺いました。もう本当に現代社会はＩＣＴを活用して、離れた場所にあってもひとしく授業を享受できるというようなことで、そのような意味では、このように遠隔教育を実施していただけることは大変ありがたいなと、特に私どもはローカル校でございまして、非常に保護者の気持ちとしても、やっぱりまず成績優秀であると大分市内、あるいはまた次に日田市というようなことで、なかなか私どももこれまで地元高校をいかに存続するかというような意味では非常に不利に感じておりましたけれども、このような遠隔授業等を通じてやっていただけると、地方の高校でもひとし

くそういう機会が得られる可能性が非常に高くなったということで、感謝をしているところでございます。さきほどお伺いしましたら、さらにまた校数は今後増やしていくというようなことでもありました。言われるように公教育でありますので、公費を、さきほどから言いましたように突っ込んで、ひとしく教育をする、また新年度から高校授業料も、私立も含めて無償化となるというようなことで、私どもはいよいよ今後、こどもをいかにこの地域の学校で学ばせて地域で育てるかというふうに一生懸命考えております。こういった遠隔教育をさらに充実強化をしていただければありがたいというふうに思っておりますので、引き続き今後ともよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、２点目ですが、部活動の地域展開についてというようなことで、これについてももう、私もいつも質問をさせていただきました。

昨年１２月、部活動の地域展開について、文部科学省から新たな総合的なガイドラインが示されましたが、少子化が急速に進行する中、令和８年度から１３年度までを改革実行期間と位置づけ、休日の部活動の地域展開を全国的に加速させるという、極めて重要な局面を迎えています。

本県においても、令和５年３月に策定した方針の下、豊後大野市や竹田市での実証事業、指導者人材バンクの設置など、全国に先駆けた取組を展開してこられました。その成果は着実に現れており、昨年の県中体連の大会には、学校単位の部活動以外に１２７もの地域クラブが参加いたしました。さらに、全国中学校体育大会においても、バレーボールやバドミントンなど４競技８クラブが全国の舞台で躍動したと伺っております。こどもたちが地域クラブという新たな環境で、専門的な指導を受け、多様な仲間と共に大会に出る喜びを享受している姿は、これまでの改革が実を結びつつある確かな手応えであると思います。

しかし、現場に目を向ければ、地域における運営団体の設置や、生徒の移動手段の確保、そして何より指導者の質と量の確保は依然として高いハードルとなっています。保護者や生徒からは、学校から地域へ移行することへの不安や、指導の継続性、経済的負担を懸念する声も根強く、これから一つ一つの課題に真摯に向き合い、こどもたちが安心して活動できる環境を整備することが極めて重要であると考えます。

私は、地域展開を成功させる鍵は、競技の専門性のみならず、豊かな人間性を備え、生徒や保護者から深く信頼される質の高い指導者をいかに安定的に確保できるかにかかっていると考えています。指導者の成り手不足が叫ばれる中、情熱ある人材を地域に呼び込み、育成していくための実効性のある施策が、今こそ強く求められているのではないでしょうか。

そこで、新たな国のガイドラインを受け、本県の方針はどのように見直されるのか、また、令和１３年度までの目標達成に向けた改革実行期間において、特に喫緊の課題である指導者の確保に向け、県としてどのように具体的な方策をもって取り組んでいくのか、教育長の見解を伺います。

嶋議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

国の新たなガイドラインに基づいて、今年度中に本県の方針も見直しを行い、令和１３年度末までの改革実行期間において、中学校の休日の部活動の地域展開達成を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、新たに市町村による地域クラブ認定制度を導入し、活動の質を担保してまいります。また、１週間の総活動時間等が上限内であれば、地域クラブが柔軟に活動形態を選択できる、県独自の基準も盛り込むこととしております。

一方、懸案の指導者確保については、現時点４２０名が登録している人材バンクの活用に加え、今年度開始した育成プログラムにより５１名の本県在住の大学生を指導者として認定したところです。高度な専門性と倫理観を備えた若い力を育て、今後の地域スポーツ振興の大きな支えにしたいと考えております。

加えて、クラブの運営体制の強化や生徒の移

動手段等の諸課題への対応についても、地域展開の専門家の派遣等を通じ、市町村とこれまで以上に緊密に連携してまいります。

こうした取組を加速することで、地域間の進捗格差を抑え、こどもたちが質の高いスポーツや芸術文化活動に親しむことのできる環境整備に努めてまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　この件に関しては、非常に大分県は全国的な面から見ても他地域に決して劣ってない、どちらかというと豊後大野や竹田みたいに非常に先進事例としていい事例もありますので、引き続き青少年の健全育成も含めた、今、休日にこだわりを持っておるようでございますけれども、もう一歩進んで平日も視野に入れながらそのような取組を検討していったほうがいいのではないかというふうに思っておりますが、そのようなところについて、どうでしょうか。

嶋議長　山田教育長。

山田教育長　平日の部活動については、県内の市町村においても地域展開に移行するという方針を立てて今、準備を進めているところもございます。国においては、全国のそういった平日の地域展開の取組を分析、検討しながら、それを広く普及できるかどうか、そこを検討していくということで、その状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　是非よろしくお願いをしておきたいと思います。どうしても従来の学校の教員の指導では様々な角度からトータル的にスポーツ等々も指導していただいてきたということがありますが、これからそういうふうに地域社会に移行していくと、表現が難しいわけですけれども、問題点がゼロではないというふうには感じております。学校の中においてもそういった類いの問題が先般の文教警察委員会の中でもおわびとしてされておったようでありますけれども、スポーツの世界もそういったことも懸念される材料の一つではあるというふうに思っておりますので、問題が全てなくなるということは厳しいかもしれませんけれども、引き続き今後ともよろしくお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、農林業の振興について、移らせていただきます。

１点目として、豊かな森林づくりについてでございます。

県土の７１％を占める森林は、我々の生活に必要不可欠な住宅など建築物の材料となる木材や、本県が生産量日本一を誇る乾しいたけの原木など、多くの森林資源を生み出しています。

また、生産面だけでなく、森林は洪水や渇水を防止し、きれいな水を育む水源涵養機能や土砂の流出、崩壊を防止する機能、生物多様性を保全する機能、観光資源としての機能など、多面的な機能を有しており、産出額では表せない様々な恩恵も我々にもたらせてくれています。

我々は、こうした先人から引き継いできた豊かな森林を次の世代に引き継ぐ責任があります。そのために重要な視点が二つあると私は考えます。

その一つは、事業者や地域社会、行政が一体となった森林資源の循環利用です。本県の状況を見ると、目標としていた持続可能な伐採量である１６０万立米を達成、再造林率も８０％の目標を達成しているところです。しかしながら、今後の林業経営を見据えた場合、多くの課題が残されていることに気づきます。

まず直面しているのは、林業振興の基盤となる担い手の確保です。林業従事者数は減少傾向にあることから、新規就業者の育成など既存の対策を充実させるとともに、多様な人材の新規参入を促す取組が必要だと考えます。その際、急傾斜地での作業安全性、生産性向上対策も欠かせません。林業事業体からは、傾斜など作業条件のよい伐採現場が年々少なくなっていると聞くようになっており、生産性の低下や林業労働災害の増加などが懸念されます。

加えて、住宅着工数の減少も大きな課題です。木材需要の大半を占める住宅着工数が減ることで森林資源の循環の妨げとならないよう、今のうちから対策を進めておくべきではないでしょうか。

豊かな森林の継承に向けて重要な二つ目の視点は、森林環境の保全です。他県ではありますが、外国資本も関与する事業者が法令で定められた許認可を得ず、違法な森林開発を伴う事業を進めているという内容の報道を多く目にするようになりました。

本県においても、ウッドショック以降、他産業から林業に参入する企業が増えています。関連法令に不慣れな外資系も含む新規参入企業等が、規制内容を十分理解せず違法な森林開発や森林伐採を行ってしまうことのないよう、行政が森林開発などの情報をあらかじめ把握し、必要に応じて事業者に対し関係法令などによる規制内容を助言、指導できる体制を整備することが、森林環境の保全にとっても重要であると考えます。

こうした現状を踏まえ、今後どのように豊かな森林づくりを推進していくのか、知事の考えをお伺いします。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　豊かな森林づくりについてでございます。

先人が築いてきた豊富な森林資源を未来に引き継ぐには、伐って、使い、植えて、育てる循環型林業を確立しまして、林業、木材産業の持続的な発展を図ることが大切であります。次の三つを重点に取組を進めているところでございます。

一つ目は、担い手の確保であります。県では、おおいた林業アカデミーや林業研修所において、就業前から就業後の各段階に応じたきめ細かな研修を実施しており、毎年１００名を超える新規就業者を確保しているところであります。

あわせて、空調服や休憩所の整備等による就業環境の改善を支援して、魅力ある働きやすい職場づくりを進め、人材定着を図っております。

今後は、不足する労働力を補完するため、アプリからスキマバイトを探す若者や、副業希望者などの活用を推進するとともに、短期就業者の研修費用等の支援も行っていきます。

二つ目は、生産性、安全性の向上であります。作業効率が悪く危険を伴う急傾斜地で、最新のラジコン式の無人伐倒機や苗木運搬用のドローン等を用いた革新的な作業システムの実証を行い、伐採、造林事業体を支援してまいります。

三つ目は、木材利用の拡大であります。住宅着工戸数は今後も減少していくことが推測をされます。早急な対策が必要となっております。このため、本格稼働した佐伯広域森林組合の加工施設を拠点として、ツーバイフォー住宅の約８割を占める外材シェアの国産材への転換を目指します。

あわせて、大都市圏の大手プレカット企業と連携をして、店舗など非住宅建築物への販路開拓にも取り組みます。

こうした循環型林業を継続させていくには、法令に基づく適切な森林管理も重要であります。国では国籍の追加記載など土地取引届出制度の厳格等を進めております。九州地方知事会においても、森林の違法開発等の未然防止について議論が行われたところであります。

本県といたしましても、森林の土地取引情報をあらかじめ把握し、助言、指導することは法令遵守につながるものと考えています。今後、国の動向も注視しつつ、各県と連携した新たな取組を関係者と共に検討してまいります。

引き続き、本県の豊かな森林を次世代につなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　ありがとうございました。切って植えて、やっぱりこの生産者がもうかっていただきたい、そういうようなことで、佐伯でも新たな施設にしていただいたというようなことで、ありがたく感じております。もう本当に森林は水源涵養をはじめとして様々な点で我々の日常生活に欠くことができません。そういった意味合いでも、今後とも一層の支援等をお願いしたいと、私どもも毎年九州農政局、あるいはまた林野庁等々に、特にこの再造林の重要性等を訪問してお願いをしておるところでございますけれども、大分県としても林業県大分として、是非今後とも引き続き支援をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次に、肉用牛の振興についてお伺いします。

昨年末に公表された本県の令和６年の農業産出額は約１，４９８億円と、前年比で１５６億円の増加、率にして１１．６％もの伸びとなりました。これは米や野菜の価格上昇を受けた動きとのことですが、一方で畜産は１２億円の減少となっています。畜産は、農業産出額の中でも約３分の１を占める主要な品目であり、中でも肉用牛は１４１億円と最も大きな金額を占めています。九州農政局によれば、価格の低下が減少の要因と分析されているとのことでしたが、肉用牛の振興は、本県農業の将来を左右する欠かせない重要な施策であると考えます。

他方、現在の状況を見ると、飼料やエネルギー価格の高騰などにより落ち込んでいた和牛子牛価格は、全国的な子牛頭数の減少等に伴い徐々に回復してきています。令和５年１２月には１頭当たり５０万円を切るほどだった子牛価格が、今年の２月には８０万円を超えるまでになっています。枝肉価格についても、長らく低調な推移を見せ、一時期では１キログラム当たり２千円を切ることもありましたが、現在では２，５００円程度にまで回復している状況です。しかしながら、長引く物価高騰などにより、生産コストの上昇が依然として経営を圧迫している状況が続いており、今後も楽観視できる環境ではありません。このため畜産農家からは、引き続き、品質向上などによりおおいた和牛のブランド力を高めるとともに、さらなる需要を喚起することなどにより、その収益性向上を図る取組が求められています。

こうした中、令和９年には５年に一度の全国和牛能力共進会が北海道で開催される予定となっております。去る１月３０日には、肉牛区への出品候補となる子牛を選ぶ臨時市場が玖珠家畜市場で開催されたところですが、和牛のオリンピックと言われるこの国内最大の品評会で最高賞を獲得することができれば、子牛価格等の上昇が大いに期待できます。そのためにも、さらなる肥育技術の向上等への支援が求められるところです。

そこで、全国和牛能力共進会に向けた取組も含め、今後の肉用牛の振興にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

肉用牛の振興には、種雄牛の造成や繁殖、肥育技術の向上、そして需要の拡大などの総合的取組で持続的経営を可能とする環境づくりを行っていくことが大切でございます。

繁殖においては、現在、加代白清はございますけれども、それに続く幸照茂等、次代の種雄牛の造成やＰＲとともに、ゲノム検査による優良な遺伝子を持つ繁殖雌牛への転換を加速してまいります。

また、キャトルステーションにおいては、発育に応じた飼料の給与やワクチンの定期接種等のきめ細かな飼養管理を行っておりまして、関係者の評価も良好で、こうした取組を今後も継続してまいります。

肥育においては、北海道全共における上位入賞、最高賞を目指します。現在、前回を大きく上回る７９頭を候補牛としておりまして、今後、エコー検査での肉質診断や高タンパクな飼料の給与など、筋肉等の発達過程に応じた飼養管理指導を徹底してまいります。

あわせて、長距離輸送の影響も大切でございますので、あらかじめその長距離輸送の検証も行ってまいります。さらに、県内外の枝肉共励会への出品を促進し、肉質や歩留まりの好成績を専門誌等でもＰＲをしてまいります。

また、おおいた和牛の認知度向上と需要喚起に向けまして、飲食店と連携したデジタルスタンプラリー等を実施するほか、ニーズの高まる海外ではＥＵでの販路開拓を着実に進めていきます。

加えて、市町と連携した飼料用米等の作付拡大や、牧草の高温耐性品種への転換など、飼料コストの削減にも取り組んでまいります。

こうしておおいた和牛のブランド力を高め、経営の好循環につなげ、肉用牛生産を振興してまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　来年の北海道全共で農林水産大臣賞が取れればいろんな意味でまた波及効果は大きいというふうに思っております。これまでも大分県として様々な和牛に対する支援をしていただきました。何とかこれがやっぱりこの生産者にも跳ね返って、将来的に担い手が確保できたり、自信を持って取り組んでいけるような状態づくりを是非していきたいというふうに思っております。そういった意味合いで皆さん方に御迷惑をおかけする部分もあろうかというふうに思っておりますけれども、引き続き支援のほうをお願いしたいというふうに思っております。あまりにも飼料価格が高騰しておりまして、本当に子牛価格が非常に上がって、高市総理ではありませんけれども、ほくほく発言ではありませんが、今は本当にこの生産者も喜んで、将来に期待をしている部分もありますので、引き続きフォローをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

次に、３番目の産業動物獣医師の確保についてをお伺いしたいと思います。この問題についてもこれまで様々な議員から獣医師の確保というようなことで一般質問もされてきました。

肉用牛の振興において欠かせないのが獣医師の存在で、牛だけでなく、豚や鶏などの産業動物にとって、その健康を守る産業動物獣医師は非常に重要な役割を果たしています。しかしながら、このような畜産振興を担う公務員獣医師や、牛や豚などの地域の家畜の健康を守る産業動物獣医師の不足は、非常に深刻な状態となっております。

一般的に獣医師といえば多くの方が想像するのはペットなどを対象にした動物病院ではないでしょうか。実際、新規の獣医師免許取得者の進路を見ると、令和５年ではその約半数が小動物関係への就職を選択しています。そうした進路以外にも、公務員獣医師や農業協同組合といった生産者団体関係などの就職先もあるのですが、公務員獣医師に就職した人は１割程度にとどまるなど、それぞれ新卒者の採用は非常に厳しい状況であることがうかがえます。

こうした中、先月、石川県が獣医学部を持つ神奈川県の大学と連携協定を締結したとの報道がありました。獣医師育成のため職場実習やリクルート活動に関する連携とのことですが、やはり石川県も公務員獣医師の定員割れが続いており、今年度も１１人の募集に対して僅か採用は３人にとどまっているといった状況です。

本県では、農林水産部において畜産振興、畜産研究部、農業大学校や家畜保健衛生といった分野で、生活環境部において食品、生活衛生、動物愛護といった分野で獣医師の方が活躍をされています。本県職員の募集においても、やはり定員を満たしてはおらず、また残念ながら途中で退職される方もおり、その確保には苦慮しているようです。そうした中においても海外への食肉の輸出増加に伴い輸出証明の発行が急激に増加しているとの話も伺います。毎年のように発生が危惧される鳥インフルエンザや豚熱などの伝染病の蔓延防止に向け対応も欠かせません。このように、産業動物獣医師は地域の産業や暮らしに欠かせない存在であることから、県としてもしっかり対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、産業動物獣医師の確保についてどのように取り組んでいるのか、農林水産部長にお伺いをしたいと思います。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

産業動物に関わる獣医師は、農家に対する獣医療の提供と病原体侵入防止のための衛生管理指導など重要な役割を担っておりますが、人材不足とそれに伴う家畜防疫等の緊急時の体制を確保していくことが課題となっております。

そこで、人材確保のため、獣医系の大学生には修学資金の給付を、高校３年生には地域枠入試制度を設け、入学準備金等を給付し、産業動物獣医師及び県獣医師の確保に努めております。

また、県の業務を事前に体験するインターンシップや、大学の就職説明会へ県獣医師を派遣するなど、リクルート活動も積極的に実施しています。

さらに、採用選考の受験者数を増やすために年４回の試験を実施しているほか、資格保有者

には要望に合わせまして個別に受験日を調整するなど、柔軟に対応をしているところです。

加えまして、来年度からは、畜産公舎等、関係団体連携の上、現在、動物病院などで勤務しています社会人にも県獣医師や関係団体への就職を促すため、新たに基金を創設し、奨学金の返還を支援していくこととしています。

また、教育庁とも連携しまして、キャリア教育の一環として獣医師職への理解醸成を図るため、中学生を対象とした出前授業を実施する予定です。

今後も、こうした取組を通じ、不足する産業動物に関わる獣医師の確保が進むよう取り組んでまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　産業動物獣医師は非常に危険が伴う、あるいはまたふんなどのいわゆる汚いというか、そういったところで敬遠されがちで、小動物については非常に皆さんが希望しているというような側面はあると思いますが、この重要性を認識はしていると思いますけれども、引き続きよろしくお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、農業の労働力確保についてお伺いします。

人材確保の中でも、農業の労働力確保についてお伺いします。農林水産省の２０２５年農林業センサスによると、本県の基幹産業農業従事者数は５年前と比べて３０％、約６，５００人が減少しており、全国の減少率を上回る速度で減少が続いています。一方、農業経営体の経営耕地面積を規模別に見ると、５ヘクタール以上の規模で経営をする農業経営体の耕地面積が全体の約５割を占めており、５年前より増加しています。人口減少が急速に進む中、農業に従事する生産者の減少は避けられないというのが現実かもしれませんが、こうした状況であっても規模拡大を進める力強い経営体が増えていることは大変頼もしいことだと思います。

本県農業の成長産業化には、こうした拡大意欲のある経営体をしっかり後押ししていくことが重要であり、県においても農地の集積、集約化や基盤整備など中核的経営体の規模拡大支援に力を入れているものと承知をしております。実際に規模拡大を実現するには、徹底した作業の省力化、効率化を図る必要があることは言うまでもありませんが、同時に労働力の確保も必要不可欠です。しかしながら、さきほど申し上げたとおり、人口減少社会の中で労働力を確保することは簡単なことでありません。そこで、知人からの紹介やハローワークなど、従来の求人手法のみならず、農業に関心を持つ大学生や外国人など多様な人材の参画を促す取組が必要と考えます。加えて、他の経営体の民間企業などの作業外部化を進めるなど、総力を挙げた労働力対策を講じていくことが必要であります。

そこで、農業の労働力確保について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

農業従事者が今後も大きく減少していく中、本県農業の持続的発展には、地域を牽引する中核的経営体の経営拡大が不可欠であり、労働力不足への対応と生産性の向上が喫緊の課題となっております。

そのため、自動草刈りロボット等のスマート技術の普及促進と合わせて、人材供給や農作業受託などを担い労働力を補完する農業支援サービス事業体の育成を急ぐこととしております。

育成に当たりましては、サービスの提供に必要な大型収穫機械等の導入やドローン操縦資格の取得などを支援していきます。

また、雇用人材の確保に向け、バイトアプリを活用したマッチングが進むよう、農業に関心を持つ若者や異業種で働く方々などに副業、兼業人材としての短期就業を促してまいります。

加えて、翻訳機の導入や作業マニュアルの作成などを支援し、外国人や障がい者等と共に円滑に作業ができる環境づくりも進めてまいります。

さらに、人材の定着に向け、高温対策としてスポットクーラーや空調服等の導入を進めていくほか、女性用トイレやシャワー室の整備も進

めるなど、快適な労働環境づくりも推進していきます。

これらの取組をしっかりと行い、経営拡大を支える多様な人材の確保など、労働力確保を急ぎ進めてまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　労働力確保等々において様々な、草刈り、あるいはドローン等々の助成も考えておられるというようなことでございました。引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

最後に、小規模集落等の生活用水の確保についてお伺いします。

県内には、地理的、コスト的な理由で公営水道の整備がされず、井戸水や私設の水道に頼っている小規模集落が多数存在しており、生活用水の確保が大きな課題となっています。特に地震などの自然災害の頻発化や気候変動の影響により、井戸水や湧き水などの水源が枯渇したり、水質が悪化したケースが増加しています。このような状況を放置すれば、生活環境の悪化や高齢化、過疎化のさらなる進行といった集落の維持に関わる深刻な問題も生じかねません。

県では、こうした課題に対応するため、小規模集落等水源整備支援事業を実施し、市町村と共に水源確保に向けた取組を進めているということは承知しています。

新たな水源確保に向けて、今後、引き続きやっていただきたいと思いますが、これについての答弁を生活環境部長にお願いしたいと思います。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　小規模集落等の生活用水の確保についてお答えいたします。

小規模集落等における生活用水の確保は、県民が安心して暮らすための基盤でありまして、極めて重要な課題であると認識しております。

県では、平成２１年度から昨年度までの間、市町村と連携しまして、井戸の掘削やろ過装置の設置等、合計９８地区の整備を支援してまいりました。今年度は２地区で事業を進めているほか、九重町等の２地区においては事業計画を前倒しして、年度内に採択して、早期の着手を図ることとしております。

また、このような県の取組とともに、１６市町で独自の補助制度が設けられております。水道未普及地域における整備が進んでおると考えております。

事業を効果的に進めるためには、市町村との連携が不可欠でありまして、引き続き地区の状況や課題を早期に共有しまして、地域の実情に応じた支援策を講じてまいります。

一方、人口減少や資材高騰などによりまして、施設整備が困難になる集落の発生が懸念されております。そのため、市町村に対しましては、分散型の浄水処理装置や給水車を使って運搬送水する方法など、コストを抑えた新たな給水システムの導入を助言してまいります。

引き続き、これらの取組を通じまして、小規模集落等における生活用水の確保を図ってまいります。

嶋議長　小川克己議員。

小川議員　この小規模集落水道については、これまで様々な変遷を経てきたというふうに思っております。今年度をもって最終年度としたいとかいうようなこともありましたし、この問題もかつては一般質問で取り上げた議員もおられました。本当に集落にとっては貴重な水でございますので、引き続きよろしくお願いして終わりたいと思います。（拍手）

嶋議長　以上で小川克己議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

―――――→…←―――――

嶋議長　以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日はこれをもって散会します。

午後２時４２分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第８号）

令和８年３月１０日（火曜日）

議事日程第８号

令和８年３月１０日
午前１０時開議

第１　一般質問及び質疑、委員会付託
第２　特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

日程第１　一般質問及び質疑、委員会付託
日程第２　特別委員会設置の件

出席議員　３９名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		三浦　正臣
	古手川正治		麻生　栄作
	阿部　英仁		御手洗朋宏
	福崎　智幸		吉村　尚久
	若山　雅敏		高橋　　肇
	木田　　昇		二ノ宮健治
	守永　信幸		原田　孝司
	玉田　輝義		澤田　友広
	吉村　哲彦		戸高　賢史
	猿渡　久子		堤　　栄三
	末宗　秀雄		佐藤　之則
	三浦　由紀		

欠席議員　４名

井上　明夫	木付　親次
元吉　俊博	成迫　健児

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
人事委員会事務局長	井下　秀子
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

諸般の報告

嶋議長　日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

第１７号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第５条第２項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第８号により行います。

――――――→…←――――――

日程第１　一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長　日程第１、第１号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。宮成公一郎議員。

〔宮成議員登壇〕（拍手）

宮成議員　皆さん、おはようございます。議席番号７番、自由民主党の宮成公一郎でございます。

まず、一般質問の機会を与えていただきました会派先輩、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。

それでは、集中して、通告に従い、順次質問させていただきます。

最初に、中九州横断道路をいかした大分県づくりについて伺います。

九州の中央で、大分県と熊本県を東西に結ぶ中九州横断道路の整備が着実に進んでいます。令和８年度中の滝室坂トンネル開通をはじめ、大分ー犬飼間の事業化に向けた都市計画説明会の開催など、広域交通ネットワークの形成は新たな段階に入っています。

竹田市内でも、竹田インターチェンジから熊本方面へ向けての工事が目に見えて進み始めており、市民の期待はこれまでにないほど高まっております。一方で、過去に豊後大野市内で整備が進められた際のスピードと比べると、進捗にややもどかしさを感じる声があることも事実です。

しかし、道路は単に造ることが目的ではなく、将来に向けていかにいかすかが問われています。昨年１２月、竹田市で開催されたシンポジウムでは、株式会社スズキの鈴木社長から九州を一つに、世界へつなぐという提言があり、新生シリコンアイランド九州構想とともに、過疎、高齢化に直面する竹田市民に大きな希望を与えました。知事も、地域の期待や熱量を強く感じられたのではないでしょうか。

古くは豊後街道、肥後街道として多くの先人が往来し、また、二桁国道として整備されてきた国道５７号は、歴史的にも、現在においても大分と熊本の交流の要です。豊肥地域と阿蘇地域が九州の東と西の縦の高速道路網に組み込まれようとしている今、この地域の役割や可能性は大きく変わろうとしていると感じています。

そこで、中九州横断道路の全線開通を見据えたとき、この道路整備が大分県全体へどのような効果をもたらすと考えているのか、県勢の発展に向けてどのような将来像や展望をお持ちなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

以下、対面席より質問させていただきます。

〔宮成議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの宮成公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。

宮成公一郎議員の中九州横断道路の整備と県勢発展についての御質問にお答え申し上げます。

中九州横断道路は、循環型の広域道路ネットワークを形成し、九州全体への人流・物流を活性化させ、その効果を全国に波及させる可能性を秘めた、極めて重要な社会資本であります。本路線の全線開通は、豊肥地区はもちろんのこと、県全域の発展に多くの面で効果をもたらします。

第１に、産業競争力の強化であります。九州の半導体産業におけるサプライチェーン全体への連携が図られ、新生シリコンアイランド九州の実現に大きく寄与するとともに、ひいては我が国の経済安全保障の確立にもつながってまいります。また、関東向けＲＯＲＯ船が発着する大分港大在地区の利便性が向上し、九州各地の農産物の販路が拡大するなど、フードアイランド九州の推進にも大きく貢献いたします。

第２に、観光産業の振興であります。沿線の阿蘇くじゅう国立公園など魅力的な観光資源が有機的に結ばれ、新たな広域観光ルートが形成されることで、国内はもとより、インバウンド

観光客の一層の拡大が見込まれます。

第３に、安全・安心の確保であります。命の道として、南海トラフ地震など大規模災害への備えとなるのはもちろんのこと、過去幾度も通行止めが発生した国道５７号等の代替路機能を担うことで、災害時の緊急輸送ルートとして、救命活動や復旧・復興を支えることが期待されます。

さらに、今後、豊予海峡ルートが整備されますと、四国や関西と九州が直結をします。半導体をはじめとした製造業や農林水産業などの成長が力強く後押しされることとなります。加えて、関門海峡とのダブルネットワークが形成されるため、災害発生時におけるリダンダンシーの確保につながり、強靱な国土づくりにも大きく寄与いたします。

こうした効果をもたらす中九州横断道路に対する期待に一日も早く応えるべく、県として機運醸成や事業の進捗支援に取り組むとともに、あらゆる機会を捉えて全線開通に向けて国等へしっかりと要望してまいります。

引き続き本路線の整備を強力に推進し、将来にわたる県勢発展の基盤をつくってまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　知事から全国への波及という言葉、それから、道路整備の先を見据えた産業、農業、観光、防災、ダブルネットワーク、こういったことも含めて、幅広に政策展開について知事のお考えを伺いました。早期全線開通に向けた御尽力と併せまして改めて感謝申し上げます。

私ども自民党会派としても、中九州横断道路の早期整備について、政府や関係省庁へ要望をこれまでに重ねてまいりました。その中で、大分－犬飼間の整備が動き始めたことは大きな前進であると思いますし、これが中九州全体の機運を盛り上げている、その大きな要因になっているとも感じています。

しかしながら、道路は整備されるだけでも大きな効果があるわけですけれども、つながることでその効果はより大きくなります。その一つが、企業立地をはじめとする新たな産業の呼び込みだろうと思っております。

そこで、次に、企業誘致の取組についてお伺いします。

県では、地域経済の発展に直結する投資を促進するため、地域未来投資促進法に基づく第２期大分県基本計画を策定し、昨年１２月、国の同意を得て、県内７地区を重点促進区域に位置づけました。中津市、豊後大野市、日田市、宇佐市で選定された各地区では、今後、民間投資と公的支援が一体となった地域経済牽引事業の展開が期待されています。

一方、中九州横断道路の整備は、物流・人流を強化し、産業基盤を大きく改善するものであり、企業立地や事業活動に大きな変化をもたらすとも考えられます。

地域未来投資促進法の観点から見れば、沿線に位置する豊肥地域、とりわけ竹田市は、こうしたインフラ整備の効果を最大限にいかせる地域の一つだと思います。

さらに、熊本県では半導体産業の集積が進み、ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭの第１工場が稼働し、第２工場の計画も進められています。熊本に近く、中九州横断道路で直結される竹田市は、通勤圏としての可能性も含め、地理的優位性が今後一層高まるものと思われます。

重点促進区域は、市町村が主体的に設定する仕組みとは承知していますが、県と市町村が共同で策定する計画でもあります。市町村任せにとどめず、県が主体となって竹田市を広域的な産業適地として位置づけ、戦略的に企業誘致を進めることも検討に値するのではないかと考えています。

そこで、中九州横断道路により優位性が高まる竹田市を中心とした企業誘致の取組について、商工観光労働部長の御見解をお伺いします。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

中九州横断道路の整備は、物流コストの低減等を通じて、企業活動の効率化につながると認識しております。ＪＡＳＭからの所要時間も短縮され、竹田市を含む豊肥地域の地理的優位性が大きく向上し、企業誘致にとって絶好の機会だと考えております。

既に竹田市からは、複数の産業用地候補が示されておりまして、このうち大規模な箇所については、昨年度、県が調査を実施しているところであります。調査結果やほかの候補地の開発可能性も踏まえ、今後の用地確保に向け、市と協議を重ねていく予定でございます。

さらに、来年度は、竹田市の候補地も含め、県内各地の産業用地と企業ニーズのマッチングを強化しまして、企業誘致の加速化を図ってまいります。具体的には、県が主体となり、民間シンクタンクが提供する企業間取引情報等のビッグデータやＳＮＳ等の誘致関連デジタル広告の閲覧情報を分析しまして、進出可能性のある企業をリスト化した上で、効果的な誘致活動につなげてまいります。加えて、都市圏等で企業誘致セミナーを開催しまして、企業の関心喚起と誘致機会の拡大を図ってまいります。

こうした取組により、企業への働き方を一層強化し、引き続き、竹田市をはじめ市町村と連携し、この好機を逃すことなく、スピード感を持って企業誘致に取り組んでまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　商工観光労働部長、企業側から見た、そして、県政から見た御答弁ありがとうございます。そして、竹田市との連携の実績等、これまでの経過等も含めまして御答弁いただきましてありがとうございます。

熊本まで７０キロメートル足らず、通行料無料、信号のない道路が新たに誕生いたします。竹田市は中山間地域で、平坦な土地は多くありませんが、四つのインターチェンジがありますし、できる予定ですし、その周辺には広大な農地が広がっています。竹田市は、新たな産業立地の受皿となり得る地域であり、大分県にとっても、投資を呼び込むまたとない大きなチャンスであります。このチャンスを逃すことのないよう、県としても引き続き取組を進めていただきたいとお願い申し上げます。

一方で、道路整備の効果は、企業活動だけにはとどまりません。

そこで、次に、広域観光を促す取組についてお伺いします。

国を挙げて観光立国を目指す中、昨年の訪日外国人旅行者数は４，２６８万人と、２年連続で過去最高を更新し、政府目標６千万人の達成も現実味を帯びてきました。本県でも、宿泊数は過去最大の５３７万人となる見込みです。

一方で、本県の訪日外国人観光客の平均宿泊日数は全国的に見ても短く、観光消費の拡大や地域経済への波及という点では依然として課題が残されています。

そうした中、竹田市久住町の阿蘇くじゅう国立公園内において、ハイアットグループ関連会社によるラグジュアリー温泉旅館の開業計画が報じられています。本年は、阿蘇くじゅう国立公園への名前を変えて、改称から４０周年の節目の年でもあり、国立公園内という厳しい制約を乗り越えての進出は、久住、そして竹田のポテンシャルが世界に認められたものとして、市民に大きな期待をもたらしています。また、整備が進む中九州横断道路は、大分県と熊本県を東西に結ぶ単なる交通インフラにとどまらず、阿蘇と久住を新たな軸で結びつける役割を担うものと考えます。久住は湯布院と阿蘇の中間に位置する静かな高原観光地であり、別府や日田、さらには高千穂とも連携できる戦略的な位置にあります。さらに、熊本県ではＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ関連企業の進出が進んでおり、社員や家族、関係者の滞在や余暇需要を取り込む上でも、中九州横断道路は広域周遊型観光の基幹軸になり得るものと考えます。

こうした特性をいかし、湯布院、阿蘇、久住を結ぶ世界基準の観光ゴールデンルートの形成、さらには、来年１０周年を迎える祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや、昨年認定された世界かんがい施設遺産などを活用した滞在型広域観光を推進していく視点も重要ではないかと考えております。

本県観光が量から質へ、通過型から滞在型へと転換する重要な局面を迎える今、中九州横断道路の整備を契機として、広域観光を促す取組を進めていくべきと考えますが、この点について観光局長の見解を伺います。

嶋議長　渡辺観光局長。

渡辺観光局長　お答えいたします。

中九州横断道路の整備によりまして、雄大な自然環境を有する阿蘇くじゅう国立公園をはじめ、地域が誇るユネスコエコパークなど、沿線の観光スポットへのアクセスが飛躍的に向上し、観光客の増加が期待される局面を迎えようとしております。

こうした中、阿蘇くじゅう地域では、複数の自治体が連携し、地元テレビ局とタイアップした情報発信や県域をまたいだ観光地域づくりのための人材育成などが進められているところです。今後、観光消費のさらなる拡大を図るためには、沿線地域が単なる通過地点から、滞在したくなる場所へと転換する必要があると考えております。受入れ体制の整備や観光コンテンツのより一層の磨き上げが不可欠だと考えております。

また、建設が予定されておりますハイブランドホテルの顧客も取り込み、欧米豪を含む新たな客層を呼び込むことも大変重要になってまいります。そのため、例えば湯布院、阿蘇、久住の宿泊施設と観光スポットを結びつけた周遊ツアーの造成などを通じまして、新たなファンの獲得や滞在時間の延伸につなげる取組を沿線の自治体や観光関連事業者と共に進めていきたいと考えております。引き続き中九州横断道路を活用した広域周遊可能な観光地域づくりを推進してまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　御答弁ありがとうございます。

国立公園内に宿泊施設ができることの意味を改めて感じながら、あわせて、久住高原、ＤＲＵＭ　ＴＡＯ（ドラム・タオ）の活動拠点があることにも思いを浮かべながら答弁を聞かせていただきました。ありがとうございました。

加えて、周遊ツアーという言葉もありましたが、片側１車線の中九州横断道路であることから、今後の大型車両の増加や災害時などのダブルネットワーク化を見据えたとき、竹田市から大分市へ向かう国道４４２号線の整備、中央線のない山中ー温見間の６キロメートル程度の改良にも思いが及んでいます。この点についても、別の機会に議論させていただきたいと思っています。

いずれにいたしましても、竹田市民は、中九州横断道路の完成を心待ちにしています。市民にとっては、空港や新幹線の駅ができるほどの、同じくらいの期待を持ってこの道路の完成を心待ちにしています。

今後も整備促進に向け格段の取組をお願いし、次の質問、持続可能な市町村行政運営について伺います。

本年１月、政府は人口減少や人手不足が深刻な中での地方自治の在り方を検討するため、第３４次地方制度調査会を発足させました。市町村単独では担いきれなくなりつつある業務について、都道府県が補完・代替する仕組みを含めた役割分担の見直しが議論されており、地方分権の流れは今大きな転換点を迎えようとしています。

本県においても、市町村は職員数や志願者の減少に加え、業務の多様化、高度化という課題に直面しています。誤解を恐れずに言えば、住民に最も身近な自治体としての機能を維持するために、市町村単独での対応には限界が見え始めている、そういった自治体が生じているのではないかと思っております。

県では、これまで行政ＤＸ推進事業などにより市町村のデジタル化を支援してきましたが、今後はデジタル分野にとどまらず、行政事務全体の処理能力の向上や持続可能な体制構築へと視点を広げていく必要があるのではないかと考えています。

特に、専門性の高い分野での人材不足は深刻です。建設分野では、県による高校の土木関連コースの新設などの取組も進められてきましたが、民間需要との競合もあり、市町村が将来にわたり技術職員を確保し続けることは容易ではありません。また、農政分野においても、限られた職員で中山間地域の振興や担い手対策、複雑な法令などに当たらねばならず、職員の現場の負担は大きいものがあります。

こうした状況を踏まえれば、市町村が本来の役割を果たし続けるためには、ＤＸによる効率

化に加え、建設や農政といった専門分野における人材の広域的な活用なども重要になると考えます。県は、市町村に寄り添いながら、自らの役割を改めて整理し、従来の補完・支援からさらに踏み込んだ関与の在り方を検討すべき時期に来ているのではないでしょうか。

そこで、市町村の人材不足や事務処理体制の弱体化という現実に県としても向き合い、支えていくべきと考えますが、市町村の行政運営が持続可能なものとなるよう、今後、県としてどのように対応していくのか、知事の所見をお伺いします。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　持続可能な市町村行政運営についてでございます。

様々な業種で人材不足が深刻化する中、市町村においては、専門職を中心に必要数の確保が難しくなっております。今後の人口減少社会の本格化を見据えれば、市町村の行政サービスの持続可能性について様々な課題が生じることが想定されます。

これまで県では、振興局等の地方機関を中心に、市町村の課題やニーズを捉えながら、農業の担い手確保や集落対策、公共インフラの維持管理など、市町村行政の支援に取り組んできました。また、消防指令センターや自治人材育成センターの設置など、事務の広域化、効率化に資する取組も推進してきたところであります。

こうした従来の支援の枠組みに加えて、様々な角度から選択肢を検討し、市町村の主体性を考慮しながら、行政運営を支える新たな取組も進めてまいります。

新しいおおいた共創会議での市町村長との議論を踏まえまして、昨年１０月にはワーキンググループを県と全１８市町村で設置をして、人材確保や事務処理の在り方について、具体的な協議を開始しました。

人材確保については、デジタル分野において、これまでの外部人材確保支援に加え、スキルを有する人材を県が採用して市町村へ派遣する仕組みを検討しているところであります。今後その他の専門職についても、他県での取組事例なども参考にしながら議論を深めてまいりたいと考えております。

事務処理の在り方については、行政不服審査会など、取扱件数が少数であったり、専門性が求められる事務の共同処理や補助金事務の電子化等、事務量削減につながる仕組みを検討し、具体化を目指しているところであります。

基礎自治体である市町村は、県民にとって最も身近な行政主体であり、その機能の維持、強化は大変重要であります。県と市町村がしっかりと連携をして、持続可能な行政運営体制の確保に全力を尽くしてまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　御答弁ありがとうございました。

振興局の職員の皆さん、本当に市町村職員に寄り添って、共に両輪として地域の活性化に取り組んでいただいております。私も３年前まで基礎自治体で３６年間働いておりましたけれども、一言で言えば、市町村の仕事は、きついけれども面白いということです。しかしながら、だんだんと疲弊していくような姿を見るにつけ、さきほどのような、ちょっと失礼な質問になるかと思ったんですけれども、あえて質問させていただきました。

市町村の主体性、独自性、こういったものも大事なんですけれども、市町村の力が落ちればまず困るのは住民ですし、それから、事業を進める上では、県の職員にとっても望ましいものではないことは論をまちません。地制調での議論が始まったことを考えれば、この先、市町村が大きな転換点を迎えてくるんではないかと、こういったことも想像される中で、国の取組とは別に、県がもう既にそうやって未然の対策を講じているということで少し安心しましたけれども、今後そういったことも様々な取組を共有していただきながら、取組をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問、農林水産業の成長産業化について伺います。

最初に、農業への企業参入について伺います。

市町村の人材不足と同様に、地域の基幹産業である農業においても高齢化に伴う担い手不足

が深刻な状況となっています。

昨年の農林業センサス概数値によれば、本県の基幹的農業従事者数は１万５千人、５年前と比べて、実に３０％以上減少しています。さらに、その７７％を６５歳以上が占めており、今後もこの傾向が続く、強まっていくものだと見込まれています。

人口減少、担い手不足は全産業共通の課題ですが、県民への安定的な食料供給を支える農業分野において、人材確保はとりわけ重要かつ喫緊の課題と言えます。また、将来の農地利用の姿を描く地域計画の本県の策定指針を見ると、１０年後の農地の受け手が決まっていない農地、１０年後には耕作放棄地となるリスクを抱えている農地の割合は３分の１を超えています。こうしたことを踏まえれば、既存の経営体の規模拡大を支援するとともに、外部から新たに担い手を呼び込む攻めの政策が不可欠だと考えられます。

このような中、県が平成１９年度から取り組んできた企業参入の促進は非常に重要な意味を持ちます。累計４００件に及ぶ参入実績は、大手金融機関等との連携による誘致活動の成果であり、高く評価しています。参入企業は単に労働力を補うだけでなく、企業独自の高度な経営ノウハウや販売網を活用することで、生産者の所得向上や地域活性化に大きな波及効果をもたらしています。さらに、昨年４月には農林水産部に企業参入・支援室が新設され、企業の新規参入から規模拡大までを一連で支援する体制が整いました。これは本県農業の成長産業化に向けた大きな一歩であると受け止めています。

そこで、新たな体制の下、今後、農業への企業参入を一層促進していくために、県としてどのように取り組んでいくのか、現在の取組状況を踏まえ、農林水産部長に伺います。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

県では、これまで全国に先駆けて企業参入を推進してきておりまして、今では農業産出額の１割を優に超えるほか、売上げ１億円以上の県内経営体の約３割、３６社まで増えてきており、県農業の発展には欠かせない取組となっております。これまでも大手金融機関との連携に加えまして、大規模園芸団地の取組と軌を一にし、市町や関係機関と一体となって参入を推進してまいりました。

最近では、全国最大級のレモン園を開設した企業がレモンの生産加工と地域活性化の取組を地元の若者と協働するなど、地域と一緒に付加価値やブランド力を高め、共に発展し合う好事例が生まれています。また、比較的冷涼で標高の高い農地を多く有する本県の特色、メリットをいかし、竹田市や由布市、九重町の遊休農地においては、大規模法人によるネギ生産の参入事例が相次いでおります。現時点でも、これらの事例に続く有望な案件が多数進んでおり、今後に大いに期待しているところです。

加えまして、これからは経営継承の取組も重要となっています。継承を希望する地域の農業法人等と参入を希望する企業のマッチング機会をつくっていくほか、継承する際の施設整備等への支援拡充も予定しております。

今後も人口減少が続くことが避けられない中、本県農業の成長産業化にはこうした外部からの担い手の参画が必須でございます。引き続き、参入後の営農支援などのフォローもしっかりと行いながら、地域と共に成長できる企業参入をさらに加速させてまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　答弁ありがとうございます。攻めの農政への取組が戦略的に進められていること、また、実績が上がっていること、よく分かりました。

継承についても言及されておりましたけれども、参入された企業、こういうとあれなんですけれども、仮に立ち行かなくなった場合、不幸にして、農地に施設や設備が取り残される、そういった事例も想定されます。このような施設を有効活用、他の企業が活用できる手だて、仕組みの構築にも思いをはせておいていただきたいなと申し上げまして、次の農作業における安全対策について伺います。

農作業中の事故、とりわけ農業機械による重

大事故は全国的に後を絶たず、毎年多くの貴い命が失われています。

先般、私の身近でも、トラクターの転倒により命を落とされるという痛ましい事故が発生いたしました。改めて農作業の安全対策が決して他人事ではなく、一次産業に携わる方々やその家族の人生に直結する極めて重要な課題であると痛感しています。

農林水産省の統計によれば、令和５年の農作業死亡事故者数は全国２３６人に上り、その約６割が農業機械による事故です。中でも、トラクターの転落・転倒が最多で、死亡者の約８割は高齢者、そのうち８０歳以上が半数以上を占めています。

さきほどの質問でも触れましたが、本県の基幹的農業従事者数を見ると、約１万５千人。そのうち６５歳以上が約８割に達しており、全国平均を上回る高齢化の実態があります。

現在、国や県ではスマート農業を推進していますが、中山間地域が多い本県の地理的条件や高齢化の実態を考えると、高額な最新機器への更新を容易に決断できる農家は決して多くありません。その一方で、機械の大型化、高性能化が進む中、身体機能の変化に伴う操作ミスや判断の遅れが重大事故につながるリスクは高まっており、事故の発生が強く懸念される状況にあります。

県や市町村、ＪＡなどの関係機関が研修会や営農座談会等を通じて長年注意喚起を行ってきたことは承知しております。しかし、事故発生割合が高止まりしている現状を見ると、意識の向上や注意の呼びかけといった啓発活動だけでは限界に来ているのではないでしょうか。

高齢化と機械化が進む本県農業の実態を踏まえると、現在の農作業事故は、構造的リスクとして捉える必要があり、事故の防止の啓発だけではなく、事故が起きても命を守る対策へと政策の軸足を広げていくことも必要ではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、現在の農作業事故に対する県の現状認識も含め、その安全対策についてどのように考えているのか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

県内では、毎年、高齢者等の農作業死亡事故が発生しておりまして、その半数以上が農業機械の転落や転倒により、下敷きとなったものとなっております。今年度も既に４件発生しておりまして、未然に防ぐ完璧な対策というのはなかなか難しい面もございますけれども、ソフト・ハード両面での安全対策の徹底が重要だと思っております。

そこで、安全確保と事故防止のため、県警察本部や農業団体等と大分県農作業安全推進協議会を設置しまして、啓発活動等に取り組んでいるところでございます。

ソフト面においては、作業前の機械点検や安全フレームの適切な使用、作業中のヘルメット着用等を徹底します。また、来年、令和９年製のトラクターから適用される公道でのシートベルト着用義務化を周知していくほか、最近増えております熱中症のリスクに対する作業環境の改善も推進してまいります。また、身体機能に不安を感じる方などには、地域の農業支援サービス事業体の活用等によりまして、農作業の外部化を促してまいります。

ハード面においては、圃場の進入路での事故が多いため、市町と連携し、拡幅や勾配を緩やかにするなど、小規模な改良を推進します。加えて、基盤整備実施地区においても、引き続き効率のよい区画や進入路の整備を進めまして、安全性を確保していきます。

今後も県協議会を中心に、関係機関とも連携し、農作業安全対策の徹底を進めてまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　御答弁ありがとうございました。様々な取組、ソフト・ハード織り交ぜ講じられていること、よく分かりました。

おっしゃられたとおり、事故をなくすこと、本当に難しい、そう思っています。しかしながら、かつて本県では、交通死亡事故、道路のですね、３０年、４０年前は１００名を超えていた時代がずっとありました。しかしながら、こ

の４０年ほどで大きく減少しています。農業はかつて３Ｋとやゆされた時代もありましたが、近年は就農を前向きに捉える若い方も増えています。安心して就農できる環境整備の一丁目一番地は、安全、これだと思います。対策を行えば事故は減る、そう信じて今後も取組を多方面にわたって進めていただきますようお願いいたします。

続いて、畜産における自給飼料対策について伺います。

３年以上にわたり低迷が続いてきた子牛市場、昨年春以降、上昇基調に転じました。令和７年の全国平均の子牛市場は６０万円を超え、先月の豊肥市場では８０万円を上回るなど、大きく回復しているものの、農家の経営実態をひもとけば、決して楽観視できる状況にありません。

と申しますのも、農林水産統計によれば、子牛１頭当たりの生産費、生産コストは約８５万円に達しています。平均価格との差額は、農家が自らの労働対価を削ることで埋めており、物価高騰が続く今なお、文字どおり身を削って経営を維持しているのが現状です。長期的に安定的な経営が行える環境にあるとは言えません。

特に深刻なのは、生産費の約４割を占める飼料費です。子牛１頭当たり約３３万円に上る飼料費のうち、牧草や稲ＷＣＳ（稲発酵粗飼料）などの粗飼料が約半分を占めると見込まれます。輸入原料に依存する濃厚飼料の高止まりに加え、自給飼料についても、肥料代や燃料費といった生産資材価格の上昇が粗飼料の生産コストを押し上げ、経営を圧迫し続けています。

こうした中、畜産経営の基盤を強化し、海外情勢に左右されない体制を築くためには、自給飼料の増産と安定供給が不可欠な視点です。しかし、県内、とりわけ久住地域のように牧草生産が盛んな地域では、近年の記録的な高温や気象変動が牧草の収量や品質に悪影響を及ぼしているとの切実な声が上がっています。今後は気候変動を見据えた草地管理や品質選定、また作業効率化に向けた支援など、現場の課題に即した実効性のある対策が求められます。

そこでお尋ねします。生産費の中で最大の比重を占める飼料費、とりわけ自給飼料の増産や利用拡大に向けた施策の展開が必要と考えますが、子牛価格が回復基調にありながら、コスト増により、経営改善を実感できない繁殖農家の現状も含め、自給飼料対策に県としてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

国際情勢の変化などによりまして、飼料価格が高止まりする中、安定した畜産経営の確立には、輸入飼料から自給飼料への転換が急務となっております。

これまで耕種農家とのマッチングや広域流通など、自給飼料の生産拡大を進めてきたところでございますけれども、昨今の主食用米価格の高騰の影響により、作付の減少が顕著になっております。このため、農業成長産業化推進本部で市町や関係団体と議論を重ね、作物ごとに作付拡大目標も定めたところでございます。青刈りトウモロコシや稲ＷＣＳなどについては、水田の集積・集約化を図るとともに、大型機械の導入を促進し、畜産農家やコントラクターの作業を効率化させていきます。

また、飼料用米では、畜産農家自らの生産拡大を機械導入等で後押しするとともに、収穫時期の分散により、経営のリスクヘッジとなる大規模水田農家での作付拡大も推進してまいります。

牧草については、近年、夏枯れや鹿の食害等による収量低下が課題となっておりまして、高温耐性の新品種きよは等への転換や電気柵の設置と併せ生長促進に向け、鉄鋼スラグを活用した土壌改良や牧草地の再整備も進めていきます。

これらの取組を早期に実行するため、このたび議決をいただきました２月補正予算に前倒しをして計上したところでございまして、市町、関係団体と一丸となって畜産経営の安定化を急ぎ進めてまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　自給飼料、本当に急務という言葉ありましたけれども、そのとおりだと思いますし、

具体的に、複層的にもう既にあらゆる方面から取組を進められていることで安心いたしました。

畜産、とりわけ肉用牛は、本県農業を支える重要な産業であり、高付加価値化を生み出す看板商品でもあります。また、久住高原農業高校のうし部の活躍、こちらについても県民に大きな勇気を与えてくれているところです。

一方で、子牛価格は回復しているものの、生産コストの高止まりや繁殖雌牛の減少などによって、子牛市場への上場頭数、こちらが減少を続けております。不安定な状況が今続いております。畜産農家の意欲を高めていくためにも、安定した収益、安定的な経営、これらが確保されるよう、今後もしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

続いて、農林水産物の県内における消費拡大について伺います。

本県には、さきほども触れましたおおいた和牛や、産出額が１００億円を突破したねぎをはじめ、ベリーツ、甘太くん、かぼすブリなど、全国に誇るブランド農林水産物が数多くあります。県がこれまで進めてこられた県外拠点市場への集中出荷による有利販売の取組は着実に成果を上げており、園芸戦略品目でシェア１位を獲得した市場が１５市場まで拡大したことは高く評価をしているところです。どうやら、令和１４年度の目標である２０市場の達成も視野に入ってきているのではないでしょうか。

他方で、県内に目を向けますと、学校給食における県産品利用率６４％や直売・加工等を含めた輸出・付加価値額３７０億円といった高い目標を掲げる中で、とよの食彩愛用店の認定や地産地消商品開発コンテストの開催など、地産地消の推進に向けた取組が進められています。さらに、昨年は県産県消の取組をより一層進めるため、新たなロゴマークの作成など、県産農林水産物の県内消費拡大に向けた取組が強化されているものと承知しております。

しかしながら、現場ではいまだに県内の量販店や飲食店での県産品の取扱いが少ないのではないかと、こういった声も聞かれています。

御案内のとおり、現在、物流の２０２４年問題に起因する影響に直面する中で、輸送距離が短い県内市場は鮮度保持やコスト低減の面で大きな優位性を有しています。県内での消費拡大は、地域経済を活性化させるだけでなく、県民が地元の食に触れることで、いわゆるシビックプライド、これの醸成にもつながります。さらに、近年増加している外国人を含む観光客への対応も忘れてはなりません。おんせん県おおいたとして、宿泊施設や飲食店という大きなマーケットに県産品を安定的に流通させていくことは極めて重要な戦略であると考えます。

そこで、県産農林水産物の県内における消費拡大について、県として今後どのように取り組んでいるのか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　お答えいたします。

農林水産物の販売は、需要量や価格、物流コスト等を踏まえ出荷先を決めることが重要でございます。このため、白ねぎなど県域で生産が拡大している品目については、需要量が多い県外拠点市場でのシェアの拡大、そして、有利販売に取り組んできたところでございます。

一方、物流コストが抑えられる県内市場は、鮮度や品ぞろえの面でも優位性がございまして、需要に見合う量の安定供給に努めながら消費拡大を図る取組を進めることが大切でございます。

県では、各種フェアの開催や量販店等での県産県消のＰＲ、そして、学校給食への県産食材の提供、おおいた県産魚の日の取組などを通じまして、理解の醸成と購買意欲の向上を図っているところです。

さらなる消費拡大に向けましては、増加が続く観光客需要を取り込むことも大事でございます。宿泊施設のシェフを対象に生産者と直接触れ合う産地ツアーを実施し、県産品への理解と愛着を深めてもらい、利用拡大につなげていきます。加えて、県外からの集客が好調なるるパークやハーモニーランドといった観光施設との連携を一層強化し、メニューフェアなどを通じたＰＲも展開してまいります。

今後もこうした取組を充実させながら、県産農林水産物のファンづくりを進め、県内におけ

る消費拡大を図ってまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　そうですね、品ぞろえの面という、そういった優位性もありますよね。施設との連携、産地ツアー、地に足のついた取組、こういったことをですね、よく分かりました。

ところで、身土不二という言葉があります。体と土地は一体であり、その土地で取れた季節の食材をいただくこと、これが健康につながるという、こういった考え方です。

農業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、道路網の整備や観光産業との連携、さらには、食育や健康、こういった観点から見ても、農業には成長産業の大きな可能性があると固く信じています。かつて豊の国と呼ばれた本県の農林水産物、県内で食す機会の拡大に向けた取組を今後も関係機関と連携しながら進めていただきたいとお願い申し上げます。

こうした地域の魅力をさらに高めていく取組として、最後になりますが、芹川のかわまちづくりについてお伺いします。

河川空間とまちを一体的に捉え、にぎわいを創出する「かわまちづくり」は、地域の魅力を高め、人の流れを生み出す地方創生の重要な取組であると考えています。本県では、これまで七つの河川が国の制度に登録されていますが、そのうち、玉来川と芹川の二つの河川が私の地元竹田市に位置しており、県内でも先進的な取組が進められてきました。先行する玉来川では、平成２４年の九州北部豪雨により被災した竹田市文化会館に代わり再建されたグランツたけたを核として、官民連携による河川空間の創出が進められ、令和５年度には、河川空間のオープン化が知事、大分県の強力もあって実現しています。民間事業者による飲食やイベントが可能となって、現在では、こども神楽や農畜産物のＰＲイベントなどが開催されるなど、河川周辺は、通過点から多世代が集う新たなにぎわいの場所へと生まれ変わりつつあります。

一方、直入町長湯を流れる芹川においても、現在、県と竹田市が連携し、周辺のまちづくりと一体となった整備が進められています。この地域では、春にはしだれ桜、夏には日本一炭酸泉まつり、秋にはＯＫＴＯＢＥＲＦＥＳＴ（オクトーバーフェスト）が開催されるなど、官民一体となってにぎわいの場が育まれています。

その中心を流れる芹川では、護岸や遊歩道、イベントスペース等の整備が進められて、本年度で一つの区切りを迎えると承知しています。

事業が完了に近づく今、取組の軸足を整備から利活用へと移す重要な段階に入ります。芹川は日本有数の炭酸泉である長湯温泉街を流れ、観光や交流の拠点として、極めて高いポテンシャルを有しています。

そこで、芹川における整備状況と、今後、河川空間の利活用に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

芹川のかわまちづくりでは、長湯温泉の周辺地域と一体となったにぎわいの創出に向け、来訪者の回遊性を高める遊歩道やイベントの開催が可能な親水広場等の整備を進め、今月末に完成を迎えます。

現在、これらの施設を最大限に活用し、さらなる地域活性化を図るため、民間事業者の企画や運営のノウハウをいかし、多様な利活用を可能とする河川空間のオープン化を竹田市と共同で進めているところです。

来年度は、県、市、地元関係者で構成する芹川河川利用調整協議会において、イベントやマルシェ、アクティビティーなどの社会実験を重ね、認知度を高めるとともに、様々な意見を聴取し、効果の検証を行うこととしています。この社会実験で把握した課題やニーズを踏まえ、地域住民や来訪者が利用しやすく、民間事業者がそのノウハウを十分発揮できるような環境を整えた上で公募を行い、令和９年度からの本格運用を目指します。

芹川が魅力的な空間として末永く親しまれるよう、引き続き関係者と一体となってかわまちづくりを推進してまいります。

嶋議長　宮成公一郎議員。

宮成議員　土木建築部長、御答弁ありがとうございました。

社会実験、令和９年度からというようなお話ありましたけれども、直入地域、長湯地域、本当に高齢化が進んでいます。しかしながら、さきほど申し上げたとおり、若いエネルギーにも包まれています。共に寄り添いながら事業を、市長、竹田市と共に進めていただければと思っております。

かつて、川は身近な存在で、海のない竹田市では、暖かい季節になると、こどもたちが川で遊ぶ光景が日常でした。この事業は、整備が目的ではなく、いかに活用していくかが問われています。長湯温泉を流れる芹川にこどもの笑顔があふれ、歓声が響く、そういった風景を思い描きながら答弁を閉じますけれども、本日、３月１０日、かつては陸軍記念日と呼ばれた日でもあります。国民の祝日でした。

世界各地で紛争が続く今だからこそ、平穏な日常の尊さを改めて感じます。一日も早く世界中のこどもたちに笑顔が戻ることを願いながら、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長　以上で宮成公一郎議員の質問及び答弁は終わりました。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕（拍手）

堤議員　おはようございます。日本共産党の堤でございます。傍聴の皆さん、そして、インターネット等で御視聴の皆さん、ありがとうございます。

早速一般質問に入らさせていただきたいというふうに思っております。

まず、憲法の９条、この認識についてであります。

総選挙を受けて第２次高市政権が発足をし、２月２０日に施政方針演説が、そして今、予算審議が行われています。その内容は、相変わらずの大企業・富裕層応援の経済政策や原発推進、武器輸出三原則の見直し、外国人政策の転換などを挙げています。特に重要なことは、憲法改定に向けた国会発議について踏み込んで表明したことです。憲法第９条に自衛隊が明記されるということは、安保関連法によって、台湾海峡で存立危機事態と認識をされれば、自衛隊が戦後初めて戦死者を出し、外国の兵士を殺傷するということになってしまいます。

そのような中、大分県では、敷戸の弾薬庫建設や湯布院駐屯地のミサイル部隊設置と第２特科団への組織改編など、戦争準備のための整備が進められています。台湾海峡で戦争になれば、この大分県が補給基地となり、指令機能を有するとみなされ、相手国から標的にされることは火を見るより明らかです。

県民の安心・安全のためにも、憲法第９条の改定に反対の意思表示をすべきと考えますけれども、知事の答弁を求めます。

以下、対面席にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長　ただいまの堤栄三議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　堤栄三議員の憲法第９条についての質問にお答えを申し上げます。

日本国憲法は、最高法規として、我が国の進むべき崇高な理念と基本的な在り方を示したものであります。

御指摘の第９条は、憲法前文とともに、戦後の平和国家としての歩みの中で、役割を果たしてきたというふうに考えております。これからもその理念は大切にされるべきと考えます。

さきの高市総理の施政方針演説では、憲法改正に関し、憲法審査会における建設的な議論が加速し、国民の間でも積極的な議論が深まり、国会の発議が早期に実現されることを期待するとの発言がなされたところであります。

憲法改正の要否は、将来の我が国が進むべき道を決める重要な問題であります。私は、若い世代を含めて、広く国民の間で冷静に議論を尽くしていくことが望ましいと考えております。その議論に当たっては、平和国家としての歩みや国際情勢の現状と今後の展望をしっかりと踏まえることが大事というふうに思っているところであります。憲法改正は、主権者である国民の承認によって成立するものであります。改正

する場合は、国民の間で広範かつ十分な議論がなされ、何よりも国民の理解を得た上で結論を出していくということが肝要ではないかというふうに思っております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　はい、どうも。

憲法９条の認識について、営々とこの平和をつくってきたと、そういうふうな認識は一緒であります。やっぱりこの総意そのものって大切にしなければならないし、今、国会でこういういろいろ審議をされている中身見ると、安全環境、保障環境が非常に大きく変わったという中で、軍事費だけがどうも拡大していっているような状況が見られるね。その上に、今、自民党が考えている憲法改定の案を見ると、憲法９条の２項の後に、結局その自衛隊の明記をすると。それは、一つには、それぞれが、自衛隊が明記するだけじゃなくて、規定そのものについては非常に存立危機事態だとか、非常に我が国の安全が脅かされるとか、そういう前の言葉がつくわけですね。それがついちゃうと、結局それが自衛隊、独り歩きして、台湾海峡発言のように、高市首相のああいう発言のように、正にそのときに自衛隊が参加するという、そういうふうな認識になってしまう。だからこそ、今この時点で憲法９条はやっぱり変えちゃならないという立場に私は明確に立つべきだと思うんですね。その認識あると思うんだけれども、そこら辺を最後きちっと表明していただきたいというふうに思います。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　やはり国民でいろんな議論があるところであります。例えば憲法前文には、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意したというふうに述べられております。この理念自身は大変大事なことだというふうに、大切にしないといけないと思いますけれども、現下の国際情勢の中で、さらに様々な議論を深めるべきではないかという議論があって、憲法改正の議論もされているというふうに考えているところであります。

したがいまして、さきほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり国民の間で広範かつ十分な議論がなされて、何よりも国民の理解を得た上でなければ結論が得られませんけれども、そのような手続をしっかり踏むということが前提で、もし改正する場合は、そのような手順を踏んで行っていくということが肝要ではないかというふうに考えております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　安全保障環境が厳しくなってきた、もうずっと言い続けて、１０年以上なんですね、これ。その間、何がされたかというと、結局軍事予算だけが拡大していって、もう今、来年度予算で９兆円超えるでしょう。５年間で４３兆円という、こういう莫大な軍事予算だけが増えてきていると。

その中で、カナダの核軍縮問題の学者がこう言っているんですね。軍拡競争を先行させる紛争は、２８件中２３件で戦争にエスカレーションしていると。しかし、軍拡競争を、つまり軍事拡大ね、軍拡競争を先行させない紛争というのは、７１件中、僅かに３件しか戦争に発展していないという、こういう、これ、１００年から１５０年間の戦争の分析をした学者の意見なんですけれども、正にここが大事だと思うんですよ。これをやるために、やっぱり憲法９条はしっかりと守らないかんし、軍拡競争では戦争のリスクが高くなってしまうという、こういう認識は是非持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、次、行きます。

災害の問題です。佐賀関の大規模火災からの復興についてお尋ねいたします。

昨年１１月１８日に発生をした佐賀関大規模火災では、１名の死者と建物１９６棟の消失など、甚大な被害となり、今正に復旧途中という状況です。

日本共産党国会議員団や県議団・市議団等が避難所を訪れて被災者からの聞き取りを行った際には、一人一人の被災者に寄り添って話を聞いてほしい、地区そのものが衰退しないよう地域のコミュニティを維持するようにしてほしいと切実な要望が寄せられました。

大分市は、現在、被災した田中地区のコミュニティをいかした復興住宅の建設に向けて、田中グラウンドを整備し、そこに建設する計画で、被災者の意向を確認するとしています。市営住宅やみなし仮設などに移動した方々が、いかにして前のコミュニティをいかした復興住宅に居住できるかが問われています。建設が遅れれば遅れるほどコミュニティが喪失する危険性があります。

復興住宅建設を早急に行えるよう、県としても最大限の支援をしなければならないと考えますけれども、具体的にどう支援していくのでしょうか。

また、関あじ、関さばのブランドを守るためにも、釣針やおもりなどの製造を一手に引き受けてきた八潮工業さんの復活も大切です。現在は漁協の倉庫の一部を改装して、漁協の経営で、漁具等の製造を始めると聞いていますが、その再開やその後の事業の継続についても支援が必要だと考えます。

さらに、商店街の振興も大切です。物価高騰で苦しむ中、追い打ちをかけるような火災が発生しており、佐賀関の商店街や中小零細事業者の支援策も強化をしていかなければなりません。

そこで、復興住宅の早期建設、漁具等の製造事業の継続、商店街の振興を含め、佐賀関大規模火災からの復興についてどのように取り組んでいくのか、知事の答弁を求めます。

また、今回は、密集した住居も被害を大きくした要因の一つと考えています。同じような被害を発生させないためにも、同様な地域への対策をどうするのか併せて答弁を求めます。

次に、被災住宅への支援についてです。

先日、防災減災・県土強靱化対策特別委員会で、能登半島地震の復旧状況について視察をしました。輪島市の鹿磯漁港では、地盤の隆起により港の機能が損なわれ、現地の運営委員長からは、復旧に何年もかかる、漁を続けられるか不安であるなどの声も聞かれました。さらに、輪島の朝市周辺では、建物が全焼し、更地になっている姿を見て愕然としました。改めて行政の力を集中し、復旧を早期にしなければと感じたところです。

大分県も、これからもそういう対策を取っていかなければなりません。地震によって家の基礎部分に亀裂が入っている住居については、被災者生活再建支援制度では、それが全壊や大規模半壊などの罹災証明が交付をされれば、支援金が支給をされます。また、被災した住宅の応急修理制度もありますが、基礎だけ壊れている建物であり、居住可能と判断をされれば、支援制度がないというのが実態です。居住できても、基礎が壊れていければ、不安の中で生活することになります。

そこで、今後の地震等で被災した住宅に係る支援策を拡充するべきと考えますけれども、答弁を求めます。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　佐賀関大規模火災からの復興についての御質問でございますが、県では、被災者生活再建支援本部を設置をしまして、大分市にも出席をしていただきまして、被災者の生活再建と地域の復興に連携をして取り組んでいるところであります。

まず、復興市営住宅の建設を含めた復興計画の策定については、国と共に技術的助言を行うほか、道路や上水道等の復旧、整備についてもしっかりと支援をしてまいります。あわせて、その間、地元自治会等が行う被災者の居場所づくりなど、地域のコミュニティ維持のための取組も支援をしてまいります。

次に、関あじ、関さばに代表される佐賀関の水産業の支援も重要であります。被災した八潮工業の事業を引き継ぐ地元漁協に対して、漁具の製造再開に必要な施設整備を支援いたします。

また、漁協のりゅうきゅう冷凍パックなど、佐賀関産品の販売を促進するために、現在、県のオンラインショップで応援企画を開催をしています。来年度は、県外の量販店や飲食店で、関あじ、関さばをはじめとしましたフェアを開催するとともに、権現通り商店街や本町商店街でのイベント開催を支援いたします。

なお、今回の火災では、木造住宅が密集して、狭隘な道が多い地域での消火活動の難しさが改

めて明らかになりました。昨年１２月に、国において、消防やまちづくりの研究者など、有識者による検討会が設置をされまして、密集住宅市街地における火災対策についての議論が行われております。その中では、空き家に対する火災予防ガイドラインの策定や放水銃、ドローン等の装備の充実などについて検討されているところであります。

本県もオブザーバーとして参加をしており、年度内を目途に取りまとめが予定されている検討結果については、県内の１４消防本部と共有して、密集市街地の火災対策の強化が図られるように促してまいります。

その他の御質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　私から、被災住宅への支援についてお答えいたします。

国の被災者生活再建支援制度では、全壊や損害割合４０％以上の大規模半壊に加えまして、令和２年の制度改正によりまして、損害割合が３０％以上の中規模半壊と判定された住宅も支援の対象になっております。

本県においては、独自の住宅再建支援制度によりまして、国の制度の対象とならない損害割合が２０％以上の半壊住宅まで対象を拡大し、被災世帯へ支給をしております。

このほか、災害救助法では、損害割合１０％以上の準半壊と判定された住宅は、応急修理の対象として、日常生活に不可欠な居室やトイレなどの修繕を行うことができます。

発災時には、このような制度の運用も含めまして、災害の規模や被災状況を踏まえながら、被災された方を総合的に支援をしてまいりたいと考えております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　どうもありがとう。

一つは、今日の新聞にも、消防庁が、出火原因は特定できなかったけれども、いろいろ今度の大規模火災の要因が、こういうのは、正に一つには、密集した地域、それと、消防自動車がやっぱり入れなかったという、そういうふうなところがかなり延焼していったという状況というのを書かれておりました。そういう点では、そういう部分の多分報告というか、検討結果も出されている。しかし、具体的にそういうふうな密集地域をどうするかということは非常に難しいと思うんですね。じゃあ、立ち退きさせるのかなかなかそれもできない。そういったときに放水銃があったとしても、それは今回のような大規模火災ではなかなか役に立たないというふうな問題があったり、そういった具体的に、今、知事として具体的にこういう方向でいけばいいんじゃないかと、密集地域だとか、そういう道路の拡幅も含めて、そういうのがあれば、再度聞かせてください。

それともう一つ、八潮工業さんの問題です。

これ、漁協に話も聞いて、非常に漁協としても初めてこういう経営をするわけですね。社長さんを従業員という形で雇用してやるんだけれども、ただ、やっぱりそれから、確かに設備等の設備費用は１，５００万ぐらいで、県、市、漁協が３分の１ずつ見るという、そういう制度を活用して事業をするんですけれども、ただ、再建はできたけれども、それから維持をしていかなあかん。つまりそういう水産業の振興のためには、そのための特殊なおもり、釣り具と釣針等を製造していかないかん。金型はよかった、残ってましたからね、焼けて、焼け残ったんだけれども、そういうふうな維持として、どういうふうに県として、当然大分市がメインになるんだろうけれども、大分県としてもそこら辺の維持をどういう形していくかということはきちっと再度聞いておきたいというのと併せてあそこの商店街ですね。もう確かに火災が発生する前から非常にやっぱり疲弊をしてしまっている、もう本当に歩いたとしても、なかなか人と会わないし、お客さんも少ないという状況の中で、これが一つのきっかけとなって、やっぱり商店街がなくなってしまうということは絶対避けないかんというふうに思うんですね。

それで、確かにイベントとか、いろんなフェアをするということはいいんですけれども、ただ、それだけで本当にやっていけるのか、商店

街ね。そうすると、地域の自治会、商店街、組合連合会だとか、そういう方々と協働もしながら、当然それも大分市がメインとしてやるんでしょうけれども、大分県としてもそういうノウハウは全県的に持っているわけですから、そういうノウハウをやっぱりその商店街振興のためにどうやって使うのかというところを県としてもやっていかないかんなというふうに思っております。

まず、先、これを聞きます。その後、ちょっと基礎部分のやつについてききます。

嶋議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　私のほうからは、さきほど冒頭御質問ありました密集住宅地の対策についてお答えいたします。

密集住宅地対策については、基本的にはその市町村が事業主体となって展開していくものでございます。そのため、市町村が地域の特性を把握し、地元と連携しながら計画的に進めていくことが重要であると思います。事業自体は、例えば道路であるとか広場の整備であるとか、あと、防火改修等へ助成であるとか、あと、避難路、避難地の整備だとか、様々なメニューが国のほうで整備されています。

そうしたメニューがございますので、県といたしましては、その計画の実施に当たりまして、事業の進め方であるとか、国の補助制度について適切な情報提供、あと、技術支援を行って、市町村の主体的な取組を後押ししていきたいと考えております。

嶋議長　渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長　私からは、八潮工業さんのその後の継続についてお答えを申し上げます。

まずもって一番大事なのは、今回の支援によりまして、八潮工業さんが作られていましたおもりとか針、そういったものを継続して作っていけるというところが大事であると思います。その後、社長さんなんかにも協力もいただきながら、漁協の職員も一緒に働きながら、その社長さんの技術、それを継承して、ずっと佐賀関で関あじ、関さば等、そうした伝統の魚をずっとこれからも継続して続けていけるような形で技術の伝承をしっかりと職員にしていくというのが大事だろうと思いますので、その辺を市や私ども、振興局等、そのほか関係団体も含めて、しっかりとフォローしていきたいと思います。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　私のほうから、商店街の件で御質問があったと思います。

商店街の振興のイベント実施等の支援で、当部としましては、地域でのイベント開催などのノウハウを持つ民間事業者さんと商店街とのマッチングを行いまして、その取組を支援していることであります。来年度からも、これまで育成してきたまちづくり人材も活用しながら、必要に応じて商店街の活性化を促進する予定でございます。

いずれにしましても、佐賀関の商店街の意向を酌みながら、大分市ですとか、中部振興局と連携しながら支援していきたいと考えております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　やはり関あじ、関さばという一つの大きなブランドですので、それを水産フェア等でからやっていく、被害を受けた次の日は大漁で、アジもいっぱい釣れたというような話も聞きました。そういう、やっぱり消費拡大のほうにつなげていく、それが多分フェアの目的なんでしょうけれども、そういう点は是非強めていっていただきたいというふうに思っておりますし、もう一つ大事なところは、地域のコミュニティ、今の関ばっくす（ＳＥＫＩ　ＢＡＣＫＳ）が公民館で開催していましたね。本当に有志の方がおいしいコーヒーをたてて、地域の方々が来たときにおもてなしすると。非常に助け合いの精神の基本的なところだというふうに思います。

そういうふうな地域コミュニティがこの２年間、市が言うには２年間、復興市営住宅造るの、２年間ぐらいやっぱりかかるよと。今年だったかな、２回、地域の方々の意向も聞きながら、どういうふうな住宅するということも含めて検討するということも公表をされておりました。

そこで、そういう地域コミュニティ、やっぱり壊さないためには、常日頃からの社協だとか、

いろんなところのつながりがないと、離れてしまいますからね。関の中にあったとしても、市営住宅で独居で住んでいるとか、いろんな問題が出てくると思うんです。だから、地域コミュニティをいかすために、県がもっとノウハウということを大分市と十分協議をしながら、常日頃からそういう被災者のところに訪問する体制をどうするんかとか、そういうことは検討していかないかんと思うんですけれども、それはどういう形でフォローしていこうというふうに思っているのかっていうのを最後に聞きます。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えいたします。

今回の件、市役所のほうで被災者支援チームというものをつくって、市からの情報連絡、行政手続の支援等を行っております。それに加えまして、大分市の社協のほうですね、市社協のほうが大分市地域ささえあいセンターという組織をつくりまして、こちらのほうはもう完全にアウトリーチ型で、被災者の方の状況にもよりますが、週１回から月１回程度、直接訪問して、困り事がないか、そういうところまで含めて情報を取っております。そういう状況を、さきほど言いました被災者支援チームと共有しながら進めているということでございます。

県のほうでは、孤立の防止やコミュニティの維持に支援をしたいというＮＰＯ団体、これに三つほど、補助金を出しまして、支援をしております。そのうちの一つが、田中連合区という、そこの地元の自治会に対するものがありまして、あそこの関ばっくすというカフェ、あそこの運営はそこの自治会が運営していますので、私ども県からの補助金もその運営経費に充てられていると思っております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　分かりました。

是非、実施主体は、いろんな意味からいっても、それは大分市なんですけれども、やはり大分県のいろんな全県的なノウハウ等持っていますから、そういうのは共同しながら、実施主体が大分市だからって丸投げはしないでしょうけれども、やっていただきたいというふうに思っております。

それと、基礎部分の関係ね。これはよくあるんですね。基礎にひびが入って、しかも上はあんまり壊れていないから住める。その場合にはなかなか支援策、支援金っちゅうのは下りないわけですね、２０％以上って、なかなかそれは、査定っちゅうのは難しいんですけれども、そういう方々に対する支援策も何らかの形で考えるべきだと本当思うんですけどね。

そこら辺は、そういうところに特化した支援策っちゅうのは今後考える予定はあるんですか。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えします。

さきほど答弁いたしましたとおり、大分県の支援策が国が支援しているよりもさらに一段被害程度が軽い半壊程度、半壊の住宅まで対象にしておりまして、支給額のほうが１５０万円を支給する制度となっております。こういった制度を持っているのが、今、全国では、東京と京都、兵庫と、それと大分県ということで、一応支援策としては全国トップレベルの支援策ということになっているんですけど、今後、例えば南海トラフのような大きな災害になりますと、西日本の多くの地域が被災するというよう状況になります。そうすると、やはりどこの県に住んでいたから充実した支援が受けられるとか、あるいはそうではないということがなってはならないというふうに思っておりまして、そういった意味で、被災者生活再建支援制度の充実については、４７都道府県知事の総意の下、全国知事会を通じてその制度の充実というのを要望しておりまして、今、国の動きのほうを注視をしているというところでございます。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　いや、だから、県の県単でやっているって、これ非常に全国的にすばらしい制度だという、我々もそういう評価をしております。

ただ、そういうさっき言ったような形での支援策がないっちゅうのが実態なんです。ただ、以前の熊本地震のときに、別府なんか見ると、結局その基礎部分が少しひびが入っちゃってという状況がなんぼでもあったわけね。そういう

ところの支援策も県単独としても考えるべきじゃないかということを言っているわけで、国の制度の中にそういうふうな支援制度を入れるっていうのも必要でしょうけれども、県としてどうするかっちゅうところを再度聞きます。

嶋議長　藤川防災局長。

藤川防災局長　お答えします。

国の制度も県の制度もそうなんですけど、基本的には生活がなかなか難しくなるような住宅の存在を受けた場合に支援をするというふうな考え方の下、支援をしているということでありまして、住宅の被害程度がですね、国の基準に基づきまして、市町村のほうが罹災証明の発行のための調査に入って、その基礎だけではなくて、内壁ですとか、床ですとか、柱ですとか、いろんな調査項目があるんですけど、そういったものに基づいて調査をして、最終的な損壊の程度というのを出すということになっております。

ですので、今のところ県としては半壊程度ということで、全国的にも充実した支援内容ということで準備をしておりますので、さきほど言いましたように、全体的な部分の底上げについては国に要望しているということでございます。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　是非、国に要望すると同時に、県としても、そういう声がやっぱり出ておりますので、それは検討していただきたいというふうに思っております。

次に、部落差別解消施策について聞きます。

２０２５年１１月２５日に公表された大分市入札不正行為の再発防止対策等に関する第三者調査委員会の報告書では、本件入札情報漏えい事件は、特定の運動体幹部と大分市職員との間に長年形成されてきた不均衡な関係を背景として発生したものであり、単発的、偶発的な不祥事ではなく、行政組織内部における構造的、文化的問題が複合的に作用した結果である。本件で刑事事件化した事案は氷山の一角にすぎないと、部落解放同盟など運動団体と行政の癒着、暴力等が赤裸々に記載をされております。

また、報告書では、佐藤知事が、市の幹部が現行体制と新環境センターの体制案を説明したところ、現行体制を継続することに異論はない。継続理由を議会へ説明できるよう明確にしておくと発言されたと記載されていますが、ヒアリングにおいて、佐藤知事は、それは記憶にないと述べたとされております。定例記者会見でも、問題のある前提の話ではなかったので覚えていないとも述べています。しかし、覚えていないという程度の話で済まされる問題ではありません。構造的な問題で、慣行として継続されてきたところに問題があります。

また、大分県は、部落解放同盟などとの関係で、このような問題はないと言っていますが、部落解放同盟など運動団体との関係について、癒着、慣行、継続はないのか、再度調査すべきではないでしょうか。

さらに、県はいまだに部落差別は存在する、インターネットでの書き込みがあると言って、同和対策事業を終結しようとしません。その最たるものが、毎年の予算に計上されている部落差別解消推進事業費です。このようなものは廃止をし、一般対策とすべきではないでしょうか。

以上を踏まえ、まず、運動団体と行政との関係について、知事の認識を問います。

また、県において再調査する考えはないのか、答弁を求めます。

あわせて、今後、部落差別解消施策は廃止をし、一般対策事業化すべきと考えますけれども、知事の答弁を求めます。

嶋議長　佐藤知事。

佐藤知事　部落差別解消施策についてでございます。

県では、部落差別の解消に当たり、部落差別解消推進法に定められた地方公共団体の責務であります相談体制の充実を図るとともに、教育・啓発を行っております。また、部落差別等、あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例では、部落差別をはじめとする様々な差別の解消に取り組むこととしております。

そうした中、運動団体とは、相互の信頼関係を築いて、県民の理解を得た上で、共通目標で

ある部落差別の解消に向け、共に努力していくことが大事であるというふうに考えております。

運動団体との関係については、昨年２月に大分市の官製談合事件に関わった法人との契約を過去５年にわたって調査をしまして、県との契約実績がないことを確認をしたところであります。このため、改めて調査する必要はないと考えております。

部落差別については、法律に、現在もなお存在すると明記されており、県内でも、令和５年度に差別落書き事案が発生をしております。さらに、県が実施するインターネット上のモニタリングにおいては、６年度は２月末時点では４件だった部落差別の差別的書き込み、これが、大分市の事件が大きく報じられました３月だけで、それまでの３倍の１２件書かれているということを確認をしております。

昨年４月に開催をしました大分県の人権尊重社会づくり推進審議会では、多くの委員から部落差別が拡大しているのではないかと心配する声が、意見が出されたところでございます。

県では、昨年３月に策定しました第４次人権差別施策基本方針において、引き続き部落差別問題を重点課題の一つとして位置づけ、ビジョン２０２４に掲げる、全ての人の人権が尊重される社会づくりに取り組んでおります。

部落差別は、基本的人権に関わる問題であり、人権尊重の基本姿勢に立ち、今後も部落差別解消施策をしっかりと実施をしてまいりたいと考えております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　部落差別解消推進法の附帯決議はもう当然御存じだろうというふうに思います。やこれまでそういう運動団体との関係で、非常に行き過ぎた行動が、今度の大分市の問題が非常にいい例だと思うのだけど。ただ、そこだけを５年間調べて、問題がないというんじゃなくて、やっぱり全体的なそういう随契も含めて、関連する企業のそれ以外のところも含めてやっぱり検討してみないと、それはやっぱり全体的に問題がないというふうに言われるというふうに思いません。だから、再度そこら辺は調査すべきだと思うんです。

それともう一つ、インターネット上での差別があるよと、３月以降、つまり事件が起きて、その後増えたよと。それはやはり部落解放同盟等が利権をずっと、甘い汁を吸ってきたというとこが問題になったわけでしょう。その問題に対する怒りがやっぱりあるわけですね、一般的にはね。だから、そういうところも差別があるんだということでやるんじゃなくて、やはりそういう運動団体が行き過ぎた行為について、行政としては毅然たる態度で臨んでいくと。それは県でも市でも一緒です。そういうふうなことをしないと、これはいつまでたって、この問題っちゅうのは解決しません。

だから、ある意味では一般対策化するのが今、全国的な流れです。推進法の中でも、部落差別はどういったものかという法的な定義そのものがありませんので、だから、それも恣意的な判断でいろいろ判断ができるわけです、行政の判断だってね。そうでなくて、全国的にはもうなくなってきているだから、そういう点で、一般対策化するということが基本的な僕は考え方だというふうに思います。

インターネット上の差別の問題についても、資料もらったけれども、私も、前も調べたけれども、今回も調べてみましたYahoo!知恵袋というやつでね。その中で、やはり部落差別の問題っていうのは、差別意識じゃないんですね。つまり結婚でどうなのかと、そういうふうな心配しているだとか、又は、こういう問題はどうなのかというふうな疑問形というのが非常にやっぱり多いんですよ、疑問形というのがね。

ただ、それが同和地区だから、どうのこうだとかいうふうなことは少ない。でも、さきほどの１２件とかいう件数も、そういう状況からすればやっぱり少ないなというふうに私思うんだけれども、そういう少ない部分があるからといって、結局同和対策だけを特化して、事業してやっていくということは、一生これを続けるっちゅうことですよね、ある意味ではね。

だから、そういう点だからこそ、今、全国的には法律が失効、なくなった以上は、そういう

ことだからやめていこうという形に今しているわけだからね。だから、大分県としてもそれはそういう形に持っていくべきだというふうに私は思います。

是非それは再度やめる方向でね、やめるっちゅうのは、一般対策事業化をするというふうな方向にやっぱりやるべきだというふうに思いますので、再度そこら辺の答弁を求めます。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えいたします。

議員の言われるように、差別されるんじゃないかといって不安を抱える、それを抱え続けて生きるっていうのは大変なことでございます。長い歴史がございます。日本の固有の差別でございますので、もう解放令から１５０年をたっておりますが、いまだにそういう不安を抱えていらっしゃる方がいるということは、やはり県としては、手を差し伸べるべき対象と思っております。十分な、それも差別だと考えております。

附帯決議のことも言われておりました。県としては、これまでも組織として毅然として対応してきてまいっております。その対策としても、行政対象暴力対策要綱等をつくりましてやっております。近年では、カスタマーハラスメントのマニュアルまでつくっておりますので、過去において、そのようなことはないと思っております。ですから、改めての調査は必要ないとも思っております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　長年続いてきた日本固有の問題だというふうに言われます。だからこそ法律があって、その地域改善対策事業をずっとやってきたわけでしょう。だから、そういう点では、もう今は国民的な融合しているわけでしょう、地域がどうだ、今ないわけですから、そういうところはね。そういう意味からすると、もう一般対策事業化されているわけだから、それを殊さら県が、いや、まだあるよということすれば、だからこそ今度のような大分市のようなああいうとんでもない事件が起きるわけですよ、甘えがあるから。

だから、県として、そこは毅然としなければならない。そういうふうな立場に立たないと、いつまでたってもこういう利権の問題っていうのはなくなりませんよ。だから、そういう立場にやっぱり執行部として立つべき。これは本当にそう思いますよ。そうしないとこの問題は解決しないし、県としても、その部分での毅然たる態度をやっぱりできんことになってしまいますから、だからいろんな団体に挨拶行ったりするわけでしょうがな。こういうことやめればいいわけよ。何でそういうのをやめない。

今回、推進事業、委託事業が２０５万円に下がっていますよね。その下がった理由をまず聞こうかね、なぜ下がったかっちゅうこと。

それと、さっき言った、県として毅然たる態度を取るイコール一般対策化するっちゅうことですよ。そういうことにやっぱり立たないかんというふうに思うんだけれども、そこら辺について再度聞きます。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　繰り返しになりますが、これまでどおり、あくまでも法律もございます。依然として差別はあると、平成２８年の差別解消推進法の中でも規定をされております。条例もつくりまして、私どもはその法令に従って、これからも人権尊重社会づくりに向けて行政を進めてまいりたいと思います。

議員、すみません、下がるとおっしゃった、何が下がるというのがちょっと聞き逃しましたんで、再度お願いいたします。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　委託料。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　委託料については、これまでも団体と一緒になって相談体制の充実、それから教育・啓発に努めてきたところでございまして、その委託料について計上しているところでございます。今回、部落解放同盟大分県連合会の委託については、連合のほうで声明を出しておりまして、今回の支部の事件についても、県の連合会のほうに包括的責任があると声明文の中で言っておりまして、この声明文の中で、

自らを正し、信頼の再構築と再生へ向けて、暴力及びその力を背景にする者の徹底した排除とえせ同和行為の根絶、行政をはじめ、差別撤廃、人権確立への思いを抱く県民の皆様と新たな関係の構築に不退転の決意で臨むと書かれております。

県としては、この声明に沿った対応がなされるところを注視しているところでございまして、それが確認できるまでは当該団体に対する委託は差し控えるという立場でございます。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　差し控えるは、何でそんな弱腰なの。もっと厳しくやらなきゃ、今回の事件を受けてね。だから、そういうふうな利権が発生してしまうわけでしょう。だからそこら辺、厳しくね、差し控えるんじゃなくて、やめると。本来そういうふうな姿勢ぐらい取るのが当たり前のことでしょう。それを取れないっていうことは本当にもう何て言うていいかな。あまりにも相手に対して忖度し過ぎるというふうに私は思います。

相談事業というふうに言ったけど、一つ、年金生活であるので将来不安とか、免許証の返納したいという相談も結構多いわね。これ、同和対策の委託の中の一つですか、聞きます。

嶋議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　議員の言われるように、移動の相談事業の中で、そのような相談があるのは承知をしております。

ただ、相談内容全てを報告書に書くものですから、そのようなこともあります。相談に来られる方、高齢者の方も多いですから、どのような相談をしてよいのか、生活に関する相談の一つとして、年金に関することの相談もあったというふうに思います。ただし、もちろんそれだけではなくて、同和関係の問題の相談もあったところでございます。ですから、抽出して、その報告書の中で記載するという形ではなくて、相談を受けたもの全てに対して報告書を作っている関係で、そのようなものとなっているものと承知しております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　だから、忖度しないで、きっちりと毅然としなさいと、全く同和関係じゃないわけでしょう、相談。それが圧倒的多数を占めているわけでしょう、私読みましたけれども。そうじゃなくて、だからこそ、一般対策事業にしなさいというふうに言っているわけ。是非それは強く、これから継続してこの問題は取り上げていきますので、これからも対応していきます。

じゃあ、次に行きます。中小企業への賃上げ支援についてです。

今年１月１日から大分県内の最低賃金が１，０３５円となりました。県内の約３万２千社、全てに適用されます。今回の当初予算案でも、中小企業等業務改善支援事業が計上されていますが、相変わらず国の業務改善助成金で採択された中小企業等が対象となっています。

知事は、昨年９月の第３回定例会で、人手不足の中で必要な人材を確保していくには、一過性ではない、持続的な賃上げの実現が必要である。国に対しては、光熱費等の物価高への支援や中小企業等が賃上げに踏み出せる環境整備を求めていくと答弁しております。

県の中小企業等業務改善支援事業を利用しているのは、一部の中小企業でしかありません。さらに、県の５００社訪問でも、まだ２割近くの企業が顧客離れや取引打切りへの不安等の理由から、価格転嫁できていないという結果もあります。県として、持続的に中小企業があまねく賃上げができるような光熱費や家賃などの固定費への助成策を創設すべきです。

群馬県では、賃上げ促進支援金制度で、３万円、又は５万円を支援をしております。また、岩手県でも、従業員１人当たり６万円、１事業所当たり最大で４００万円まで支給をする岩手県物価高騰対策賃上げ支援金などを実施をし、中小企業等に直接支援をしております。

このような制度を大分県としても創設をし、約３万２千社にも上る県内中小企業への賃上げへの直接支援を強めるべきではないでしょうか、答弁を求めます。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　お答えいたします。

県では、企業が自らの稼ぐ力を高め、その収

益を持続的な賃上げへとつなげる好循環を生み出すことが最も重要だと考えておりまして、賃上げに踏み出せる環境整備に努めてまいりました。

国の業務改善助成金に上乗せする県独自の奨励金の申請は、２月末で１６８件、約５，３００万円と伸びているところでございます。来年度は、重点枠の補助率を１０分の９に、上限額を１８０万円に引き上げる予定でございます。また、県の補助事業における賃上げ枠を１１事業から２４事業に拡大し、２２２件分の賃上げを支援するほか、県制度資金による金融面の支援や適切な価格転嫁の促進にも取り組んでまいります。

なお、光熱費や家賃など固定費の助成や中小企業等への賃上げ直接支援は、一時的な負担軽減にはなり得るものの、その効果は一過性にとどまる可能性もございまして、長期的な事業者の収益向上にもつながらない可能性があると考えております。

昨年１０月に立ち上げた賃上げ支援に関しまして庁内プロジェクトチームを中心に、中小企業等の一層の利用促進に向け、広報に取り組んでまいります。また、このよう複層的な取組を一体的に推進することで、中小企業等が持続的な賃上げに踏み出せる環境の整備に努めてまいります。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　はい、どうも。

中小企業支援をやっているということはもう当然、これも前から言っているんだけれども、ただ、今日の新聞の中で、この２月は１３年ぶりの高水準の倒産件数というふうに出ていましたよね。この倒産件数も、２０２５年では、大分県でも約７４件を超えて、１７年ぶりに７０件を超えているという、こういうふうな調査結果も出ているんですね。なかなかで、倒産の要因として、人件費の高騰と人材不足、人手不足ということが挙げられているんですね。だから、そういう点からすると、人材不足を解消していくためにも、やはり直接的な支援というのは必要、一過性じゃない、一過性であれば継続してやればいいだけの話だからね。それだけの予算を取っていきゃあいいわけ、だから、そういうふうな立場に立たないと、それは業務改善支援金、国の助成制度使っている方であればいいんだけど、使っていないのが圧倒的多数です、９割以上が使っていないわけだからね。そういうところにやっぱり目を向けていく必要があると思うんだけれども、再度答弁を求めます。

嶋議長　小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長　さきほど回答したとおりになりますけれども、やはり賃上げ支援金支給の支援方法はやっぱり一時的な負担軽減にはなりますが、長期的な事業者の収益向上につながらない可能性があると考えています。やはり大分県では、生産性向上を促す設備投資ですとか、資金繰りを支援することで、中小企業の長期的な収益向上につなげ、賃上げを持続的なものにしたいと考えております。

さきほど県議からも岩手県の事例がございましたけれども、岩手県の場合は、令和５年度の実質賃金がマイナス４．７％って、非常に悪い状況であったため、岩手県はこういった対策に出たという傾向がございます。現在、大分県の令和７年度の実質賃金は今ゼロ％ということで、岩手県と比べると約４．７％高い状況にございますので、このような状況も配慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　景気の回復をやっぱり図るというのは、基本的には政府がやっていかないかん。ただ、そういう対策として大分県としてもこれからはやっぱりきちっと、直接支援が私たちはやはり継続してやることが中小企業の体力を高めていくというふうに基本的には思っておりますんで、是非それはお願いしたいと。

最後に行きます。教職員の働き方改革についてです。

昨年６月１８日に公布をされた給特法等の一部改正法は大きな問題点が含まれており、以下４点について答弁を求めます。

１点目、教職調整額を今年１月から毎年１％ずつ引き上げ、６年後に１０％にするものであ

りますが、引き上げる代わりに残業代を不支給とすることは問題があるのではないでしょうか。

２点目、義務教育等教員特別手当を見直しをし、学級担任に対して月額３千円を加算することや特別支援教育に関わる給料の調整額を半減することなど、待遇改善どころか、後退してしまうのではないでしょうか。

３点目、自治体に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられましたが、この計画は国の指針に則してつくることになっており、現場の教職員の声を反映させたものにならなければならないというふうに考えておりますけれども、どうでしょうか。

最後に、新たに主務教諭制度を設けることは、結果的に教師間の分断を持ち込むことにつながることになるのでないでしょうか。

以上の４点について、県の見解を求めます。

次に、教員の確保についてです。

茨城県では、教員の産休など、欠員が生じた場合に、代替で雇う臨時的任用教員については、９割以上に当たる約１，６００人を２０３２年度までに段階的に正規教員化すると発表しました。その理由は、代替教員を探す現場の負担軽減や教員の雇用の安定確保につなげるということです。

大分県でも同様の問題があります。大分県教委は、教員確保のために、２０２６年度に実施する採用試験から大学等の推薦制度を導入するとともに、臨時講師や非常勤講師を対象とした一次試験の免除制度についても、一定の条件の下で、前々年度の一次試験合格者も免除の対象に加えることとしております。

しかし、全国的にも教師志望者数が減少している中、この制度で大分県で先生になろうと思うでしょうか。茨城県のような思い切った制度の拡充こそ、現場のニーズである正規の先生を増やしてほしいという声に応えることになるのでないでしょうか。答弁を求めます。

嶋議長　山田教育長。

山田教育長　２点についてお答えします。

まず、教職員の労働環境の改善について、４点御質問をいただきました。

まず、１点目の教職調整額は、教員の職務の特質性を踏まえ、勤務時間の内外を包括的に評価し、その対価として支給するもので、高度専門職である教員にふさわしい処遇を実現し、人材確保のためにも必要な措置と認識しております。

２点目の各種手当の見直しは、学級担任が担任外の教員より勤務時間が長くなっている現状を踏まえ、職務の困難さや責任の度合いに応じたメリハリのある給与体系を構築するためのものでございます。教員の働きがいを向上させ、優秀な人材を確保することが目的であり、後退とは考えておりません。

３点目の業務量管理・健康確保措置実施計画は、現場実態に即したものとなるよう、策定にあたりましては、職員団体や校長会等から意見聴取し、反映しております。今後も引き続き現場の意見を真摯に受け止めながら、必要に応じて随時計画の内容を見直してまいります。

４点目の主務教諭は、教育活動に係る学校内外の総合調整や若手教員をサポートし、孤立を防ぐメンター的な役割を担うものでありますが、主幹教諭のように、国による加配措置がありません。他県の状況等を参考に、配置に当たっての課題等を整理しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

２件目は、教員の確保についてです。

多くの業種で人手不足が深刻化する中、正規教員の安定確保は喫緊の課題と認識しています。

今年度の教員採用試験では、一次試験の県外会場の増設や受験資格の緩和等を行った結果、昨年度の出願者からの増加数は、九州最多の１７５人となるなど、一定の成果を得たところであります。

臨時講師の任用は、今後の児童生徒の減少や定年延長等を踏まえた教員必要数を勘案し、管理職を除く正規職員の１割程度としてまいりました。しかしながら、近年の教員不足を踏まえ、令和８年度の正規採用枠を３７人に拡大したところであります。

また、一次試験の準備を優先し、年度当初からの任用を辞退する臨時講師もいることから、

学校で勤務しながら受験する負担を軽減するため、来年度から臨時講師の経歴を加味した一次試験免除制度を導入することといたしました。

加えて、新たに大学生を対象とする有給インターンシップを実施するとともに、教職の魅力をＰＲする動画の配信や高校生向けガイダンスの継続実施、教職フェアの拡充など、教員人材の確保対策を一層強化してまいります。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　先生との関係で、教職調整額の問題ですね。これ、１０％にすれば、本当に残業が減るのかという非常に危惧をするんですよね。今でも、今日の新聞出ていたでしょう。文科省の調査で、残業上限で、つまり月４５時間超えな、中学生で３９％、小学校で２２．２％。これ、少しは下がっとるんだけれども、依然として高止まりという状況のままですよね。これは、教職４％の状況の中でそういうことなんだけれども、じゃあ、果たして、これは今後１０％上がる中によって、この残業時間というのは少なくなるのかと、根拠は一体どこにあるかということを少し教えてください。

それと、主務教諭については、県の判断で置く、置かんというのは決められますよね、独自に。県としてはどういう方向なのかということを聞きます。これ２点目。

もう一つ、教員の確保の問題なんだけれども、文科省の調査でも、始業日時点の教師不足が合計で、全国ですよ、４，３１７人にのぼるというふうに公表されています。大分県では、４２２校のうちに、５１校で５６人が不足と。また、５月１日では、３，８２７人が不足というふうになっています。全国的に成り手の不足だとか、特別支援学級の増加が要因で、なかなか成り手が少ない、また不足教員の解消のためにも、段階的でもいいので、やっぱり正規教員化していくということを県として方向性をやっぱり指し示す。確かに三十数名増やしたというふうに言っていますけれども、そうじゃなくて段階的にもっと増やしていって、こういう不足教員数をなくしていくということがこどもたちの教育環境を整えるためにやっぱり大事なことだと思うんだけれども、そこの辺について再度聞きます。

嶋議長　山田教育長。

山田教育長　３点御質問をいただきました。

まず、１点目の教職調整額の効果ということでございます。

教職調整額、現行４％を段階的に１０％まで引き上げることによりまして、仮に本俸が３０万円の教職員で試算をしますと、年間３０万程度の年収のアップということになります。

ただ、一つ、教職を目指す人がそういう収入を目当てに、お金を目当てにっていう人は実は少ないんではないかというふうに考えておりまして、この処遇の改善だけではなくて、いろんな勤務時間の在り方とか、学校の業務の在り方、本当に生徒に向き合って教師本来の仕事に専念できるような、そういう環境が確保されているかどうか、そういったことが恐らく大事なんではないかということで、こういう処遇改善、それから働き方改革、学校の運営の改善、そういったものを総合的に進めていくことで教員の確保につなげていきたいというふうに考えております。

それから、二つ目の主務教諭については、メリットといたしましては、さきほど答弁で申しましたように、学校横断的な課題や取組について総合的な調整を行うという、そういう役割を担うことになります。いろんな教育相談とか、特別支援教育とか、情報教育とか、防災、安全教育とか、そういったものについて、この主務教諭が中心になって調整を行う。あるいは近年増加しております若手の教員のサポート機能をこの主務教諭が担うというようなことを期待をしているということでございます。

実際に今そういう仕事をしている主幹教諭とか、指導教諭とか、そういう立場の人がいるんですけれども、そういう主幹教諭とかの職についている人はいいのですが、中堅教諭で、それ以外の一般の教諭がそういう仕事をしている場合、仕事が非常に過重になっているということで、この主務教諭という職を設置することで、その職責にふさわしい処遇が与えられると、そういうメリットもあるというふうにされており

ます。

一方で、さきほど申しました主幹教諭や教務主任等との業務のすみ分けが曖昧であるとか、あるいはこの主務教諭の定数が、国の加配措置がないということで、この定数の捻出が難しいとか、あるいは主務教諭に一旦任用されると、元の教諭に戻すことが降任になるということで、人事が硬直化する、そういった課題も指摘されているということで、現在、全国的には導入の方向にある県は２県というふうに聞いております。こういった状況を注視しながら、今後引き続き検討していきたいというふうに考えているところであります。

それから、３点目ですけれども、正規教員化を進めるべきじゃないかということであります。

これもさきほど答弁で申しましたように、臨時講師比率大体１割程度ということでこれまで採用の管理をしてまいりました。これは、突発的に発生する病休代替とか、産・育休代替とか、そういった一時的な増減に迅速に対応するため、あるいは将来的に、児童生徒がどんどん減少していくと、あるいは退職者数もピークアウトが見込まれておりまして、そうなると、将来、教員の定数が削減されたときに、正規職員ばかりだと、教員の減員というところで対応ができなくなると。そういったとも考え合わせまして、１割程度の臨時講師を確保してきたところでありますが、ただ、今、現状、そうも言っていられない、実際に年度当初から欠員が生じるような状況にある中で、中長期的な教員需給の動向も見据えながら、教員の質が低下しないように配慮しつつ、欠員を防ぐために必要な範囲でこの正規比率の引上げというのをこの教員不足が続く間は慎重かつ計画的に進めていくというようなことを今考えているところでございます。

嶋議長　堤栄三議員。

堤議員　どうも。

一つは、その教職調整額については、やはり今でも、つまり残業するときの４要件外でしている人、非常に多いわけですよ。だから、さっき言ったように４５時間超、８０時間超のパーセンテージが少ししか減らないわけね。だからこそ、残業代はやっぱりきちっと支払うという方向に労働基準法の規定に基づいてやっていくということは本来のやり方だというふうに思いますので、是非それは認識してください。

それとあと、この正規教職員の数を増やすということは、増やしていくことが現場の先生たちのやっぱりニーズでもあるわけですから、まずそれは強く要求しておきたいというふうに思います。

もう時間がありませんので、これで終わります。（拍手）

嶋議長　以上で堤栄三議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前１１時５５分　休憩

―――――→…←―――――

午後１時　再開

大友副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。福崎智幸議員。

〔福崎議員登壇〕（拍手）

福崎議員　皆さん、こんにちは。２６番、県民クラブの福崎智幸です。

今回質問の機会を与えていただきました県民クラブの先輩、それから同僚議員の皆さんにまずはお礼を申し上げたいと思いますし、また、お忙しい中、傍聴にお見えいただいた支援者の皆さん並びにネット中継を御覧いただいております皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思います。

最初に、カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、２項目ほど質問いたします。

クリーンエネルギー自動車の導入促進についてのまずは質問をさせていただきます。

２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けては、運輸部門における脱炭素化の取組が不可欠でございます。運輸部門では、物流の効率化や公共交通の利用促進、バイオ燃料や水素燃料の導入拡大、さらには、自動車の電動化など、多様な手段によって、温室効果ガスの排出削減を進めることが求められています。

現在、本県では、第６期大分県地球温暖化対策実行計画の策定が進められています。２０５０年のカーボンニュートラルの実現に向け、中期的な目標として、２０４０年度の削減目標を新たに設定することとしています。この削減目標の中でも、運輸部門は最大で、２０１３年度比でマイナス７３％と高い目標となっております。目標達成するための取組を進めるわけですが、私は、特に電気自動車や燃料電池自動車の普及が運輸部門における脱炭素化を進める上で、極めて重要な柱であると考えております。

国においては、これらのクリーンエネルギー自動車の導入を促進するため、購入時の補助制度が設けられていますが、依然としてガソリン車との価格差は大きく、本県における普及は十分に進んでいるとは言えない状況にあると思います。

電気自動車や燃料電池自動車の普及を促進するためには、購入時における経済的負担を軽減することが不可欠であり、既に東京都など一部の自治体では、国の補助制度に上乗せする独自の支援策を実施し、一定の成果を上げている事例も見受けられます。

また、これらの車両を普及させるためには、エネルギー供給インフラの整備が不可欠でございます。特に電気自動車における充電インフラや燃料電池自動車における水素ステーションの整備が遅れており、観光地や中山間地域では、利用者の不安要因となっていると思います。

こうしたインフラの設置促進に向けた取組は急務であり、本県独自の補助制度の創設や充電施設・設備の整備促進に向けた事業者への支援が必要だと私は考えております。

そこで、運輸部門における脱炭素化を進めるために、クリーンエネルギー自動車の導入促進に今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いしたいと思います。

以下、対面席より行います。

〔福崎議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの福崎智幸議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　福崎智幸議員のクリーンエネルギー自動車の導入促進についての質問にお答えを申し上げます。

国は、電気自動車や燃料電池自動車、ハイブリッド車など、多様な選択肢を通じて自動車分野のカーボンニュートラルを実現していく方針であります。また、乗用車の新車販売に占めるハイブリッドを含めた電動車の割合を、２０３５年までに１００％とする目標を掲げています。

本県も、こうした国の考え方に準じ、まずは、２０３０年度に新車販売に占める電動車等の割合を７５％にすることを目指しており、２０２４年度の実績は、目標達成ラインの５１．５％まであと一歩となる５０．６％まで進んでおります。

また、新車に限定しない、保有台数に占める電動車等の割合は九州第２位となっており、充電スポット数は、民間の調査によりますと２２６か所で、これは人口当たりの設備数は九州で最も多くなっているところであります。

このような普及状況を踏まえて、電気自動車や燃料電池自動車の購入助成については、その全てを対象とするのではなくて、県の政策目的に応じた支援措置を講じているところであります。

まず、電気自動車では、昨年度から公共交通機関の燃料コスト軽減を目的にしてＥＶバス、タクシーの導入を支援しています。これまでバス１台、タクシー７台に補助をしております。今年度からは、環境に配慮するグリーン事業者の取組を支援するため、軽商用ＥＶへの補助を行っており、来年度からは、循環型社会の構築に向けて、優良産廃事業者を対象に収集運搬用ＥＶトラック等の補助も開始いたします。また、燃料電池自動車に関しては、水素の利活用の推進を図るため、需要の創出に向けて、自家用からトラック等の事業用まで、広く導入を支援する補助制度を設けております。

さらに、充電等のインフラについては、バスやタクシー、グリーン事業者等の事業所に設置するＥＶ充電器や水素ステーションに対して、国の補助金への上乗せ支援を実施して、整備を

促進しています。

来年度から開始するスマートムーブキャンペーンでも、県民や事業者に対し電動車の選択を促すこととしており、こうした取組を通じて、電動車の導入拡大を図ってまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございました。１点だけちょっとお尋ねしたいんですが、さきほど、かなり充電ステーションを置いているという回答だったと思うんですが、県有施設にはＥＶの充電器が、充電設備がないように感じるんですが、そこら辺は、県としてやっぱり県有施設にそういう施設を整備することによってさらに促進が進むんじゃないかと思いますが、そこら辺の見解について、生活環境部長にお答えいただきましょうか。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えします。

県では電動車、県庁自体が導入を進めておりますが、駐車場に外来者向けの電動設備を設けているところはございません。ただし、今申し上げましたとおり、県庁のほうでは更新車の全てを原則電動車に替えるという方針でやっておりまして、今、公用車８３４台ありますが、現時点で２１１台が電動車等となっております。約２５％、４台に１台は電動車に替わっております。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　今後、外来の方も電気自動車で来る方もおられると思いますので、整備の検討を行っていただけたらと思います。

続きまして、質問に移らせていただきます。

個人が所有する森林を対象とした森林吸収系Ｊ－クレジットの創出、活用について質問いたします。

２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の有するＣＯ２吸収機能が改めて注目されています。現在、森林Ｊ－クレジットの活用は、全国的に見ても企業や自治体が所有する森林を中心に進んでおりますが、本県の森林面積の多くを占める個人所有の森林については、Ｊ－クレジットの創出、活用がほとんど進んでいないのが実情ではないかと認識しています。

個人が所有する森林でＪ－クレジットの創出、活用が進めば、森林所有者の新たな収入源となるだけではなく、その収益を森林整備や保全活動に再投資することにより、適切な森林管理の促進が期待されます。さらに、地域全体としてカーボンニュートラルの推進にも大きく貢献するものと考えます。

しかしながら、個人の森林所有者のみでは、現行制度上、Ｊ－クレジットの認証取得に関する申請手続を行うことができず、森林組合等の法人が代表者となって申請手続を行う必要があります。

そこで、森林組合等に加入していない森林所有者も含め、個人が所有する森林のＪ－クレジットの現状や活用に向けた課題をどのように捉えているのか、また、申請手続等に関する具体的な支援策を含め、Ｊ－クレジットの活用に向けてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお伺いいたします。

大友副議長　首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長　お答えいたします。

県内の森林由来のＪ－クレジットは、現在６件のプロジェクトが登録されております。実施者の内訳は、６件のうち民間事業者が３件、森林組合が２件、それから県が１件となっておりまして、大規模所有者を中心に徐々に増加しております。プロジェクトを実施するには森林経営計画の作成が必要となりまして、そのためには少なくとも３０ヘクタール程度以上の森林が必要でございます。

また、個人がプロジェクトを行う場合は法人との共同実施が要件とされておりますことから、個人所有林を集約して、またその調整を行う、こういう法人を確保することは、なかなか現在容易ではございません。さらに、クレジット認証等の審査や森林管理に多額の費用が発生するため、収益の確保の面でも課題はございます。

県のほうでは、登録、最初のプロジェクト登録と初回の認証に係る審査費用については国の補助がございまして、これに県も上乗せして、おおむね全額が補助される形で費用面の負担軽

減を図っているところです。

今後、一定の規模を有する個人からプロジェクト実施の相談があった場合には、こうした支援策も併せまして、民間事業者や森林組合に情報提供いたしまして共同実施を働きかけてまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　森林管理をしている民間の会社等も多数あると思うんで、そういうところと例えば県が業務委託して個人所有のいわゆるＪ－クレジット化、森林のＪ－クレジット化を積極的に進めていただくことがいいんじゃないかと思います。やっぱり、山は持っているけれども、管理するのにお金もかかるし、結局は収入がないというところでは、やっぱりこのＪ－クレジットによって収入、その収入でやっぱり健全な森林管理を行うということは私は大切だと思っておりますんで、ぜひともそこを御検討いただけたらと思います。

では、続きまして、公共調達における労働環境の改善と地域経済の活性化を図るため、公契約条例の制定について質問いたします。

現在、全国では千葉県野田市を皮切りに、多くの自治体が公契約条例を制定し、公共事業や委託業務に従事する労働者の適正な賃金水準の確保に取り組んでいます。

県では、これまでの連合大分からの要望に対し、平成２５年度以降、公共工事の設計労務単価を毎年引き上げ、直近では平成２４年度比１９１．６％となるなど、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適正な運用、ダンピング対策にも取り組んでいる旨、回答されております。また、令和７年１０月１日からは賃金スライド制度を導入し、労務費の変動に対応できる仕組みも整備されています。

これらの取組には一定の評価いたしますが、設計労務単価の引上げや賃金スライド制度は、あくまで適正な積算や事後的な調整のための措置でありますが、実際に現場で働く労働者に適正な賃金が確実に支払われることを直接的に保障するものではありません。

公共調達の現場では、依然として過度な価格競争により、ダンピング的な受注や低価格受注が後を絶たないというふうに聞いておりますし、結果として労働者が低賃金労働を余儀なくされている実態もあるというふうに聞いております。公共契約であるにもかかわらず、そこで働く人々が安心して生活を営める賃金を得られないという状況は看過できないものであります。

県はこれまで、賃金保障を義務づける公契約条例の制定については、様々な課題があるため都道府県レベルでは条例制定に至っていないとし、国や他県等の動きを注視しながら、労働者の適正な賃金水準を確保する手法を検討するとの立場を示してきました。しかし、条例制定を待つ間にも、不適切な労働条件の下で働かざるを得ない労働者が存在し続けているというふうに思います。加えて、都道府県では、賃金の下限額に関する規定を有する公契約条例の制定には至っていないとのことですが、基礎自治体では既に多くの先行事例があり、そこで得られた知見を活用することは十分に可能であると私は思います。

連合大分は、サービス産業も包含した賃金保障を義務づける公契約条例の制定を求めており、条例制定に当たっては労働組合も参加する審議会を設置し、働く者の視点を反映させることを要請しております。県民の税金を原資とする公共調達だからこそ、そこで働く人々が誇りと生きがいを持って働ける環境を整備する必要があると思います。今こそ、条例制定をはじめとする様々な手法について検討するというこれまでの姿勢から一歩踏み出し、実効性ある制度設計を検討すべきではないでしょうか。

そこで、先行する他の自治体における公契約条例の運用状況等も含め、公共調達における適正な賃金水準を確保するための公契約条例の制定について、どのようにお考えなのか、知事に見解をお尋ねいたします。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　公契約条例についてでございます。

自治体が行う契約は、その手続において、法令遵守はもとより、透明性や競争性、品質の確保に加えて、労働者にとって安全で働きがいの

ある職場環境の確保が不可欠でございます。

公契約条例については、庁内で勉強会を設置の上、既に条例を設置している自治体の運用状況や制定効果を調査しており、これらの自治体によれば、受注者の労働条件の底上げ効果が期待されているとのことであります。

一方で、賃金の決定は労使自治を原則とする中で、賃金下限額の設定方法やその根拠、契約解除の条件など、条例の実効性を確保する方策に加えて、賃金の支払い状況の報告、検査の事務負担など、多くの課題が上げられているところでございます。

さらに、政府においては、民間の賃金は労使当事者が自主的に決めることが基本であり、行政がこれに介入することは適当でないとの理由から、ＩＬＯ第９４号の公契約における労働条項に関する条約を批准していないという状況もございます。そのため、関係法令も整備されておらず、独自の賃金下限額を設定する条例の制定は、現状ではなかなか困難ではないかと考えているところであります。

しかしながら、公契約における適正な賃金水準の確保は喫緊の課題であるため、本県では、さきほど議員も御指摘いただきましたけれども、既存の各種制度の着実な運用と見直しに努めてきております。

具体的に申しますと、低入札価格調査制度の運用等によるダンピング対策の取組や、建設業者に対して協力会社への適正な請負代金の支払い等の周知を継続してます。さらに、昨年１０月から労務費の上昇に応じた変更契約を可能とする賃金スライド制度を導入したほか、指定管理者制度の導入施設では、賃金を含む労働条件の法令遵守の状況を実地で調査をしております。

また、本県の公共工事設計労務単価は、労働市場の実勢価格を適切、迅速に反映させてきておりまして、今年度は１３年連続で上昇して、平成２４年度と比べて、これも御指摘いただいたと思いますけど、約２倍となっているところであります。

今後も、国や各県の動きを注視しながら、適正な賃金水準を確保する手法について検討を続けて、労働者にとって安全で働きがいのある職場づくりに努めてまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございます。検討をいつまで続けるのかという問題もありますが、なるべく早く結論を出していただければ、結論は公契約条例を制定するという、私は結論だというふうに思っておりますが、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。時間の関係があって次に移らせていただきます。

次に、空き家の適正管理について質問いたします。

人口減少と少子高齢化の進行により、県内各地で空き家が増加する中、特に周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家や、将来的にそのような状態に陥るおそれのある管理不全の空き家の存在が地域の安全・安心を脅かす深刻な問題となってきております。

そこで、危険な空き家の解消に向けた取組について質問したいと思います。

空家等特別措置法では、倒壊等により著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家などを特定空家等、将来的に特定空家等に至るおそれのある空き家などを管理不全空家等と定義しています。国においては、令和５年１２月にこの法律が改正され、特定空家等に加え、管理不全空家等の所有者等に対しても市町村が指導、勧告を行える仕組みが設けられました。あわせて、市町村が所有者情報を円滑に把握できるよう、制度面の整理も進められてまいりました。

また、全国の先進自治体では、解体費用補助の拡充、専門家による相談体制の整備、空き家バンクと連携した利活用促進など、多様な取組が展開されております。

しかしながら、特定空家等や管理不全空家等といった危険な空き家の解消に向けては、相続未登記や所有者不明、遠方居住などにより所有者の特定が困難な事例が増加しているというふうに思います。さらに、相続放棄後も管理責任が残る場合や、多数の相続人の同意が必要となるなど、法的課題が複雑化してきています。また、数百万にも及ぶ解体費用が高齢者や低所得

者にとっては大きな負担となっていることに加え、小規模自治体では専門人材や財政面の制約から、調査や指導、行政代執行など一連の対応に踏み込むことが困難な状況も顕在化してきていると思います。こうした課題を踏まえれば、新たな視点からの取組が必要と考えます。

例えば、所有者探索における県と市町村の連携強化、危険な空き家の解体から土地の利活用までをワンストップで支援する体制づくり、ＮＰＯや地域団体との協働による見守り、相談体制の構築、さらには建築、不動産、法律の専門家による広域的な支援チームの設置などが考えられると思います。危険な空き家の解消には、多大な労力と費用を要することから、発生の予防や早期対応に加え、発生した場合には迅速かつ確実に解消していくための実効性ある取組が求められています。

そこで、県内における危険空き家の現状とその解消が進まない要因分析を踏まえ、空き家の適正な管理に向け、県として今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いしたいと思います。

大友副議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　お答えいたします。

県内の空き家は現在１１万６千戸ほどございまして、空き家率で見ますと全国平均が１３．８％のところを本県の空き家率１９．１％、全国平均を上回る状況となっておりまして、所有者の空き家の適正管理に関する所有者自身の認識の向上、それから、どういった支援策があるかというような、その支援策の周知が最大の課題となっております。

県では、空き家放置の危険性や所有者の管理責任、また、自ら管理できない場合の対策であったり解体手続など、所有者のいわゆる適正管理を促そうというための手引を昨年の３月に県で作成をし、これを市町村に全て周知をしておりますけれども、昨年１１月からは宅建業協会を通じた周知であるとか、テレビやＳＮＳ等での啓発を実施しております。

また、ＮＰＯ法人の空き家サポートおおいたに委託をしまして、宅建士、建築士、不動産鑑定士、税理士などのそれぞれの専門家による無料相談窓口も開設しておりまして、昨年度の１年間では１３２件の相談を寄せていただきまして、それに個別に対応しているというところでございます。

さらに市町村窓口では、空き家の除却費用に対する国の助成制度もありますので、これも周知をしておりまして、昨年度は１４の県内市町村で１６２件、この除却に活用されたところでございます。

今後も空き家の増加傾向は当面続くことになりますので、県を事務局といたします官民連携会議というのがございますが、これを通じてＮＰＯ法人やそれぞれ市町村とも連携をしまして、空き家所有者へのさらなる周知の強化を図りまして、基本的には所有者御自身での適正管理を促進してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございました。様々な対策を立てているみたいでございますが、栃木市のほうであったか住まいるバンクというような空き家、空き地バンク制度の何か活用されているというふうに、ちょっとネットで調べたら出てきました。この制度は、物件を売りたい貸したいという所有者と買いたい借りたいという利用希望者を結びつけるということで、取組の内容を見てみると、成約件数、全国トップクラスの実績があるということでございます。また、さきほど大分県でも取られている専門家等の活用とかも上げておりますし、手厚い補助金制度も設けられているということで、結構実績的には大きいみたいですので、こういう先進的な事例を参考にされているとは思いますが、そういうところもあるということを御紹介して、特定空家の解消、また空き家バンクの活用等、進めていただけたらというふうに思います。

次に、公共交通について、２項目質問いたします。

まずは、ＪＲ九州の路線の維持、存続について、交通政策局にお伺いしたいと思います。

人口減少と少子高齢化が進む中、地域公共交

通の維持、存続が喫緊の課題となっております。特にＪＲ九州のローカル線をめぐる状況は深刻であり、県として積極的な対応が求められていることから質問したいというふうに思っております。

ＪＲ九州では、ローカル線の実態を周知するため、輸送密度が２千人未満の線区の利用状況や収支状況等を公表しています。２０２４年度の公表対象は１３路線１６区間に上り、合計約４８億円の営業赤字になっているということでございます。本県に関わる路線では、久大本線の一部区間が観光客の回復により２０２３年度に輸送密度２千人以上となり公表の対象から外れたものの、豊肥本線の宮地駅から豊後竹田駅の区間など、依然として厳しい状況が続いております。今のところ、県内の路線では、鉄道の存廃やバスへの転換等を議論する再構築協議会の話題は出ていませんが、この先さらに人口減少が進んでいくことを考えると、将来的な存続が心配になってなりません。

全国的には、ＪＲ東日本が津軽線の蟹田から三厩間を廃止してバスや乗合タクシーなどの自動車交通に転換することで地元自治体と合意するなど、鉄道からの転換が現実のものとなっております。また、芸備線では国が設置する再構築協議会で自治体と協議が進められており、各地でローカル線の在り方をめぐる議論が本格化してきているようであります。

このような中、佐賀県では先進的な取組が始まっております。令和７年１０月から唐津線及び筑肥線の新規通学定期券購入者に対して定期券代の半額を補助する事業を実施し、列車通学に関わる経済的負担を軽減することで利用促進を図っております。学生の通学は地域公共交通の重要な需要の一つであり、このような支援は列車利用の下支えを図ることで路線維持に一定の効果が期待できる施策であることから、大分県でも大いに参考になる事例ではないかと私は考えます。

そこで、ＪＲ九州のローカル線の現状と課題を踏まえ、その路線の維持、存続に向けた取組が必要であると考えますが、交通政策局長の考えをお伺いしたいと思います。

大友副議長　嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長　ＪＲ九州のローカル線については、これは県民の暮らしや地域経済、また観光振興などに欠かせない交通インフラでありますことから、路線の維持、確保は極めて重要な課題でございます。そのため、利用が少ない一部の区間のみに着目をして、路線全体の存廃を検討することがないように、ＪＲ九州とは常日頃から認識を共有しているところでございます。

一方で、沿線人口が減少していく中、今後も路線を維持するためには、通勤、通学などの日常面、これは御指摘のとおりでございます、それから観光面での利用促進対策が必要でございます。例えば県内では佐伯市が、市内の高校にＪＲで通う生徒さんを対象に、通学定期の半額補助を行っております。議員御紹介いただきました佐賀県では、昨年９月から本年２月にかけて、利用が少ないＪＲ線ということで唐津線と筑肥線を対象に、これはまずは県が先導する形で通学定期の半額補助を行った結果、来年度以降は一部の沿線市町による独自支援へと結びつけることができたというふうに聞いておりまして、我々も今後の参考にしたいと考えております。

また、他県では、沿線自治体が連携し利用促進協議会を立ち上げまして、定期券の購入補助だけでなく、沿線地域でのにぎわいイベントの開催など、地域一体で取り組む事例も多いというふうに承知いたしております。

県としましては、現在、九州各県やＪＲ九州も参画する九州ＭａａＳによるお得なデジタルチケットの造成などに取り組んでおりますけれども、御提案いただいたような他の様々な好事例を研究しながら、今のうちから何か効果的な利用促進対策ができないか検討してまいりたいと思います。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　是非ＪＲ利用者の方、それからＪＲで働く現場の方がやっぱり直接、実情分かっていると思いますので、そういう方から声を聞い

て、さらなる県の御支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、地域公共交通の維持、確保について質問いたします。

団塊が世代が全ての後期高齢者となった今、免許返納者も増加しており、日常生活における移動手段の確保が切実な問題となっています。買物や通院、介護サービスの利用など、移動を前提とした生活そのものが困難になることで、社会参加や健康維持にも影響を及ぼすおそれがあると思います。

路線バスについては、乗務員不足や利用者減少などにより、減便や廃止を余儀なくされる地域が増えています。タクシー事業も人材確保が難しく、運行区間が限定されるなど、特に中山間地域では交通空白地域が広がっています。

こうした中、市町村や地域団体が中心となり、デマンド型交通や自家用有償旅客運送の導入が進められております。市町村が運営に関わることで、きめ細かなサービスを実現している点は大変意義深い取組であると思います。

しかしながら、これらの仕組みは市町村単位で運営されることが多く、隣接自治体との連携や運行ルートの調整が十分に図られていないケースも見受けられます。利用者が市町村の境界を越えて移動することを考えれば、地域の実情に応じた柔軟な運行体系や、広域的なネットワークの構築が求められているのではないでしょうか。地域公共交通は、単なる移動手段ではなく、医療、買物など日常生活を支える社会基盤であり、住民の生活の質に直結する重要な取組であります。

そこで、バス、タクシー事業者が成り立たない地域における自家用有償旅客運送の充実を含め、地域公共交通の維持、確保に今後どのように取り組んでいくのか、交通政策局長にお伺いしたいと思います。

大友副議長　嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長　議員御指摘いただきましたとおり、人口減少や担い手不足によりまして、県内でも民間のバスやタクシーでは事業が成り立たない地域が存在いたしております。

そのため、県では、乗務員確保への支援をはじめ、市町村が運行するコミュニティバスや公共ライドシェアに対する支援のほか、住民同士が支え合う集落内移動への支援などに取り組んでまいりました。その結果、例えば別府市や九重町では、ドア・ツー・ドアで市町内の全域をカバーする公共ライドシェアが導入されるなど、県内における交通空白解消に向けた取組が着実に進んでいるところでございます。

そうした中、国は、さらなる交通空白の解消を目指すため、今国会で地域交通法を改正し、例えば学校、病院、商業施設などで使われる送迎車両や運転手も含めた地域の輸送資源のフル活用を促す方針でございます。また、御指摘いただきました市町村またぎの移動ということで複数の市町村が協働で運行する広域公共ライドシェアの導入、あるいは配車予約や運行管理といった業務の共同実施など、自治体間での共同化、協業化を推進する方針も示してございます。

こうした国の動向踏まえ、県としましても、例えばスクールバスや福祉車両等の様々な移動手段の利活用、あるいは複数市町村による広域公共ライドシェア導入の可能性などについては、これは庁内の交通、福祉、教育、観光などの関係部局横断で検討を進めていきたいと考えております。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございました。

次に、時間もありますので次に進みたいと思います。道路環境について、土木建築部にお尋ねしたいと思います。

本県では、おおいたの道構想２０２４において、安心・元気・未来創造の大分県づくりを支える道路整備を進めておられます。また、大分県自転車活用推進計画２０２２では、自転車通行空間の整備や交通安全の確保を掲げ、誰もが安心、快適に利用できる環境づくりを目指しています。しかしながら、現在の道路環境には、街路樹や歩道段差など深刻な課題が存在しております。

そこで、街路樹管理についてまずは質問したいと思います。

車道と歩道の間に設けられた植樹帯の街路樹からは大量の落ち葉が発生し、沿道住民の皆さんに多大な清掃負担を強いております。雨どいに落ちた葉っぱが堆積することで家屋に損傷を与える事例も報告されておりますし、特にイチョウの葉、落ち葉は油脂を含み、雨天時には歩行者が滑って転倒する可能性も高く、高齢者の方々にとって大変危険な状態であると言わざるを得ません。

また、樹木の根による歩道の隆起も課題であります。長年にわたり成長した根が歩道路面を押し上げ、段差や起伏を生じさせており、自転車やシニアカーの通行を妨げ、つまずきや転倒の原因となっております。さらに、低木であっても、歩道から車道へ出る際の視界を遮り、交通事故の危険性を高めている箇所も少なくありません。

加えて、見過ごせないのが、老木化した樹木の倒木リスクです。植栽から数十年が経過した樹木は、台風や強風時に倒木の危険性が高まっており、実際に道路封鎖や車両、家屋への被害も発生しております。近年の気候変動により、大型台風や豪雨が頻発する中、老木化した街路樹の管理は喫緊の課題であると思います。

おおいたの道構想２０２４に掲げる生活の安全・安心を高める道路整備や、大分県自転車活用推進計画２０２２にある良好な都市環境の形成の実現に向けても、老木化した樹木の倒木や落ち葉、根の隆起等により、歩行者や自転車利用者の通行に支障を来すおそれのある箇所については、道路改良等の機会を捉え、適正な植栽管理や歩道幅員の確保などの対策を講じ、安全な通行空間を創出していくことが重要であると考えます。

そこで、倒木リスク調査の結果を踏まえ、街路樹の適正な管理についてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお尋ねします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

街路樹は、沿道環境の保全や景観形成、車道と歩道の分離による安全な道路空間を確保する役割を担っています。

議員御指摘のとおり、街路樹の管理においては、老木化等による倒木の危険性など様々な課題があり、状況に応じた計画的な管理が重要と認識しています。

このため、日々の道路パトロールで点検を行うとともに、剪定や肥料の散布等、専門業者に委託し、良好な生育に努めているところです。特に、倒木した場合、交通への影響が懸念される高さ３メートル以上の街路樹については、平成２８年から専門家による健全度調査を実施しており、適宜撤去や植え替えを行っています。

加えて、道路幅が狭く街路樹の根の隆起などで通行の支障となっている区間では、沿線住民との合意形成を図りながら、街路樹の撤去を行い、歩行空間に転換する取組も進めています。また、新たな道路改良を計画する場合には、利用者のニーズや地域の特性に応じた植栽の検討も行っています。

今後も、街路樹の適切な管理に取り組み、良好な道路環境の維持に努めてまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　次に、歩道と車道の段差解消について質問いたします。

現在の歩道環境は、高齢化が急速に進む本県において、大きな課題を抱えていると思います。本県の６５歳以上の高齢化率は、令和６年１０月１日現在３４．４％と、全国平均２９．３％を上回り、全国的に見ても高く、今後さらに上昇することが見込まれております。こうした中、高齢者の移動手段として、シニアカーの利用者が確実に増加しております。シニアカーは、高齢者の外出機会を増やし、健康維持や社会参加を促進する重要な移動手段であります。ところが、現在の歩道は、車道との段差が大きく、シニアカーでの通行は極めて困難な状況にあると思います。僅か数センチメートルの段差であっても、シニアカー利用者にとっては大きな障害となり、段差を乗り越える際の衝撃で転倒する危険性もあります。また、車椅子利用者やベビーカーを押す保護者の方にとっても、同様に通行の妨げとなっております。また、自転車利用者にとっても、歩道と車道の段差は、安全な通

行を阻害する要因となっており、県の自転車活用推進計画では、自転車通行空間の整備を掲げておられます。段差のある歩道では、自転車が安全に通行することができないと思います。

国においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、歩道の段差解消が推進されており、道路移動等の円滑化基準、ガイドラインでは、歩道と車道の境界部の段差について、横断歩道に接合する箇所では２センチメートルを標準としつつ、車椅子や高齢者等の通行を妨げないよう、可能な限りフラットな構造とすることが求められています。

高齢者社会における道路環境の整備は、県民の日常生活の質を左右する重要な課題であると思いますことから、シニアカーや車椅子の通行に支障を来している歩道と車道の境界部の段差が大きい箇所について実態調査を行うとともに、バリアフリー法に基づく計画的な改善を進めるべきと考えます。

そこで、車道と歩道の境界部の段差解消をどのように進めていくのか、土木建築部長にお伺いしたいと思います。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

高齢化が進む中、シニアカーや車椅子利用者などが安心して円滑に利用できる通行空間を確保することは重要だと認識しております。

県では原則として、歩道と車道との段差は２センチメートルを標準とし、横断歩道との接続部には段差を設けないこととしています。こうした基準に加え、高齢者や障がい者の団体など、利用者の意見を丁寧に伺い、市町村とも調整の上、道路の利用実態に応じた柔軟な運用に努めているところです。

整備に当たっては、大分駅や別府駅周辺など、バリアフリー法に基づく県内４か所の重点整備地区や、福祉のまちづくり条例に基づく５１か所の重点地区などを優先し、計画的に段差の解消などを進めています。また、重点地区等以外の歩道についても、利用状況などを踏まえながら順次改善していっております。

今後も、通行に支障がある段差の把握に努めるとともに、シニアカー利用者など誰もが安心して利用できる歩道の整備に取り組んでまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございます。段差、それから植樹帯、もうなくしたほうがいいと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

最後に、県職員のヘルメット着用について、総務部に見解をお尋ねしたいと思います。

令和５年４月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。県警では、自転車利用時の正しい交通ルールを学ぶコンテンツの配信や、テレビＣＭ、Ｗｅｂ広告、ＳＮＳなど各種媒体を通じた広報事業を実施するなど、積極的に交通安全の推進に取り組んでおられます。しかし、私は県庁職員の自転車通勤時のヘルメット着用状況に大きな疑問をいただいております。私が朝の通勤時間帯に観察したところ、県庁に自転車通勤している方の多くがヘルメットを着用してない状況が見受けられます。一方、中学生や高校生は、自転車通学の許可要件として義務化されているため、通学時に必ずヘルメットを着用しており、県警にお勤めの方も自転車通勤時には全員ヘルメットを着用しているというふうに聞いております。警視庁においても、令和５年３月から交番勤務の警察官が率先してヘルメットを着用し、市民に模範的な自転車の乗車方法を示すと明言されております。ヘルメットの着用は確かに努力義務ではあります。しかし、自転車事故で亡くなった方の約半数が頭部に致命傷を負っており、非着用者の致死率は着用率の約２倍以上というデータもあります。

全国に目を向けますと、愛媛県では、平成２５年から自転車のヘルメット着用を条例で促進し、県立高校の全生徒約３万人に無償配付を行った結果、令和７年の調査では着用率７０．３％と全国１位を達成しています。また、京都府警では、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等制度を設け、事業所単位で職員の着用率向上を図っています。

私は、努力義務だからといって、公務員がヘ

ルメットを着用しなくてもいいという考えは、社会倫理上、考えられないと思います。県民の模範となるべき立場にある県職員が、交通安全を県民に呼びかけておきながら、自らは実践していないという状況は極めて問題であると考えます。

そこで、県民の模範となるべき立場にある県職員の自転車利用時におけるヘルメットの着用状況及び着用に関するルールを踏まえ、県職員のヘルメット着用の徹底について、総務部長の見解をお伺いします。

大友副議長　若林総務部長。

若林総務部長　お答えいたします。

ヘルメットの着用は、議員御指摘のとおり努力義務ではありますが、公務員である以上、高い法令遵守意識を求められるところであり、また、次の４月から自転車への交通反則通告制度の運用が予定されていることも踏まえ、昨年の７月、また１２月に努力義務の内容も含めて、自転車走行のルール遵守徹底を庁内に通知をしたほか、ビラや声かけによる周知を行ってきたところです。

現在、本庁職場でのヘルメット着用率は５０％を超えたところでありまして、これは、国が公表した全国平均は２１．２％と聞いておりますが、大きく上回っている数字になっております。４月の新制度開始に当たりまして、改めて、このルール遵守の徹底を通知する予定でありますが、この中で、ヘルメット未着用での自転車通勤は基本的に認められないことが、職員に明確に伝わるよう記載をしたいと考えております。

いずれにしましても、県民から信頼される県職員たることを忘れず、遵法意識の醸成、維持に引き続き努力してまいります。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございます。未着用が認められないことがということなんですが、それによって自動車通勤に変わらないように、ヘルメットを着用するということを促していただきたいと思いますので。

最後、知事に、このヘルメットの着用についてどう思われるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　自分の身を守るために、ヘルメットを是非着用していただきたいというふうに考えております。

大友副議長　福崎智幸議員。

福崎議員　ありがとうございます。優秀な県職員さんが事故にでも遭って仕事に就かれなくなったりすると県民にとっても大きな影響でございますんで、ぜひとも全員の着用を目指して、是非お願いしたいというふうに思います。

これで私からの質問終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で福崎智幸議員の質問及び答弁は終わりました。今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕（拍手）

今吉議員　皆さん、こんにちは。１０番、自民党、今吉次郎です。今回の質問の機会いただきまして、先般、同僚議員の皆さん、ありがとうございました。一般質問最後です。よろしくお願いいたします。

今回は、ここ最近は外交も大変ですし、災害も多いとか、いろいろ大変ですけれども、日本も力が落ちて大変です。私は、昭和から平成のバブルのときは横浜にいました。毎年海外に行ったりとか、ハワイまでゴルフに行ったりしていましたが、そのときは１ドルが８０円なんですよ。物価も安く、日本の技術力もあり、海外への輸出も円高とは関係なくできていました。ここ３０年以上は日本の力が落ちてきていますので、再度たくましい強い日本を目指していけるように、県としても特色を伸ばし、いろいろな課題に向けて、県議団も大分県のために、佐藤知事、執行部と共に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、じゃあ質問の前に、この３月の末をもって県を退職されます渡辺企業局長、工藤企画振興部長、渕野農林水産部長、馬場会計管理者兼会計管理局長、一丸労働委員会事務局長、小石議会事務局長はじめ多くの職員の皆様は、誠心誠意、使命感を持って県民のために、その県政進展のためにおのおのの立場で格段の御尽力

をされたことに心より感謝を申し上げるとともに、深く敬意の念をあらわす次第でございます。

退職されるとはいえまだまだお若い、皆さん若いですから、これまでの豊富な知識や経験をいかして、県政の発展はもとより様々な分野において一層の活躍をしてください。例えば和傘工房に来てもらっても結構でございます。本当に長い間、御苦労さまでございました。

それでは、質問に参ります。じゃあ、１番目は、世界から選ばれるおおいたについてです。

インバウンドの推進について。

近年、我が国におけるインバウンド観光は、円安の進行や国の観光立国政策の後押し等を背景に力強い回復、拡大を続けています。こうした中、令和７年における本県のインバウンド宿泊数は、県調査の速報値で前年比１２．７％増となり、過去最高を更新するなど、本県観光にとって極めて明るい材料であると受け止めています。

本県は、別府、湯布院をはじめとする世界有数の温泉資源、豊かな自然、食、文化など、国際的にも高いポテンシャルを有してます。本県においてもインバウンドは増加傾向にありますが、こうした強みを誘客につなげるべく、これまで官民一体となって取り組んできた成果が着実に現れてきているものと認識しております。

一方で、インバウンドを取り巻く環境は、必ずしも常に安定しているとは言い切れません。為替動向や国際情勢、外交関係の変化、感染症の発生状況、さらに国際航空路線の就航や運休など、外的要因の影響を受けやすい特性を有してます。特定の国、地域に過度の依存した誘客構造は、外部環境の変化に対して脆弱となり得ることから、中期、長期的な観点に立った上で、市場の多角化や需要の分散を意識した戦略的な取組を進めていくことが必要であると思います。

また、大分県観光統計調査による県内宿泊者数の動向を月別に見ますと、例えばインバウンド宿泊者数は２０２５年１２月には約１２万人だったのに対し、夏場の２０２５年８月には約６万人にとどまるなど、時期によって大きな差が見られます。こうしたインバウンドの季節的な傾向を踏まえ、現状を丁寧に把握した上で、通年での需要創出や平準化に向けた取組を検討していくことが求められると考えます。

このように、インバウンド宿泊者数が過去最高を更新するなど好調に推移する中で、国際情勢の変化等による影響も十分注視していく必要がある中、インバウンドの推進について、その持続的な拡大と安定化に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いいたします。

あとは対面席で質問します。

〔今吉議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長　ただいまの今吉次郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　冒頭、今吉次郎議員には、このたび県庁を退職いたします職員に対しまして大変温かいねぎらいのお言葉を賜りました。心温まる御配慮に御礼を申し上げたいと存じます。

まず、インバウンドの推進についてでございます。

本県の外国人宿泊客数は、コロナ禍の２０２１年を底にＶ字回復をして、県調査で昨年は１２０万人と過去最高を記録しました。国別では、韓国や台湾といった東アジアが全体の８割を占めており、直行便就航の効果もあって、特に台湾からの宿泊客が前年比６万人増の２４万人と拡大傾向にあります。また、欧米、豪も前年比で１．５倍の２万３千人増となっています。

一方で、現在の日中関係の影響により、中国からの団体客は減少しており、香港についても昨年夏の風評被害以降、熊本や鹿児島直行便の運休が続いており、本県を含む九州を周遊するツアー客が減少傾向となっております。

昨今の不安定な国際情勢などを踏まえると、特定の国や地域に偏らない誘客活動が重要と考えます。そのため県では、重点的に誘客を行う八つの国と地域を定めて、各市場に精通した戦略パートナーを配置し、年間を通じた誘客活動や情報発信を行っています。

例えば、台湾については、これまで実施してきた県単独商談会や教育旅行の招請に加えて、

県内の商業施設と連携したタイガーエア搭乗者への買物割引キャンペーンによる誘客を実施しています。既に９月からの半年間で３００人以上が利用し、域内消費の拡大につながっております。

また、豪州では、アドベンチャーツーリズムをはじめとした地道な誘客活動により、国東半島のトレッキングなど本県の体験型コンテンツが好評を博し、リピーターが増加するなど、２年先まで予約が埋まるツアーも出てきております。

引き続き、戦略パートナーと連携し、確実な誘客につなげるための現地専門家を招聘したセミナーの開催や、ＳＮＳを活用した各市場ニーズに応じた観光情報の発信力の強化などに注力をしてまいります。

他方、訪日客からは、日本の猛暑を敬遠する意見も見受けられます。このため、大分の夏は九州の中でも涼しいスポットがいっぱいという優位性を国内外に打ち出し、夏季の誘客を強化いたします。あわせて、観光関連事業者が設置するミストシャワーなど猛暑対策経費を助成し、暑い夏でも快適に過ごせるクールサマーｉｎおおいたに取り組んでまいります。

引き続き、インバウンドの持続的な拡大と安定化に向けた誘客対策に取り組んでいきたいと考えております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございました。ぜひとも、なかなか外交も大変ですけれども、インバウンドの推進に頑張ってください。よろしくお願いします。

では、グローバル人材の育成について。

世界から選ばれるには、グローバルな人材の育成も重要です。グローバル化やＤＸなど、将来の予測が困難な時代を生きるこどもたちには、世界に挑戦し新しいものをつくり出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するための基盤となる力を総合的に育成する必要があります。

一方で、本県においては、海外への挑戦意欲や英語でのコミュニケーション力に関する質問項目に対し、肯定的な回答をした高校生の割合が低い傾向が続いています。また、不安定な海外情勢等を背景に、近年外国へ留学する高校生の数は伸び悩んでいるところです。

このような中、県教育委員会では平成２６年度からこどもたちに五つの力の総合力を育成するグローバル人材育成推進プランを策定しており、現在はプラン第３ステージ実践の最終年に当たります。五つの力とは、一つ、挑戦意欲と責任感・使命感。二つ、多様性を受け入れ協働する力、三つ、大分県や日本への深い理解、四つ、知識・教養に基づき理論的に考え伝える力、五つ目が、英語力（語学力）であります。この五つの力がバランスよく育成され、また総合的に発揮されてこそ、グローバル時代を生き抜くこどもたちが育成されるものと思われます。

グローバルに活躍する人材とは、単に国境を越えて語学堪能に行動するのではなく、自国、地域の文化や歴史、地域社会に対する深い理解と愛着を持ち、多様で幅広な視野を持ちながら社会の変化を先導していく人材を育成していくことが肝要だと考えます。加えて、異文化体験など多様な機会を早いうちから経験していくためにも、小・中・高校生の間での学びの接続を円滑に進めていくことが大切です。

現在、県教育委員会では次期グローバル人材育成プランを策定中とお伺いしていますが、こうしたことを踏まえ、現在のプランにおける成果と課題、そして次期プランの狙いについて、教育長にお伺いいたします。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　お答えします。

社会、経済のグローバル化が加速する中、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働して未来を切り開く人材の育成が急務となっています。

グローバル人材育成推進プランに基づくこれまでの取組は、スタンフォード大学の遠隔講座やＡＰＵにおける県内留学体験、留学生やＡＬＴとの異文化交流、海外留学支援など多岐にわたっています。

取組の成果として、留学や海外の仕事に興味を持つ生徒の割合は平成２９年度の３０．５％

から、令和６年度には３７．８％まで伸びています。しかしながら、まだまだ物足りない水準にあり、また、英語力も国の目標値に達しておらず、世界を舞台に活躍し、未知のものに挑戦する意欲の向上が課題と考えています。

次期プランでは、小・中・高の各段階において、海外との異文化交流を促進することとしており、来年度は、高校生が世界へ一歩踏み出す気持ちを後押しするため、海外派遣による学校間交流の対象を６校に倍増したいと考えています。また、探究的な学びを通じて郷土に対する理解を深めるとともに、その魅力や文化を海外に発信できるよう、生成ＡＩ等も効果的に活用しながら実践的なコミュニケーション能力を養ってまいりたいと考えております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございました。山田教育長のこどもとうちの子がちょっと縁がありまして、うちの子も今、ハンガリーに留学しておりますんで、是非グローバルに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次は空き家の利活用についてですね。さきほど福崎さんの質問で危険空き家や行政代執行とかいろいろそういう問題ありましたけれども、この利活用について質問したいと思います。

少子高齢化、人口減少が進むにつれて急増している空き家は、地域において様々な問題をもたらしています。老朽化による倒壊や火災発生時の課題など防災、防犯上リスク上昇、雑草、ごみの放置や町並みの荒廃など景観悪化や地域の価値低下といった影響もあります。

中津市においても、ごみ屋敷として１０年以上も放置されている空き家があり、市役所もなかなか解決できず苦労している事例がありますが、こうした事例になる前に、まずは適正に管理することが重要です。

加えて、空き家の利活用を促進することにより、そのような管理不全空家や特定空家が発生しないようにしていくことも重要であると考えます。

さきほども述べたとおり、空き家は今後一層増加していくものと思われます。そうした中、少子高齢化、人口減少に苦しむ市町村にとっては、移住者の獲得は喫緊の課題であり、空き家を適正に管理していく上で、こうした空き家を有効活用する取組にも知恵を絞っていく必要があると考えます。

しかしながら、移住者にとってもなかなか希望に沿った空き家が見つかるとは限りません。まずは仕事や子育て環境、交通手段といった移住者のニーズとのミスマッチを解消する必要があります。また、よい物件があったとしても、その次は購入や改修に多額の費用がかかるといった課題も出てきます。空き家を再生し、新たな住民が地域に根差す、又は関係人口等が増加するといった地域の活力を生み出す取組は、人口減少が加速度的に進む中、ますます重要性を増しているのではないでしょうか。

空き家対策を主体的に行うのは市町村であることは承知していますが、これらの問題は全県的な共通の課題であることから、県としても積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、一層の取組が求められる空き家の利活用について、今後どのように取り組んでいかれるのか、企画振興部長に、議会最後の答弁でございますけど、よろしくお願いいたします。

大友副議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　お答えいたします。

県では、移住者への利活用支援策として、空き家バンクに登録された物件を買う場合、購入費やそれを改修するための経費などを最大１００万円まで補助しておりまして、昨年度は県内１６の市町村で、合わせまして計２４４件を助成したところであります。さらに、新年度、４月からは、子育て世帯の移住を後押ししようということで、さきほどの最大１００万にプラス５０万円の加算の予算も入れようという予定でございます。

また、令和４年度から振興局の総合補助金の中に空き家ビジネス活用支援枠というものを設けておりまして、空き家を改修したカフェであるとか食品加工所の開設など、地域のにぎわい創出を支援しておりまして、これまで中津市で

も２件ほどございますが、それを含めまして３年間で１９件、県内各地の事例に活用しております。

加えて、来週発足します全国組織がございますが、これの空き家専門部会に大分県とそれから由布市で共に参画をしてみようということにしておりまして、ここに入りますと他県の先進事例であるとか空き家の活用ノウハウなどが得られるだろうということで、これを県内市町村に随時提供しながら、例えば２地域の居住であるとか関係人口の拡大に向けて、地域の空き家の利活用を促進してまいります。

一方、今後、町なかでも増え続ける空き家の利活用は、さきほど議員、全県的なとおっしゃったですけど、もう全県的のみならず、もうこれは全国的な課題でありまして、国を挙げた抜本的な対策の検討も、これは国のほうで必要ではないかと考えております。

当面、県としましては、官民連携会議を通じまして、そのメンバーに国の職員さんも入っておりますが、そういった場を通じて県内の実情を訴えるとともに、市町村や県内民間団体とも連携をしながら、空き家の利活用を図ってまいります。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございました。空き家もどんどん増えると仕方ないのでしょうけど、ちょっと最後にごみ屋敷ですね、中津も１０年間あって、もう１５メートルぐらいずっと周り囲まれて、ごみだらけなんです。ああいうのは、いい対策はないでしょうか。何かあれば言ってください。

大友副議長　工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長　中津市内のその事例、割と、知人に聞きますと結構有名な方、ケースでありまして、今、議員、空き家でとおっしゃったんですけど、実はそこ６０代の女性の方、一人、お住まいになっています。なので、そこにいろいろ、ごみといいますか発泡スチロールの箱を並べて積み上げてということで、確かに近隣の方、一定の違和感はあるそうなんですけれども、中津市役所さんのほうに聞けば、そこに住んでらっしゃるというようなこともあるので、なかなかそこに踏み込んでというようなことを、何回かトライしたらしいんですけど、その御本人から拒否をされてしまうというようなことで、市や市の社協やらのところが踏み込みにくいという状況だと伺っております。引き続き、市のほうとも連携して何らかの対応が必要かなということではございますが、なかなか難しい面がございます。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　わざわざ確認ありがとうございました。私も何十回行ったんですけどね、うちに入れないんですよ、ごみだらけで、だから多分空き家だと思いますけど、よろしくお願いします。

次、青少年の健全育成について。

インターネット社会におけるこどもの健全育成について。

昨今、ＳＮＳ等を通じた事件や事故が増加していますが、インターネット利用の低年齢化に伴い、その影響は拡大の一途をたどっています。

本県の青少年のネット利用実態調査結果を見てみても、小学生の８５％、中学生、高校生のほぼ全員がインターネットを利用しており、全年齢でインターネットが利用されることが分かります。特に、自分専用のスマートフォンを所持しているのは高校生ではほぼ全員、中学生では８割、小学生でも約４割のこどもがスマホを自由に使用できる環境下にいることが分かります。

中でも、スマートフォンの使い過ぎは、親子の触れ合いや外遊びなど、心身の発達に大切な時間と体験を奪ってしまいます。低年齢からのＳＮＳの利用は、成長過程において生活習慣や学力への影響も大きいと言われます。また、ゲームにのめり込んで日常生活に支障を来すゲーム障害や、ＳＮＳの長時間使用による睡眠不足や視力低下、人間関係におけるトラブルの危険性など、様々な問題が懸念されます。ゲームをしたりＳＮＳを使用すること自体は否定しませんが、時間を決めて、上手に付き合っていく必要があると考えます。

こうしたこどものスマホの長時間利用の抑制

については、令和元年に世界保健機関（ＷＨＯ）において、健康に影響するものとして、２歳未満は推奨しない、２歳から４歳は１日１時間以内とする指針を出しているところです。また、ニュースにもなりましたが、オーストラリアでは、昨年の１２月に１６歳未満のＳＮＳ利用を禁止する世界初の法律を施行しました。ネット犯罪等からこどもを守るなどの効果もありますが、私としては、こどもたちの成長過程における人との交流を増やすことが大事であると感じております。コロナ禍の中で外遊びができず、人との交流が減っているという現実はありますが、今になってもこうした傾向は続いています。特に小・中学生は心身が大きく変化する時期ですので、ＳＮＳ等で入手した不正確な情報に惑わされかねません。身近な存在である親、教員の方が正しい知識を伝えることが必要であると考えますが、読書や外遊び、人との交流等の体験も含めた生活習慣をどのようにつくっていくかが大事なことじゃないでしょうか。

そこでお尋ねします。現代のようなインターネット社会におけるこどもの健全育成にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長　佐藤知事。

佐藤知事　インターネット社会におけるこどもの健全育成についてでございます。

こどもたちがインターネットの恩恵を享受しつつ、そのリスクから身を守り、心身ともに健やかに成長するためには、正しいインターネットの利用を主体的に判断できるネットリテラシーの習得や、人との交流を通じて社会性を育む体験活動が重要であります。

ネットリテラシーについては、教員による指導や出前授業のほか、民間事業者が行うネット安全教室などを通じてネットの適切な利用と危険性を学ぶとともに、保護者にも啓発チラシを通じフィルタリングや家庭のルールづくりを促しています。

今年度の実態調査では、安全・安心な利用のために必要なこととして、家庭で話し合うと回答した割合がこどもで６割、保護者で８割ともに高くなっています。

他方、ＳＮＳ上で悪口や嫌がらせのメッセージを受け取るなどのトラブルがあった際に、誰にも相談しなかったと回答したこどもは２割を超えています。

このため、来年度は実際のトラブル事例を基にした啓発動画を作成して、ＳＮＳ等を通じて、こどもと保護者双方を対象に発信することにより、家庭で互いに話し合える環境づくりを進めてまいります。

体験活動については、青少年団体主催のスポーツ教室や科学教室、学校と地域が協働した交流活動、民間団体等の支援による農業等の産業体験など多様な活動を提供しております。

また、少年の船運航事業により、異世代交流や集団生活の機会を長年にわたり提供して、数多くの青少年を育成してまいりました。

令和５年度から少年の翼として実施をしておりますが、過去の参加者と青少年団体の指導者によるフォローアップ交流会を今年度から開催することとしております。この会を通じて、青少年団体等の次の指導者を育成し、こどもたちが実体験を重ねる場づくりにつなげてまいります。

今後も、豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた健全で心豊かな青少年の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　ありがとうございました。いろいろと今、県もやっているんでしょうけれども、ＡＩが進みますと文字も書けなくなるでしょう。知事はラブレターもらったでしょ、今の子は字書けないからラブレターも書かなくなるんですよ。だから人間交流をもっと増やすことが大事だと思います。

ちょっと再質問ですけれども、中津市は約１７年前からボランティアグループで、私どものボランティアですけれども、こどもたちがものづくりを通じて地元の高校生や企業の方々と触れ合う職人フェスティバルというイベントを立ち上げ、最近は中津市と共催でやっております。昨年は大分県教育委員会も講演いただき、山田

教育長にも来賓として御挨拶をいただきました。

約８００人のこどもたちが参加する大きなイベントでありまして、開始当時は体育館でやってましたけど、５年ぐらい前からもう作業ブースが１００ぐらい増えたんですよ、職人も熊本とか福岡から来るんですね。それでもう場所がないということで、今、中津駅近くのアーケードにある商店街で開催して、商店街の活性化にも寄与しております。県関係でしたら県立工科短大、歴史博物館、県立中津東高校、県立宇佐産業科学高校、建築住宅課などの組織も出ますし、今日はちょっと欠席ですけど、成迫県議もオリンピックの経験をいかしてこどもたちの陸上教室もやってもらっております。

私は、このような事例のように、こどもたちが多くの人と人間関係を持つことで、机の上の勉強ではなし得ない成功を遂げることができると考えます。

また、県内の由布支援学校ではホースセラピー、乗馬療法が実施されてます。馬の背中に乗ってグラウンドを１周する体験では、馬の歩くリズムや体温を直に感じることができ、気持ちを落ち着けて触れ合うことができたとのことでした。東京都では、葛飾区制施行５０周年の記念事業として、昭和５７年８月に開園したこどものための社会教育施設であるポニースクールを、乗馬教室をやって、今もやっております。

インターネット社会が進み、触れ合い少なくなっていくことに問題があるのではないでしょうか。こうした事例から、多くの人と触れ合う人間交流の機会を増やしたり、ホースセラピーのような取組を進めるなど、こどもの心と身体の成長発達を促し、将来の社会参加につながるように取り組んでいきたいと考えますが、教育長の所見をお願いいたします。

大友副議長　山田教育長。

山田教育長　ただいま今吉議員から御紹介ありましたように昨年の１０月に、今吉議員から御招待をいただきまして職人フェスティバル、参加させていただきました。正直、私が思っていたよりもはるかに大規模なイベントで、あそこの中津の商店街が地元の企業の職人さんたちがつくるブース、あるいは地元の高校とか、さきほど御紹介あった工科短大とか、そういった学校がつくるブースがずらっと並んで、たくさんのこどもたちであふれ返ってました。本当に１７年間、今吉議員が営々と取り組んでこられたこの職人フェスティバルをここまで盛り上げられてこられた議員の職人魂に大変感銘を受けたところであります。

実際にその職人フェスティバルでこどもたちがいろんな職人さん、あるいは地元の高校生と交流をしながらものづくり体験とか様々な体験にチャレンジする、その姿、非常に生き生きとして、大変頼もしく思ったところであります。

国の調査によりますと、こうした人との触れ合いとかあるいは体験が豊富なこどもは自己肯定感が高く、自主性や探求心が身につく傾向にあるといった報告もございます。県教委といたしましてもこうした体験ができる取組を通じてこどもたちが豊かな人間性や社会性を育めるような、そういった場を積極的に提供していきたいというふうに考えております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございました。挨拶もちゃんといただきまして、本当にありがとうございました。

このスタッフとして実はちょっと、説明できなかったけど、福崎議員も朝７時から来るんです、手伝いに。だから今年はまた県議員の皆さんとか県職の皆さんも７時から是非来て、またよろしくお願いいたします。

では、次はネット依存及びゲーム障害ですね。

厚生労働省研究班の平成２９年度の調査では、病的なネット依存が疑われる中高生が５年間で約２倍に増え、全国で９３万人に上ると推計されてます。７人に１人がネット依存の状況にあるということになり、成人では４２１万人がネット依存が疑われるとも推計されてます。

また、ＷＨＯでは令和元年にゲーム障害が新たな国際疾病分類と認定されました。ゲームをする時間をコントロールができない、ほかの生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先する、ゲームによって問題が起きているにもかか

わらずゲームを続ける、学業や仕事、家事などの日常生活に著しい支障があるという主に四つの状況が１２か月間以上続いた場合はゲーム障害と診断されることになります。

国内で初めてネット依存の専門外来を開設した国立病院機構久里浜医療センターによると、ゲーム障害が疑われる患者の約８割が未成年で、その大半は中高生となっています。発達段階にあるこどもの脳は本能が強く、危ないという考えよりも好奇心が勝る傾向があり、ゲームの刺激を受けやすく、時間をコントロールすることが難しくなるそうです。脳においても理性をつかさどる前頭前野の動きが悪くなり、逆に本能や感情をつかさどる大脳近辺系の働きが優勢になると考えられており、それにより依存状態から抜け出すことが難しく、同様の異常は、アルコール依存症やギャンブル依存症の方にも見られるという非常に深刻な状態だと思われます。

また、ゲーム障害では、体を動かさずにゲームに没頭するため、昼夜が逆転してひきこもり、体力の低下や栄養不足、鬱気味になるなどの心身に不調を来し、親に注意されても暴言や暴力を振るうことさえあるといいます。韓国ではかつて、ゲームを８６時間続けた男性が、長時間同じ姿勢であったことからエコノミークラス症候群により死亡するという事件により社会問題化しました。

オンラインゲームでは、夜１１時頃から深夜２時頃が最も盛り上がる時間帯であり、その結果、睡眠時間が短くなり、朝も起きられず、成績不振やひきこもりにつながってしまうのです。長時間ゲームをすればするほど強く優位にゲームを進めることができるとともに、ネット上で知り合った仲間とチームを組んで戦うようなゲームでは、自分一人が抜けると迷惑になることになるため責任感が生じ、眠いからといって自分だけゲームをやめることが難しくなります。

ネット依存やゲーム障害は誰でもなる可能性があるため、その兆候を早くからつかみ対処していくことが非常に重要だと考えます。特に、さきほど触れたこどものネット利用の状況を鑑みても、こどもたちに対する対策を早急に進めていくべきではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、ネット依存やゲーム障害についてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

ネット依存やゲーム障害については、依存症相談を所管しております、こころとからだの相談支援センターにおいて、御本人や御家族からの相談に応じております。その相談件数は、令和５年度が１９件、６年度が３５件、今年度は先月末時点で既に５６件と、この２年間で約３倍に増加しております。年代別に見ますと、１０代が４１％、２０代が４８％と若年層が大半を占めており、１０代の約８割は高校生となっております。

相談内容といたしましては、ゲーム時間をコントロールできないことなどによる家族関係の悪化や、ゲーム内での多額の課金、それに伴います借金等に関することが多い状況でございます。

センターでは、その内容に応じまして、依存症に関する正しい知識の丁寧な説明のほか、家族間コミュニケーションに係る助言と指導、医療機関の受診や弁護士への相談の勧奨などを行っております。なお、対応可能な医療機関についてもホームページで公表しているところです。

ネット依存やゲーム障害に関する相談は、今後も増加が懸念されますことから、医療機関など関係機関と緊密に連携しながら相談支援の充実に努めてまいります。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　ありがとうございました。先般、本県においても議会の答弁の作成にＡＩを活用していると報道がありましたけど、今日のも全部ＡＩで作ったんですか。インターネットで検索するにもＡＩがあれば使えるので、今やＡＩは我々の生活の中で欠かせない存在になりますが、インターネット利用環境の充実、改善は、より一層多くの方がそうした環境の中で暮らすことにつながりますので、その結果、ネット依存になってしまうという可能性が高まるおそれもあ

るんじゃないでしょうか。

そこで、さきほど相談所あると言いましたけれども、この相談所を各地域の保健所なんかにつけることは難しいんでしょうかね、そういう地域エリアでもお願いしたいと思うんですけど、福祉保健部長、よろしくお願いします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　ありがとうございます。県では今、答弁作成についてはＡＩを一つのたたき台をつくるに当たっての参考に使わせていただいております。全てのＡＩのとおりしゃべっている、答弁しているわけではございますのでお断りしておきます。

ネット依存の相談窓口については、さきほど申し上げたこころとからだの相談支援センターが専門機関として、心理職などがしっかり専門的な対応させていただいております。

また、今おっしゃられました、各保健所に置きましても精神保健の相談対応の一環として、依存症に関する相談があればお受けした上で、必要に応じてさきほどのセンターにおつなぎしているということでございます。

また、市町村においても、昨年法改正もありまして、精神保健の相談に応じるように位置づけられておりますので、県では来年度、保健所や市町村のそういう保健師等の職員を対象にした研修会も実施する予定にしておりまして、精神保健福祉全般の相談体制の充実を図る中でその依存症、ネット依存を含めた依存症についても勉強していただくということを考えております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございます。ぜひとも各地域でできる相談所をよろしくお願いいたします。

では、安心・安全な道路環境について。

占用物件の老朽化に伴う道路陥没対策についてです。

昨年の１月に発生した埼玉県八潮市の県道交差点における大規模な道路の陥没事故は、復旧に大変な長時間を要するとともに、近隣住民の生活に多大な影響を及ぼしてます。

下水道法では、下水道管の腐食しやすい箇所について、５年に１回以上の点検を義務づけていますが、４３年前に埋設された今回の事故現場は点検対象外であり、２０２１年度に行われた県独自の定期検査では直ちに修繕が必要な状況じゃないと判定されていたとのことです。

こうした中、国土交通省は昨年１２月、下水道管の点検基準の見直し案を有識者検討会に示しました。具体的には、破損すると社会的影響が大きい下水道管のうち、周辺の地盤が弱いなど要注意箇所の点検頻度を３年に１回以上にするというものです。腐食の原因となる硫化水素ガスの濃度が高いなどの項目に該当する場所は要注意箇所となりますが、点検の結果、早期に改築が必要と判断された下水道管は、さらに点検頻度を一、二年に１回以上に増やされるそうです。

インフラの維持管理は、近年、予防保全が主流になっており、定期的な点検に力を入れて、致命的な不具合が生じる前にトラブルを把握して修繕することが求められていますが、そのためには設備を維持管理する自治体において、確かに技術力と多大な予算が必要となることは言うまでもありません。水道管や下水道管の整備、維持管理は市町村の役割ではありますが、市町村では人材や予算にも限りがあり、なかなか対策を進められない現状があると考えます。

また近年では、点検技術についてもＡＩやドローンなど新たな手法が開発されているところであり、こうした技術力の確保や向上についてもっと民間企業とも連携し、市町村を支えていくことができるのではないでしょうか。

ひとたび大規模な道路の陥没が発生すれば、周辺の環境は大きく変わりかねません。県土の強靱化を進める中、県としても積極的に市町村と連携した対策を講じていただきたいと考えます。

そこで、水道管や下水道管等の占用物件の老朽化に伴う道路の陥没対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、土木建築部長にお伺いいたします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

地下占用物件の老朽化に伴う道路の陥没対策は、県民の安全・安心な暮らしを守る上で重要な課題であると認識しています。

昨年４月には、道路管理者と占用者が互いに行う点検の計画や結果を共有することなどを目的に、地下占用物連絡会議を設置したところです。

また、本年４月１日からは、道路法施行規則の一部改正に伴い、占用物件の定期の安全確認に加えて報告が義務化され、占用者の責務が強化されます。

一方、市町村においては、人員や財源に制約があるなど、上下水道管の維持管理業務を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しています。

そのため県では、管路点検用水中ドローンやＡＩを活用した管路状況の把握など、上下水道管の見える化を図るとともに、新技術による補修工法などの技術的助言を通じて、維持管理の効率化を支援していきます。

道路管理者においても、日常のパトロールや空洞調査による異常箇所の早期発見に努めており、これらの情報は平素から関係者間で共有し、相互に補完することで道路陥没事故の未然防止に取り組んでまいります。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　どうもありがとうございました。多分これから点検とかは大変になると思うんですよ、費用も。だから土木の仕事がかなりそっちに取られるんじゃないですかね、そういう点検事項に。

今はちょっと要望なんですけど、下水道の改修において道路を掘り返さず、下水を流したままで作業できるＳＰＲ工法とかＡＳＳ工法というのがあります。マンホールから特殊な機器を入れて、下水道管の内側を塩化ビニールが覆うことにより下水道管を交換したと同じ耐用年数になる工法だそうです。下水道管を新品のものに交換するよりも費用も安く済むと思いますが、こうした技術の紹介など含め、市町村とさらなる連携を図っていきたいと思うんですけれども、その工法の確認をする業者というのはもうある程度把握しておりますか。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

今、議員がおっしゃいましたＳＰＲ工法は、民間業者のほうが開発した技術でありまして、螺旋状な材料を管内の中で引っ張りながら中を覆っていくというような工法でありまして、それについては実際に国であるとかそういったところもこの新工法について積極的にアナウンスをしているところであります。ちょっとその検査方法ですかね、検査方法についてはちょっと今承知をしておりませんけれども、そういったところも含めて、県としては市町村のほうにしっかり情報提供と技術支援を行っていきたいと思っております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　技術や工法も変わりますからね、いろいろ検討してください。

では、次は歩行・自転車通行空間の安全確保についてです。

最近、道路の側溝や道路脇の用水路等に転落する事故について、報道等を目にする機会が増えました。昨年６月、福岡県直方市において、１０１歳の高齢者が道路脇の用水路に転落する事故が発生しました。畑仕事の帰りに手押し車ごと転落し、水深２０センチメートルほどでしたが、残念ながら溺死により亡くなりました。また、昨年１１月には、愛媛県松前町の町道沿いの水路において女子高校生、昨年は、１２月には地元中津市でも道路の横の水路に女子の大学生が転落して死亡した事故も発生しております。自転車での走行中における転落ということですが、道路と水路の間に転落防止柵などは設置されていませんでした。

私も昨年、自転車に乗ったまま高校生が道路の側溝に転落している現場に遭遇しまして、すぐに助けに駆けつけたところ、幸いにも大きなけがはありませんでしたが、コンクリートで打ちどころが悪かったり、一歩間違えば大惨事になることからも、転落防止柵の必要性を改めて感じたところです。

こうした事例のように、人が側溝や用水路に

転落する事故は全国で度々発生しています。警察庁が公表している水難の概況等によれば、用水路への転落は年々増加傾向になっております。浅い用水路に転落した場合、側面や底に頭を打って動けないまま溺れてしまうケースが多いそうです。

行政も転落防止柵や蓋の設置などにより対策を講じてはいますが、まだまだ設置されてない場所が多くあります。加えて、高齢化に伴うシニアカーの利用も増えてまして、電動キックボード等、これまでなかった通行の増加も考えることから、さらなる安全対策が必要になってくるんじゃないでしょうか。

こどもたちの通学路に当たる場所は、地域と保護者で連携し、毎年点検した上で、注意喚起の看板等を設置することが考えられます。転落防止柵が難しい場合でも、例えば道路の縁や用水路沿いに警告用のポールを一定間隔で設置することで、歩行者への注意喚起や路肩への接近抑止効果が図られると思います。

こうしたことを踏まえ、歩行者や自転車による通行空間の安全確保についてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

大友副議長　小野土木建築部長。

小野土木建築部長　お答えします。

誰もが安心して道路を利用できるように、安全な通行空間を確保することは大変重要なことと認識しています。

日常の道路パトロールや地域の要望等で対策が必要と判断した箇所については、転落防止柵を設置するなど、迅速に対応しています。

特にこどもの転落事故が懸念される通学路では、毎年、学校関係者や警察などと合同点検を行い、危険箇所を把握して対策を進めているところです。

しかしながら、転落防止柵の設置が水路の管理に支障を来すとの理由で、管理者など等の合意形成が進まないケースや、道路が狭く設置自体が困難なケースもあります。

こうした場合には、さきほど議員もおっしゃっておりましたけれども、通行者への注意を促すために、路肩にポールや区画線を設置するなどの対策を行っています。

今後も、地域や学校関係者などと連携して危険箇所の把握に努め、緊急性などを勘案しながら通行空間の安全確保に取り組んでまいります。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　ぜひとも安全確認して、市町村と連携してください。よろしくお願いします。

では、歯科健診について。

歯と口腔の健康は、全身の健康に重要な役割を果たしていると言われます。食事をする喜びや会話の楽しさを保つ上でも重要であり、身体的な健康だけでなく、精神的、社会的な健康にも大きく寄与することが分かっております。

このように歯科口腔保健対策は、健康寿命においても重要な課題でもあり、昨年の第４回定例会においても我が会派の大友議員と桝田議員が質問したところですが、今回は特に歯科健診の実施についてお尋ねいたします。

現在、法律で歯科健診が義務づけられているのは、１歳半、３歳の乳幼児期、小・中・高校生の学齢期等に限られており、大学生や社会人については一部を除いて対象になっていません。しかし、こうしたより幅広い年代へ歯科健診が実施されることによって、早期に口腔内の疾患や問題点を発見することが可能となり、受診者の健康寿命を延ばすだけでなく、将来的には国全体の医療費削減にもつながるといった効果も期待されます。そこで、国では骨太の方針において、全ての国民に歯科健診を義務づける、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の具体的な取組を進めることとしています。

国民皆歯科健診の導入にはまだ至っておりませんが、厚生労働省の令和６年歯科疾患実態調査によれば、過去１年間における歯科健診の受診割合は初めて６割を超え、徐々に増加してきているそうです。しかしながら、我が国は世界的に見ても歯科健診の受診率は低いそうであり、歯科予防先進国として知られるスウェーデンでは、定期健診の受診率が８０％を超えていると言われてます。本県においては、令和４年と少し前の調査結果になりますが、定期健診の受診

率は僅か３７．４％にとどまっている状況です。こうした受診率の低さは、多くの方が歯が痛い、歯茎が腫れたといった自覚症状が出てから受診する傾向にあり、予防目的での定期健診受診者が多くないということが根底にあると考えれます。痛くなる前に歯科医院に行くという文化がないとも言えます。こうした文化に対し、国民皆歯科健診という制度が受け入れられるためには、市町村と連携した広報、周知などはもちろんのこと、抜本的な取組や相当の工夫が必要ではないでしょうか。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。大分県の健康増進のためにも、歯科健診の受診について一層の促進を図る必要があると考えますが、今後の取組についてお伺いいたします。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　お答えいたします。

健康寿命日本一の達成に向け、定期的な歯科健診の受診率向上が重要であると考えておりますけれども、本県では全国平均を下回っており、その受診率の引上げは喫緊の課題と認識しております。

そのため県では、令和５年度に歯科医師と歯科衛生士を配置した口腔保健支援センターを県庁内に開設するなど、取組を強化しているところです。

働く世代への意識啓発といたしましては、事業所での出前講座を実施しており、この３年間で３５事業所、７５６人が受講しております。来年度は歯科衛生士会とも連携し、実施箇所を増やしてまいります。

また今年度は、健康アプリ「あるとっく」を活用いたしました歯科健診の受診キャンペーンを実施いたしました。応募者のうち２４％の方がキャンペーンをきっかけに歯科健診を受診しているということから、来年度も継続して実施したいと考えております。

さらに各市町村においても無料クーポンの配布によります歯周病検診などを通じて定期的な受診を促しておりますほか、歯科医師会では、公開講座などでかかりつけ歯科医を持つことや、定期健診の重要性を啓発しているところです。

今後も、市町村や関係団体と連携しながら、歯科健診の受診率向上に努めてまいります。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　口腔ケアというのはすごくやっぱり大事で、今、老人ホームとか行ったりしていろいろやってたりします。しかし今回の歯科健診の受診は、異常がなくても定期的に行くというようなことがいいらしいんですね。だからそういうために、定期的に歯医者に行って、どこがいい悪いじゃなくて、そういうのを診てもらうということが大事だということだと思います。特にやっぱり、これからそういうのが進めば医療全体も変わりますから、それを是非市町村と連携してＰＲしてください。

ちょっとこれも全然変わりますけれども、日本で最初の歯科医師は誰か知ってますか、知っている方、手を挙げてください。知ってますか、はい、どうぞ。

大友副議長　首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長　ちょっとクイズいただきましたけれども、中津市出身の小幡英之助先生が歯科医師の第１号というふうに承知しております。

大友副議長　今吉次郎議員。

今吉議員　すみません。工藤部長も手を挙げたけど大丈夫ですかね、同じ答えでいいですね。そうです、小幡英之助さんですね、中津の。慶応に行ってて、福沢諭吉のやっぱり系統なんですよ。ぜひともそういう、これを広めてください。

これ最後ですけれども、桑田副知事もこの前、中津でお会いしましたんで、中津に歴史の勉強にまた来てくださいね。ちゃんと和傘を持ってきてよ、和傘持っていますからね。

じゃあどうもありがとうございました。（拍手）

大友副議長　以上で今吉次郎議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっております各案のうち、第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第

５１号議案及び第１号報告については、お手元に配付の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

――――――→…←――――――

付　　託　　表

件　　名		付託委員会
第１４号議案	包括外部監査契約の締結について	総務企画
第１５号議案	大分県公告式条例の一部改正について	総務企画
第１６号議案	大分県公益認定等審査会条例の一部改正について	総務企画
第１７号議案	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について	総務企画
第１８号議案	特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について	総務企画
第１９号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総務企画
第２０号議案	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	総務企画
第２１号議案	大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について	総務企画
第２２号議案	大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務企画
第２３号議案	大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務企画
第２４号議案	大分県国民健康保険条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第２５号議案	権利の放棄について	福祉保健生活環境
第２６号議案	大分県男女共同参画計画の策定について	福祉保健生活環境
第２７号議案	おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第２８号議案	大分県環境影響評価条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第２９号議案	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第３１号議案	大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止について	商工観光労働企業
第３２号議案	大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	商工観光労働企業
第３３号議案	令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について	農林水産
第３４号議案	大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	農林水産
第３５号議案	大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	農林水産
第３６号議案	大分県漁港管理条例の一部改正について	農林水産

第　３７　号議案	令和８年度における土木事業に要する経費の市町村負担について	土　木　建　築
第　３８　号議案	工事請負契約の変更について	土　木　建　築
第　３９　号議案	大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	土　木　建　築
第　４０　号議案	大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４１　号議案	河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４２　号議案	海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４３　号議案	大分県港湾施設管理条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４４　号議案	港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４５　号議案	工事請負契約の変更について	土　木　建　築
第　４６　号議案	大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について	土　木　建　築
第　４７　号議案	工事請負契約の変更について	土　木　建　築
第　５０　号議案	大分県地方警察職員定数条例の一部改正について	文　教　警　察
第　５１　号議案	大分県暴力団排除条例の一部改正について	文　教　警　察
第　１　号報告	令和７年度大分県一般会計補正予算（第４号）	総　務　企　画

――――――→…←――――――

日程第２　特別委員会設置の件

大友副議長　日程第２、特別委員会設置の件を議題とします。

――――――→…←――――――

特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第６６条の規定により要求します。

記

１、名称

予算特別委員会

２、目的

令和８年度予算審査のため

３、期間

令和８年３月１０日から令和８年３月２６日まで

４、付託する事件

第１号議案から第１３号議案まで

５、委員の数

４２人

令和８年３月１０日

発議者　大分県議会議員　御手洗吉生
〃　〃　志村　学
〃　〃　中野　哲朗
〃　〃　阿部　長夫
〃　〃　森　誠一
〃　〃　井上　明夫
〃　〃　古手川正治
〃　〃　麻生　栄作
〃　〃　吉村　尚久
〃　〃　木田　昇
〃　〃　二ノ宮健治
〃　〃　玉田　輝義
〃　〃　戸高　賢史

大分県議会議長　嶋　幸一　殿

――――――→…←――――――

大友副議長　御手洗吉生議員外１２名の議員から、お手元に配付のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり予算特別委員

会を設置し、第１号議案から第１３号議案までを付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長　御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり予算特別委員会を設置し、第１号議案から第１３号議案までを付託することに決定しました。

―――――→…←―――――

予算特別委員会に付託した議案

第　１号議案　令和８年度大分県一般会計予算
第　２号議案　令和８年度大分県公債管理特別会計予算
第　３号議案　令和８年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
第　４号議案　令和８年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第　５号議案　令和８年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
第　６号議案　令和８年度大分林業・木材産業改善資金特別会計予算
第　７号議案　令和８年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第　８号議案　令和８年度大分県県営林事業特別会計予算
第　９号議案　令和８年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
第１０号議案　令和８年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
第１１号議案　令和８年度大分県病院事業会計予算
第１２号議案　令和８年度大分県電気事業会計予算
第１３号議案　令和８年度大分県工業用水道事業会計予算

―――――→…←―――――

大友副議長　お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、議長を除く４２名の議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議長を除く４２名の議員を予算特別委員に選任することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、委員長及び副委員長互選のため、本日の本会議終了後、本議場において委員会を開催願います。

―――――→…←―――――

大友副議長　以上をもって本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明１１日から１３日、１６日、１７日及び２４日は予算特別委員会のため、１８日、１９日及び２３日は予算特別委員会分科会及び常任委員会のため並びに２５日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長　御異議なしと認めます。

よって、明１１日から１３日、１６日から１９日まで及び２３日から２５日は休会と決定しました。

なお、１４日、１５日及び２０日から２２日は県の休日のため休会とします。

次会は、２６日定刻より開きます。日程は、決定次第、通知をします。

―――――→…←―――――

大友副議長　本日は、これをもって散会します。

午後２時４６分　散会

令和８年第１回大分県議会定例会会議録（第９号）

令和８年３月２６日（木曜日）

議事日程第９号

令和８年３月２６日
午前１０時開議

第１　第１号議案から第１３号議案まで
（議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決）
第２　第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案、１号報告、継続請願１５
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
第３　第６３号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
第４　議員提出第１号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
第５　委員会提出第１号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
第６　常任委員の選任
第７　議会運営委員の選任
第８　議員派遣の件
第９　閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

日程第１　第１号議案から第１３号議案まで
（議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決）
日程第２　第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案、１号報告、継続請願１５
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
日程第３　第６３号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
日程第４　議員提出第１号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
日程第５　委員会提出第１号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
日程第６　常任委員の選任
日程第７　議会運営委員の選任
日程第８　議員派遣の件
日程第９　閉会中の継続調査の件
副議長辞職の件
副議長の選挙

出席議員　４２名

議長	嶋　　幸一	副議長	大友　栄二
	志村　　学		御手洗吉生
	桝田　　貢		穴見　憲昭
	岡野　涼子		中野　哲朗
	宮成公一郎		首藤健二郎
	清田　哲也		今吉　次郎
	阿部　長夫		小川　克己
	太田　正美		後藤慎太郎
	森　　誠一		井上　明夫
	三浦　正臣		古手川正治
	元吉　俊博		麻生　栄作
	阿部　英仁		御手洗朋宏
	福崎　智幸		吉村　尚久
	若山　雅敏		成迫　健児
	高橋　　肇		木田　　昇
	二ノ宮健治		守永　信幸
	原田　孝司		玉田　輝義
	澤田　友広		吉村　哲彦
	戸高　賢史		猿渡　久子
	堤　　栄三		末宗　秀雄
	佐藤　之則		三浦　由紀

欠席議員　１名

木付　親次

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野　賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田　雅文
公安委員長	久家　里三
人事委員長	和田　久継
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	若林　　拓
企画振興部長	工藤　哲史
企業局長	渡辺　淳一
病院局長	佐藤　昌司
警察本部長	平松　伸二
福祉保健部長	首藤　丈彦
生活環境部長	首藤　　圭
商工観光労働部長	小田切未来
農林水産部長	渕野　　勇
土木建築部長	小野　克也
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川　智尉
防災局長	藤川　将護
観光局長	渡辺　修武
労働委員会事務局長	一丸　淳司
財政課長	小野　　宏
知事室長	姫野　智代

午前１０時　開議

嶋議長　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――→…←―――――

諸般の報告

嶋議長　日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、２月の例月出納検査の結果について、同法第１９９条第９項の規定により、総務事務センターなど１３４か所の定期監査の結果について、大分県北部振興局など７か所の臨時監査の結果について、同条第１０項の規定により、監査の結果に関する意見について及び包括外部監査人から同法第２５２条の３７第５項の規定により、令和７年度包括外部監査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は、朗読を省略します。

以上、報告を終わります。

―――――→…←―――――

嶋議長　本日の議事は、議事日程第９号により行います。

―――――→…←―――――

日程第１　第１号議案から第１３号議案まで

（議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第１、日程第１の各案を一括議題とし、これより予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長小川克己議員。

〔小川議員登壇〕

小川予算特別委員長　おはようございます。

予算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、予算議案１３件であります。

委員会は、去る１０日の本会議において設置され、委員長及び副委員長を互選するとともに、１１日から１７日までを質疑のための委員会、１８日及び１９日の分科会、２４日を採決のための委員会とし、それぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第１号議案、第３号議案、第９号議案、第１０号議案及び第１３号議案については賛成多数をもって、第２号議案、第４号議案から第８号議案まで、第１１号議案及び第１２号議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって予算特別委員会の報告といたします。

嶋議長　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　別に御質疑もないようですので、質疑

を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がございますので、順次これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員　おはようございます。日本共産党の堤でございます。

今回上程されました各予算議案について、反対の立場から討論いたします。

まず、第１号議案２０２６年度大分県一般会計予算についてです。

今回の２０２６年度大分県一般会計予算総額は、過去最大規模の約７，３００億円となっています。

まず、歳入についての内訳を見てみます。

歳入では、物価高騰による県民や中小業者の負担増により、県税収入や地方消費税清算金が伸びています。また、県民の暮らしが厳しい中、一般会計予算の使用料、手数料が５，８４２万円増の７０億３千万円となっています。いずれも県民等の負担増による歳入増となっているのが実態です。

次に、主な歳出について見ていきます。

まず、県民の安心についてです。

子ども医療費助成制度や災害時要配慮者支援、医師等スタッフの確保、障がい者・児対策など、必要な事業もあります。しかし、介護保険制度では、２０２４年度の改定で訪問介護の基本報酬が２から３％引き下げられたこともあり、全国１１６の町村で訪問介護事業所がゼロになっています。大分県でも旧市町村別で見れば１５地区でゼロになっており、隣接地域からヘルパーが通ってくる状況です。補正予算で若干は手当てをされていますが、基本的な報酬引上げがなければ訪問事業所の存続が困難となるおそれがあり、国に対して強く予算化を求めるべきで、県としても独自に予算化をするべきであります。

また、おおいた出会い応援については、官製婚活そのものです。これまで４億６千万円の予算を投じ、２６１組の成婚となっており、反対はしませんが、若者の中には、結婚してもこどもは欲しくないというアンケート結果もあります。その背景には経済的理由が挙げられています。こうした点にこそメスを入れることが大切ではないでしょうか。働く時間、給料など、生活に余裕が生まれる働き方や子育て環境の整備がなければ、根本的な解決には至らないと考えます。

社会保障については、高額療養費の引上げやＯＴＣ類似薬の一部保険適用外しなど、受診抑制につながりかねない自己負担増について、国にその中止を求めるべきです。

災害に強い県づくりでは、昨年１１月の佐賀関大規模火災の支援として、２０２５年度予算で対応する漁具供給施設の復旧支援に加え、大分市が行う被災地の防災道路、上水道等の整備への助成や佐賀関水産物フェアの実施など、必要な予算もあります。これら支援策の強化と早期執行を強く求めます。

また、同和関連予算については、大分県は、まだ差別はあるとして、部落差別解消推進事業費を計上しています。その根拠として、部落差別解消推進法や県条例を挙げていますが、部落差別と関係のない相談事業として、部落解放同盟などへの委託料に、過去１０年間で７，０９６万円の予算を使っています。いまだに部落差別はあるとの認識のもと、その対策に予算をかけて実行することは、昨年の大分市官製談合事件の行政との癒着の問題に何ら学んでいないと言わざるを得ません。部落差別はあるという認識であれば、特定の運動団体に頼るのではなく、教育等を通じて人権の一般対策として事業を行うべきではないでしょうか。

以上、県民の安心確保のための予算化を求めるものです。

続いて元気分野ですが、来年度予算では、身近な道改善事業や通学路整備、歩道・路肩の整備、中小企業向け融資における信用保証料の減免など、必要な事業もあります。また、地域商店街での買物支援につながるプレミアム商品券事業も計上しており、多くの方々が利用でき、地域商店街の活性化に資するよう、支援強化が必要です。

一方で、中小企業等業務改善支援事業は、国の助成制度を利用した企業が対象であり、県内

３万２千社の中小企業全体に行き渡るものではありません。その結果、今年度は現時点で２３０件程度しか活用されていない状況です。もっと活用されるよう改善すべきです。

また、賃上げへの直接支援について、県は一時的・一過性のものとして実施しない考えでありますが、価格転嫁が困難で倒産が増加している現状については、光熱費や家賃、補助金などの直接支援が必要です。

一般的な住宅リフォームは、地域経済の活性化、技術の継承、耐震化、ＣＯ２の削減など、多面的な効果があり、県事業として実施を検討すべきです。

また、日本共産党として企業誘致に反対するものではありませんが、不安定な雇用形態を行っている企業を助成の対象とするなど、問題もあります。正規雇用を条件につけるべきであると同時に、大企業は補助金の多寡で進出を決めるわけではありません。県内９９％以上の中小企業が元気になる施策こそが必要であります。

農林水産業の振興では、深刻になっている鳥獣被害総合対策について、地域ぐるみの里山整備等により被害を減少させていることなどは評価できます。しかし、国の失政により基幹的農業従事者は全国的に減少し、大分県でも５年前に比べて６，５３２人、３０．４％の減少となっており、平均年齢も６９．７歳と全国より高くなっています。企業参入や大規模化も否定はしませんが、圧倒的多数・家族小規模農業への支援なくして大分県農業の将来はないと考えます。そして、全国的に農業者への価格保証、所得補償が必要であります。そのような農林水産業への転換を強く求めるものです。

また、県職員の女性の役職登用率は、令和１０年度で１５．５％を目標としていますが、結婚や子育てなど、まだまだジェンダー解消に至っていない現状があります。いきいきと働くことができる職場環境の構築や、さらなる登用率の引上げが必要と考えます。

以上のような元気分野の予算にするよう求めます。

次に、未来創造分野では、無駄な事業から撤退し、県民の安全優先、県内中小企業・小規模事業者への支援こそ重点的に行うことを求めます。

東九州新幹線等広域交通推進事業費６，４３０万円など、機運醸成のための予算が組まれています。全国決起大会や若者向けの説明会などを実施する予定でありますが、並行在来線、人口のストロー現象、地域の疲弊など、様々な課題があります。これらの情報もしっかりと県民に周知することなしに、東九州新幹線を造れば明るいという姿勢は改める必要があります。

また、豊予海峡ルート構想は、今後、中央構造線や他の活断層など専門家の意見を聞いていくとしていますが、このような危険で莫大な予算のかかる事業は中止すべきであります。

ホーバークラフトについては、駐車場の維持管理や光熱費など、管理運営事業費として１億５４３万円の予算となっていますが、夜間運航など、利便性の向上なしに利用客は増えないのは明らかです。県としては赤字でも補助はしないということですが、上下分離方式でホーバー３艇、ターミナル利用料など、長期間の無償貸与という補助の一種をしている以上、黒字化の経営努力を県としても支援する必要があります。

デジタル社会の実現と先端技術の挑戦として、自治体情報システムの標準化等を進めていますが、マイナンバーカードの利活用促進と同様に、個人情報の漏えいやプロファイリングなどの危険性が危惧されます。自治体の膨大なデータを民間企業が利用する標準化は、個人の情報保護の観点からも大きな問題があります。国等が管理するビッグデータを大企業のもうけにつなげてしまうような事業はやめるべきです。

地域の未来を担う人材確保等については、ようやく学校給食費の無償化が国の制度として始まります。しかし、私立や国立では適用されず、保護者負担となっているのが現状です。今後、どこの学校でも無償化できるようにすることが大切です。県下の公立小学校の保護者負担が生じないことは評価できます。

今年度から、小学校では全学年で３５人学級となっていますが、中学校も来年度より始まり

ますので、中学２年、３年生にも早急に対応することを求めます。また、来年度より私立高校の授業料無償化が始まります。長らく保護者等の要望が実現したものですが、公立と私立の格差が広がらないような対応をすることを求めます。

現場の先生たちの働き方について、その離職率については、１０年前の義務制では１．６％でしたが、２０２４年度では１．９％へ、県立学校では１．２％から１．６％へ、いずれも増えています。また、新任の採用者の離職率でも、義務制では２．２％から２０２４年度は４％と増えています。先生の働き方改革の基本である定数の拡大による教育環境の改善が必要です。

同和関連予算でも、ずさんな処理による地域改善奨学金制度の処理が事業終結後も継続されています。大分市の官製談合事件を教訓とし、あらゆる部落問題の事業はやめ、一般対策化すべきであります。同和関連教育予算を削減し、その予算を教育環境整備など、他の施策に使うべきであります。

県警本部の予算では、ビデオカメラの借り上げ料として１４台分、約３６０万円が計上されています。どのような捜査に使われるのか明らかにできないとのことで、使用に歯止めがなくなってしまうのではないでしょうか。このような予算には反対いたします。

今回の一般会計予算について、日本共産党として県民の暮らしと福祉の充実で所得を向上させ、安心して大分県で暮らせること、大企業の身勝手な黒字リストラに反対し、雇用を守る県政へと転換させることを求めます。

そして、大企業に補助金を出すのではなくて、疲弊が進む地場中小事業者への支援、農林水産業の振興等を県政の中心に据えることを求めるものであり、それを本予算に反映させることを強く求め、一般会計予算に対する反対討論といたします。

次に、第３号議案２０２６年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、政府は現役世代の負担軽減を掲げながら、４月からは被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収をします。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて徴収するという、極めて異例で筋違いの制度です。少子化対策の加速化プランの財源として、総額３．６兆円のうち１兆円をこの支援金で賄おうとしていますが、子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきです。

そもそも子育て支援は社会保障の対象ではなくて、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必然性はなく、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課す今回の方式は合理性を欠き、深刻な結果を抱えています。制度・規制改革学会が撤回を求める緊急声明を出し、搾取だとの批判や反対署名が広がっているのも当然であります。

この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険性があります。政府は、軍事費は際限なく膨張させる一方で、社会保障費は少子化対策を口実に負担増と給付削減を押しつけています。優先すべきは大軍拡ではなく、社会保障の立て直しと充実であることは明らかではないでしょうか。

今回、このような国保加入者に新たな負担増となる予算約１３億１千万円が含まれている以上、本予算案には反対いたします。

第９号議案２０２６年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、今回、約２億９５５万円の予算は、６号地の維持及び借金払いのための公債費に計上される予算です。このような塩漬けの土地のための予算には反対いたします。

第１０号議案２０２６年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、これは港湾管理と重要港湾などの施設建設を目的とし、４８億５，３９４万円もの予算を計上しています。一部の大企業のための事業に県民の税金を投入することに反対いたします。

第１３号議案２０２６年度大分県工業用水道

事業会計予算について、この事業会計は、低廉で豊富な水を臨海工業地帯の大企業群に供給する事業会計です。大企業群に供給している水の料金は、一般家庭の水道代の１４分の１から２４分の１となっています。まさに大企業優遇の水道行政であります。

また、利益がないにしても、日本製鉄、鶴崎共同動力、日鉱日石エネルギーなどに、工業用として安く仕入れた水を船舶などへ飲料水として１トン当たり１８２円から１９７円で転売し、３社で約１，８００万円の収入を上げていることなど、到底県民には納得できません。このような予算には反対いたします。

以上で各予算案に対する討論を終了いたします。

最後に、退職等をされる県職員の皆様方、長きにわたり住民サービス向上のために奮闘されてきたことに感謝をし、地方自治法の精神とこれまでの経験をいかし、今後も御活躍いただくことを祈念いたしまして討論といたします。

嶋議長　森誠一議員。

〔森議員登壇〕

森議員　おはようございます。自由民主党の森誠一でございます。

自由民主党会派を代表いたしまして、令和８年度大分県一般会計当初予算案並びにその他の予算議案に対する予算特別委員長の報告について、賛成の立場から討論を行います。

我が会派では、様々な地域や団体からいただいた声を政策実現するため、知事をはじめ関係部長に要望、提案してまいりましたが、令和８年度予算は、それらに十分応えていただいたものと認識しております。

具体的には、人口減少の進行や人手不足の深刻化に加え、物価上昇と賃上げが同時に進み、先端技術が社会構造を急速に変えつつあるなど、本県を取り巻く社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、特別枠、おおいたビジョン加速枠に過去最多に並ぶ１３３事業、３４億円を盛り込むなど、過去最高の積極予算として編成をされています。

そのような中でも、高齢化の進行による社会保障関係費の増などによる義務的経費の増加を踏まえ、国の重点支援地方交付金など有利な財源を活用することで、財政調整用基金の取崩しを前年度と同額にとどめるなど、財政の健全性にも配慮されております。

ビジョン２０２４に掲げた１０年後の目指す姿の実現に向け、自ら地域に足を運び、直接耳を傾けて得られた県民の声などを基に施策を構築されようとする知事の姿勢を、我が会派としても高く評価するものでありまして、今後一層の御尽力をお願い申し上げる次第であります。

さて、予算案の具体的な内容を見ていきますと、各分野にきめ細かく、的確な施策が講じられております。

喫緊の課題である物価高騰対策については、各事業において物価の影響を見極め、必要な見直しが行われております。施設の維持補修や道路等の草刈り費用などについては、経費の増加に対応した事業費が措置されております。加えて、国の業務改善助成金に対する県独自の上乗せ補助の拡充や補助金の賃上げ枠についても２４事業まで拡大するなど、企業の賃上げや人材確保を後押ししております。あわせて、家計の負担軽減には、市町村によるプレミアム商品券の追加発行に備えることとされております。世界情勢が不透明な中、物価高への切れ目ない対応をお願いいたします。

ビジョン２０２４の実現を加速させる取組としては、まず安全で安心して暮らせる大分県づくりが重要であります。

昨年の大分市佐賀関大規模火災の復興支援に加え、生成ＡＩなど先端技術の進歩を踏まえ、災害対応力が強化されております。特に、我が会派として強く要望してきた急傾斜地崩壊対策やため池改修などの公共事業予算を増額するなど、ハード面の対応を充実していただいている点を心強く感じている次第であります。このほか、応急仮設住宅の迅速な供給体制整備や港湾施設の空洞化調査など、予算案に計上された県民の暮らしを守る取組について、早期の効果発現をお願いしたいと思います。

持続可能な環境づくりについては、スマート

ムーブキャンペーンや１日バス無料デーなどによりＣＯ２削減を進めることとされております。産業分野では、廃棄物の再資源化に資する高度選別処理設備の導入支援などにより、資源循環システムの構築を期待しているところであります。

誰もが安心して住み続けられる大分県を目指した三つの日本一への取組も、着実に積み重ねられています。

子育て満足度日本一に関しては、出会いの機会の提供から社会的養育を必要とするこどもへの支援まで、子育てに関する施策が総合的に進められております。昨年は婚姻件数が増加に転じ、伸び率が東京都に次いで全国２位となるなど、成果も表れ始めております。

健康寿命日本一に向けては、在宅医療を充実させるため、機能強化型ステーションへの移行を支援する訪問看護総合支援センターを設置するとともに、介護分野における生産性向上に対する支援の充実などが図られております。また、我が会派としても要望しておりました長時間労働医師がいる医療機関へ医師を増員派遣する病院への助成制度が創設されており、今後も引き続き地域の医療提供体制の確保が図られるよう期待しているところであります。

障がい者活躍日本一については、工賃向上に向け、就労継続支援事業所の機器整備等への助成が拡充されるとともに、障がい者アートの企業での活用や販売の場確保、パラスポーツの指導者育成など、芸術・スポーツ分野での取組も充実されております。

次に、県民が元気に活躍できる大分県づくりです。

地域の基幹産業である農林水産業の成長産業化に向け、農業については、規模拡大を目指す経営体の労働力確保を支援することとされております。

また、畜産においても、９年度に北海道で開催される全国和牛能力共進会を見据えた長距離輸送の実証に加え、県内外の枝肉共励会への出品支援の拡充などが盛り込まれており、共進会での好成績を期待するところであります。さらに、県内の獣医師確保に向け、畜産協会などと協力し、奨学金返還支援制度が創設されるなど、大幅な支援の拡充が図られております。

林業においては、循環型林業を確立するため、事業体の先進的な高性能林業機械導入による作業実証を支援するとともに、高温対策も踏まえた早生樹等の苗木増産支援や再造林の推進などが盛り込まれております。

水産業では、全国豊かな海づくり大会のレガシーを継承し、佐賀関産も含む水産物の消費拡大や高水温化に対応したキジハタの種苗生産体制確立などに取り組むとされております。

さらに、農林水産物の販売促進として、増加する観光客の消費を取り込むため、県産食材の認知度向上に取り組むとともに、カントリーリスクの低減に向けた輸出先国の多角化を進めるとされております。

県内企業の太宗を占める中小企業等を下支えすべく、金利が上昇する中、物価高や賃上げに対応した県制度資金の充実が図られます。また、成長意欲が高い企業への支援が充実されるほか、地域課題解決に取り組む社会起業家や企業内起業家への伴走支援などにより、新たな挑戦が次の成長へつながることを期待しているところであります。

成長が期待される観光産業では、昨年の宿泊者数が過去最高を記録するなど、好調に推移していますが、引き続き観光消費の拡大に向けた取組を強化する必要があり、長期滞在の促進に向けては、複数市町村をまたぐ広域周遊観光の取組を進めることとされております。

特にサンリオとの連携では、世界的知名度のあるキャラクターの利用に係る包括的なライセンス契約の締結や、基本構想が発表されたハーモニーランドのエンタメリゾート化に対応したプロジェクトチームの立ち上げなど、知事の思いのこもった取組も盛り込まれております。宿泊税の円滑な導入やツーリズムおおいたの体制強化と併せ、官民一体となった観光振興にぜひとも一層の取組をお願いいたします。

芸術文化の振興では、本県が世界的に誇る別府アルゲリッチ音楽祭の活動を支えるしいきア

ルゲリッチハウスを県の施設として管理し、芸術文化の拠点としての役割が強化されています。

スポーツの分野では、世界に挑戦するジュニアアスリートの育成を進めるほか、新たなスポーツ施設の在り方を検討する委員会の設置経費が盛り込まれており、地域活性化の実現に向けた議論が進むことを大いに期待しております。

最後に、新たな魅力を生み出し、未来を創造する大分県づくりです。

基盤となる広域交通ネットワークについては、政府予算案に新幹線の基本計画路線に係る事例研究が盛り込まれる中、佐藤知事の呼びかけにより、本県が主導し、我が会派所属議員もでき得る限り全員で参加した１月の全国総決起大会には、国会議員をはじめ多くの関係者が一堂に会するなど、東九州新幹線がついに動き出すとの期待が大いに高まっております。予算案でも、中九州横断道路の竹田阿蘇道路の整備促進や、大分－犬飼間の早期事業化に向けた国への働きかけに加え、東九州新幹線の関係４県１市が一丸となった機運醸成等に要する経費が盛り込まれておりますが、県政の最重点課題として、大分が取り残されないよう、全力を傾注して推進いただくよう重ねてお願いを申し上げます。我が会派としても、その実現に引き続き全力を尽くしていく所存であります。

こうした交通基盤の整備と併せ、企業誘致は本県経済の活性化に不可欠であります。豊後大野市や日田市などで官民連携による用地確保が進められており、知事のトップセールス等により大型案件の呼び込みを実現いただきたいと思います。

また、人口減少と高齢化が進行する中、持続可能な地域づくりに向け、ニーズの高い移動や買物などの生活支援が充実されているほか、移住者応援給付金や空き家利活用支援が拡充されております。

将来を見据えた先端技術への挑戦としては、次世代空モビリティの商用運航に向けた検討が県内で進んでおります。離発着場整備における基礎調査への支援などを通じ、取組を加速させ、県経済の発展につなげるよう期待しているところであります。

変化が激しい時代において、教育は最も重要な分野であり、十分な財源を確保するとともに、優秀な人材の確保・育成を進める必要があります。予算案では、小学校の給食無償化や高校の授業料無償化など、家庭の負担軽減が図られています。

また、県立高校の魅力向上に向け、地域との連携・協働の核となる学校運営協議会の設置校が拡大され、特色ある探究学習や地域活動の充実が期待されます。知事の看板政策でもある遠隔教育では、来年度は教科や実施校が拡大されるとともに、全県立高校を対象に学習のつまずき克服に向けた動画教材が配信されるなど、どの地域に住んでいても希望する教育を受けられる体制が構築されます。こうした取組と併せて、今年度から導入された複数校志願制度の効果をしっかり検証していただくようお願いいたします。

さらに、我が会派も強く要望してきた第二体育館等への空調整備の着手やスクールカウンセラーの配置時間延長など、いじめ、不登校といった課題への対処にもきめ細かく取り組むこととされており、今後も多様で質の高い学びの機会の保障に向けた取組に全力を挙げていただきたいと考えます。

さらに、公教育の一翼を担う私立高校に関して、地域と協働した探究活動への支援や、スクールバスの運行に対する補助制度の創設など、支援の拡充が図られております。今後もさらなる私学振興の取組をお願いいたします。

以上のことから、我が会派としては、上程された全ての予算案について賛成をするものであります。

最後になりますが、安心・元気・未来創造の大分県づくりに向け、本当初予算に計上された事業については、早期に着手し、事業効果が速やかに県民に還元されるよう要望いたします。

結びに、３月末をもって県職員を退職される皆様に、これまでの御尽力に心から感謝を申し上げまして、我が会派の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

嶋議長　成迫健児議員。

〔成迫議員登壇〕

成迫議員　おはようございます。県民クラブの成迫健児でございます。

ただいま議題となっております第１号議案令和８年度一般会計予算案並びにそのほか関連予算案に対する予算特別委員長の報告について、各般の施策推進に当たり留意すべき諸点並びに今後の課題を申し述べ、賛成の立場から県民クラブを代表して討論を行うものであります。

討論に先立ち、昨今のイラン情勢の関係について申し上げます。

原油などエネルギー資源のサプライチェーンは危機的状況にあり、世界経済はもちろん、本県においても県民生活や地域経済に大きな影響が及んでおります。県の予算編成後に生じた事案であるため、具体策が盛り込まれていないことはやむを得ませんが、県におかれては、県民や事業者からの相談に対し、より一層丁寧かつ迅速に対応されるとともに、国に対しては実効性ある支援策を求め、国際社会と連帯した事態の早期収束に向けて働きかけるよう強く要望しておきます。

では、討論に入ります。

総額７，３００億円を超える過去最大規模の新年度一般会計当初予算案が提案され、安心・元気・未来創造ビジョン２０２４の実現を加速させるべく、防災対策の高度化、誘客対策の強化、魅力ある学校づくりなどに重点的な配分がなされております。また、物価高騰対策についても前年度を大きく上回る規模で措置されており、県民生活の実情に配慮した積極的な編成であると評価いたします。

総務部所管の議案のうち、職員の勤務時間制度の見直しについてですが、フレックスタイム制度の導入は、多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの推進に資する、意義ある取組であります。しかしながら、その運用に当たっては、勤務時間の把握や業務管理が曖昧となり、結果としてサービス残業を助長するものであってはなりません。制度の趣旨を十分に踏まえ、所属長による適切な管理監督の下、職員の健康確保と公務能率の向上が両立されるよう、慎重かつ適正な運用を強く求めるものであります。

次に、企画振興部関係であります。ホーバークラフトについては、その利用促進に向け、大分にホーバーありと全国に広く発信されることを期待いたします。単なる交通手段にとどまらず、観光資源として価値を高める観点から、戦略的な情報発信の強化に加え、航空機とのセット販売や観光商品への組み込みなど、具体的かつ実効性のある需要喚起策を講じる必要があります。

また、大分空港においては、旅客ターミナルの増改築により受入れ環境の向上が図られておりますが、利用者拡大の鍵は路線の充実にあります。国内線の新規路線開設に向けた積極的な働きかけとともに、インバウンド需要の回復・拡大を見据えた国際線の開拓にも力を注ぐべきであります。

公共交通については、地域社会の存続に直結する重要な基盤であり、地域交通ビジョン２０２６の策定に当たっては、デジタル技術の活用や新たな移動サービスの導入を視野に入れ、将来にわたり持続可能な交通体系の構築を図る必要があることを申し添えます。

生活環境部関係では、ＧＸの推進やカーボンニュートラルの実現に向けた取組が着実に進められております。これらを実効あるものにするためには、県民一人一人の意識と行動の変革が不可欠であります。阿蘇くじゅう国立公園や祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに象徴される本県の豊かな自然環境を将来世代へ確実に引き継ぐため、環境意識の醸成と具体的行動の促進を一体的に進めていく必要があります。

また、防災対策については、南海トラフ地震をはじめとする自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ、実効性ある対策の推進が急務であります。新たな被害想定に基づく対策の強化に加え、孤立集落対策、応援・受援体制の整備、消防力の充実など、総合的な防災体制の強化に引き続き取り組まれることを求めます。

福祉保健部関係においては、子育て日本一の

実現に向けた里親支援センターの設置や、医療的ケア児、発達障がい児など、困難を抱えるこどもと家庭への支援を一層推進するとともに、障がいのある方が安心して働き、暮らすことができる地域社会づくりをさらに進めていただきたい。

また、健康寿命の延伸に向けては、在宅医療を支える訪問看護体制の充実が不可欠であり、加えて、医療・介護人材の確保については、処遇改善とＤＸの推進を両輪として持続可能なサービス提供体制の構築を図る必要があります。

商工観光労働部関係では、賃上げと物価の好循環を実現するための施策が体系的に整理されており、その方向性は適切と言えます。中小企業・小規模事業者への支援については、現場の実情を的確に把握し、きめ細やかな対応を継続していくことが重要です。

一方で、人手不足は依然として深刻であり、若者の県内定着に加え、外国人材など、多様な人材の活躍を促進する環境整備が不可欠です。外国人材については、単なる労働力としてではなく、地域や企業とともに支える存在として受入れが進むよう、企業側の理解促進や受入れ環境の整備を一層進めていただきたいと思います。

観光分野においては、地域の多様な魅力を掘り起こしつつ、地域間の偏在是正と滞在時間の延伸を図り、県内全域への経済波及効果を高める施策を一層推進すべきであります。

さらに、企業誘致や産業集積においては、ＧＸやＤＸといった新たな成長分野への対応を含め、戦略的に進められているところですが、県内全域の均衡ある発展の観点から、地域間の偏りが生じないよう配慮しながら取り組む必要があります。

農林水産分野では、県産品の販売促進に当たり、消費者ニーズを踏まえた戦略的かつ効果的な情報発信が重要であります。また、フードテックやスマート農業など、新たな分野への対応を強化し、競争力のある農林水産業の確立を図る必要があります。

また、中山間地域における生産基盤の整備については、県下の隅々にまで農業就業者を永続的に維持するためにも大切な取組です。しかも県下の治水をしっかりと維持する田んぼダムの取組を機能させる上でも、中山間地の圃場を活用できる体制をハード面、ソフト面ともに整備することが必要です。関係者との丁寧な協議を重ねながら、着実に取組を進めていただきたいと思います。

あわせて、持続可能な農業の確立を目指す新たな挑戦も視野に入れ、生産者の所得を確保すること、そして豊かな農山漁村を守る両面から農林水産行政を進めていただくよう期待します。

土木建築関係では、頻発する自然災害に対する抜本的かつ総合的な治水・土砂災害対策を推進するとともに、南海トラフ地震などから県民の命と暮らしを守るため、県土のさらなる強靭化の推進、安心して子育てできる環境づくりや安全・安心な交通環境整備の推進を大きな柱としています。

社会インフラの長寿命化、県営住宅等の整備・改修を通じた子育て環境の整備、陸海一体となった広域交通網の強化、地域の暮らしを支える道路整備・改良、道路環境の維持、景観を守るための対策や深刻な課題となっている建設業界での人手不足など、取り組むべき課題は多くありますが、県内の基礎自治体と連携を深めて、様々な取組を通じて県民誰もが快適に暮らしていける大分県づくりをさらに進めてほしいと考えます。

あわせて、佐賀関大規模火災からの早期復興に向けた国や大分市との連携による積極的な取組や、環境先進県おおいたを土木建築行政から推進する視点から、関係各部局と連携し、省エネの建築物普及・促進、公共建築物の省エネ・創エネ化、再生資材の利活用等のさらなる取組を推進していただきたいと考えます。

教育委員会については、保護者の経済的負担を軽減するために、小学校の学校給食費無償化に取り組む市町村に対しての助成、登校支援員の小学校における配置拡充、遠隔教育の充実、喫緊の課題である教員の働き方改革のため、スクール・サポート・スタッフを拡充するなど、こどもが地域の中で生き生きと学び育つために、

また、そのこどもと向き合う教職員のため、人材確保を進めようとしていることは評価できます。

しかし、複数志願制に見られるように、新たな高校入試制度も始まりましたが、高校授業料無償化が進められる中、全県一区制度の見直しとして県民の期待に応えられるものとなったのかが問われるのではないでしょうか。今後の地域で輝く魅力ある公立高校の在り方がより一層進められることを期待するところです。

また、給特法の改正を具現化するための業務量管理・健康確保措置実施計画の推進により真の働き方改革が実現するために、県教育委員会の強いリーダーシップを期待するところです。

最後に、県警本部関係についてです。

近年、被害件数、額ともに増加している詐欺被害は、本県においても大きな社会問題になっています。新年度は主に詐欺被害防止総合対策事業において国際電話対策、広報啓発活動等を進めるとしていますが、組織改革の効果も含め、一人の県民も被害者にしないという気概を持って事業を進めていただきたいと考えます。

また、従来からの交通事故抑止に向けた取組を進めていただき、あわせて、夏の暑さ対策、働き方改革など、警察官の勤務環境の改善をより進めていただきたいと考えます。

結びに当たり、本年度をもって退職される皆様に対し、長年にわたる御尽力に深く敬意と感謝を表します。今後とも御健勝にて本県発展に御支援を賜りますことをお願い申し上げ、県民クラブを代表しての賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

嶋議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第２号、第４号議案から第８号議案まで、第１１号議案及び第１２号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１号議案、第３号議案、第９号議案、第１０号議案及び第１３号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、可決でございます。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立多数でございます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――→…←―――――

日程第２　第１４号議案から第２９号議案まで、第３１号議案から第４７号議案まで、第５０号議案、第５１号議案、１号報告、継続請願１５

（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第２、日程第２の各案を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員。

〔今吉議員登壇〕

今吉福祉保健生活環境委員長　おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案６件及び前回継続審査となりました請願１件であります。

委員会は、去る１８日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第２５号議案権利の放棄について、第２６号議案大分県男女共同参画計画の策定について、第２８号議案大分県環境影響評価条例の一部改正について及び第２９号議案大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正については全会一致をもって、第２４号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について並びに第２７号議案おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については

賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、継続請願１５ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

嶋議長　商工観光労働企業委員長小川克己議員。

〔小川議員登壇〕

小川商工観光労働企業委員長　商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案２件であります。

委員会は、去る１８日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第３１号議案大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止については全会一致をもって、第３２号議案大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

嶋議長　農林水産委員長森誠一議員。

〔森議員登壇〕

森農林水産委員長　農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案４件であります。

委員会は、去る１９日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第３３号議案令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、第３４号議案大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第３５号議案大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第３６号議案大分県漁港管理条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

嶋議長　土木建築委員長阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕

阿部（長）土木建築委員長　土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案１１件であります。

委員会は、去る１８日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第３７号議案令和８年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、第３８号議案工事請負契約の変更について、第３９号議案大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について、第４０号議案大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第４１号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について、第４２号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について、第４３号議案大分県港湾施設管理条例の一部改正について、第４４号議案港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について、第４５号議案工事請負契約の変更について、第４６号議案大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正について及び第４７号議案工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

嶋議長　文教警察委員長清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田文教警察委員長　文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案２件であります。

委員会は、去る１９日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第５０号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について及び

第５１号議案大分県暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

嶋議長　総務企画委員長太田正美議員。

〔太田議員登壇〕

太田総務企画委員長　総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回付託を受けました議案１０件及び報告１件であります。

委員会は、去る１９日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第１４号議案包括外部監査契約の締結について、第１５号議案大分県公告式条例の一部改正について、第１６号議案大分県公益認定等の審査会条例の一部改正について、第１７号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について、第１８号議案特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について、第１９号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第２０号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、第２１号議案大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、第２２号議案大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第２３号議案大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

次に、第１号報告令和７年度大分県一般会計補正予算第４号については、承認すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

なお、第１７号議案については商工観光労働企業委員会に、第１９号議案については福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に、第２０号議案については福祉保健生活環境委員会に合議し、その結果をも審査の参考といたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

嶋議長　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がございますので、これを許します。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員　日本共産党の猿渡久子です。

上程された各議案について討論を行います。

まず、二つの議案について、賛成の立場で討論します。

第１７号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正については、反対するものではありませんが、フレックスタイム制の導入については、長時間勤務とならないよう、上司が時間管理を適正に行うことが必須だと申し添えて賛成とします。

第１８号議案特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正については、特別職の給料を引き上げるものですが、県民から見て納得できる金額であるべきだと指摘した上で、賛成します。

次に、反対討論ですが、まず、各種使用料・手数料の値上げについてです。

第１９号議案の使用料及び手数料条例の一部改正をはじめ、２２号、２３号、２７号、３２号、３４号、３５号、３６号、４０号、そして４１号、この１０本の議案は、各県有施設の使用料など、多くの料金を引き上げる内容となっています。

具体的には、飲食店営業許可の手数料は１万７千円を１万８，４００円に、旅館業の許可は２万２千円を２万４，４００円に、温泉掘削の許可は１２万円を１２万５千円に引き上げるなど、多くの県民にとって負担増となります。人件費や物価の上昇に伴う経費を試算して値上げが必要と判断したとのことですが、経費上昇分は県の予算で対応すべきだと考えます。

物価高騰の折、県民は苦しい暮らしを余儀な

くされています。公共施設の使用料や各種手数料は低廉で使用できるようにすることが公の役割でもあります。受益者負担の原則によるとのことですが、既に相応な負担はしており、これ以上の値上げはすべきではないと考えます。

以上の理由から本議案には反対いたします。

次に、第２４号議案大分県国民健康保険条例の一部改正についてです。

国民健康保険は、非正規雇用の方や農家、個人事業主、年金生活者など、所得の低い方が多く加入している健康保険です。同じ所得水準の世帯であっても、ほかの健康保険に比べて、事業主負担がないため、本人負担は約２倍となっています。このような国民健康保険に対し、４月から子ども・子育て支援金を上乗せして徴収しようとすることは、制度の趣旨から見ても筋違いであり、さきほど日本共産党の堤栄三議員が述べた国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論と同様の観点から、本議案についても反対いたします。

次に、第４５号議案工事請負契約の変更についてです。

大分港大在地区コンテナクレーンについて、５７５万３千円増額し、１４億５，３９０万３千円を投じて更新事業を行おうとするものです。

このコンテナクレーンを使用する会社は大企業２社のみとのことで、大企業２社のために１４億を超える税金を投入することには賛成できません。

次に、継続請願１５号ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

医療機関を受診し、解熱・鎮痛剤のロキソニンや抗アレルギー薬のアレグラなどが処方された場合に、薬剤費の一部を保険から外し、患者に負担を求める制度見直しが議論されています。

この見直し案では、薬剤費の４分の１を保険給付から外して全額患者負担とし、残りの４分の３のみを保険適用とします。現役世代の場合、薬剤費の自己負担は従来の３割から実質的に５割へと引き上げられることになります。

２００２年改定の健康保険法附則では、７割の給付を将来にわたり維持するとされ、当時の厚生労働大臣も、自己負担は３割が一つの限界と答弁していました。こうした現行制度の考えや国会答弁を踏まえない見直しは極めて問題があります。

厚生労働省は、セルフメディケーションを名目に医療用医薬品の市販薬化を進め、今後も拡大する方針です。しかし、日本医師会は、重篤な疾患の見逃しや副作用のリスクを懸念しています。受診せず市販薬を購入した場合、厚労省の試算でも患者負担は８倍から５０倍に増加するとされています。今回の見直しは、医師が必要と判断して処方する薬について、市販薬が存在することを理由に部分的に保険から外すものであり、結果として受診行動に不利益を与えるものとなりかねません。

来年度中に、まず７７成分、約１，１００品目を対象にするとされていますが、昨年末の財務大臣と厚生労働大臣の大臣合意では、将来的にはさらなる対象医薬品の拡大を検討することが示されています。また、日本維新の会は、ＯＴＣ類似薬の全面的な保険適用除外を主張しています。今回は４分の１の見直しにとどまるものの、将来的なさらなる負担拡大が懸念されます。

重大なのは、この見直しが必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという医療保険制度の大原則に影響を及ぼしかねない点です。２００４年の厚生労働大臣と規制改革担当大臣との基本合意に明記されており、厚労省自身も認めてきたものです。軽い病気なら医者に行くな、医者にかかるなら別途、保険外の負担を求めるとの考え方が広がれば、薬代にとどまらず、検査や診療全体に保険外負担が拡大するおそれがあります。これは医療保険制度の根幹に影響を及ぼすものであり、国民皆保険の理念を揺るがすことになりかねません。

以上の理由から本見直しには反対であり、請願への御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

嶋議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に

入ります。

まず、第１４号議案から第１８号議案まで、第２０号議案、第２１号議案、第２５号議案、第２６号議案、第２８号議案、第２９号議案、第３１号議案、第３３号議案、第３７号議案から第３９号議案まで、第４２号議案から第４４号議案まで、第４６号議案、第４７号議案、第５０号議案、第５１号議案及び第１号報告について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第１９号議案、第２２号議案から第２４号議案まで、第２７号議案、第３２号議案、第３４号議案から第３６号議案まで、第４０号議案、第４１号議案及び第４５号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は、可決でございます。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立多数でございます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、継続請願１５について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択でありますが、採択について採決します。

御請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

――――――→…←――――――

日程第３　第６３号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第３、第６３号議案を議題とします。

――――――→…←――――――

第６３号議案　監査委員の選任について

――――――→…←――――――

嶋議長　提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事　おはようございます。ただいま上程されました人事議案について説明を申し上げます。

第６３号議案監査委員の選任については、県議会議員のうちから選任する監査委員に阿部長夫氏及び大友栄二氏を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

嶋議長　以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がございませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

〔阿部（長）議員退場〕

嶋議長　初めに、阿部長夫議員について採決します。

阿部長夫議員の監査委員選任に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、阿部長夫議員の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔阿部（長）議員入場、大友議員退場〕

嶋議長　次に、大友栄二議員について採決します。

大友栄二議員の監査委員選任に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、大友栄二議員の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔大友議員入場〕

――――――→…←――――――

日程第４　議員提出第１号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第４、議員提出第１号議案を議題とします。

――――――→…←――――――

議員提出第１号議案　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

――――――→…←――――――

嶋議長　提出者の説明を求めます。澤田友広議員。

〔澤田議員登壇〕

澤田議員　ただいま議題となりました議員提出第１号議案について、提案理由の説明を行います。

１号議案脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書についてです。

脳脊髄液漏出症は、交通事故を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患であり、平成２８年からは硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が保険適用となりましたが、社会的認知はいまだ十分とは言えません。

脳脊髄液減少症患者や家族支援協会からは、労災保険では障害等級１２級の認定が多い一方、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されずに、多くの患者が救済されていないとの指摘があります。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く適切な治療が受けられるよう支援体制の充実が必要です。そのため自賠責保険の後遺障害等級の認定手続として高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように専門医による認定システムの仕組み構築をすること、さらには、裁判所が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した根拠書類の開示制度の確立などを政府に強く求めるものです。

以上、案文はお手元に配付しておりますので朗読は省略いたします。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

嶋議長　以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

――――――→…←――――――

日程第５　委員会提出第１号議案

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長　日程第５、委員会提出第１号議案を議題とします。

――――――→…←――――――

委員会提出第１号議案　大分県議会会議規則の一部改正について

――――――→…←――――――

嶋議長　提出者の説明を求めます。議会運営委員長御手洗吉生議員。

〔御手洗（吉）議員登壇〕

御手洗（吉）議会運営委員長　ただいま議題となりました委員会提出第１号議案について、提案理由の説明をいたします。

今回、多様な人材の参画の観点から制度を拡充する必要があること、また、議会の制度改革への取組が社会への啓発にもつながること等に鑑み、県議会会議規則における産前産後に係る欠席届の対象について所要の改正を行うものであります。

案文はお手元に配付しておりますので朗読は省略いたします。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

嶋議長　以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

なお、各案は、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会に付託しません。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がございませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――→…←―――――

日程第６　常任委員の選任

嶋議長　日程第６、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員氏名表のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

―――――→…←―――――

常任委員会委員氏名表

総務企画委員

中野哲朗
今吉次郎
森　誠一
嶋　幸一
御手洗朋宏
高橋　肇
三浦由紀

福祉保健生活環境委員

岡野涼子
小川克己
大友栄二
元吉俊博
守永信幸
玉田輝義
澤田友広
佐藤之則

商工観光労働企業委員

桝田　貢
太田正美
後藤慎太郎
古手川正治
木田　昇
猿渡久子
末宗秀雄

農林水産委員

首藤健二郎
井上明夫
麻生栄作
阿部英仁
福崎智幸
二ノ宮健治
堤　栄三

土木建築委員

御手洗吉生
穴見憲昭
清田哲也
木付親次
吉村尚久

若山雅敏
吉村哲彦

文教警察委員

志村　学
宮成公一郎
阿部長夫
三浦正臣
成迫健児
原田孝司
戸高賢史

―――――→…←―――――

日程第７　議会運営委員の選任

嶋議長　日程第７、議会運営委員の選任を行います。

この採決は、起立により行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員氏名表のとおり指名したいと思います。

これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立多数でございます。

よって、ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

―――――→…←―――――

議会運営委員氏名表

志村　学
御手洗吉生
岡野涼子
清田哲也
今吉次郎
大友栄二
木付親次
古手川正治
木田　昇
守永信幸
二ノ宮健治
玉田輝義
戸高賢史

―――――→…←―――――

嶋議長　この際、各常任委員会及び議会運営委員会は、委員長及び副委員長互選等のため、お手元に配付の委員会招集通知書のとおり、直ちに委員会を開催願います。

暫時休憩します。

午前１１時１８分　休憩

―――――→…←―――――

午前１１時５０分　再開

嶋議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので御報告します。

総務企画委員長中野哲朗議員、同副委員長今吉次郎議員、福祉保健生活環境委員長岡野涼子議員、同副委員長小川克己議員、商工観光労働企業委員長桝田貢議員、同副委員長太田正美議員、農林水産委員長首藤健二郎議員、同副委員長井上明夫議員、土木建築委員長穴見憲昭議員、同副委員長清田哲也議員、文教警察委員長宮成公一郎議員、同副委員長阿部長夫議員、議会運営委員長御手洗吉生議員、同副委員長志村学議員、以上、報告を終わります。

―――――→…←―――――

日程第８　議員派遣の件

嶋議長　日程第８、議員派遣の件を議題とします。

―――――→…←―――――

議員派遣

その１

１　目的

子育て支援施策、景観保全施策、農業施策等に関する調査のため

２　場所

フランス共和国

３　期間

令和８年４月１３日から令和８年４月１８日まで

４　派遣議員

穴見憲昭、岡野涼子、清田哲也、阿部長夫、太田正美、大友栄二、古手川正治、阿部英仁

その２

１　目的

観光・ツーリズム施策、障がい者支援施策、農業施策等に関する調査のため

２　場所
　　スイス連邦
３　期間
　　令和８年４月２６日から令和８年５月２日まで
４　派遣議員
　　桝田貢、中野哲朗、首藤健二郎、今吉次郎、小川克己、森誠一、末宗秀雄
その３
１　目的
　　環境保全施策、芸術文化施策、農業施策等に関する調査のため
２　場所
　　ドイツ連邦共和国
３　期間
　　令和８年６月２９日から令和８年７月４日まで
４　派遣議員
　　御手洗朋宏、吉村尚久、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、佐藤之則、三浦由紀

―――――→…←―――――

嶋議長　派遣内容は、お手元に配付のとおりであります。

これに対し、討論の通告がありますので、これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員　お疲れさまです。日本共産党の堤でございます。

議員派遣その１、その２、その３について、反対討論を行います。

今回、フランス、スイス、ドイツに２２名の議員が海外調査研究に行く予定となっています。

日本共産党は、全ての海外調査研究が悪いという立場は取りませんが、しかし、現在の県民の暮らしは、年金の実質的な引下げ、社会保障費負担の増大、非正規雇用の拡大、実質賃金の減など、大変厳しい状況となっているのが実態です。このような厳しい県民生活や財政状況の中、およそ税金を３，４００万円も使ってまで海外調査研究するべきでしょうか。当然、自粛こそ議会として取るべき道だと考えます。

全国でも、今年度１５都府県が海外視察を実施せず、４県は海外視察制度を廃止・休止・自粛を行っています。

以上の理由から、今回の海外への議員派遣には反対いたします。

以上で討論を終わります。

嶋議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

会議規則第１２５条第１項の規定により、各議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長　起立多数でございます。

よって、各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

―――――→…←―――――

日程第９　閉会中の継続調査の件

嶋議長　日程第９、閉会中の調査の件を議題とします。

―――――→…←―――――

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

１、職員の進退及び身分に関する事項について
２、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
３、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
４、条例の立案に関する事項について
５、デジタル政策の推進に関する事項について
６、学事に関する事項について
７、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について

８、国際交流及び文化振興に関する事項について
９、広報及び統計に関する事項について
１０、地域振興及び交通対策に関する事項について
１１、出納及び財産の取得管理に関する事項について
１２、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会
１、社会福祉に関する事項について
２、保健衛生に関する事項について
３、社会保障に関する事項について
４、県民生活に関する事項について
５、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
６、男女共同参画及び青少年に関する事項について
７、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
８、県の病院事業に関する事項について

商工観光労働企業委員会
１、商業に関する事項について
２、工・鉱業に関する事項について
３、観光に関する事項について
４、労働に関する事項について
５、先端技術に関する事項について
６、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会
１、農業に関する事項について
２、林業に関する事項について
３、水産業に関する事項について

土木建築委員会
１、道路及び河川に関する事項について
２、都市計画に関する事項について
３、住宅及び建築に関する事項について
４、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会
１、市町村教育委員会への助言に関する事項について
２、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
３、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
４、義務教育及び高校教育に関する事項について
５、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
６、社会教育及び体育の振興に関する事項について
７、文化財の保護に関する事項について
８、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会
１、議会の運営に関する事項について
２、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
３、議長の諮問に関する事項について

――――――→…←――――――

嶋議長　各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第７３条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔大友副議長退場〕

――――――→…←――――――

副議長辞職の件

嶋議長　ここで、副議長大友栄二議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件を議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

―――――→…←―――――

〔職員朗読〕

辞職願

今般、都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和８年３月２６日

大分県議会副議長　大友栄二

大分県議会議長　嶋　幸一殿

―――――→…←―――――

嶋議長　お諮りします。大友栄二議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、大友栄二議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔大友議員入場〕

―――――→…←―――――

副議長の選挙

嶋議長　ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加します。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

嶋議長　ただいまの出席議員数は４２名でございます。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

嶋議長　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

嶋議長　異状なしと認めます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

元吉俊博議員より、投票に当たり配慮の申出がありましたので、これを許します。

事務局は、投票箱を元吉俊博議員の席までお願いします。

〔元吉議員投票〕

嶋議長　それでは、議席順に順次投票願います。

〔各員投票〕

嶋議長　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に宮成公一郎議員、吉村尚久議員及び吉村哲彦議員を指名します。

３名の議員の立会いを求めます。

〔立会人登壇〕

嶋議長　投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔投票点検〕

嶋議長　選挙の結果を報告します。

投票総数　　４２票

有効投票　　４２票

無効投票　　０票

有効投票中

森誠一議員　　２３票

玉田輝義議員　　１９票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は１１票でございます。

よって、森誠一議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

嶋議長　ただいま副議長に当選された森誠一議員が議場におられますので、会議規則第３２条第２項の規定により、本席から当選を告知します。

副議長に当選された森誠一議員から当選承諾及び就任の御挨拶がございます。森誠一議員。

〔森副議長登壇〕

森副議長　皆様、こんにちは。

ただいまの副議長選挙において、第１０６代副議長に選任をいただきました森誠一でございます。

その重責に身の引き締まる思いでございます。嶋議長の補佐役として円滑な議会運営、政策議

論を深めるための環境整備、広報のさらなる充実など、しっかりと努めてまいりたいと思っております。県民皆様、そして議員各位、佐藤知事をはじめ執行部の皆様の御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

―――――→…←―――――

嶋議長　以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

―――――→…←―――――

嶋議長　この際、大友栄二議員から退任の御挨拶をしたい旨の申出がございましたので、これを許します。大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友議員　副議長を退任するにあたり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昨年３月の第１回定例会において副議長という大任を仰せつかりました。その中で様々な経験を積ませていただきましたことに、この場を借りて改めて感謝、御礼を申し上げたいというふうに思います。

この一年、嶋議長の下、公正円滑な議会運営はもとより、議会の政策立案能力の充実強化や広報広聴活動に力を尽くしてきたつもりでございます。

政策検討協議会においては、人口減少、少子高齢化の傾向が加速していく中、自治会等の組織を維持・存続させることが困難となる現状を踏まえまして、本県の持続可能な発展に向けて調査研究を行ってまいりました。自ら地域で望む活動を行うことが地域のためにもなるという好循環を生み出し、持続可能な地域づくりが実現される地域コミュニティの活性化に向けた政策提言も取りまとめをさせていただきました。

また、広報委員会においては、出前県議会や夏休み子ども議会見学、そしてまたユースモニターとの意見交換会等を通しまして県民の皆様から様々な御意見を頂戴し、その中で多くの気づき、学びがあった、そのようにも思っております。

おかげさまをもちまして、議長をはじめ先輩、同僚議員の皆様方、そして佐藤知事をはじめとした県執行部の皆様方の御支援、御協力の下、何とか大役を務め終えることができましたことを、ここに改めて厚く感謝、御礼を申し上げたいというふうに思います。

今後とも県政のなお一層の発展を目指し、全力を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、私の副議長退任の挨拶に代えさせていただきます。

１年間、本当にありがとうございました。（拍手）

―――――→…←―――――

嶋議長　これをもって令和８年第１回定例会を閉会します。

午後０時１３分　閉会

継　続　請　願

受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名
１５	令和７年１１月２８日	大分市古ケ鶴１－４－１　大分県医療生協内 大分県社会保障推進協議会 会長　川　野　桂　吾

件　名　及　び　要　旨

ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について

政府は「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして「ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込み、２０２６年度中に実施する方針を示している。

ＯＴＣ類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化する懸念が指摘されている。また、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねない。

多くの市町村ではこども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなどの施策を強めてきたが、助成対象となっていた処方薬がＯＴＣ類似薬の保険適用除外によって市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になる。

ついては、医療費削減ありきではなく全ての国民が必要な医療を受けることができるように、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出していただきたい。

紹介議員氏名	付託委員会	結　果	備　考
堤　　栄　三 猿　渡　久　子	福祉保健生活環境	不採択	